

発刊登録番号

12-B552783-000027-10

2018年国家知識財産委員会年次報告書

(仮訳)

2019年3月

国家知識財産委員会

知識財産戦略企画団

Presidential Council on Intellectual Property

(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、国家知識財産委員会で発表した「2018 年国家知識財産委員会年次報告書 (2019 年 3 月)」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。(http://www.ipkorea.go.kr/information/report_list.do)

【免責条項】 本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

2018における知的財産主要政策の成果

2018年度国家知識財産施行計画は第2次国家知識財産基本計画（2017～2021）に基づき、「革新成長と雇用創出を促進する知的財産エコシステムの造成」を目標に策定された。そこに、現政権の国政課題支援を強化するための内容を補完して2018年に推進する6大重点方向を選定し、第2次基本計画における20つの核心課題を再構成して12の推進課題を導き出した。

1 IPを基盤とした良質な雇用創出への寄与

知的財産（IP：Intellectual Property）を基盤とした良質な雇用創出に向けた取り組みとして、第一に、特許庁、文化体育観光部が中心となってIP専門人材を育成し、起業及び就業の活性化支援を推進した。まず、特許庁は標準特許専門人材育成プログラムを実施することで、国際標準化過程における標準特許確保の可能性を引き上げた。また、未就業の大学卒業（予定）者を対象として採用と連係した教育を拡大し、約250人の未就業卒業者を対象にIP実務教育を実施してIPサービス企業への就職を支援した。一方、文化体育観光部はコンテンツ創作職の専門人材を育成するための教育課程を設け、クリエイター志望者の創作力を強化した。また、現場の実務者及び起業準備者を対象に第四次産業革命と密接に関係する著作権分野のオンライン教育を提供することで、第四次産業革命関連の著作権問題に能動的に対応できるように支援した。さらに、現場中心の「IP管

理」人材の成長を支援し、現場・融合型「IP人材育成基盤」を充実させるために、各部処での支援をさらに強化した。産業通商資源部は技術経営専門大学院を開設し、その運営を支援することで現場を中心とした、レベルの高い技術経営人材の養成を促進した。特許庁はハンバツ大学などの9校でIP採用連係キャンプを開催するほか、キャンパス特許戦略ユニバーシアード大会を開き、大会での受賞者を対象とした知的財産リーダー活動プログラムを実施した。

第二に、民間主導のIPサービス業を発展させIP取引・金融を活性化させるために、各部処でも並行して取り組みが行われた。IP価値評価機関を2017年の15ヶ所（民間機関5ヶ所）から2018年には17ヶ所（民間機関7ヶ所）へと拡大し、IPサービス業の新規投資ファンドを約1,000億ウォン規模で造成するなど、IPサービスのインフラを構築して企業のIPサービス活用率を引き上げた。また、母胎ファンド（fund of funds）の特許アカウントを通じてIP投資規模を2017年の480億ウォンから2018年には約1千億ウォンにまで拡大し、IP出願の支援と海外でのIP収益化などIPへの直接投資を強化した。

2 第四次産業革命への対応及び新産業の創出に向けた強力なIPの確保

第四次産業革命に関わる新産業分野における優秀IPの創出支援拡大に向けた取り組みとしては、第一に、IP - R&D戦略を通じた核心技術IPの先取りを推進した。内容としては、R&Dの全周期における特許ビッグデータの分析支援事業を拡大実施し、13の革新成長エンジン分野¹のうち2分野（モノのインターネット、自動運転車）について、課題発掘段階における標準特許戦略マップ構築から課題終了後の標準特許後続管理まで、R&Dの各段階における標準特許確保戦略を支援した。また、中小・中堅企業の国際標準化力を強化すべく、中小・中堅企業を「国家標準技術力向上事業」に参加させて開発技術の国際標準11件を提案し、18件の特許を出願した。さらに、国際標準特許を確保するための対外活動も活発に行った。特許庁は国際標準対応委員会と連携し、ブロックチェーンなど新技術分野の特許戦略をいち早く立てるために部処横断的な国際標準共同対応体系を構築し、国内特許技術の国際標準化に向けた戦略支援を年2回以上実施した。

第二に、新技術・新産業の出現に対応するためにIP保護体系を整備するなど、IPインフラの構築に取り組んだ。具体的には、人工知能、3Dプリンティングといった新技術分野に関する「第四次産業革命と著作権」協議体を設立して著作権上の争点について議論し、ビッグデータ産業の活性化に向けた著作権法改正を推進した。また、特許庁は第四次産業革命に対応すべく、核心分野ごとの専門審査官からなる審査組織の整備を推進し、審査人材を増やして出願が急増する核心技術分野に優秀な理工系人材を審査官として投入できるよう、関係部処との協業を実施した。

3

起業と中小・ベンチャー企業の成長に必要なIP競争力の強化及び公正な秩序の確立

起業を奨励するとともに、中小・ベンチャー企業の成長を支援するために、特許庁、中小ベンチャー企業部、保健福祉部など関係部処はIP活動への支援を強化し、公正な経済の基盤を構築した。

第一に、スタートアップ向けの特許バウチャー事業を展開して110のスタートアップを選定し、183件のバウチャーを発行することで、第四次産業革命関連の技術に対してIP権利化、特許調査分析コンサルティング、特許技術価値評価などのIPサービスを支援した。この他、知的財産を基盤にした起業へのコンサルティングを支援するIP礎（ティディムドル）プログラムを通して起業準備者825人を養成した。また、中小企業のIP活動を支援するために、人工知能、モノのインターネットといった第四次産業革命の核心分野を中心に、IP - R&D戦略の支援対象を2017年の57分野から2018年には73分野まで拡大した。さらに、R&Dの全週期におけるIP戦略の策定を支援し、海外特許14件、国内特許46件を出願するという成果を上げた。

第二に、中小・ベンチャー企業のIP保護を強化するために公正な経済の基盤を構築した。

¹ スマートシティ、仮想現実（VR）・拡張現実（AR）、再生可能エネルギー、自動運転車、ビッグデータ、カスタマイズヘルスケア、知能型ロボット、ドローン（無人航空機）、次世代通信、先端素材、知能型半導体、革新的新薬、人工知能

代表的な成果として不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の改正が挙げられる。同法律の改正では、入札や取引の相談といった取引関係におけるアイデア奪取行為と、営業の全体的外観模倣行為を不正行為として新設した。また、アイデア奪取行為に対する調査・是正勧告を導入するなど、行政措置を強化するための法的根拠を設けた。さらに、中小ベンチャー企業部などと「技術奪取根絶TF」を運営して被害企業に対する救済協力を強化することで、中小企業技術流出に対する迅速な対応体系を構築した。

4 デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築

デジタル環境下で新たに登場する著作権 이슈に対応できるよう、著作権エコシステムの基盤構築を推進した。その第一の取り組みとして、創作者への公正かつ適切な補償体系を構築し、コンテンツ産業の活性化を図った。具体的には、権利者が正当な補償を受けることができる基盤を作るために、創作者、関連機関を対象に標準契約書に関する教育を実施し、デジタル著作権取引所を通じて著作権利用許諾契約を締結する際は標準契約書の使用を義務付けるなど、標準契約書の活用を拡大した。また、デジタル著作権保護のための官民による対応体系を構築することで、是正勧告の所要時間を従来の2週間から0.85日に短縮するなど、著作権侵害に対する迅速な対応体系を構築した。さらに、放送通信委員会、警察庁などの関連機関と協力して、オンラインでの違法流通に積極的に対応し、主な侵害サイトを閉鎖する措置を取った。

第二に、コンテンツ産業育成制度を新設し、韓流コンテンツの輸出経路拡大を積極的に模索した。まず、コンテンツ価値評価サービスを提供する分野を従来の4分野から5分野に拡大し、金融機関との協約を締結して計1,079億ウォン規模（220件）の融資に保証・担保を提供した。また、韓流コンテンツの海外進出を支援するために、海外拠点であるコンテンツ振興院海外ビジネスセンターと政府協力チャンネルを活用して新規輸出市場を追加開拓し、外国人留学生による韓国文化探訪団などの民間の交流活動を支援した。これにより、2018年の韓流による総輸出額は4,424百万ドル（推定値）と、2017年の3,603百万ドルより増加するという成果を得た。

5 グローバルなIP対応力の強化

グローバルなIP対応力強化に向けて、まず第一に、現地での対応体系を強化し、国際協力を持続的に拡大した。まず、特許庁は中国の商標ブローカーに関する専門ポータルサイトを運営し、悪意を持って商標を無断で先取りする行為に対応できるように支援を行った。また、海外のオンライン偽造品に対するモニタリングシステムを運営し、2018年の1年間で海外のオンライン偽造品流通21,984件の遮断を支援した。一方、関税庁は流通段階における知的財産権侵害物品の取り締まりを強化し、国際郵便で輸出される知的財産権侵害物品を対象に集中的な取り締まりを実施して、10年連続で米通商代表部（U.S. Trade Representative、USTR）の知的財産権保護監視対象国リストに上がらないという成果を上げた。また、日中韓関税庁長及び知的財産権実務者会議を開催して情報共有を行うなど、知的財

産権に関する水際対策を拡大するために国内外の協力を強化した。さらに、特許共同審査プログラム（Collaborative Search Program、CSP）の対象国を中国など出願件数が多い国に拡大し、五庁（IP5）間のPCT（Patent Cooperation Treaty）協力審査を推進するなど、主要国との審査協力も強化した。他にもアラブ首長国連邦（UAE）などの途上国に韓国型特許行政サービスを普及させ、世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization、WIPO）と共同で適正技術コンテストを実施するなど、途上国へのIP行政サービス及びIP政府開発援助（Official Development Assistance、ODA）を拡大した。

第二に、生物・遺伝資源などの新知的財産に関する国際規範への対応をより一層強化した。農林畜産食品部と環境部は生物・遺伝資源を体系的に収集・発掘して獣医遺伝資源819点を確保し、国家生物種目録50,827種（累計）を構築した。名古屋議定書の発効を受け、ラオス、ミャンマー、ベトナムといった生物資源が豊かな国々と生物多様性に関する共同調査を行い、海外の生物資源を発掘・確保した。また、国内外の生物多様性に関する情報を保有する機関と連携して情報共有を拡大し、名古屋議定書に対応するための生物資源の情報共有を行った。

さらに、山林分野の新品種育成を促進するためのコンサルティングを実施し、新品種開発費及び特殊検定費用などを支援して新品種開発を活性化させた。「新品種審査のための植物ごとの特性調査要領」などの指針も開発し、水産植物の特性調査要領を制定するなど、品種保護制度が効率的に運営されるよう、審査体系を改善した。

6

IP尊重文化の拡散及び基盤構築

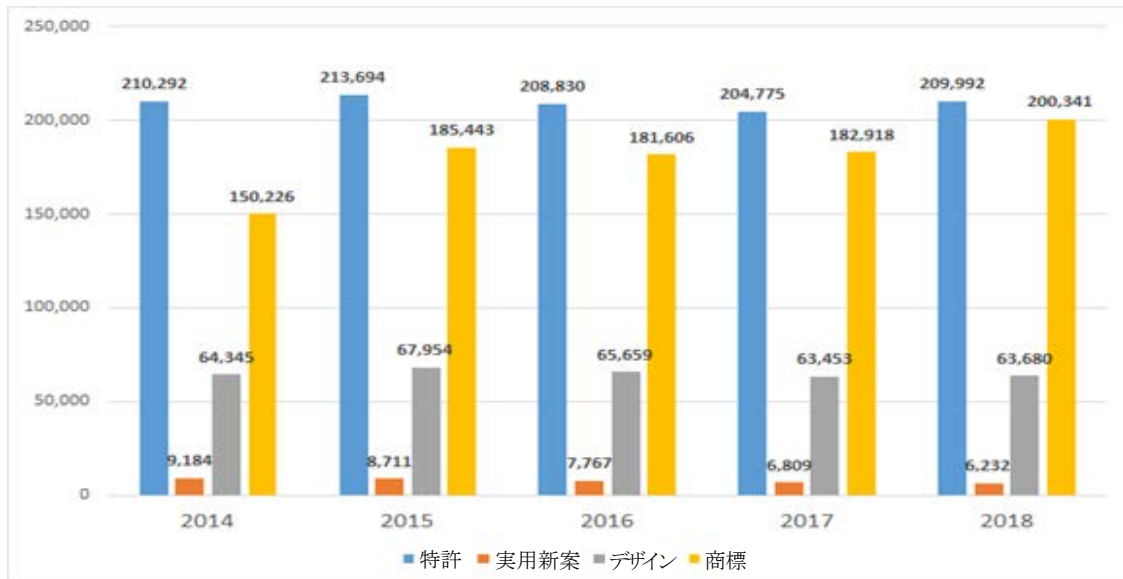
IP尊重文化の拡散と基盤構築に向けて、第一に、特許庁、文化体育観光部などは広報活動をより一層拡大してIPフレンドリーな環境を作るために取り組んだ。まず、小・中・高校生向けの正規課程を設け、1人発明教室などのプログラムを開発するなど、多様な発明教育を実施した。特に、教育の機会に恵まれない青少年を対象に発明教育プロボノ活動を実施して発明教育の社会的価値を実現した。また、大韓民国学生発明展示会の最高賞を国務総理賞から大統領賞へと格上げすることで、2018年の参加者数が9千人を越えるという結果を生むなど、全国規模の大会としての存在感を高めた。この他、「知識財産一般」という科目を導入する学校の数を2017年の9校から2018年には22校に増やし、現役大学教授による発明教育の職務研修を拡大して優秀な発明教師を養成する教育を充実させた。さらに、IPに対する認識を高めるために「出張型知的財産教育」を持続的に運営し、教員、産業従事者、一般人などを対象に著作権に関する遠隔教育課程を提供した。他にも、ウェブトゥーン、広報動画、著作権サポーターズによる動画などを活用して著作権を尊重する文化を拡散した。

第二に、地域のIP競争力を強化するために、各自治体と地域知識財産センターが協力した。地域に所在する中小企業のIPに関する悩みを解消し、IPの観点から地域の環境や特性に合った地域の主力特化産業を育成した。さらに、自治体や大学、企業及び関連機関などによる協力ネットワークを構築し、地域のIP基盤の構築に寄与した。

統計から見る知的財産

□ 直近5年間の産業財産権の出願件数

(単位：件)



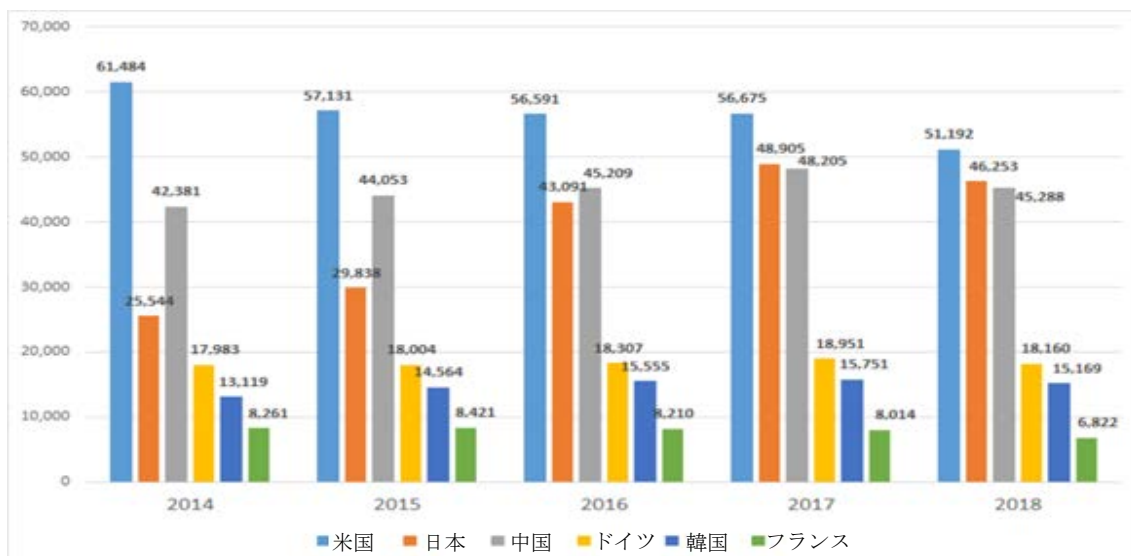
※出所：2017知的財産統計年譜、知的財産統計月報（2018年12月号）、特許庁

※特許と実用新案はPCT出願件数（指定国官庁）を含む件数、デザインは国際デザイン出願件数（指定国官庁）を含む件数、商標はマドリッド出願（指定国官庁）を含む件数である

※2015年からは国際出願（PCT、マドリッド、ハーグ）が含まれ、2014年まではPCTのみが含まれる

□ 海外特許出願：主要国のPCT出願件数

(単位：件)

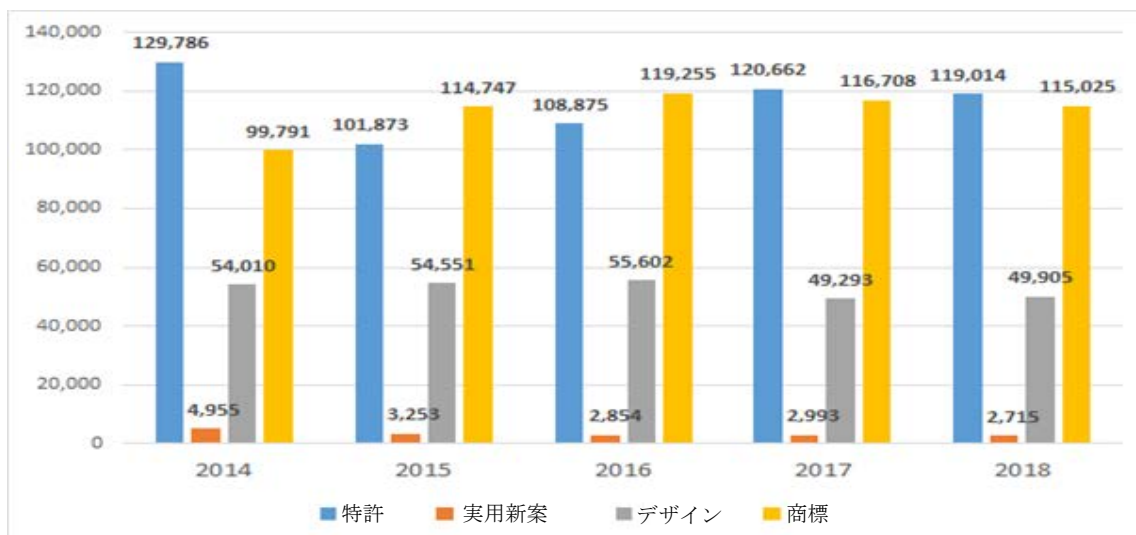


※出所：WIPO statistics database (2019.2)

※出願人の国籍を基準とする。

□ 直近5年間の産業財産権登録件数

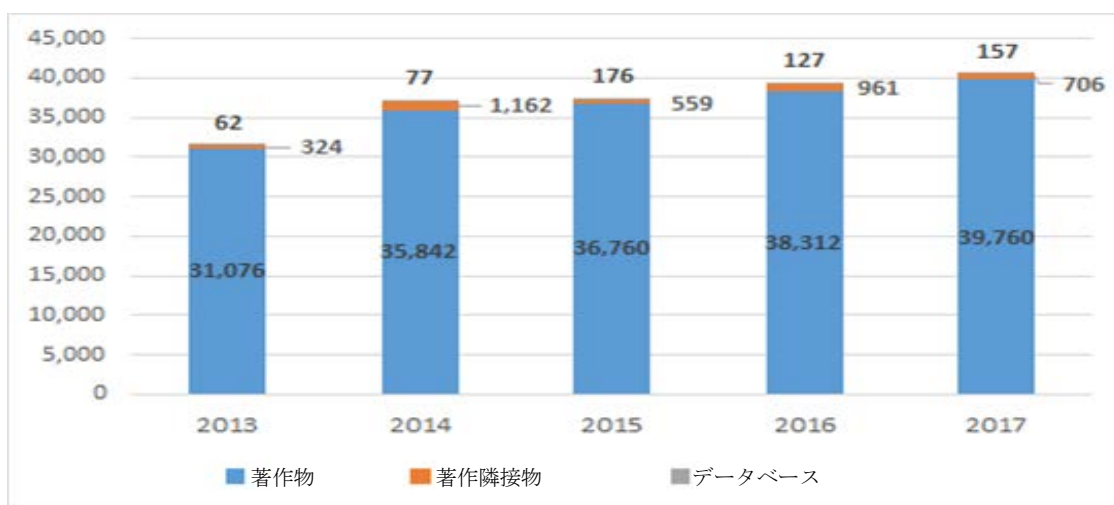
(単位：件)



※出所：2017知的財産統計年譜、知的財産統計月報（2018年12月号）、特許庁

□ 著作権登録件数

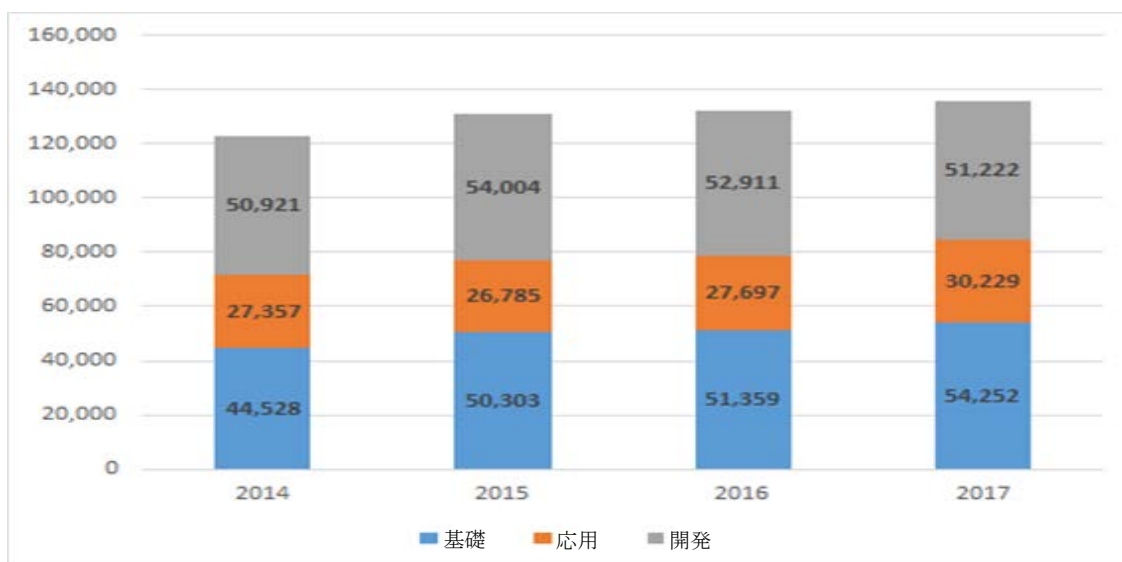
(単位：件)



※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

□ 政府R&D段階別の研究開発費執行額の推移

(単位：億ウォン)



※出所：2017年度国家研究開発事業に関する調査分析報告書（2018.08）、KISTEP

□ 主要国の研究開発費（R&D）の比較

（単位：百万ドル、％）

区分	米国	中国	日本	ドイツ	韓国	フランス	英国	イスラエル
研究開発費	511,089	235,936	155,447	101,958	69,699	55,417	44,759	13,508
GDP比	2.74	2.11	3.14	2.93	4.55	2.25	1.69	4.25
民間財源の 比重 (2016年)	62.3	76.1	78.1	65.2	76.2	-	49.0	-

※出所：2017年度研究開発活動調査（2018.11）、科学技術情報通信部

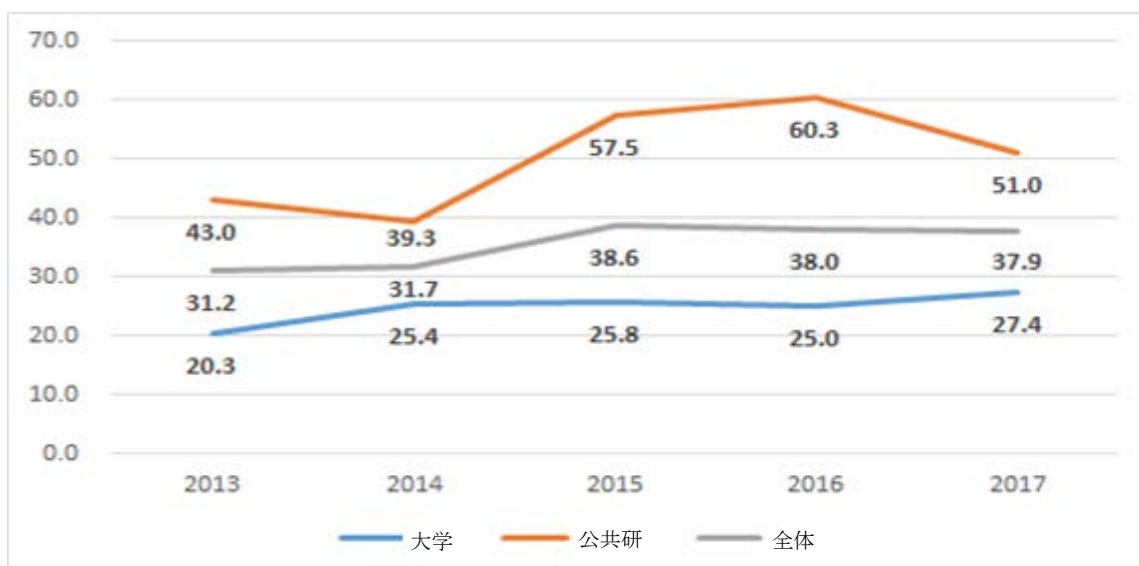
※韓国を除くOECD加盟国の統計は2016年時点

□ 大学・公共（研）の技術移転率

（単位：％）

区分	2013	2014	2015	2016	2017
大学	20.3	25.4	25.8	25.0	27.4
公共研	43.0	39.3	57.5	60.3	51.0
全体	31.2	31.7	38.6	38.0	37.9

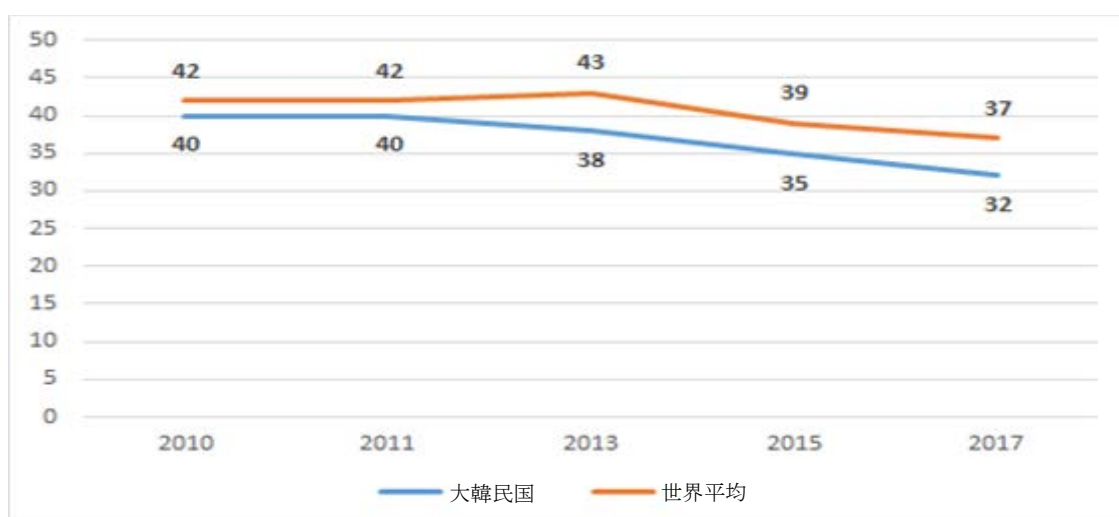
※出所：2018年技術移転・事業化実態調査に関する報告書、産業通商資源部、KIAT、韓国知識財産研究院



□ SW違法コピー率：世界のSW市場における侵害規模

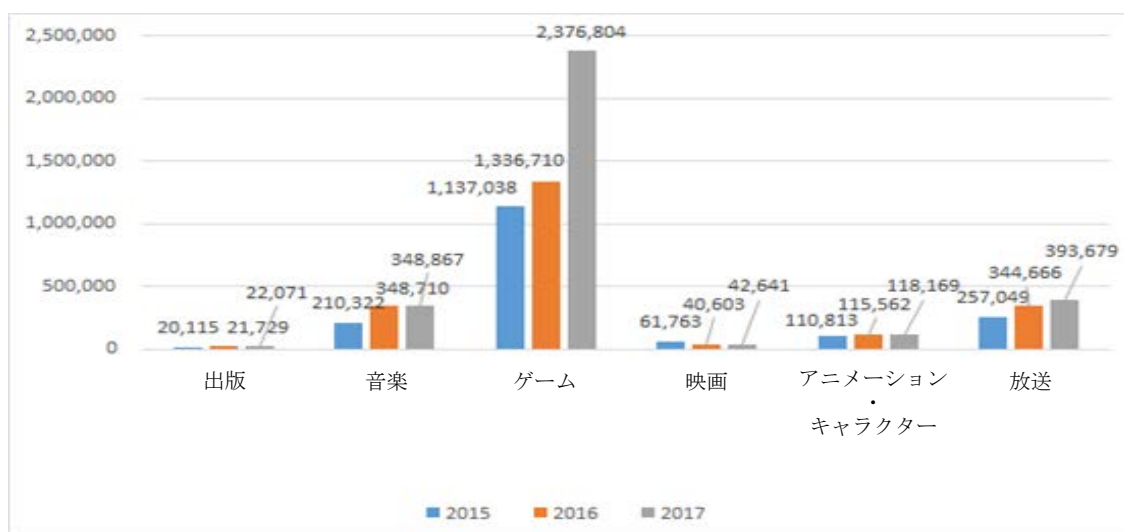
区分		年度					
		2009	2010	2011	2013	2015	2017
違法 コピー率 (%)	韓国	41	40	40	38	35	32
	世界平均	43	42	42	43	39	37
	アジア 太平洋地域の 平均	59	30	60	62	61	57
韓国の被害額 (百万ドル)		575	722	815	712	657	598

※出所：BSA Global Software Survey



□ コンテンツ輸出額：コンテンツ産業の年度別輸出額

(単位：千ドル)



※出所：2017年第4四半期及び年間コンテンツ産業動向分析報告書、韓国コンテンツ振興院

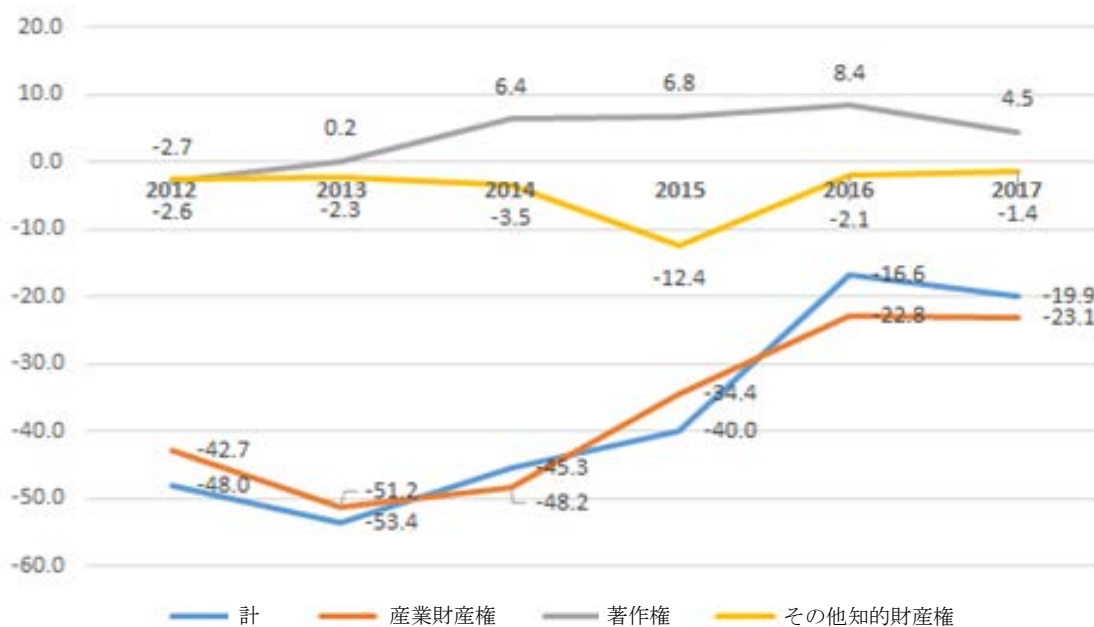
※上場企業の輸出額を基準とする

□ 知的財産権類型別の貿易収支の推移

(単位：億ドル)

区分	2014	2015	2016	2017	2016		2017		2018
					上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
合計	-45.3	-40.0	-16.6	-19.9	-8.3	-8.2	-9.1	-10.9	-6.0
産業財産権	-48.2	-34.4	-22.8	-23.1	-12.2	-10.6	-8.2	-14.9	-10.5
特許及び 実用新案権	-33.7	-25.8	-19.9	-13.8	-9.3	-10.5	-3.4	-10.4	-10.2
デザイン権	-5.7	-4.3	0.1	-1.5	0.1	0.0	-0.7	-0.8	-1.0
商標及び フランチャイズ権	-8.8	-4.3	-3.1	-7.8	-3.0	-0.1	-4.1	-3.7	0.7
著作権	6.4	6.8	8.4	4.5	4.8	3.6	-0.1	4.7	3.7
文化芸術著作権	-4.1	-2.9	-2.7	-4.2	-1.2	-1.6	-1.5	-2.7	-1.7
研究開発及び SW著作権	10.5	9.6	11.1	8.8	5.9	5.2	1.4	7.4	5.4
その他 知的財産権	-3.5	-12.4	-2.1	-1.4	-0.8	-1.3	-0.7	-0.6	0.8

※出所：韓国銀行経済統計システム



□ スイス国際経営開発研究所（IMD）：韓国の知的財産権保護指標

項目	評価指標	項目別順位						
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
科学 インフラ	出願人の国籍別 特許出願件数	4	4	4	4	4	4	4
	出願人の国籍別 特許登録数	4	4	4	4	4	4	4
	知的財産権保護の程度	31	40	41	27	38	44	39
	出願人の国籍別 権利有効特許件数 (人口10万人当たり)	6	2	4	3	3	3	3
	出願人の国籍別 特許出願件数 (人口10万人当たり)	2	3	4	3	3	3	3
科学インフラの競争力順位		5	7	6	6	8	8	7
国家競争力総合順位（順位/全体）		22/59	22/60	26/60	25/61	29/61	29/63	27/63

※出所：韓国科学技術企画評価院、IMD 2018世界競争力年鑑分析を参考にして再構成

□ 世界経済フォーラム（WEF）：韓国の知的財産権保護指標

評価指標	項目別順位	
	2016～2017	2017～2018
知的財産権保護順位	49	54
国家競争力総合順位（順位/全体）	26/138	26/137

※出所：The Global Competitiveness Report 2017～2018を参考にして再構成

□ 米世界イノベーション政策センター（GIPC）：韓国の国際知識財産指数

評価 範疇	2015年		2016年		2017年		2018年		
	点数/指標数		点数/指標数		点数/指標数		点数/指標数	順位	
①特許、関連権利 及び制限	5.6	6*	5.25	6*	6.25	7*	7.5	8	2
②著作権、関連権利 及び制限	4.99	6	4.74	6	4.99	6	5.99	7	6
③商標、関連権利 及び制限	4.75	5	4.75	5	6.55	7	5.55	6	3
④営業秘密及び 関連権利	2.1	3*	1.85	3*	2.6	4*	1.35	2	13
⑤IP資産事業化							1.75	3	15
⑥執行	4.49	6	4.73	6	4.92	7	5.01	7	13
⑦システム効率性	-	-	-	-	-	-	3.0	3	1
⑧国際条約加入及び 批准	2.0	4	2.0	4	3.0	4	3.0	4	15
総点	23.33	30	23.32	30	28.31	35	33.15	40	11
換算点数 (100点満点)	77.77		77.73		80.89		82.87		

※出所：韓国知識財産研究院、米世界イノベーション政策センター（GIPC）国際知的財産指数2018：韓国に関する調査結果の分析及び示唆点、深層分析報告書第2018-2号（2018.4.19）

※韓国は2015年2月に発刊されたGIPC国際知的財産指数から調査対象国となった

※それまで①特許指標であった「医薬品資料保護期間」は、2018年に④営業秘密指標に変わったため、韓国知識財産研究院ではこれに合わせて2015年～2017年の細部指標及び結果を再構成した

目次

第1章 知的財産をめぐる政策環境	1
第1節 グローバルな経済環境と知的財産	1
1. グローバルな経済環境	1
2. グローバルな知的財産 이슈	3
第2節 海外の知的財産政策の動向	8
1. 米国	8
2. 日本	13
3. 中国	17
4. 欧州	22
第3節 韓国の知的財産をめぐる状況	28
1. 創出分野	28
2. 保護分野	31
3. 活用分野	33
4. 基盤分野	35
5. 新知識分野	39
第2章 国内の知的財産政策の概観	41
第1節 知的財産政策推進計画	41
1. 知的財産権の管理機関及び政策推進体系	41
2. 知的財産の関連法律	42
第2節 国家知識財産委員会の主要活動及び成果	44
1. 国家知識財産委員会の活動履歴	44
2. 国家知識財産委員会の主要案件	48
3. 5つの専門委員会の活動及び2019年知的財産政策 이슈の発掘	68
4. 国家知識財産ネットワーク (KIPnet) の強化	82
5. 政策現場の支援及び広報活動	88

第3節	各部処の主要活動及び成果	91
1.	科学技術情報通信部	91
2.	文化体育観光部	91
3.	農林畜産食品部、環境部、海洋水産部	93
4.	産業通商資源部	95
5.	中小ベンチャー企業部	95
6.	公正取引委員会	96
7.	特許庁	98
第3章	国家知的財産戦略	100
第1節	知識財産基本法	100
1.	知識財産基本法	100
2.	国家知識財産基本計画及び施行計画	102
3.	国家知的財産人材育成総合計画	104
第2節	2018年国家知識財産施行計画	109
1.	推進体系	109
2.	2018年度重点方向ごとの推進課題	112
第4章	2018年度国家知識財産施行計画の主要成果	129
第1節	施行計画の点検・評価体系	129
1.	概要	129
2.	評価指標及び指標別評価方法	131
第2節	6大重点方向12大課題ごとの主要推進成果	133
1.	IPを基盤にした良質な雇用創出への寄与	133
2.	第四次産業革命への対応及び新産業の創出に向けた強力なIPの確保	145
3.	起業と中小・ベンチャー企業の成長に必要なIP競争力の強化及び公正な秩序の確立	156
4.	デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築	174

5.	グローバルなIP対応力の強化	183
6.	IP尊重文化の拡散及び基盤構築	200
第3節 今後の政策方向		208
1.	IPを基盤にした良質な雇用創出への寄与	208
2.	第四次産業革命への対応及び新産業の創出に向けた強力なIPの確保	209
3.	起業と中小・ベンチャー企業の成長に必要なIP競争力の強化及び公正な秩序の確立	210
4.	デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築	211
5.	グローバルなIP対応力の強化	212
6.	IP尊重文化の拡散及び基盤構築	213
第5章 2018年度知的財産に関わる主要統計・指標		215
第1節 産業財産権分野		215
1.	出願状況	215
2.	登録状況	221
3.	審査処理状況	221
4.	審判状況	223
5.	政府R&Dの成果	225
6.	侵害及び紛争の状況	226
7.	特許技術の活用状況	227
8.	知的財産インフラ	228
第2節 著作権分野		230
1.	著作権登録状況	230
2.	著作権の制作及び流通	231
3.	著作権の侵害状況	233
4.	著作権産業	236
5.	その他の著作権	240

第3節 その他の知的財産分野	247
1. 植物新品種	247
2. 知的財産権の貿易収支	249
3. 国際知的財産権保護指標	260

第1章 知的財産をめぐる政策環境

第1節 グローバルな経済環境と知的財産

1. グローバルな経済環境

2018～2019年の世界経済の成長率は2017年水準での安定基調が続くと予想されている。2018年の世界経済の成長率は2017年より0.1ポイント低い3.7%と予想されており、2018年上半期の予想より0.2ポイント低い数値となった。これは、2018年初めに一部主要国が行った貿易措置のもたらした否定的な影響と、主な新興国市場及び途上国の景気減速が経済成長率に反映された結果である²。先進国の場合、米国は2017年より高い成長率が見込める一方、欧州、英国及び日本の成長率は鈍化する見通しである。米国は今年、法人税の減税と個人所得税の最高税率引き下げに支えられて企業投資と消費が拡大し、成長が続くとみられる一方で、欧州は今年の初めに既に下降局面にあったところへ、世界貿易の減速によりこれまで欧州の成長を主導してきた輸出が落ち込んだためである³。さらに、ブレグジット（Brexit）のもたらした不確実性などが要因となり、成長の伸びは1%半ばまで低下する見通しである。日本の場合、原材料価格上昇により企業の費用がかさみ、米中通商摩擦による輸出低迷及び日米通商摩擦の可能性などにより、低い成長率を記録すると見られる。中国は構造改革の時期に成長鈍化や米中通商紛争の長期化といった下方リスクが浮上し、通貨政策及び財政政策を策定して対応しているが、過去のような景気底入れ策を持続することは困難であるため、2018年に比べて0.3ポイント低い成長率を記録する見通しである⁴。

このように世界経済の成長率は2018年の3.7%から来年は3.5%に低下する見通しである。グローバル景気の回復につながるモメンタム（Momentum）が特にないことから、景気減速は今後2～3年間続く可能性が高く、当分の間世界経済の成長率は2012年以後続いてきた3%を大きく上回ることはないと予想される⁵。

² IMF、World Economic Outlook Update、January 2019 (<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2019/01/11/weo-update-january-2019>、2019.3.13最終アクセス)

³ LG経済研究院、『2019年国内外経済展望』、2018.9.20、4-5頁

⁴ 対外経済政策研究院、『2019年世界経済展望』、KIEP今日の世界経済Vol.18 No.37、2018.11.2、5頁

⁵ LG経済研究院、『2019年国内外経済展望』、2018.9.20、4-5頁

表1<世界の経済成長率展望値⁶>

(単位：%)

年度	世界	先進国	先進国			新興国	中国	年度
			米国	欧州地域	日本			
2017年	3.7	2.3	2.2	2.4	1.6	4.8	6.9	6.7
2018年 (予測)	3.7	2.4	2.8	2.0	1.0	4.9	6.3	7.4
2019年 (予測)	3.5	2.1	2.3	1.8	0.8	4.7	6.3	7.3

世界景気が拡大する時期を予測するのは簡単ではない。1990年代と2000年代には中国や、インターネットなどITの進歩により、長期的な上昇基調につながったが、現在は明確な上昇のモメンタムがない。第四次産業革命の成果が表れるには予想より時間がかかりそうなおうえ、人工知能、ビッグデータを中心に未来の需要に備えた企業の投資が持続的に増えているが、実際の消費増加と経済成長率の上昇につながるには、さらに時間が必要であると見られている⁷。

一方、主要国はこのようなグローバル景気の低迷を抜け出すために、高付加価値を生む製造業、特に第四次産業革命に関わる先導技術に関する知的財産政策を策定しており、知的財産を自国の経済成長及び競争力強化のための主な原動力と見ている。ただし、まだ第四次産業革命による可視的な効果を確認することは困難なため、今後その効果については持続的に確認していく必要がある。

⁶ 対外経済政策研究院、『2019年世界経済展望』、KIEP今日の世界経済Vol.18 No.37、2018.11.2及びLG経済研究院、『2019年国内外経済展望』、2018.9.20を参照

⁷ LG経済研究院、『2019年国内外経済展望』、2018.9.20、4-5頁

2. グローバルな知的財産イシュー

1) 第四次産業革命に対応した主要国の政策推進

2016年1月にダボス会議⁸が開催された後、さまざまな分野で第四次産業革命に対する議論が行われる中、各国は多様な政策を策定し推進している。特に、主要国は国内外の環境変化に対応するための産業競争力の強化戦略を発表し、第四次産業革命を牽引する未来の技術・産業育成にまい進している。

米国は第四次産業革命に関して、総合的かつ体系的な対応策を講じてはいないが、関連技術などに関するさまざまなイシューに対する政策を立てた。その例としては、米国がイノベーション政策として2011年から推進している「先端製造パートナーシップ (Advanced Manufacturing Partnership、以下、「AMP」)⁹」と、2015年に公表された「米国イノベーション戦略 (New Strategy for American Innovation)」が挙げられる。まず、AMPとは、米国大統領科学技術諮問委員会傘下の製造部門のイノベーションを目的としたプログラムで、R&D投資とインフラ拡充のために推進してきた政策である。一方で「米国イノベーション戦略」は2015年から始まった政策で、「良質の雇用創出及び持続可能な経済成長の構造構築」、「イノベーション国家構築」、「国民のための革新的な政府の実現」という目標を追加し、これと共に部門ごとの具体的な実行課題を発掘するのに焦点を当てている。2017年に発足したトランプ政権はイノベーション政策に関して明確な公約を提示したことはなく、R&D予算の拡大や宇宙開発のような未来志向的な研究よりは社会の当面の課題解決を優先視する立場だといえる。とはいえ、従来の政策が廃止されたわけではなく、基本的な基調は維持するものの、重点を置いて推進する部分が多少変わったと見ることが出来る。トランプ政権では製造業のリショアリング (reshoring) のための取り組み、世界的に強い米国企業の育成、海外諸国からの米国企業の知的財産権の保護、対外輸出拡大などのための取り組みに、これまで以上に力を入れている¹⁰。

中国は国の主導下で、第四次産業革命の新技术に関わる特許活動などを奨励し、先端事業を集中的に育成している。中国国務院が「中国製造2025」イノベーション戦略を公表した後、国家知識産権局 (CNIPA) は「知的財産権重点支援産業目録 (2018)」を選定し、次世代の情報技術産業、スマートマニュファクチャリング、新素材産業、クリーンエネルギー

⁸ 第四次産業革命は2016年1月、第46回ダボス会議 (WEF、World Economic Forum) で初めて提示された概念で、同会議では、人工知能・ロボット・バイオ・ナノ技術・モノのインターネット・ビッグデータ・ドローン・自動運転車・3Dプリンティングといった先端技術が多様な分野と融合・複合することで従来の産業領域の境界を崩す、「第四次産業革命」が始まったとの宣言がなされた

⁹ 2011年6月、大統領科学技術諮問委員会 (President's Council of Advisors Science and Technology、以下、「PCAST」) が発表した報告書の勧告を受け、製造業の競争力回復による経済活性化に向けた「先端製造パートナーシップ (Advanced Manufacturing Partnership、以下、「AMP」) がスタートし、安保、先端素材、ロボット工学、製造工程の4大重点領域に5億ドル以上の予算が策定された。詳細については、「技術及び環境変化に伴う知的財産制度の改善策」(イ・ホンヒほか、韓国知識財産研究院 (2017.12)、65頁以下) を参考

¹⁰ オ・セジン、『ドイツと米国のイノベーション技術に関する振興戦略、Weekly KDB Report、2018.9.17、9-10頁

一と環境に優しい産業、先進バイオ産業など10大産業とそれに関する62の細部分野を提示した。また、人工知能、ブロックチェーン、インターネット関連産業分野など、主要産業ごとの支援政策を推進しており、グローバル競争で優位に立つと同時にインベーション型国家及び科学技術強国の建設を加速させるために取り組んでいる。

日本はビッグデータ・AIなど、第四次産業革命に備えて知的財産政策を策定し、法制度を整備した。日本の第四次産業革命のコントロールタワーは首相と国務大臣からなる「日本経済再生本部」で、ここで国レベルの総合戦略と関連省庁の施策を調整し、関連省庁の進捗状況を点検している¹¹。要は、その日本経済再生本部傘下の官民審議機関である「産業競争力会議」が第四次産業革命に関わる成長戦略とロードマップを提言し、それが日本経済再生本部の承認を得て政府方針として閣議決定されたわけである¹²。その後、日本経済再生本部は「未来投資に向けた官民対話」と「産業競争力会議」を統合した「未来投資会議」を新設し、2017年6月9日には第四次産業革命を中心に具体的な成長戦略を盛り込んだ「未来投資戦略2017」を発表。続いて2018年6月15日には「未来投資戦略2018」を発表した¹³。特に、「未来投資戦略2018」はSociety 5.0とともにデータ基盤社会を前面に押し出すことで、これまでデジタル技術革新を通して産業現場で収集されてきた膨大なデータを用いて経済社会の発展を図ろうという意志を表明したものとして評価される¹⁴。これに伴って、データを安心・安全に活用できる事業環境の整備と知的財産権及び標準関連ビッグデータなどの情報技術を支援する制度の導入が必要となり、日本は不正競争防止法を改正して法制度の基盤を整備した¹⁵。

欧州は欧州全体における産業政策戦略として2017年に「New Industrial Policy Strategy」を発表し、欧州の産業を強化するとともに持続可能な発展と雇用創出のために取り組んでいる。また、企業イノベーションの障壁を下げるためにデジタル・イノベーション・ハブ（Digital Innovation Hub）も構築して拡大している。一方、EUの加盟国では第四次産業革命の環境に対応した政策を講じている。ドイツのPlatform Industrie 4.0、オランダ及びスウェーデンのSmart industry、英国のBuilding our Industrial Strategy、フランスのIndustrie du Futurなど、第四次産業革命を主導するための政策を立てて自国の知的財産権の競争力強化に取り組んでいる。

¹¹ 日本経済再生本部ウェブサイト (<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/>)

¹² 2015年に「日本再興戦略2015」を、2016年には「日本再興戦略2016」を発表し、日本の第四次産業革命のロードマップを示した。

¹³ アベノミクスを実現するための国家戦略である「日本再興戦略（2013～2016年）」は未来志向的な政策を実現するために「未来投資戦略（2017年）へとシフトした（未来投資戦略2017の全文 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf（2018.1.9、最終アクセス）

¹⁴ 産業通商資源部・韓国産業技術振興院、日本の「未来投資戦略2018」、KIAT産業技術政策ブリーフ、2018.7、1頁

¹⁵ 経済産業省は2016年12月から不正競争防止法の改正についての検討を始め、2018年2月27日に「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」を定めた。同日、法律案は第196回通常国会（期間：2018年1月22日から6月20日まで）に提出され、2018年5月30日に法律第33号として公布された（改正法律の詳細については、シム・ヒョンジュ、『日本の改正不正競争防止法の主な内容と示唆点 - 第四次産業革命に対応するデータの保護及び活用を中心に - 』、『深層分析報告書』第2018-11号、韓国知識財産研究院、2018.10.11参照）

2) 保護貿易主義に伴う各国の知的財産保護の強化

2018年度、知的財産をめぐる国際的な環境を見ると、保護貿易主義の強化や英国のEU離脱（Brexit、2017）、米国の環太平洋パートナーシップ協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership、TPP¹⁶）離脱などの後、国際的な通商環境の不安定さが続いている中で、それを克服するための多様な方策が模索されてきた。

自国の保護貿易主義及び知的財産権保護に関する今年最大の 이슈は米中の貿易戦争だといえる。2017年、トランプ政権は通商法（U. S. Trade Act）301条¹⁷に基づき中国の知的財産権の侵害調査に着手した後、2018年3月には中国製鉄鋼及びアルミニウムなどを含め500億ドル相当の中国輸入品（1102個）に対して関税を課した。続いて米国は中国の技術ライセンス条件がTRIPS協定に違反していると主張、国際的な紛争につながった。これに対し、中国政府は数回にわたって声明や白書などで中国の知的財産権保護に関する取り組みと成果を発表し、中国が知的財産権を侵害したという米国の主張に強く反発した。米中の溝は依然として埋まっておらず、今後の行方に関心が集まっている。

英国のブレグジット（Brexit）については、2016年6月の国民投票でEU離脱が決まり、ブレグジットの公式手続きを控えた2019年3月現在は、EUの知的財産制度がブレグジット後どう適用されるのかに関心が高まっている。欧州委員会（EC）は2018年2月、ブレグジットに関する合意文の草案でEUの知的財産権を英国国内で保護できる方策などについて発表した¹⁸。さらに、英国知的財産庁（UKIPO）は2018年3月に「知的財産とブレグジット（IP and Brexit）」を発表し、英国政府の統一特許裁判所協定に関する意思を確認した。また、7月には「英国とEUの未来の関係（the Future relationship between the United Kingdom and the European Union¹⁹）」という白書で特許、デザイン、商標に関する政府の決定を正式に発表した。同発表により、一定の法的な不確実性が解消できたという評価がある一方、まだ解決されていない事項をめぐる論争は今後も続く見通しである。

3) 国際協力の強化

知的財産権の分野で世界の特許出願件数の約80%を占める韓国、米国、日本、中国、欧州特許庁の協力体である五庁（IP5）は、毎年、未来に向けた協力体系を構築するために長

¹⁶ 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）は米国、日本、カナダ、オーストラリアなど太平洋沿岸の12ヶ国が参加して2015年10月5日に妥結した広域FTAで、2017年7月に米国が離脱した現在、11ヶ国が参加している。TPPは「例外ない関税撤廃」を追求するなど、二国間FTA以上の高い水準の包括的自由化を目指していることが特徴である。

¹⁷ 1974年に制定された米通商法（U. S. Trade Act）301条は、1995年の世界貿易機関（WTO）創設以降、実際に適用されることはほぼなかったが、米国産業を保護するために米大統領が単独で課税や他の貿易制裁を課すことを認めている。

¹⁸ 詳細については、https://www.kiip.re.kr/board/trend/view.do?bd_gb=trend&bd_cd=1&bd_item=0&field=searchTC&query=英国&po_item_gb=EU¤tPage=6&po_no=17522参照（2018. 1. 9、最終アクセス）

¹⁹ 白書の原文は次のウェブサイトを参照：https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/725288/The_future_relationship_between_the_United_Kingdom_and_the_European_Union.pdf

官会合を開催している。2018年6月に開かれた第11回五庁（IP5）長官会合では新たに台頭してきた新技術を意味するエマージングテクノロジー（emerging technology²⁰）、五庁（IP5）審査情報照会システム（Global Dossier）の今後の開発方向、特許制度の相互調和及び協力システム構築、特許庁間の業務協力などについて議論し、第四次産業革命の主なイシューである人工知能（AI）が特許システムに及ぼす影響を把握することを五庁（IP5）の主な戦略として採択した。これと共に11月に開催された商標分野の先進五庁（TM5）及び意匠分野の五庁（ID5）の年次会合では「第四次産業革命の時代を迎え、商標・意匠分野の新しい協力方向を提示する共同宣言文（Joint Statement）」を採択することで、新技術の登場によって現れた新しい商標や商品、意匠を保護すべく、第四次産業革命に備えてTM5の協力を維持するとともに、行政サービス、審査品質、分類の改善に新技術を活用するために五庁の情報や経験を相互共有することで合意した。

米国は環太平洋パートナーシップ協定（TPP）離脱後、北米との自由貿易協定を模索するためにカナダとの北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement、NAFTA²¹）を見直し、米国、カナダ、メキシコで従来のNAFTAに代わる米国・カナダ・メキシコ協定（United States-Mexico-Canada Agreement、USMCA）に合意した。これは北米でさらに自由かつ公正で、確固たる経済成長を実現するために24年間持続してきたNAFTAの条項を現代化したもので、同協定は現代化した21世紀貿易協定、農業のためのNAFTA強化、製造業支援という側面から改正された。特に、イノベーターの保護を通じた知的財産権の強化、デジタル貿易の強化、多様な金融サービス支援など、多方面にわたる改正が行われた。

日本の場合、保護主義的な各国の動向、新興国による市場をゆがめる措置（産業補助金、技術移転の義務付けなど）、WTO交渉現代化の必要性などを理由に、環太平洋パートナーシップ協定（TPP11）、EUとの経済協力協定（EPA）、域内包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership、RCEP）などメガ自由貿易協定（Mega FTA）を主導し、貿易自由化を推進してきた。まず、米国が離脱したTPP11²²の早急な実施を図るために、加盟国の積極的な参加を誘導した。日本がTPP協定に参加した背景にはアジア太平洋地域で中国を牽制して影響力を拡大し、自国企業のグローバル競争環境を改善しようという目的があり、米国抜きの現在の協定で最も主導的な役割を果たしている。2018年3月、11ヶ国はTPP11に署名し、2018年10月31日には国内手続きの履行を6番目に完了させたオーストラリアがニュージーランド²³に通報したことで、この協定は12月30日に発効した²⁴。

²⁰ エマージングテクノロジーとは、ナノ技術、マイクロ電子、バイオ技術、3Dプリンティング、新素材技術、宇宙産業、人工知能、第5世代コンピュータなど、実用化が期待できる未来有望技術である。

²¹ 北米自由貿易協定（NAFTA）とは、米国、カナダ、メキシコなど北米3ヶ国が自由貿易地域を作るために推進した協定で、1992年10月11日に締結された。米国、カナダ、メキシコなど3国間で財貨やサービスの移動に対する各種関税及び非関税障壁を今後15年間で段階的に撤廃するという内容を盛り込んでいる。

²² 2017年1月の米国離脱により、現在TPP協定は11ヶ国が締結を維持していることから「TPP11」と呼ばれている。同協定の加盟国は日本、ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダである。

²³ ニュージーランドはTPP11の寄託国である

²⁴ TPP11は署名から2年以内に全参加国が国内での手続きを完了すれば、その60日後から発効する（又は、2年後以降でも参加国のGDP総額の85%を占める6ヶ国以上が手続きを終えれば、その60日後に発効）た

RCEP協定は2017年11月にフィリピンで閣僚会議・首脳会議を開催し、市場アクセス規則における協力を中心に据えて良質の協定の妥結という目標を再確認し、交渉妥結のためにさらに努力することで合意した。その後、2018年8月にはシンガポールで閣僚会議を開催し、各分野の達成目標を年内に達成することで、RCEPの「実質的な妥結」を実現することを目標とした。但し、11月にシンガポールで閣僚会議を開催した結果、核心となる条件について合意を形成できず、妥結を2019年以後に延期した。

一方、EUと日本のEPAが締結すれば、世界のGDPの約30%、世界貿易の約40%を占める世界最大の自由先進経済圏が誕生すると予想されるなか、両国が年内に国会手続きを終了すれば、同協定は2019年上半期に発効すると期待されている。

4) その他

他にも遺伝子編集技術及びその他生命工学に関わる知的財産権問題に関する事項、第四次産業革命に関わる個別の技術的 이슈が2018年度の重要懸案として浮上した。これらのグローバルな知的財産 이슈は、来年も知的財産権の確保をめぐる国家間競争という形で過熱することが予想される。国家間競争への備えは、世界の流れに注目し、それを分析すること可能となる。したがって、知的財産権の競争力を強化するためには各国の知的財産の動向を持続的に注視しなければならないだろう。

め、オーストラリアが6番目の国として国内手続きを完了した10月31日の60日後である12月30日に、同協定は発効することとなった。

第2節 海外の知的財産政策の動向

1. 米国

1) 米中貿易戦争

(1) 中国の不正な取引に関する調査

2017年8月から米通商代表部（U.S. Trade Representative、USTR）は中国の政策及び慣行が技術移転、知的財産、イノベーションの面で不正な取引を招いているのかに関する公式調査を開始した。USTRは諮問委員会と協議して公開聴聞会（2017年10月19日）を開き、貿易協会、企業労働者、ローファームなどから書面で約70件の意見を受付けて調査を進め、2018年3月22日に中国の不正な取引を解決するための通商法（U.S. Trade Act）301条²⁵の調査結果を発表した。調査結果の1つ目は、中国が米国企業を対象に外国人の投資制限、合弁事業（joint venture）の条件提示などを利用して技術移転を強制し、これにより大規模な技術移転を生む投資・買収契約を締結したということ。2つ目は、中国が米国企業の航空、半導体、ITなどの先進技術を確保するために差別的なライセンスングプロセスを通じて戦略的投資及びM&Aを実現したという内容であった。

この他にも、中国の不正な取引に関する調査は様々な分野で行われた。2018年6月、米国ホワイトハウス貿易製造業政策局（White House Office of Trade and Manufacturing Policy）は「中国の経済攻勢が米国や世界の技術・知的財産権をいかに脅かすか（How China's Economic Aggression Threatens the Technologies and Intellectual Property of the United States and the World）」を発刊した²⁶。同報告書は中国の技術移転強制、サイバー攻撃、外国企業に対する原材料へのアクセス制限など、中国の不当な貿易慣行について説明しており、先端技術産業において世界の知的財産権と技術を取得し、経済的侵略行為に使用するという中国の主要戦略と政策及び慣行について紹介している。貿易製造業政策局は中国による技術及び知的財産権の獲得と産業競争力強化の類型について、技術及び知的財産権の物理的窃盗とサイバー窃盗、技術及び知的財産権の移転を強制する規制政策、経済的強圧措置、情報収集、政府支援を受ける技術追求型外国人直接投資（FDI）の5種類に大きく分類し、このような中国の行為は米国経済だけでなく、世界のイノベーションシステムを危うくしかねないと懸念した。

²⁵ 1974年に制定された米通商法301条（Section 301 of the 1974 Trade Act）は、米国の商品やサービスの市場アクセスを拡大できるように、又は米国の投資家が海外でより効果的に保護されるようにするために適用され、USTRが特定の商品に対して米国の貿易を不正に制限する国からの輸入制限措置を取るように定めている。

²⁶ 原文は次のウェブサイトを参照：<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2018/06/FINAL-China-Technology-Report-6.18.18-PDF.pdf>

中国による技術及び知的財産権の獲得と産業競争力強化の類型

- ・技術及び知的財産権の物理的窃盗とサイバー窃盗：経済スパイによる技術及び知的財産の物理的窃盗、サイバースパイ及びサイバー窃盗、米国輸出規制法の回避、偽造及び違法コピー、リバースエンジニアリング (Reverse Engineering)
- ・技術及び知的財産権の移転を強制する規制政策：外国人への所有制限、不利な行政承認及びライセンス要件、特許権及びその他知的財産権に対する差別的制限、技術及び知的財産権の移転を強制するセキュリティ審査、安全で統制可能な技術標準、データの現地化の要求、政府調達規制、国際規範を逸脱する技術標準、研究開発の強要 (R&Dの現地化)、反独占法を利用した強要、独占的情報の公開を強要する専門家検討委員会、コーポレートガバナンスを利用した中国共産党、外国合弁会社への中国人職員配置
- ・経済的強圧措置：原材料の利用を制限する輸出規制、需要の独占購買力
- ・情報収集：科学技術情報のオープンソース収集、非典型的な情報収集家として活動する米国に居住中の中国人、科学・技術・事業・財務人材の採用
- ・政府支援を受ける技術追求型外国人直接投資 (FDI)：中国の国家が主体となった技術追求型FDIへの関与、米国の技術及び知的財産権の獲得と移転に用いられた中国の投資手段、企業のM&A、グリーンフィールド投資、起業及びベンチャー資金の支援

(2) 米政府の対応措置

①米政府の対応

USTRの通商法301条調査の結果、米トランプ政権は中国の不正行為に対して米政府の三つの措置を発表した。第一の措置として、世界貿易機関 (WTO) の紛争調停を通じて中国企業は米国内で技術ライセンスに対する差別的待遇を受けることになる。第二の措置は、中国の特定の製品に対して関税を課す計画で、関税の対象には「中国製造2025 (Made in China 2025)」の関連産業である宇宙航空、情報通信技術、機械などの製品が含まれる。第三の措置は、米国の核心技術取得を目的とした中国の投資に対して、米財務省 (Department of the Treasury) と関連省庁が協力し、中国の投資慣行への対応を行うことである。

このようにトランプ政権は中国との公正かつ相互協力的な貿易の必要性を主張し、不正な取引に対しては強力で厳格な措置を取らねばならないとの立場を明らかにした。USTRのロバート・ライトハイザー (Robert Lighthizer) 代表も米国の技術と知的財産権を強奪する中国との貿易関係においては、効果的な対応措置が必要だと表明した。

②関税賦課の決定

2018年4月5日、トランプ政権は中国の理不尽な行動が米国経済に否定的な影響を与える証拠を発見したため、適切な対応を取って中国の不正行為を防止すると表明した。米中両国は2018年5月18日～19日、ワシントンで開かれた第2次貿易交渉で米国の対中貿易赤字を実質的に縮小するための効果的措置を取ることで合意したが、米国が中国輸入品に対する関税賦課を撤回せず、2018年6月2日～3日に予定されていた第3次貿易交渉は決裂した。その後、USTRは中国の不正貿易に関連する輸入品に追加関税の賦課を決定した。

米国の中国に対する関税賦課の決定過程

- ・ 4月3日、中国による技術及び知的財産権の強制移転に関してSection301条に基づいて約500億ドルの関税を賦課することを決定
- ・ 6月15日、トランプ大統領は中国の「中国製造2025」に関わる産業的に重要な技術を含む500億ドル相当の輸入品に25%の高関税を課すこととし、関税賦課プロセスを発表
- ・ 7月6日、340億ドル規模の核発電設備、蒸気タービン、農業機械、航空装備など818品目に対して1段階目の追加関税25%の賦課を確定
- ・ 8月23日、160億ドル規模の半導体、化学製品、鉄道車両など279品目に対して2段階目の追加関税25%の賦課を確定
- ・ 9月17日、2,000億ドル規模の家具、食品、家電など各種生活用品を含んだ中国輸入品（5,745品目）に対して9月24日から10%の関税を課し、2019年1月1日からは追加の関税率を25%へ引き上げると発表

2) 知的財産政策及び規定の動向

(1) バイオシミラー・アクションプラン

2018年5月、トランプ大統領は競争促進と規制緩和を行うことで、医薬品を市場に速く安く供給することを目的とする医薬品価格引き下げ政策である「アメリカの患者ファースト (American Patients First)」を発表した。2018年7月18日、米食品医薬品局 (Food and Drug Administration、FDA) は「American Patients First」の後続措置としてバイオシミラー市場の強化政策である「バイオシミラー・アクションプラン (Biosimilars Action Plan、BAP)」を策定した。同政策はバイオシミラー市場への参入を阻害する規制の改善案を柱とし、4種類の核心目標と11の具体的な行動計画を盛り込んでいる。核心戦略の一つ目にバイオシミラー及び相互互換が可能な医薬品の開発と競争の加速化、二つ目にバイオシミラー開発に関わる科学及び規制に対する透明性の強化、三つ目に患者、医療サービス提供者、保険会社間におけるバイオシミラーへの理解を深める疎通案の開発、四つ目にFDAの要件及びその他市場の成長を速度を落とす不公正な要素を減らすことによる市場競争の奨励などを明記した。

BAPの主なアクションプラン

- ・ バイオシミラー承認手続きの効率を高めるためにFDAレビュー基準を見直し
- ・ バイオシミラーの承認申請に役立つ開発方法と情報源を構築
- ・ バイオ医薬品許可目録が収録されたパープルブック (Purple Book) に製品ごとの独占期間などの追加情報を補完
- ・ バイオシミラーの許可申請に必要な資料の提出時に、米国以外の地域の製品を試用した臨床資料を活用
- ・ バイオ医薬品及びバイオシミラーの担当局 (Office of Therapeutic Biologics and Biosimilars、OTBB) を新設し、バイオ医薬品の許可申請者の費用負担 (BsUFA) プログラムをはじめとする政策開発を支援

- ・医療関係者を対象にバイオシミラーと代替処方可能な品目などに関する深化教育及び奨励キャンペーンを実施
- ・バイオシミラー・ラベリングに関するガイドラインの最終版への収録情報を決定
- ・代替処方ガイドラインの最終版を完成
- ・分析的類似性を評価するための統計的アプローチに関するガイドラインの素案づくり
- ・製品の生産及び品質管理に関する追加支援を提供
- ・バイオシミラー活性化政策に関する公聴会を開催し、意見を集約

(2) 改正発明法 (AIA : American Invent Act) 審判実務ガイド

2018年8月、米国特許商標庁 (USPTO) 特許審判部 (Patent and Trademark Appeal Board、P TAB) は改正発明法に伴う審判実務ガイド (AIA Trial Practice Guide、TPG) を一部改訂した。TPGは2012年8月に制定されたもので、審判手続きで一貫性を維持することを目的とし、当事者系レビュー (Inter Partes Review、IPR)、ビジネス方法レビュー (Covered Business Method Patents Review、CBMR)、付与後レビュー (Post-Grant Review、PGR) など、特許審判に関するガイドラインを提示している。今回の改訂は大きく6分野で行われた。

第一に、専門家の証言について、発明当時の知識について専門家の証言を通して先行技術の範囲と内容を確認 (Trintec Indus.、Inc v. Top-U.S.A. Corp) することはできるが、請求項に含まれていない要素を明確にするために専門家に依存 (Verdegaal Bros.、Inc v. Union Oil Co) することはできないことが規定された。

第二に、単語数及びページ数の制限について、IPR及び派生手続きを請求する時は14,000単語に制限し、PGR及びCBMR手続きを請求する時は18,700単語及び15ページに制限された。

第三に、再検討する時に考慮すべき事項について、IPR、PGR、CBMRの手続きで内部者による検討と後続措置及び請願に対する裁量権を行使する時に考慮する非排他的要素 (General Plastic Co.、Ltd v. Canon Kabushiki Kaisha、Becton Dickinson & Co. v. B. Braun Melsungen AG) が追加された。

第四に、特許権者の回答・返答について、審判請求人は特許権者の回答に対して返答をすることができる旨、特許権者は修正提案に反対する返答を提出することができる旨、審判請求人の回答に返答するために必要な場合、機関の決定を書面で処理することができる旨が明記された。

第五に、排除申立 (Motion to exclude) と異議申立 (Motion to strike) について、排除申立期限は日程命令に明記されており、異議申立同意書は一般的に一週間以内に提出を要請する必要がある旨、このような要請は事案別に考慮できる旨が明記された。

第六に、口頭審理は一般的に日程を予約して行うが状況によっては修正が可能で、口頭審理の要請には当事者が委員会に主張を提起するのに十分な時間 (1時間ほど) が必要である旨、当事者に口頭審理を要請する前に協議を行うことを推奨する旨が盛り込まれた。

3) 米国・メキシコ・カナダの貿易協定 (USMCA) 締結

(1) 北米自由貿易協定 (NAFTA) に関する評価

2018年8月、米国商工会議所グローバル知的財産センター (Global Intellectual Property Center、GIPC) は、北米自由貿易協定 (NAFTA) の知的財産権保護指数を測定して発表した。GIPCは2018年の国際知的財産権指数の特許、著作権、商標、営業秘密、商業化、執行、国際条約の7種類の指標を基準としてNAFTAの知的財産権の保護水準を測定し、改正される米国・メキシコ・カナダの貿易協定の基準を設けることを目的とした。NAFTAの知的財産権の保護水準は33点満点で15.93点で、特許、著作権、商標など多くの指標で改善が必要であることが分かった。

特許部門では製薬に関わる特許の執行・解決メカニズムが不足しており、定義されていない特許用語が多い上、特許審査ハイウェイ (PPH) の対象国の資格要件が不十分であることが分かった。著作権部門では著作権保護期間が不十分であり、デジタル著作権管理法案に対する条項が不十分である上、侵害されたオンラインコンテンツの迅速な禁止命令及び救済などに関する手続き条項の不在などが問題となった。また、商標に関連して偽造品のオンライン販売に対する協力措置がなく、産業デザインに対する保護期間が充分でないことが分かった。営業秘密を無断で公開、取得、又は使用することに対する刑事手続き及び処罰関連の内容がなく、規制的数据保護 (RDP²⁷) の保護期間が充分でないことについて指摘した。他にも知的財産の執行に関して、知的財産権侵害の疑いがある物品を押収するための税関当局の権利に関する条項が不十分だと判断し、既存NAFTAの知的財産権分野における改正が必要だと結論づけた。

(2) USMCAの合意内容

2018年8月に米国はメキシコとNAFTA改正に合意し、9月にはカナダとNAFTAについて再交渉を行うことで、既存のNAFTAに代わる米国・カナダ・メキシコ協定 (United States-Mexico-Canada Agreement、USMCA) を締結した。

USMCAに基づいて、3ヶ国はイノベーションを促進することで、経済成長を実現するとともに、雇用を創出するために、知的財産権を強力に保護・執行する知的財産権の規定について合意した。

USMCAの知的財産権分野の主な改正内容

- ・生物医薬品 (biologic drugs) に対するデータ保護期間を10年にし、保護される商品の範囲を拡大
- ・米国の製作者が米国内で取得した海外権利を剥奪されないように著作権及び関連の権利を保障し、製薬及び農業のイノベーターのための強力な保護システムを提供
- ・中小企業をはじめとした米国のイノベーション企業が特許によって発明品の保護を受け

²⁷ 規制的数据保護 (Regulatory Data Protection、RDP) とは、イノベーション製品の開発者のデータに対する独占的権利を保護する制度である。

られるように特許性の基準 (patentability standards) と特許事務所の模範事例を提供

- ・ 著作者の死後最低70年間は著作権を保障し、著作者に基づかない著作権条項が適用される作品の場合は最初の出版後、最低で75年は著作権を保障
- ・ デジタル音楽、映画及び出版物のような著作物を侵害する技術的手段に対する強力な保護システムを提供し、商標と地理的表示 (GI) の保護のための強力かつ包括的な標準を新設

2. 日本

1) 知的財産法令の整備

(1) 不正競争防止法など一部改正

第四次産業革命によって、モノのインターネット (IoT)、人工知能 (AI) など情報技術のイノベーションが起こる中、日本は企業の競争力の源泉がデータとデータ分析方法を活用した製品やビジネスモデルに移り変わっているという認識の下、不正競争防止法の改正によるデータの創出・収集・分析・管理などの投資に対する環境整備を推進した。これに伴い、経済産業省は2016年12月から不正競争防止法の改正に関する検討を始め、2018年2月27日に「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」を定めた。同日、法律案は第196回通常国会 (期間：2018年1月22日から6月20日まで) に提出され、2018年5月30日に法律第33号として公布された²⁸。

①不正競争防止法の一部改正

日本の不正競争防止法は事業者間の適切な競争を促進するために不正競争行為に対する救済措置として、民事的救済措置 (禁止請求権、損害賠償請求権) と刑事的救済措置を規定している。改正不正競争防止法の主要内容は、①限定提供データの不正取得・使用などに対する民事的救済措置を新設 (法第2条第1項第11号～16号、第2条第7項、第19条第1項第8号)²⁹、②技術的制限手段の効果を阻害する行為に対する規律の強化 (法第2条第1項第17号・18号、第2条第1項、第19条第1項第9号)³⁰、③証拠収集手続きの強化 (法第7条)³¹ などである。

²⁸ 日本特許庁ウェブサイト (http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/fuseikyousou_h300530.htm, 2019.1.11最終アクセス)

²⁹ ID、パスワードなどの管理で相手を限定し、提供するデータを不正に取得・使用・提供する行為を不正競争行為として新設し、これに対する民事的救済措置 (禁止請求権など) を新設した。

³⁰ 技術的制限手段の効果を阻害する行為を助長する不正競争行為の範囲について、保護を阻害する機器の提供だけでなく、代行サービスの提供にまで拡大した。

³¹ 特許法などと同様に、裁判所による書類提出命令があった時に非公開 (インカメラ) で書類の必要性を判断できる手続きを新設し、技術専門家 (専門委員) が非公開手続きに関与するようにした。

②特許法など一部改正

裁判所の書類提出命令があった時、非公開で書類の必要性を判断できるようにし、特許庁の判定制度に関わる書類に営業秘密が記載されている場合は書類の閲覧を制限するなど、知的財産紛争処理手続きをより一層補完した。

特許、実用新案、意匠出願の新規性喪失の例外期間を現行6ヶ月から1年に延長した。特許料をクレジットカードで納付できるようにし、意匠権の優先権書類に対するオンライン交換制度を導入し、商標分割出願の要件を強化した。

この他、弁理士法を改正して弁理士業務にデータ活用と日本工業規格（Japanese industrial standard、JIS）などの規格案に対する知的財産関連の支援業務を追加した。

(2) 意匠法改正のための検討の実施

日本特許庁（JP0）は2018年1年間、意匠法の改正のための再検討と大衆からの意見集約を行った。2019年の通常国会に意匠法改正案を提出することを目指し、改正案の作成と検討が行われている。

①画像デザインの保護

ネットワークに表示される画像デザインと、物品以外の場所に投影される画像デザインの保護の問題は以前から提起されてきた。ID5³²の国と比べた時、日本を除く4ヶ国は物品に記録された画像のほか、物品に記録されていない画像も保護しており、欧州、米国は物品以外の場所に表示される画像も保護している。また、米国、欧州、韓国は物品の機能に関係のない装飾画像も保護対象とする。

これを受け、日本特許庁は物品に記録されていない画像、物品以外に表示される画像、物品の機能に関係のない画像も保護対象に含めるように改正することを検討している。

②空間デザインの保護

近年、日本国内で特徴的な空間デザインが差別化の要素となっているが、現行意匠法は建築物の外観、インテリアなどを保護していないため利用者から保護を要求する声が上がっていた。これを受け、日本特許庁は建築物とインテリアを意匠法上の保護対象に含めることを検討している。

③関連意匠の保護制度準備

近年、自動車や家電では基本となるデザインを決めてからブランドイメージを構築し、関連デザインを用いて新商品を発売する戦略が増加しているため、関連意匠制度を拡充する必要があった。これを受け、意匠公報の発行日以降も関連意匠の出願を可能にし、関連意匠にのみ類似する意匠の登録を許容、関連意匠の存続期間設定などの要件を緩和する方向で改正される予定である。

³² ID5（Industrial Design 5）とは、産業デザイン分野の先進5ヶ国で米国、欧州、韓国、中国、日本を意味する。

④意匠権存続期間の延長

日本の意匠出願件数が次第に増加しており、保護期間満了まで権利を維持する件数も全体の22%（2016年時点）となっている。過去よりも増加していることから、存続期間を延長する必要性が提起されていた。これに対し、出願日から25年に改正することを検討している³³。

⑤複数意匠の一括出願制度の導入

近年、物品に一貫したデザインコンセプトを活用してブランド価値を高める企業が増えてきていることから、1つの意匠に対して1回ずつ出願手続きが必要なことへの負担が大きくなり、複数意匠の一括出願制度を導入する必要性が生じている。これを受け、複数の意匠を一括で出願できる制度の導入とその数字・範囲の制限に関する改正を検討している³⁴。

⑥物品区分表の再検討

現行意匠法は物品区分表に規定された物品の区分を記載していない出願は拒絶しているため、権利化が遅れている。これを受け、物品の区分を記載していない出願に対して直ちに拒絶しないように改正することが検討されている。

⑦図面などの記載要件の緩和

意匠の出願は物品の全体形態を公開することが原則であるため、出願人にとっては図面作成が負担となっている。これを受け、図面の記載要件を緩和するために意匠の審査基準と関連法令の改正を検討している。

2) 知的財産制度の構築

(1) 知的財産戦略ビジョン

日本の知的財産戦略本部（本部長は安倍晋三首相）は2013年に「知的財産政策ビジョン」を公表し、毎年これに基づいた知的財産推進計画を策定し、政府主導の一本化した知的財産戦略を推進してきた。近年、国内外で知的財産を取り巻く環境が変化しているため、これに対して適切に対応するために知的財産政策ビジョンの再検討が必要だと判断し、知的財産戦略本部は2018年6月、既存の知的財産政策ビジョンを発展させた「知的財産戦略ビジョン2025-2030」を発表した。知的財産戦略ビジョンは2025年～2030年の日本社会と知的財産システムの中長期展望及び施策の方向性を提示する。

知的財産戦略ビジョンは日本の環境変化及び兆候、将来社会像の予測、未来の価値及び価値創出の構造、日本の特徴などの内容について分析し、知識のプラットフォーム化を推進する必要があると強調した。また、日本が目指すべき社会像として「価値デザイン社会」を提示した。

³³ ID5の加盟国と比較すると、米国は登録日から15年、欧州は出願日から25年、中国は出願日から10年、韓国は出願日から20年を存続期間としている。

³⁴ 日本を除くID5の加盟国は2つ以上の意匠を1度の出願に盛り込めるように規定している。

(2) 知的財産推進計画2018

知的財産戦略本部は毎年、知的財産政策ビジョンに基づく一年の知的財産推進計画を策定している。2018年には知的財産政策ビジョンの成果をもとに新たに策定した知的財産戦略ビジョンの実現を目的とする「知的財産推進計画2018」を策定した。

表2<日本の知的財産推進計画2018>

区分	主要内容
これからの時代に対応した人材・ビジネスの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産のビジネス上の価値評価 ・デザイン経営によるイノベーション創出及びブランド構築の促進 ・地方・中小企業及び農業分野の知的財産戦略の強化支援 ・知的財産創造教育と知的財産人材育成の推進 ・クールジャパン人材の育成、地方のクールジャパン資源発掘及び創出
挑戦・創造活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンイノベーションの促進 ・ベンチャー支援 ・コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの構築 ・模倣品・海賊版対策
新たな分野の仕組みのデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスモデルを意識した標準、規制等のルールデザイン ・知的財産システム基盤の強化 ・データ・人工知能（AI）等新たな情報財の知的財産戦略強化 ・デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築、クールジャパン戦略の持続的な強化、ロケ撮影の環境改善、デジタルアーカイブ社会の実現

(出所：知的財産戦略本部、知的財産推進計画2018（2018.6.12）報告書の目次を参考にして再構成)

3) 企業の知的財産活動支援政策

日本政府は中小・ベンチャー企業の知的財産管理が適切に行われるよう、知的財産の取得や海外保護、活用に至るまで各段階における支援政策を設け、企業の知的財産活動を促進する奨励政策を強化した。

(1) 中小企業の知的財産活動支援事業

日本の特許庁は中小企業の海外出願を奨励するために、海外事業進出を計画している中小企業を対象に補助金を支給し、中国など海外の現地企業が自社ブランドの商標又は地域団体商標を冒認願した事案に対して費用支援を行っている。また、日本の中小企業が海外で適切なタイミングに権利行使できるよう、日本貿易振興機構（JETRO）を通じて海外で取得した特許、商標などを侵害された中小企業を支援し、外国企業との権利侵害紛争に必要な費用を支援している。

(2) スタートアップ育成支援プログラム

日本の経済産業省は2018年6月からグローバル市場での競争力を持つスタートアップを育成する支援プログラムである「J-Startup」を運営している。専門家が推薦したスタートアップ企業を「J-Startup企業」に選定し、大企業、ベンチャーキャピタル、アクセラレーターなどの「J-Startup Supporters」と関係部処が協力してスタートアップ企業を支援している。

日本の特許庁も2018年7月、スタートアップの知的財産保護を支援することでビジネス活動を加速させることを目的とした「知財アクセレーションプログラム（IP Acceleration program for Startups、IPAS）」を実施すると発表した。ベンチャー企業の場合は事業を拡張し、海外進出をするためには核心技術とアイデアによる事業の差別化、自社ブランドの確立、知的財産保護などの知的財産戦略が欠かせないが、スタートアップの場合は事業の開始段階であるため、ほとんど知的財産戦略のノウハウや権利の取得に至る資源が不足しているのが現状である。したがってスタートアップの技術とアイデアが保護されていない問題を解決し、適切に支援するための方策として同プログラムを活用している。

(3) その他支援政策

日本特許情報機構（JAPIO）は中小企業、大学、技術移転専門機構（TLO）、個人を対象に、特許出願の先行技術調査を支援する事業を行い、低費用で審査請求判断が行われるように支援している。2018年には4月から支援対象を募集し、電気、物理、ビジネスモデル、機械、運送、化学など多様な分野の特許出願時における調査費用を支援した。

また、日本の特許庁はベンチャー企業の特許出願に対する「面接活用早期審査」と「スーパー早期審査」制度を活用しており、中小・ベンチャー・小規模企業を対象に特許料などの手数料減免を実施している。

3. 中国

1) 知的財産行政体系の改編

2018年3月17日、国務院の部処及び直属機構の調整に関する「国務院機構改革方策」が全国人民代表大会の審議で成立した。中国国務院は傘下部処と直属機構の大々的な改編を行うことで制度的弊害を防止し、国家重点分野に対する政府の機能の最適化を図った。同改革は知的財産行政体系の大々的な改編につながった。

商標制度を管轄する主務機関であると同時に、市場管理監督業務の一部を担っていた国家工商行政管理総局を廃止し、国家市場監督管理総局を新設、市場の管理監督に関する業務を統括させることとした。同局はそれまで国家工商行政管理総局が担当していた業務と食品及び薬品監督管理、価格監督及び反独占執行、品質監督などの業務を統括することになった。

國務院は同時に知的財産行政体系も改編した。廃止された国家工商行政管理総局の商標業務³⁵と国家品質監督検査検疫総局の地理的表示業務を国家知識産権局（CNIPA）に担当させ、商標、特許などの知的財産権の管理および重複執行問題の解決を行い、知的財産権の管理体制を整備した。

これにより、国家知識産権局は既存の特許、実用新案、デザイン以外にも商標、地理的表示を含む知的財産権全般の登録及び行政判決、執行業務指導などの業務を総括する総合知的財産主務部処としての役割を果たすことになった。

2) 商標出願システムの改善

(1) 商標登録の便利化改革

2016年7月に始まった「商標登録の便利化改革」に伴い、2018年にも商標登録出願システム及び審査手続き改善に関連する措置が活発に施行された。同改革により、商標登録審査期間は以前の平均9ヶ月から8ヶ月に短縮され、2018年年末までには6ヶ月以内に短縮することが目標となった。

2018年4月、国家知識産権局は「商標登録の便利化改革問題解決3ヶ年計画（2018-2020年）」で「商標登録期間の短縮」を核心目標に掲げ、3年間遂行しなければならない重点業務を策定した。2020年までに便利かつ効率よい商標登録システムを構築し、商標出願チャンネルの多様化、商標出願手続きの簡便化、商標手数料構造の合理化、商標登録及び管理における全過程の情報化、商標審査協力センター配置の合理化を推進することで、商標登録審査期間を4ヶ月に短縮することを目標に設定した。この目標を達成するために、①審査効率の向上及び審査期間短縮、②審査体制完備及び審査力強化、③出願手続き簡素化及びサービス水準向上、④手数料の合理的調整による企業の負担軽減、⑤技術支援の強化及びスマート水準の向上、紙書類の保存量縮小及び好循環の実現、⑥法律改正による改革の基礎づくりなどを推進する計画である。

(2) 商標出願のチャンネル拡大

中国商標局は商標登録の便利化改革の一環として全国で商標受理窓口の開設を進めている。2018年1月と9月には全国49地域に商標受理窓口を開設、2018年末時点で全国に154の商標受理窓口があり、商標出願を受け付けている。

商標受理窓口の他、商標出願の受付に加えて審査まで一部行う商標審査協力センターも徐々に増やしている。2018年には済南商標審査協力センター（9月）と鄭州商標審査協力センター（10月）が設立された。これにより、現在まで北京市を除き、地方に設立された商標審査協力センターは5ヶ所³⁶となった。

³⁵ 既存の国家工商行政管理総局傘下に設置された商標局を国家知識産権局傘下に編入した。

³⁶ 広州（2016年12月）、上海（2017年9月）、重慶（2017年12月）、済南（2018年9月）、鄭州（2018年10月）

3) 知的財産権法令の整備

(1) 電子商取引法の制定

2018年8月31日、中国最初の電子商取引に関する総合法律である「電子商取引法」が第13期全国人民代表大会常務委員会第5次会議で成立した。同法の制定は2013年から推進され、5年間3回の意見集約と4回の審議を経て最終的に成立し、2019年1月1日から施行される予定である。同法は電子商取引の経営者、電子商取引契約の締結と履行、電子商取引紛争解決、電子商取引促進、法律責任など、計7章89条項からなり、電子商取引プラットフォームにおける知的財産権保護に関して規定している。同法に基づき、知的財産権者が知的財産権の侵害事実を発見した場合、電子商取引プラットフォームの経営者にその内容の削除、リンク削除、取引及びサービス中止など、必要な措置を取るよう通知する権利があり、電子商取引プラットフォームの経営者が直ちに必要な措置を取らなかった場合は損害が拡大した部分に対してプラットフォーム内の経営者（販売者）が連帯責任を負うと規定することで、プラットフォームの経営者に知的財産権保護を義務付け、保護責任を強化した。

(2) 特許代理条例の改正

1991年に公布されてから約27年が過ぎた2018年9月、「特許代理条例」の初の改正案が成立した。改正条例では「特許代理人」を「特許代理士」に変更し、特許代理業務の従事者の社会的地位を格上げした。また、特許代理機構の設立手続き及び支店設立についてより明確にし、弁護士事務所の特許代理業の開業条件についても規定した。

(3) 特許法改正の推進

2018年12月23日、第13期全国人民代表大会常務委員会に上程された特許法の第四次改正案は、2019年にも成立する見通しである。中国政府は特許法改正を通じて、変化する知的財産環境に適切に備え、権利者の合法的權益の効果的な保護を図った。同改正案は特許・実用新案・デザインの権利侵害に懲罰的損害賠償制度の導入を示唆したという点で意味がある。反復侵害など故意による権利侵害行為に対して損害額の5倍まで賠償額を算定することができるように規定し、侵害賠償額の下限及び上限については、現行法上の1万人民元以上100万人民元以下から、10万人民元以上500万人民元以下へと引き上げた。

司法的な保護手段だけでなく、行政保護制度を強化するための法的根拠も新設した。國務院特許行政機関は、全国的に影響力が高い紛争事件に対して権利者又は利害関係者が解決を請求する場合、これに応じることができ、特許権侵害行為による侵害者の違法経営額が5万人民元以上の場合、その違法経営額の5倍の過料を科すことができ、違法経営額がない、又は違法経営額が5万人民元以下の場合、25万人民元以下の過料を科すことができる。

インターネット上での権利保護も強化した。権利者又は利害関係者は人民法院の判決文、和解書、特許業務管理機関の権利侵害中止命令などを根拠にインターネットサービス提供者（ISP）に権利侵害製品の販売ページに対するリンク削除、アクセス遮断などの必要な措置を要求できるように規定した。この時、ISPが直ちに必要な措置を取らなかった場合、連帯責任を負わねばならないと明記した。

また、同改正案はハーグ協定の加入要件に基づき、デザイン権の保護期間を現行法の10年から15年に拡大した。

4) 第四次産業革命と新産業育成政策

中国政府は第四次産業革命に備え、先端技術に関わる特許活動を奨励する政策を立てて新産業を集中的に育成している。

特に、国家知識産権局は「知的財産権重点支援産業目録」を作成し、特定の産業分野の知的財産権を集中的に育成する戦略を展開している。2018年に国家知識産権局は「知的財産権重点支援産業目録（2018年版）」を知的財産権関連部処、各地域の知識産権局に配布して該当産業に知的財産権の資源を効果的に配置し、各産業の発展を集中的に支援することを促した。これに対して各関連機関は該当産業分野を中心に知的財産権運営基金の設立、知的財産権保護強化などの支援政策を施行している。同目録は近代農業、次世代の情報技術産業、スマートマニュファクチャリング、新素材産業、クリーンエネルギーと環境に優しい産業、近代交通技術と設備産業など、10大「知的財産権重点支援産業」と62の細部分野を提示している。知的財産権重点支援産業のほとんどは中国の第四次産業革命対応政策である「中国製造2025」の10大技術分野³⁷に含まれるもので、同目録が中国製造2025政策と同じ脈絡で作られたものであることが分かる。

表3<中国における知的財産権の重点支援産業目録（2018年版）>

10大支援産業	細部分野
近代農業	生物育種研究開発、家畜、水産養殖、牧畜業、効率の高いスマート農業機械及び設備、農産物の生産と加工、農業資源環境の持続可能な発展と利用、スマート農業など
次世代の情報技術産業	マイクロナノ電子及び光電子、集積回路、ハイエンド商用チップ、工業ソフトウェア、次世代ブロードバンド移動通信ネットワーク、高性能コンピュータ、クラウド及びビッグデータ、人工知能、モノのインターネットなど
スマートマニュファクチャリング	スマートグリーン製造、スマート製造装置と先進工芸、光電子核心装置、スマートロボット、ハイエンドCNC (Computerized Numerical Control) 工作機械、3Dプリンティング、レーザー製造、工業センサー、インターネットプラスの製造など
新素材産業	先進的な材料、先進的な電子材料、先進的な構造材料、先進的な機能材料、ナノ材料及び部品、マテリアルゲノムエンジニアリングなど

³⁷ 中国製造2025とは、製造業で革新を起こして製造強国に跳躍するための国家政策であり、次世代情報通信技術産業、高度なデジタル制御の工作機械・ロボット、航空・宇宙設備、海洋エンジニアリング・ハイテク船舶、先端的鉄道設備、省エネ・新エネ自動車、電力設備、新素材、バイオ医薬・高性能医療機器、農業用機材を10大技術分野として提示している。

クリーンエネルギーと環境に優しい産業	安全・クリーン・効率の高い石炭の開発と利用、再生可能エネルギーと水素エネルギー、先進的な原子力設備と原子力、スマートグリッド、建築エネルギーの節約、大気汚染・土壌汚染・水質汚染防止、資源の効率的なリサイクルなど
近代交通技術と設備産業	新エネルギー自動車、軌道輸送、ハイテクノロジー船舶、航空輸送装置、総合交通輸送とスマート交通など
海洋及び宇宙の先進的な応用技術技術産業	海洋資源の開発及び利用、宇宙探査・開発及び利用、深層極地資源探査、宇宙インフラなど
先進的なバイオ産業	フロンティア汎用バイオテクノロジー、グリーンバイオテクノロジー、バイオ資源の利用、バイオ安全保障など
ヘルス産業	重要新薬の革新・創出、重大疾病予防と精密医学、ハイエンド医療機器、漢方薬の近代化、スマート医療など
文化産業	伝統的文化商品、デジタル文化コンテンツ商品、デジタル文化技術サービス、ハイエンド文化機器製造、文化的創作とデザインサービスなど

5) 米中貿易戦争に対する中国の立場

中国政府は米政府が通商法301条を根拠に中国産の輸入品に関税をかけることに對し、声明や白書を何度も発表するなど反論する姿勢を見せてきた。

2018年7月、中国商務部は米通商代表部（USTR）による関税上乘せ発表に反発する内容の声明を発表した。同声明で中国政府は知的財産裁判所の設立、知的財産権の使用料の増加³⁸などを根拠に、知的財産権の侵害主張に反論し、中国国内での中国企業と外国企業の技術協力は自発的に行われた契約行為だったとして強制技術移転はなかったと主張した。また、米国が問題にした中国製造2025政策に對し、同政策は中国企業だけでなく、すべての外国企業にも適用されるものだとし、むしろ米側こそ自国の農業や製造業のために巨額の補助金を支援していると追加で言及した。

2018年9月、中国國務院が発表した「米中貿易摩擦に関する事実と中国の立場」という白書でも中国は、知的財産権保護に對する中国の努力と成果を強調し、中国が知的財産権を侵害したという米側的主張に正面から反論した。同白書によれば、2016年に中国が米側に支払った知的財産権の使用料は約80億ドルであり、2002年から2016年まで米国が中国で申し込んだ商標の譲渡は58,000件余り、2012年から2016年まで中国が米国から輸入した著作権は28,000件余り、2017年に中国が輸入した米国映画は31本で、これで米国は約6億5千万ドルの収益を上げた。中国は米国が知的財産権を理由に保護貿易主義と通商いじめ（trade bullying）を標榜していると主張、早急に貿易戦争が終結することを望むと繰り返し表明した。

³⁸ 2017年に中国が海外に支払った知的財産権の使用料は289億ドルと、2001年に中国がWTOに加盟した当時と比較すれば約15倍増加している。

4. 欧州

1) 単一特許制度と統一特許裁判所

(1) 単一特許制度

現行、欧州特許制度では欧州特許庁（EPO）が特許の出願、審査、決定を全て掌握しているが、その効力は欧州連合（EU）全域には及ばず、指定国ごとに別途の特許権として効力が生じる構造となっている。したがって欧州特許として登録を受けたとしても登録後は国ごとに法律の効力が生じる形で、該当特許の有効・無効に関する判断も各国の裁判所が決定する構造となっている。

このような構造的問題により、過度な翻訳費用や手続き上の混雑が生じていたことから、この解決策として「単一特許制度（Unitary Patent System）」が登場した。2012年12月に欧州議会とEU理事会が欧州単一特許（European Patent with Unitary Effect）制度の導入に関するREGULATION（EU）No 1257/2012（UPR）を承認して以来、欧州単一特許制度を構築するためのEUの努力が続いている。

単一特許制度とは、統合された欧州特許制度に基づき、参加国の全域にわたって同一の効力が発生する一つの独立した特許権を生み出す制度である。すなわち、欧州特許庁が出願、審査、決定、登録を掌握するもので、権利に対する侵害、又は有効・無効に関する判断の効力も参加国の全域にわたって生じる。単一特許制度は現行の欧州特許制度に比べて、手数料、翻訳、訴訟など、費用面で節減効果があり、法的な不安定性を解決することができる。しかし、単一特許制度を構成する「統一特許裁判所」システムは、一件の無効訴訟によってすべての国で特許権を失うという結果を生む可能性もあるため、これによる権利者のリスクも存在する。

表4<欧州特許制度と単一特許制度の比較>

	欧州特許制度	単一特許制度
根拠	欧州特許条約（EPC）	Regulation（EU）No. 1257/2012, 1260/2012
適用国	EPC締約国	EU加盟国のうちRegulation（EU）No. 1257/2012への参加国
効力範囲	指定国の効力化を実行した国	EU諸国の全域
EPO業務	出願-審査-決定	出願-審査-決定-登録
管轄圏	それぞれの国の裁判所	統一特許裁判所
所要費用	指定国の言語への翻訳費用とそれぞれの国の裁判所にかかる訴訟費用	EU特許公式言語（英・仏・独）への翻訳費用と統一特許裁判所での訴訟費用

(2) 統一特許裁判所に対する欧州各国の動向

①ルクセンブルク

2018年2月28日、ルクセンブルク国民議会（Chamber of Deputies）³⁹は統一特許裁判所の権限及び免責に関する協定（Privileges and Immunities、PPI）を承認するための法律案を成立させるために、第1次投票⁴⁰を実施した。同法律案が成立すれば、統一特許裁判所と権限・免責協定に関連して統合特許抗訴裁判所と登録所がルクセンブルクに設立されることになり、PPIに基づいて統合特許抗訴裁判所の判事と労働者及び登録所のすべての労働者には関連業務の迅速かつスムーズな遂行のために一定の権限と免責権が付与される。PPIのルクセンブルク国内での発効時期は、ルクセンブルク、フランス、ドイツ、イギリスの全てにおいて欧州議会事務局に批准書を寄託してから30日後となる。

②ブルガリア

2018年6月6日、ブルガリア議会は統一特許裁判所協定に関する暫定適用議定書（Protocol on Provisional Application、PPA⁴¹）を批准するために国内法案を成立させた。PPAは統一特許裁判所協定が実質的には発効されていないが、発効されたという仮定のもとで暫定的に制度の運用を施行するという内容の議定書である。同議定書は実質的な変化に先立って新制度を適用・運用することで、過渡期の混乱を減らすことがその目的である。ブルガリアでの統一特許裁判所協定（Unified Patent Court Agreement）批准は2016年4月8日に行われ、2017年9月11日にPPAに署名、2018年5月21日に関連法案がブルガリア議会に提出された。

ブルガリアの立法手続きでは、法案を採択するためには議会で二回の議論と投票が行われなければならない。一般的には2回の会期にまたがって上記の手続きが行われるが、最初の議論過程で立法案に関する修正の要請が提起されなければ、二回の投票を同時に行うことができる。このようにして成立した法案は大統領に伝えられ、公布に関する手続きを経て最終的には国の官報にて公布される。

③ルーマニア

ルーマニア司法府はルーマニア特許庁と協力して立法のための事前手続きに着手した。2017年6月に統一特許裁判所及びPPA関連の立法草案に関するアンケート調査を実施し、注解書を発刊した。ルーマニアの統一特許裁判所協定とPPAへの署名は2016年にすでに行われていたが、国内での批准だけが残っていた状況であった。2018年6月5日、ルーマニアは統一特許裁判所協定とこれに関するPPAの批准に向けた国内での立法作業に着手した。

³⁹ ルクセンブルク単一議会

⁴⁰ 法律案が成立するためには i) 第1次、第2次投票を通過するか、ii) 第1次投票を通過した後の国民議会の国務会議で同様に第2次投票を実施しないと決めなければならない、通過した後は最終段階としてルクセンブルク王家の承認を得てMemorial（ルクセンブルク国家官報）に記載することで、該当法律はその効力を得ることになる。

⁴¹ 統一特許裁判所協定が実質的には発効されていないが、発効されたという仮定のもとで暫定的に制度の運用を施行するという内容の議定書で、実質的な変化に先立って新制度を適用・運用することで、過渡期の混乱を減らすことがその目的である。

④ハンガリー

2018年6月29日、ハンガリー憲法裁判所は統一特許裁判所協定と、ハンガリー憲法の両立性と協定批准に関する憲法的適合性に関する決定を発表した。「主権の移譲」に関する憲法E項の(2)、(4)と「国際協約締結」に関するQ項を根拠に、統一特許裁判所協定の批准が憲法上問題があるのかどうかを判断するに当たり、憲法裁判所は現在のハンガリー憲法は統一特許裁判所協定を批准するには適合していないと決定を下したが、その根拠は次のとおりであった。

明らかにされた意見によると、現在のハンガリー憲法には統一特許裁判所協定を批准するに当たって法的根拠を提供できる規定がなく、協定の批准のためには憲法改正が避けられない。ハンガリー憲法E項の(2)と(4)は、ハンガリーがEU加盟国になる際に法的根拠となったが、現在はハンガリーが他のEU加盟国と双方の国の憲法的機能をEUの機関を通じて共同又は統合して果たす必要があることから、該当の当事国との国際協約締結における法的根拠として用いられていると判断できる。すなわち、憲法E項がEU設立協約の法的根拠であったことを理由に、同条項は国際協約を批准する場合にのみ法的根拠として挙げるができることと認めたのである。

ハンガリー憲法のQ項に関して憲法裁判所は、同条項はハンガリーが国際協約を批准するうえで唯一の法的根拠となるが、同条項が統一特許裁判所協定と現行ハンガリー憲法の両立が可能かどうかを判断するための基準にはならないと判断した。結論としては、憲法裁判所は統一特許裁判所協定が国内の裁判所制度を補完すると同時に、自国の裁判所の管轄権を排除する協約であるため、司法権と司法的判断に関する権利を明記及び保障している現行ハンガリー憲法の内容に反していると決定を下した。同決定により、ハンガリーの単一特許制度への参加は難しくなった。

⑤英国

英国の統一特許裁判所に関わる利害関係者は、英国政府に対して統一特許裁判所協定の早急な批准を促してきた。

2018年2月、IP Federation⁴²は英国政府に統一特許裁判所協定の批准を要請し、統一特許裁判所協定の批准根拠を次のように提示した。第一に英国は統一特許裁判所協定を批准するために関連法制度を全て完備した状態である、第二にIP Federationのすべてのメンバーは現在およびブレグジット後の両方で単一の特許裁判所・特許権制度の保護と適用を受けることがもたらす結果に非常に肯定的である、第三に1回の出願によって欧州全域で保護される権利を取得できれば英国企業は費用を削減できる、といった内容である。

2018年2月、イングランドとウェールズ地域の弁護士協会であるLaw Societyも英国政府に統一特許裁判所協定の批准を要請した。以前は統一特許裁判所をEUの機構ではない、単純

⁴² 知的財産連盟 (IP Federation) とは、1920年に設立された英国産業界の知的財産に関わる貿易協会で、英国、EU及び国際的な知的財産フレームワークの向上による創造産業の発展を目標に、メンバーの利益を代表して知的財産に関わる法律や政策の策定など多様な活動に参加している。

な国際特許裁判所として見る見方が強かったが、統一特許裁判所はEUの機構として欧州全域の特許に関連した争点を扱う予定であるため非常に重要であり、ブレグジット後も統一特許裁判所の管轄権に英国が含まれる法的基盤を英国とEUが明確に構築しなければならないと主張した。

その後、2018年4月26日に英国は統一特許裁判所協定の批准書を寄託することで欧州統一特許裁判所協定の16番目の加盟国となった。

2) ブレグジット (Brexit)

英国のEU離脱 (ブレグジット) を2019年3月29日に控え、英国内での今後のEU知的財産制度の適用をめぐる問題が議論されてきた。

2018年7月、英国のブレグジットを担当する欧州連合離脱省 (Department for Exiting the European Union) は、「英国とEUの未来関係 (the Future relationship between the United Kingdom and the European Union)」という白書で、英国がブレグジット後も単一特許制度と統一特許裁判所の体制に残留するということを表明した。同白書によれば、特許保護の分野で英国とEUは長期間協力関係を構築しており、同協力はブレグジットとは関係なく続ける必要がある。したがって、EUでの特許及び企業に対する持続的な保護のために、英国は明確かつ確固たる法的基盤を整えることで単一特許制度と統一特許裁判所の運用を維持することを明確にした。

(1) ブレグジット合意文の草案発表

2018年2月、欧州委員会は英国のEU離脱に関する合意文の草案を作成して発表した。草案第の50条～第57条は、知的財産権に関する一般的内容と、ブレグジット後の英国でのEUの知的財産権の保護に関する問題について触れている。合意文の草案では、知的財産権に関して過渡期があること、EUの知的財産権は過渡期が満了 (2020年12月31日) するまでは英国で保護されるということが確認された。

第一に、EUに登録された知的財産権 (欧州商標権、共同体デザイン、共同体植物品種権、地理的表示) の場合、EUの知的財産権者は追加での行政手続きや費用納付の必要なく、同様の出願日、保護期間及び更新期間で英国の知的財産権者の地位を自動的に取得することができる。

第二に、EUで出願した知的財産 (欧州商標権の出願と共同体植物品種権の出願) の場合、登録された知的財産権とは違って、出願人は自動的に英国で同一の地位を取得することはできないが、EUでの出願日は認められ、EUでの出願日をもって英国に再び出願することができる。

第三に、EUで登録されていない知的財産 (現存するデータベースの権利と登録されていない共同体デザイン) の場合、英国は、現在登録されていないEUの知的財産については同一の範囲と程度で保護しなければならない義務を負う。

第四に、補足的保護証明書⁴³の場合、英国はEUと同一の範囲と程度の権利保障を提供する義務を負うことになる。

第五に、権利の消尽については、知的財産権者が既存の排他的権利を喪失する場合、過渡期前にEU又は英国で喪失した権利については、そのまま承認することが合意文で規定されているが、過渡期後の事案についてはいかなる規定も存在しない。

(2) 英国知的財産庁の公式発表

2018年3月、英国知的財産庁（UKIPO）は「知的財産とブレグジット（IP and Brexit）」というプレスリリースで、欧州の知的財産制度に対するブレグジットの影響への立場を表明し、これによりブレグジットに対するEUの知的財産権者と英国企業家が抱える不安を多少なりとも解消した。

特許に関して、欧州特許条約（EPC）による欧州特許制度はEUとは別のシステムであるためにブレグジットの影響は受けず、英国企業はブレグジット後もEPOに特許を出願することで英国及びEPO加盟国において保護を受けることができる。また、ブレグジット後も英国に基盤を置く欧州特許弁護士はEPOで出願人の代理人として活動することができる。

追加保護証明システムもこれまでと同様に使うことができる。追加保護証明システムを使う製薬及び植物分野の保護において、英国企業はブレグジット後も追加保護証明によって保護され、追加保護証明システムによって更新された特許の場合はブレグジット後も持続的に有効となる。現在、英国政府はこれからも英国が追加保護証明保護システムの恩恵を受けることができるよう、政府レベルで対策を講じている。

英国に登録されたデザインと登録されていないデザインの両方が、ブレグジットの影響は受けずに現在と同様の保護を受け、登録された共同体デザインはブレグジット後も英国で保護の対象として認められる。未登録共同体デザインの場合、英国がEUの加盟国である限り、持続的に保護の対象となり、保護期間は3年となる。

欧州連合商標（EUTM）については、英国がEUの加盟国として残っている間は英国内で有効で、EU離脱後も英国以外のEUの加盟国では有効であり、欧州連合商標の登録申請も可能である。

2018年7月、英国知的財産庁は「英国とEUの未来関係」という白書でブレグジット後のデザインと商標に対する英国政府の立場をより明確にした。

欧州連合商標と欧州共同体デザインはEUの加盟国であることを前提条件として要求しているため、ブレグジット後に同商標権とデザイン権が英国内で保護されないという懸念の声が上がっていた。これを受けて2018年1月、欧州知的財産庁（EUIPO）は、英国国籍者、又は英国に本社を置く企業の欧州連合商標に対する権利は欧州連合商標規定第19条に基づいて原則として権利者の国籍によって決定されることを明らかにし、英国はすべての欧州連合商標と欧州共同体デザインを無償で英国商標とデザインとして登録するという決定を同

⁴³ 特許権存続期間延長制度のEU式表現

白書で明確にした。無償登録はブレグジットの過渡期が終わる2020年12月31日までに終了となる予定である。

第3節 韓国の知的財産をめぐる状況

1. 創出分野

第四次産業革命は、多様な技術分野において技術の融合複合、開放型イノベーション、共有経済を基に進んでいる。これに伴い、知的財産権分野でも知的財産権のデジタル化、創作の希少性喪失、情報の自由な流通など、イノベーションを起こす手段として現行の知的財産権パラダイムに大きな変化が求められている。このような技術的变化を受けて、特許庁は第四次産業革命の核心7大技術分野に対する新しい特許分類体系を策定し、国際的にも通用するように国際標準化を推進している。それまで第四次産業革命に関わる技術の特許を従来の特許分類体系で分類するには限界があった。そのため第四次産業革命の技術の特性を反映した特許審査基準と知的財産支援政策の策定などに必要な新規の技術分類体系、又はその準備の必要性が常に提起されてきた。これを受け、特許庁は第四次産業革命に関わる31の技術分野のうち、産業界と科学界で支援や育成に関する議論が活発に行われており、他の技術分野の発展、産業育成に多大な影響を及ぼす人工知能、3Dプリンティング、モノのインターネット、自動運転車、ビッグデータ、知能型ロボット、クラウドの7大技術分野に関する新たな特許分類体系を完成させた。特許庁は新特許分類体系を確立することで、第四次産業革命関連の7大技術分野に関する特許出願に対しては優先審査を施行し、早期権利化を支援している。特に、モノのインターネット（IoT）分野では審査基準を整備し、製造や建設、金融といったサービス領域ごとに先行技術調査と特許付与の判断を行っており、特許技術の融合・複合的な特徴を反映して3人体制での協議審査を実施している。これと共に7大分野の新特許分類体系の国際標準化を推進するなど、第四次産業革命にいち早く対応して国家競争力を強化するための方策を推進している。

また、特許庁は2017年から施行していた「知的財産データギフト制度（以下、ギフト制度）」を2018年から拡大・施行した。ギフト制度とは、起業準備者・初期起業者に商品開発に必要なデータを無償で提供する制度で、創業7年以下のスタートアップに最大5年まで無償で提供している。このギフト制度を拡大して施行する目的は、起業初期企業（スタートアップ企業）に、初期資金不足などによる倒産が急増する時期「死の渓谷（Death Valley）」を乗り越え、生存率を高めてもらうためである。2018年には、無償支援の対象を起業準備者と創業3年以内のスタートアップから創業7年以内のスタートアップに拡大するとともに、支援期間も最大3年から5年に延長し、期間延長のための審査条件も緩和した。また、ギフト制度の利用者のうち、優秀な成果を出した企業には特許申請及び海外での広報を支援し、中小ベンチャー企業部などの創業支援プログラムに橋渡しするなど、追加の特典も提供している。

知的財産政策に関連する市場・企業などの事例：創出分野

(1) 第四次産業に関わる特許の創出

韓国は第四次産業革命の時代における変化に歩調を合わせ、人工知能（AI）、ビッグデータ、5Gといった先端技術分野の研究開発（R&D）と特許の創出に努めている。その例としてはAI分野の特許出願増加と第四次産業革命に関わる技術への政府のR&D支援政策が上げられる。

2012年から2018年上半期までの韓国のAIに関わる特許出願件数は1,753件となっている。2007年に111件だった出願は2012年に208件と倍近くに増え、2016年には388件となり、毎年増加している。出願人別に見ると、サムスン電子、クアルコム、SKテレコムといった企業の躍進が目立ち、韓国電子通信研究院（ETRI）、高麗大学といった公共機関及び大学も特許創出活動を活発に行なっていることが明らかになった。

表5<出願人別の国内AI特許出願件数の順位⁴⁴>

(単位：%)

順位	企業名	出願件数	順位	企業名	出願件数
1	サムスン電子	145	11	ネイバー	27
2	韓国電子通信研究院 (ETRI)	106	12	KAIS	25
3	クアルコム	85	13	延世大学	23
4	SKテレコム	43	14	アップル	23
5	マイクロソフト	39	15	漢陽大学	22
6	NTTドコモ	34	16	ソウル大学	21
7	高麗大学	33	17	SK PLANET	18
8	グーグル	32	18	世宗大学	16
9	浦項工科大学	28	19	フェイスブック	16
10	SKハイニックス	27	20	現代自動車	16

※出所：特許情報振興センター

AI半導体分野の特許出願件数は世界1位となった。特許庁の資料によれば、この15年（2003年～2017年）間のAI半導体の特許出願件数を見ると、韓国が590件と世界の70%以上を占めており、次いで米国（182件、22.0%）、日本（17件、2.1%）であった。出願人別に見ると、上位13位にはサムスン電子、ETRIなど9つの韓国企業や機関が含まれている。第四次産業革命に関わる核心分野での強い特許育成に向けた政府の支援も活発に行われている。特許庁は科学技術情報通信部と共同で「革新的な成長エンジン特許支援計画」を策定し、革新的な成長エンジンに最も適した特許に注目したR&D支援体系を構築した。両機関は優秀特許の創出に必要な特許連係研究開発戦略事業を集中的に支援し、早期に核心特許を確保するために優先審査を実施し、標準特許確保のためのR&D・標準・特許連係戦略を拡大していく計画である。

(2) ひとり飯、ひとり酒文化に関する商標の増加

単身世帯の増加⁴⁵に伴い、新しい消費文化として登場した「ひとり飯」、「ひとり酒」を楽しむ人のための「調理済み食品（HMR、Home Meal Replacement）」分野の消費市場が急成長⁴⁶し、該当分野の商標出願件数も増加したことが分かった。特許庁によれば、直近5年（2013年～2017年）間、調理済み食品のうち「パックご飯」の商標出願件数は、2013年の43件から2017年には285件へと6倍以上も増加した（年平均60%）。特に「調理済みピザ」、「調理済みスープ」、「冷凍麺」を見ると、2013年は1～2件に過ぎなかった出願件

⁴⁴ 電子新聞、「AIに関わる特許競争が加速化...サムスン電子の独走をETRI・SKTが追撃」、2018. 8. 1（2019. 1. 15最終検索）

⁴⁵ 単身世帯の割合：2010年23.9%→2015年27.2%→2017年28.6%（統計庁）

⁴⁶ 調理済み食品市場の規模：2015年1兆6千億ウォン→2017年2兆2千億ウォン（農林畜産食品部）

数が、2017年にはそれぞれ75件（年平均147%）、140件（244%）、86件（204%）と着実に増加してきた。出願人のタイプ別に見ると、企業が3,737件（55%）と、3,080件を出願した個人（45%）よりやや多かった。主な企業を見ると、1位は農心(147件)、2位はPARIS CROISSANT（141件）、次いでCJ（120件）、大象（70件）、SPC三立（64件）の順であった。調理済み食品の需要増加に伴って出願人も毎年増加したが、法人は235社（2013年）から364社（2017年）に、個人は302人（2013年）から459人（2017年）に増えている。韓国人と外国人の割合を見ると、韓国人による出願件数は計6,291件（92%）と、外国人の526件（8%）より絶対的に多かった。食品の流通過程にある特性と、韓国人の口に合う食品が主流であるという理由から、内需市場のシェア獲得には韓国人が有利であったと考えられる。

独身主義や晩婚、高齢化に伴う単身世帯の増加、便利さを追求する社会、文化的な価値観の変化により、これからも調理済み食品市場に対する需要は拡大する見通しであり、関連出願件数も増加すると予想される。

(3) K-popの活躍に基づいた著作権創出

著作権分野ではK-popの世界的な活躍が音楽コンテンツ分野の実益につながっている。韓国音楽著作権協会によると、2018年9月30日までに海外から徴収された著作権料は約79億ウォンと、2017年の77億ウォンを突破しており、著作権使用料の徴収額は初めて2,000億ウォン以上となった。海外著作権料の徴収には精算まで6ヶ月以上の猶予期間があるという特性を考慮すると、2019年以降も海外著作権使用料はさらに増加すると予想される。

(4) 人工知能の技術を著作権分野にも積極的に活用できる技術の開発推進

映画『犯罪都市』、『記憶の夜』は、公開直後にオンラインで違法流出され、深刻な著作権侵害を受けた。現在、ユーチューブ、ウェブハードなどに用いられている著作物識別技術は原本コンテンツを確保した後、色や位置などの特徴的な情報を構築して識別・遮断しているため、原本コンテンツの確保が難しい最新映画などは初期段階での違法流通遮断には限界がある。このような問題点を解決するために、予告篇に登場したり過去の映画に出演した俳優を覚えさせることで著作物を識別し遮断する人工知能ベースの識別及び遮断技術の開発研究が活発に行われている。すなわち、人工知能の技術など第四次産業関連の技術を著作権技術に取り入れる研究が進んでいるのである。ここで言う「著作権技術」とは、著作権を効果的に保護するとともに著作物を円滑に流通させる技術やサービスを指す。代表的な技術としてはコンテンツの特徴情報をベースに認識し、違法コピーを遮断する特徴基盤型のフィルタリング技術、コンテンツの違法流通をモニタリングするモニタリング技術、コンテンツに著作権情報及びコンテンツ利用者の情報を追加していき、コンテンツが違法流通した場合は追加情報を抽出することで最初の流布者などを確認するウォーターマーク・フォレンジックマークの技術、コンテンツの違法コピー防止及びアクセス権限を制御するDRM技術などがある。このように、著作権技術R&D事業として推進している人工知能を基盤にした著作物識別及び精算技術は現在研究開発中にあり、今後韓国著作権委員会は著作権分野に適用可能な未来の核心的な技術を持続的に研究していく計画である。

2. 保護分野

特許出願をしていないものや厳しい特許要件を一部満たしていないもの、又は秘密裏に管理されていないアイデアは、現行の知的財産関連法の保護は受けられない状態にある。特に、中小・ベンチャー企業、スタートアップなどは取引成立や取引関係維持のために相手企業にアイデアや技術資料などを泣く泣く提供せざるをえない事例が続出していた。このような現実的な問題点を改善するために、特許庁は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（以下、不正競争防止法）」を改正し、2018年7月から施行している。改正不正競争防止法の施行に伴い、特許庁は報告を受けた事件、自ら認知したアイデア奪取事件に対する調査を開始した。改正不正競争防止法では、事業提案、入札、公募展など、信義誠実の義務が存在する取引過程において相手のアイデアを不正利用したり他人に提供して使わせたりすることを不正競争行為の類型に追加したため、特許庁はこれを根拠に調査することになった。これを受け、アイデア奪取、店のインテリアなど外観の混同、製品デザインの模倣などの不正競争行為による被害が疑われる場合、特許庁産業財産調査課、又は韓国知識財産保護院不正競争調査チームに報告すれば救済を受けられるようになった。このようなアイデア保護制度は中小企業のアイデア及び技術奪取の最も強力な保護手段になることが期待されている。

これと共に、他人の特許権及び営業秘密を意図的に侵害した場合、損害額の最大3倍まで賠償責任を負わせることができる懲罰的損害賠償制度を導入するために、関連制度も整備された。具体的には、特許・営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償制度、処罰の強化など、知的財産保護の強化を主な内容とする特許法及び不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正案が2018年12月7日に国会本会議で成立した。知的財産については、相応の価格を正当に支払うよりは、侵害して利益を得た後で、侵害が摘発されれば賠償額を支払ったほうが得だという認識が市場には広がっている。被害を受けた企業側も、勝訴したところで損害賠償額は不十分だからと裁判をあきらめる場合が多く、知的財産侵害の悪循環が繰り返される状況であった。そのため、第20代国会ではこのような歪んだ市場秩序を正し、知的財産保護基盤を強化するために、特許権・専用実施権・営業秘密の侵害行為が故意で行われた場合、損害と認められた金額の3倍以内で賠償額を定められるようにする懲罰的損害賠償制度を導入した。懲罰賠償以外にも、今回の改正案には特許訴訟で特許権者などの立証責任を緩和するための「具体的行為態様提示義務」、「営業秘密認定要件緩和」、「営業秘密侵害行為の類型拡大」、「処罰強化及び予備・陰謀犯に対する処罰強化」といった知的財産保護制度の再整備を行った。

知的財産政策に関連する市場・企業などの事例：保護分野

(1) アイデア及び技術の奪取防止

アイデア奪取行為の禁止を含む改正不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（以下、不正競争防止法）が2018年7月から施行された⁴⁷。これまで、特許出願をしていないか厳しい特許要件を一部満たしていない場合、又は秘密裏に管理されていないアイデアは、法律

⁴⁷ 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（[法律第15580号、2018. 4. 17、一部改正、2018. 7. 18施行]

で保護を受けられず、中小・ベンチャー企業の被害例が続出していた。このような問題を解決するために改正不正競争防止法では取引過程において相手のアイデアを不正利用したり他人に提供して使わせたりすることを不正競争行為の類型に追加した。

特許庁は同規定を根拠に、韓国知識財産保護院と共同でアイデア奪取事件に対する通報の受付を始めるを発表した。アイデアの奪取、店のインテリアなど外観の混同、製品デザインの模倣などの不正競争行為に対する摘発や通報を受けた被害事例について、特許庁は行政調査や是正勧告などの措置を実施する。

(2) 著作権に関する不公正な取引の無料法律相談窓口の拡大

韓国著作権委員会は著作権専門の弁護士からなる公正取引支援チームを新設し、昨年からは総合民願センター（苦情相談センター）で開設・運営していた「著作権に関する不公正な取引の無料法律相談」の窓口を拡大して専門相談及び支援サービスの提供をしている。特に、公正取引支援チームは著作権分野の不公正な取引環境の改善と公正な文化産業のエコシステム造成のために新設された専門組織で、中小企業・1人創造企業・文化芸術家はもちろん保育所など一般の利用者に対しても、単純な法律相談だけでなく、侵害を受けた場合の事後管理（訴訟代理は除く）及び著作権契約書の事前検討、いわゆる「示談金目当ての商売」への対応などのサービスを提供している。また、不公正な取引に関する実態調査及び動向分析など、環境改善のための研究も進めている。このような業務拡大によって著作権の公正な取引秩序が造成され、著作物の公正な利用が促進されることが期待されている。

(3) 海外での知的財産保護の強化

海外知識財産センター事業（以下、IP-DESK事業）のルーツはIP-China Desk事業にある。IP-China Desk事業とは、海外に進出する韓国企業の知的財産権を保護するために、産業資源部が偽造品の生産や流通が頻繁に行われる中国を拠点国家に選び、大韓貿易投資振興公社（KOTRA）が2006年に北京、上海、青島の貿易館にIP-DESKを設置・運営した事業である。その後、2008年からは知識経済部と特許庁が共同運営を始めてタイとベトナムにIP専門DESKが新規設置され、名称が海外知識財産センター（IP-DESK）事業に変更された。2009年からは特許庁が単独で運営することになり、2018年まで中国、タイ、ベトナム、米国、ドイツ、日本、インド、インドネシアの8ヶ国14地域のKOTRA貿易館内にIP-DESKを設置・運営している。

韓国に事業者登録済みの中小・中堅企業（個人事業者を含む）のうち現地国家で事業を営む（予定）者を対象に、知的財産権に関する無料相談と共に現地での商標出願費用や海外税関の知的財産権登録費用の支援といった権利確保のための支援はもちろん、偽造品関連の侵害調査や取り締まり費用の支援、現地の取り締まり公務員向けの偽造品識別説明会、海外知的財産権関連機関の公務員を韓国に招いて行う招請研修事業も進めるなど、多様な形の海外知的財産保護事業を推進している。2018年にはIP-DESK14ヶ所で7,590件の知的財産権法律相談を支援し、紛争コンサルティングとして547社、9つの共同対応協議体を構成して82社を支援し、中国のオンラインショッピングモールで偽造品の掲示物（URL）2万1854件を削除するという成果を上げた。

3. 活用分野

優秀なIPを保有する中小・ベンチャー企業の資金調達に必要なIP価値評価の需要が増加するなか、優秀な評価力を備える評価機関の指定拡大を求める意見が関連業界で持続的に提起されてきた。これを受け、特許庁は知的財産（IP）金融活性化のために発明の評価機関を拡大することに決め、2018年に信用保証基金、特許法人ドダム、(株)KTGを新たに指定した。発明評価機関とは、発明振興法に基づき、知的財産の技術性、事業性などについて評価してIPの価値金額を算定する専門機関である。今回の追加指定により、計18の評価機関（11の公共機関、7の民間機関）がIP価値評価を行うことになった。評価機関による評価結果は主に銀行がIPを担保に融資する際、又は投資機関が投資規模などを決める際に活用される。さらにIP取引、IP現物出資、IP事業妥当性分析など、事業化の過程でも多様に活用されている。

これと共に、金融委員会と特許庁は2018年12月、「知的財産（IP）金融活性化総合対策」を発表した。同対策は2018年5月23日に発表された「動産金融活性化推進戦略」の後続措置で、多様な動産の類型のうち知的財産分野に特化した金融活性化策を盛り込んでいる。第一に、IP保証を強化してIP担保に対する回収支援システムを導入するなど、IP融資活性化の基盤を整え、第二に、IPファンド造成（ファンド・オブ・ファンズ、成長金融）、ファンド投資対象の多角化（商標権、デザイン権を含む）、制度整備（投資組合によるIP直接所有の許容、「出願中の特許」への投資支援）など、IP投資活性化の基盤を整える。第三の策は、評価項目のモジュール化、価値評価対象（海外特許、中堅企業など）及び機関の拡大（民間金融機関を中心に価値評価機関を指定）など金融機関の評価負担を軽減するもので、第四の策は、銀行による技術金融実績評価時にIP金融評価を強化し、政府と金融機関の間での情報共有の拡大、及び優秀なIP保有企業の共同発掘のための努力強化などインフラを整備することである。政府はこの総合対策を機に、今後5年以内に知的財産金融の規模を2兆ウォン水準に拡大する計画である。

一方、公共部門でのソフトウェア（SW）の任置利用が増加している。韓国著作権委員会のSW任置に関する直近5年間の統計を分析した結果、公共部門での任置件数が2013年の65件から2017年には139件となり5年で114%増加しており、同期間における民間部門での任置増加率19%と比較すると6倍以上の増加率を見せていることが明らかになった。この背景には、2014年に科学技術情報通信部の告示「ソフトウェアの技術性評価基準」を改正して任置した場合に加点を与えられるようにしたことや、このほどの公共情報化事業のSW分離発注義務化によって商用SWの使用が拡大したことがあると見られる。特に、公共情報化事業に商用SWの使用が拡大するにつれてメンテナンスの問題やSWのソース・技術情報といった著作権保護の重要性が増したことで、委員会の公共部門での任置のうち、2013年には60%程度であったSW任置の割合が2017年には81%にまで増加した。外注でSWが開発される場合、開発会社はSWのソースコードや技術情報といった敏感な情報を守りたがる一方で、発注者はSWを持続的にメンテナンスするためにこの情報を得たがるという問題があった。これを解決するために、このような情報を第3の機関（韓国著作権委員会）に預けておき、開発会社が廃業、倒産するなど持続的なサービスを提供できなくなった場合に発注者に交付して活用できるようにするSW任置（ESCROW）制度が整えられた。

知的財産政策に関する市場・企業などの事例：活用分野

(1) 知的財産金融の活性化

2018年12月、IBK企業銀行は政府の知的財産（IP）金融活性化総合対策に歩調を合わせ、中小企業向けのIP金融支援を拡大すると発表した。企業銀行は中小企業のIP金融を活性化させるために2013年には「IP保有企業への保証付き融資」を、2014年には「IP事業化資金融資」商品を発売した。「IP保有企業への保証付き融資」は産業財産権・著作権・新知的財産権などを保有する中小企業が技術保証基金による技術評価に基づいた信用保証書を担保にして技術の導入・事業化・販路開拓などに必要な運転資金を最大100億ウォンまで借りることができる商品である。合計2000億ウォンの規模を定めて販売を始め、現在は半分をやや上回る1,147億ウォンの販売を達成している。優秀事例として設立初期に商用化の資金確保に困難した電子部品メーカーH社が2015年に材料を特許出願することで、信用保証基金から1億5,200万ウォンの保証書の発給を受け、企業銀行から1億6000万ウォンの融資を受けたケースが挙げられる。このH社の売上額は2015年の7億5,000万ウォンから昨年には9億2,000万ウォンまで増加した。

(2) 中小企業の競争力向上のための国有特許の活性化

国有特許は年間8,000億ウォン規模のR&D投資によって量的に大きく成長したが⁴⁸、質的水準や活用⁴⁹による価値創出は相対的に不十分であった。その結果、国有特許の移転を受けた企業の事業化による売上額は2017年はわずか335億ウォンで、R&D予算に比べると経済価値創出効果は微々たるものであることが分かった。政府はこれを受け、「第18次経済関係長官会議」を開催し、革新成長対策の一環として「中小企業の競争力向上のための国有特許⁵⁰活用革新策」を発表した。政府はこの革新策で国有特許の活用率を現在の21.7%から2022年までに大学・公共研の水準である35%まで高め、民間企業の売上額を335億ウォンから3,000億ウォンまで増やすための課題を政府を挙げて推進していく計画だと発表した。この革新策が国有特許の活用度を高めて中小企業のイノベーションと成長を支援し、国有特許の実施料増加も財政収入の増大に肯定的に寄与することが期待される。

(3) 著作権の法廷許諾制度の活性化

法廷許諾制度（著作権法第50条）は権利者を探すための相当な努力をしたにもかかわらず、著作財産権者又はその所在を見つけられず、著作物の利用許諾を受けることができなかった場合、文化体育観光部長官の承認（委員会業務委託）を得て一定の補償金を供託すれば著作物を利用できる制度で、権利未詳の著作物を合法的に利用できる便利な制度である。

韓国著作権委員会は、2018年秋公開の映画『交渉』の製作会社の申請により、「象おじさん」という曲を映画内で使えるように法廷許諾を承認した。『交渉』の製作会社は作曲家ピョン・ギュマンの「象おじさん」を映画で使おうとしたが作曲家の連絡先や居場所が確認できずに困っていた。ところが法廷許諾を受けられたことで当該の音楽著作物を映画で使えるようになった。

⁴⁸ 直近3年間の国有特許保有件数は25.9%増加（2015年）4,976件→（2017年）6,267件

⁴⁹ 国有特許の活用率（企業に移転され、事業化される比率）は21.7%水準と、企業（58.5%）、大学・公共研（34.9%）に比べて低い水準である（2017年度知的財産活動実態調査、特許庁）

⁵⁰ 国家公務員が職務過程で開発した発明（特許、実用新案、デザインなど）

このように映画製作に法廷許諾が利用された事例は、2016年に公開された映画『愛を歌う花』のケースもある。このケースでは「木浦の涙」という曲を使うために作詞家ムン・イルソク本人はもちろん彼の子孫まで探したが、いずれとも連絡が取れず、結局法廷許諾を受けることで使用が可能になった。また、7月に公開された映画『辺山』の製作会社も「辺山小学校の校歌」について、法廷許諾を受けて使用した。さらに、韓国国内の映画祭、文化芸術関連機関で韓国の古典映画を公式上映しようとする場合に、製作会社の廃業などによって権利者と連絡がつかない場合は委員会が運営する法廷許諾制度を通じて著作物を合法的に利用できるようにしている。

4. 基盤分野

韓国特許庁は、アラブ首長国連邦（UAE）と知的財産権保護、特許審査、情報化協力の強化などで合意した。これにより、UAEでの韓国型特許行政サービスの普及は拡大する見通しである。特許庁のパク・ウォンジュ庁長はUAEの経済部次官と2018年12月6日にソウルで韓-UAE知的財産権分野高官会談を行い、両国の知的財産権に関する協力レベルを画期的に引き上げることで合意した。まず両国は、中東地域での韓流の広がりに合わせて、知的財産権保護に関する当局間の協力を強化することとした。韓流に便乗して第三国で製造された韓国製製品の偽造品をUAE現地で販売している外国系の流通企業に対して、UAE側は即刻措置すると約束したのである。このような合意は、ベトナムやタイといった東南アジアを越えて中東地域にまで広がった韓流に便乗した韓国製製品の偽造品氾濫を抑制する大きな転機になると見られる。特許審査の分野では、UAEが受け付けた特許協力条約（Patent Cooperation Treaty、PCT）国際出願に対する国際調査を韓国が代わりに行うことができるという内容の覚書（MOU）を締結し、UAE国内の特許出願に対する最終審査も韓国が処理することで合意した。これまではUAE国内の出願に対する1次審査を中心に行われていた特許審査分野での協力が、特許審査の最終処理と国際特許出願に対する審査分野にまで拡大したのである。2014年から特許審査官をUAE現地に派遣して審査業務を代行してきた韓国特許庁に対する信頼が基盤となって特許審査の協力範囲が拡大したと分析できる。情報化分野ではUAEの特許行政情報システムのメンテナンスを韓国が引き受けるといった内容の契約が締結され、今後特許行政情報システムの高度化に関する協力を強化するという内容の覚書も交わされた。韓国特許情報院コンソーシアムが450万ドル規模の特許行政情報システムのUAEでの開発に成功（2016年～2018年）したことに続き、このシステムのメンテナンス契約（年間27万ドル）を新たに締結したことで、情報化分野の持続可能な協力は今後も続いていく見込みである。さらに、特許庁とUAE経済部が締結したAI、ビッグデータなど新技術を活用したシステム高度化に関する覚書は、未来志向的な特許行政協力に寄与するものと見られる。

これと共に、商標・デザイン分野でも韓国、米国、欧州、日本、中国が協力して第四次産業革命の時代における新しい共同ビジョンを提示した。2018年11月1日から6日まで、インペリアルパレスホテル（ソウル市江南区）で開催された商標分野（TM5⁵¹）とデザイン分野

⁵¹ TM5（Trade Mark 5）：商標分野の先進5庁（韓国・米国・欧州・日本・中国）

(ID5⁵²)の先進国の年次総会⁵³で、「第四次産業革命の時代を迎え、商標・デザイン分野の新たな協力方向を提示する共同宣言文 (Joint Statement)」が採択された。今回新たに採択された共同宣言文には、人工知能 (AI)、ビッグデータ及び拡張現実 (AR) などに代表される第四次産業革命の時代を迎え、①新たに登場する革新的な商品とデザインを保護するために先進5ヶ国の持続的な協力の推進、②行政サービス、審査品質、分類改善のための情報と経験の相互共有、③利害当事者との対話窓口の多様化、④第四次産業革命に備えた加盟国間のイニシアチブ共有のための会議開催などの内容が盛り込まれている。共同宣言文の採択と共に、先進5ヶ国は第四次産業革命の時代を知的財産権分野でリードしていくための具体的な協力事業に関する議論にも着手することにした。

また、2018年度も知的財産の基盤拡張に向けて知識財産教育先導大学を運営している。知識財産教育先導大学は2012年度に始まった事業で、学際的な融合教育、特許ビッグデータ活用戦略 (IP - R&D) 教育などを実施し、知的財産関連の学位・認証制度を導入・運営することで、大学による自発的な知的財産教育体系の構築に寄与していることが明らかになっている⁵⁴。知識財産教育先導大学に選ばれると、1大学当たり年間1億8千万ウォン以下の支援金が5年間支給され、大学は2019年1学期から学部及び大学院で知的財産正規科目を少なくとも2講座以上、年間計6講座 (18単位) 以上を開設、運営することができる。このように、高品質な特許を確保するなど質的にも優れた知的財産強国になるためには特許に強い人材を育成する大学教育が重要だ。さらに、大学生が知的財産に関心を持つだけでなく、知的財産を創出・活用できる未来の革新人材になれるように、知的財産教育に力を入れている大学が同事業に積極的に応募している。

最後に、地域の知的財産政策の担当者との疎通・協力を強化すべく、2018年8月、第10回地域知的財産政策協議会が開かれた。2013年から定期的に行われてきた政策協議会は、特許庁と17の広域自治体の知的財産業務担当者が一堂に会し、地域の知的財産発展方策について議論する場である。今回の政策協議会には自治体の知的財産政策担当者、地域知識財産センターを総括する各地域の知識財産センター長など、地域の知的財産専門家70人が参加した。この場では、知的財産創出支援及び起業促進事業⁵⁵の成果が共有され、地域の知的財産を活性化させるための疎通と協力の強化策について議論が行われた。特に、地域知識財産センターの効率的な運営方策、地域の知的財産発展方向、知的財産基盤の起業活性化など、地域の知的財産を活用した地方政府の経済発展方策について議論がなされ、地域の知的財産政策の策定及び執行における問題点の共有とその解決策の模索が行われた。また、起業・ベンチャー企業が革新成長を達成するための土台となる知的財産を活用した技術経営方法に対する特講、自治体が保有する知的財産権の共通管理体系を整える方策、京畿道の優秀事例の共有が行われた。このように地域企業の成長を助けるためには、自治体が地域民の立場に立って必要な知的財産政策を積極的に発掘し、主導的な役割を果たしていくことが欠かせないだろう。

⁵² ID5 (Industrial Design 5) : デザイン分野の先進5庁 (韓国・米国・欧州・日本・中国)

⁵³ 韓国 (KIPO)、米国 (USPTO)、欧州 (EUIPO)、日本 (JPO)、中国 (CNIPA)

⁵⁴ IP - R&D教育については2017年に213の講座を7,175人が受講し、学際的融合教育については2017年に103の講座を3,787人が受講した。

⁵⁵ 地域の知的財産創出促進、及び知的財産基盤の起業活性化を目指して2004年から自治体と共同で27の地域知識財産センター (RIPC) を運営

知的財産政策に関連する市場・企業などの事例：基盤分野

(1) 審査官拡充による特許品質の改善

特許庁が持続的に特許審査官を増員したことで、実際に審査結果に対する出願人の受容度⁵⁶が向上するなど、審査品質の改善効果があることが明らかになった。技術イノベーションの原動力といえる特許の品質を高めることが、企業の価値と国家競争力を決める重要な要因であるが、韓国は米国、日本など主要国に比べてまだ特許審査の品質が低いと評価されるなど、審査品質に対する懸念の声があった⁵⁷。これを受け、特許庁は2017年に30人、2018年9月時点で16人の特許審査官を増員するなど持続的に努力しており、審査品質が改善される効果が出た。最近補充された審査官は、修士・博士学位を取得した優秀な理工系の人材が77.3%、女性も63.6%で、雇用創出と専門人材の活用という面で大きな意味があった。

(2) 2018年小・中・高校生への著作権意識調査の実施

韓国著作権委員会は小中高生の著作権に関する認識や意識水準を診断するために、「出張型著作権教育」プログラムを申し込んだ小中高生のうち、2018年6月～9月末まで約4ヶ月間教育を受けた児童生徒を対象に「2018年小中高生の著作権に関する意識調査」を実施した⁵⁸。

図1<年度別著作権指数>



アンケート調査の結果、2018年の全国小中高生の著作権指数は100点満点で81.6点と2017年の81.0点に比べて0.6点上がったことが分かった。2013年以降、着実に上昇して今年是最も高い点数となった。一方、小中高生の著作権に関する正しい知識認知の有無を基に算出された「著作権認識指数」は前年（2017年80.7点）と同じ80.7点となり、小中高生の正

⁵⁶ 審査結果（拒絶決定）に対する出願人の受容度（％）：（2016）91.9→（2017）93.2→（2018.6）93.5（受容度とは、審査官の拒絶決定に対して審判請求せず受容する割合）

⁵⁷ 特許審査の品質（順位）：欧州＞日本＞米国＞韓国＞中国（2017、英IAMマガジン）

⁵⁸ アンケート調査の結果報告書の原文は韓国著作権委員会ウェブサイトを参考（<http://www.copyright.or.kr/information-materials/publication/education-and-promotion/view.do?brdctsn=43590&pageIndex=1&portalcode04=¬iceYn=&nationcode=&brdno=38&etc1=&searchkeyword=&portalcode=04&brdclasscode=&searchText=&searchTarget=ALL&servicecode=06&brdctsstatecode=>、2019.2.18最終アクセス）

しい著作物利用行為に関する価値判断を尋ねる「著作権意識指数」は82.5点と前年（2017年81.3点）に比べて1.2点上がったことが分かった。

(3) 経済的弱者の保護に向けた知的財産サービスの拡大推進

特許庁は基礎生活受給者（生活保護受給者）、次上位階層（生活困窮者）など経済的弱者が特許審判で公正に競争できるよう、国選代理人制度の導入を推進した。当事者の申請によって特許審判院長が国選代理人を選任することができるよう、産業財産関連法（特許、実用新案、商標、デザイン）に規定を新設し、2018年12月7日に改正案が国会本会議で議決された。支援対象は医療給与受給者、国家有功者、障害者、小企業、大企業と紛争中の中企業、若手起業家など、産業財産の保護において不利な立場になりがちな社会・経済的弱者である。国選代理人の選任を受けた当事者に対しては、審判手数料を減免する予定である。

また、特許庁は2018年5月、発明振興法施行令を改正して公益弁理士の支援対象を現行の医療給与受給権者、国家有功者、障害者、学生、小企業などから若手起業家、多文化家族（国際結婚の家庭）などに拡大し、出願及び明細書作成、直接代理サービスなどを支援している。公益弁理士特許相談センターでは、産業財産権に関する相談、出願書類作成、審判・訴訟代理サービスなどを実施しており、12人の弁理士がセンターに所属して活動している。

表6<公益弁理士相談センターの細部支援内容>

区分	支援内容
審判・審決取消訴訟の代理支援	産業財産権を保有する社会的弱者が産業財産権関連の紛争に巻き込まれた場合、公益弁理士が審判及び審決取消訴訟の代理を支援することで、社会的弱者の産業財産権を保護
民事訴訟の費用支援	産業財産権を保有する社会的弱者が権利を侵害された場合、代理人費用を支援することで社会的弱者の産業財産権の行使を支援
産業財産権に関する相談	センター訪問者からの相談に乗るだけでなく、郵便やFAX、電話、ウェブサイト掲示板を通じたオンライン相談など、多様な方法で相談を実施
書類作成支援	社会的弱者による発明などが登録要件を満たした場合、産業財産権として登録されるように関連書類を作成

※審判・審決取消訴訟及び民事訴訟の費用支援の場合、「中小企業」及び「月収220万ウォン以下の零細個人発明家」を含む。但し、中小企業（中企業）の場合、大企業と紛争中の企業のみ該当。

5. 新知識分野

新知的財産権とは一般的に、科学技術の急速な発展や社会環境の変化によって経済的価値を持つようになったが従来の知的財産法規の保護範囲には含まれない知的創作物を意味する。一方、知識財産基本法によれば、「新知的財産」とは経済・社会、又は文化の変化や科学技術の発展により、新たな分野で出現する知的財産を意味する（法第3条）。韓国で議論されている代表的な新知的財産分野は生物遺伝資源と伝統知識分野である。

これと関連して、2018年8月18日からは遺伝資源へのアクセス・利用及び利益共有に関する法律（以下、遺伝資源法）が本格施行された。これを受け、環境部、農林畜産食品部、科学技術情報通信部、産業通商資源部、外交部、保健福祉部、農村振興庁など関係部処は政府機関合同戦略チーム（タスクフォース）を立ち上げ、国民の利便性向上のための「統合申告システム」を構築した。遺伝資源情報管理センターでは、アクセス・点検申告などの関連手続きをオンラインサイトで簡単に申請できるシステムを構築し、内部評価を経て8月に正式にリリースした。農林畜産食品部は、関連産業界、多数の専門家が参加した「名古屋議定書⁵⁹対応協議体」を発足させることで、海外遺伝資源の利用に関するガイドラインを提示し、事例別対応策を講じるなどして韓国産業界に及ぼす影響を最小化する方針である。山林庁も自主的に国立樹木園、国立山林品種管理センター、国立山林科学院と共に山林分野の名古屋議定書対応戦略チーム（タスクフォース）を立ち上げ、関連法整備や情報提供、山林生命資源管理業務などを行っている。また、韓国の国土の64%を占める山林には約2万種の生物種が生息していると推定されており、海外遺伝資源の利用負担を軽減させるためにも、今後素材発掘や山林生命資源の収集・保存・特性評価を強化していく計画としている。一方、世界各国でも自国の遺伝資源を保護するために法整備と手続き導入を進めている。そのため、韓国の産業界及び研究者らも、海外の遺伝資源法令や手続きを事前に確認して対応する必要がある。今後、関連企業や研究所などは海外の遺伝資源を利用する前に資源提供国の法令と手続きについてきめ細かく確認しなければならない。また、生物多様性条約の事務局が運営する情報共有体系であるABS-CH (absch. cbd. int) のウェブサイトでは資源提供国の国家連絡機関 (National Focal Point、NFP) を確認し、関連手続きや情報について問い合わせる必要がある。

⁵⁹ 名古屋議定書 (Nagoya Protocol) とは、生物の多様性に関する条約の付属議定書で、遺伝資源へのアクセスと利用から生じる利益を資源提供国と利用国が相互合意した条件に基づいて公正かつ衡平に配分するようにする国際条約である。2010年に日本の名古屋で採択され、2014年10月12日に発効された。韓国も名古屋議定書の国内履行法律である遺伝資源法を昨年1月17日に制定し、名古屋議定書の98番目の当事国としての地位を確保し、同年8月17日に当事国となった。但し、国内の遺伝資源へのアクセス申告、海外遺伝資源の利用に伴う手続き遵守申告などの義務事項は1年間施行が猶予され、2018年8月18日から本格施行した。

知的財産政策に関連する市場・企業などの事例：新知識分野

(1) 「生物素材銀行発展フォーラム」スタート

韓国で現在運営されている生物素材銀行は種子銀行、天然物銀行、微生物銀行など様々あるが、これまで機関同士の情報共有や実質的な協力体系は不十分であった。しかし、名古屋議定書の発効と「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益共有に関する法律」が施行され、国内の生物資源に対する国レベルの管理対策づくりと関連機関及び産業界の情報共有が欠かせない状況になった。

こうした中、環境部に所属する国立生物資源館は2018年11月16日に第1次「生物素材銀行発展フォーラム」を開催し、生物素材管理機関の専門家を一堂に集めた。その場で、参加者らは生物素材銀行運営の重要性について認識を共有し、機関ごとの協力策について議論した。生物素材とは、生物それ自体と生物から得られた遺伝資源などを意味し、基礎研究の材料であると同時に生物多様性の保全と生物産業に欠かせない重要な資源のことを指す。生物素材銀行とは、科学界の需要に合う適正な形態と規模の生物及び生物から得た資源を確保・管理・分譲して研究開発活動を支援する機関をいう。今回のフォーラムには国立生物資源館、国立洛東江生物資源館、国立種子院、農業遺伝資源センター、国立樹木園、韓国生命工学研究、韓国科学技術研究院、漢方薬振興財団など、7つの部処に所属する機関及び傘下機関の専門家25人らが参加し、多様な生物素材を管理する国内の機関が集まり、初めて知識と経験を共有する場となった。今後、国家生物素材の安定的保存と持続可能な利用のために産業界、学界、研究者まで参加を拡大し、定期的にフォーラムを運営する予定である。

(2) 国内外の家畜由来病原性獣医遺伝資源が8000株を突破

農林畜産検疫本部は国内外の家畜由来病原性獣医遺伝資源（ウイルス、細菌など）と非病原性数の遺伝資源（遺伝子、幹細胞、標準血清など）を収集するために、2008年度に韓国獣医遺伝資源銀行（Korea Veterinary for Culture Collection、以下KVCC）を設立し、2018年までに8,200株を収集した。収集された遺伝資源は過去10年間、大学や研究所、産業界などに1,600株が分譲されており、獣医分野だけでなく、生命産業科学分野にも有用資源が分譲されている。

韓国獣医遺伝資源銀行（KVCC）とは、獣医遺伝資源の収集、寄託、保存、管理、利用及び分譲などの業務を行う検疫本部内のバンクシステムを指す。世界的には生物多様性条約である名古屋議定書が2014年10月から発効するなど、自国の遺伝資源に対する知的財産権の強化及び遺伝資源の確保による国富創出を目的に、国家間で厳しい競争が繰り広げられており、それに伴って韓国でもKVCCの重要性が増している。

また、検疫本部は国内外の分離獣医遺伝資源の寄託を持続的に受けることで、生命科学分野の研究の活性化及び病気予防・治療産業分野に貢献し、国レベルで保存価値が高い獣医遺伝資源を収集・保存して名古屋議定書の発効に伴う知的財産権紛争に備えている。韓国で分離したウイルス、細菌の病原体と、DNA及びRNAのような非病原体などの獣医遺伝資源は名古屋議定書によって保護されなければならない価値のある資源であるため、今後多くの研究者が利用できるよう、KVCCに寄託して活用できるようにすることが重要であろう。

第2章 国内の知的財産政策の概観

第1節 知的財産政策推進計画

1. 知的財産権の管理機関及び政策推進体系

国家知識財産委員会 (Presidential Council on Intellectual Property) は、「知識財産基本法」第6条及び第7条の規定に基づき、知的財産強国の実現に向けた国家知的財産戦略を策定し関連政策を審議・調整・点検するために、2011年7月に大統領所属機関として設立され、知的財産分野のコントロールタワーの役割を果たしている。

国家知識財産委員会は、國務総理 (イ・ナギョン) と民間専門家 (ク・ジャヨル) を共同委員長に据え、13人の政府委員と18人の民間委員からなる本委員会、及び創出・保護・活用・基盤・新知的財産の5分野の専門委員会を設けており、科学技術情報通信部長官が幹事委員の役割を担っている。政府委員は知的財産に関連する中央行政機関の長からなり、民間委員は知的財産政策に関わった経験と専門性を持つ学界・研究界・産業界・法曹界など多様な分野の専門家からなる。

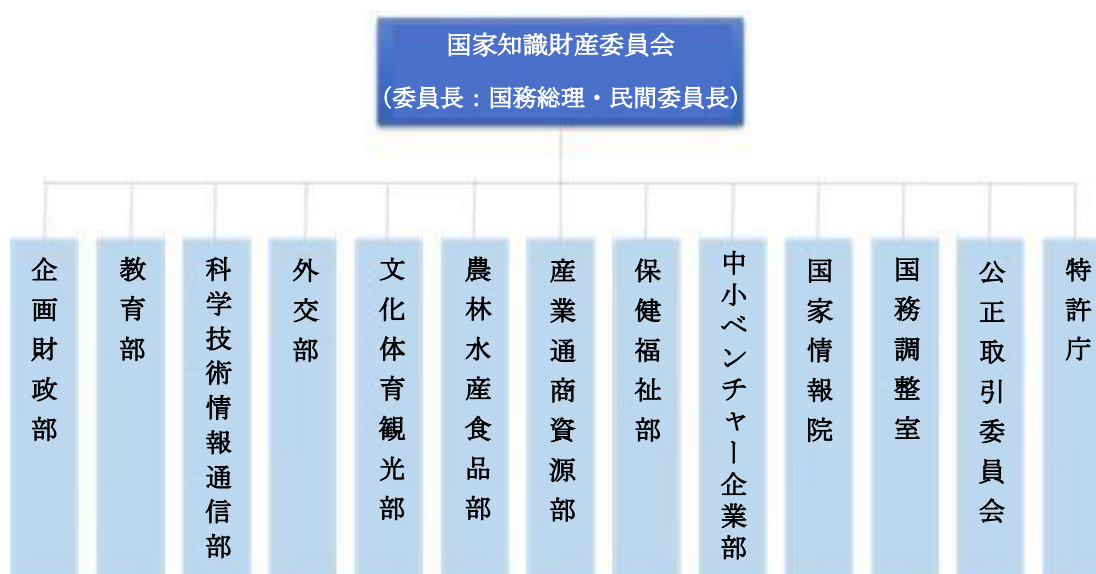
国家知識財産委員会の主な役割としては、特許・商標・デザインなどの産業財産権、文化・芸術・コンテンツ分野の著作権といった多様な知的財産の創出・保護及び活用促進、基盤を整えるための政府の主要政策及び計画の審議・調整がある。この他にも、知的財産関連の中央行政機関及び自治体と協力し、国家知的財産戦略の円滑な推進を支援するなど、知的財産分野のコントロールタワー的役割を果たしている。

特許、商標、デザインなどの産業財産権に関する業務は特許庁が、文化・芸術分野及び著作権は文化体育観光部が担当する。科学技術情報通信部は科学技術政策の総括部処として知的財産戦略とR&Dの連係、公共研究機関のIP経営戦略の強化などを担当する。植物新品種、遺伝資源などの新知的財産権は環境部、農林畜産食品部、海洋水産部などで関連法に基づいて管理している。他にも知的財産権の保護及び執行に関連して外交部、法務部、国家情報院、公正取引委員会などのさまざまな関係部処で分野別・機能別業務を行っている。

表7<部処別の主な知識財産関連業務>

IP創出	R&D、技術標準、権利化	科学技術部、産業部、特許庁、文化体育部など
IP活用	価値評価、金融、事業化、公正な利用	金融委、産業部、公正委、中企部など
IP保護	技術侵害防止、SWの違法流通の遮断	法務部、文化体育部、特許庁、裁判所など
IP基盤	人材育成、制度改善、国民の認識向上	教育部、特許庁、文化体育部など
新知的財産	伝統知識、生物資源、新技術関連 이슈	文化財庁、農林部、科学技術部など

図 2< 国家知識財産委員会と委員部処 >



2. 知的財産の関連法律

知的財産権とは、知的財産自体に認められる物権的権利を意味する。通常、特許権・実用新案権・デザイン権・商標権などの産業財産権と著作権の二種類の類型に大別される⁶⁰。産業財産権は特許法、実用新案法、デザイン保護法、商標法によって保護されており、これらの法は産業財産権を担当する特許庁が所管している。一方、著作権は文化体育観光部の所管法律である著作権法によって保護されている。こういった法が権利を保護する法律であるなら、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（所管部処：特許庁）は行為を規律する法である。すなわち、商標権に該当していなくても韓国国内に広く知られた他人の商標・商号などを不正使用するなど、不正競争行為に該当する、又は他人の営業秘密を侵害する行為に該当すれば、同法によって規律される。この他にも、植物新品種は特許法以外に植物新品種保護法（所管部処：農林畜産食品部、海洋水産部）によって保護され、遺伝資源の場合は、遺伝資源へのアクセス・利用及び利益共有に関する法律（所管部処：環境部）によって保護されている。

⁶⁰ このような知的財産権の分類は一般的に承認されており、国際的にも産業財産権は「工業所有権の保護に関するパリ条約 (Paris Convention for the Protection of Industrial Property)」とそれに基づいた特別協定である「特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty)」などに基づいている一方で、著作権は「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 (Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works)」及び万国著作権条約 (Universal Copyright Convention) に基づいて発展してきた。

表 8<知的財産の関連法律及び所管部処>

法令	所管部処
知識財産基本法	国家知識財産委員会 (科学技術情報通信部)
特許法、実用新案法、商標法、デザイン保護法、 半導体集積回路の配置設計に関する法律、発明振興法、 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律、 弁理士法、発明教育の活性化及び支援に関する法律	特許庁
著作権法、文化産業振興基本法、コンテンツ産業振興法	文化体育観光部
科学技術基本法、 生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律	科学技術情報通信部
対外貿易法、産業技術流出防止及び保護に関する法律、 不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律、 技術移転及び事業化促進に関する法律、 中小企業技術保護支援に関する法律、 遺伝子組み換え生物体の国家間移動などに関する法律	産業通称資源部 中小ベンチャー企業部
種子産業法、植物新品種保護法、農水産物品質管理法、 遺伝資源へのアクセス・利用及び利益共有に関する法律、 農業生命資源の保存管理及び利用に関する法律、 海洋水産生命資源の確保・管理及び利用に関する法律、 病原体資源の収集・管理及び活用促進に関する法律	農林畜産食品部 山林庁 海洋水産部 環境部
民事訴訟法、刑事訴訟法、法院組織法、弁護士法、 司法警察管理の職務を遂行する者と その職務範囲に関する法律	法務部
関税法	関税庁

第2節 国家知識財産委員会の主要活動及び成果

1. 国家知識財産委員会の活動履歴

1) 第4期委員会の発足

2018年1月、政府は知的財産に関する学識と経験が豊かな19人の民間委員を含めて第4期国家知識財産委員会を発足させた。第4期委員会の任期は2018年1月22日から2020年1月21日までで、第四次産業革命の時代に備えて革新成長を促進できる知的財産エコシステムの造成に向けて中心的な役割を果たすと期待される。

第4期の民間委員については、女性委員及び現場で活躍している40代以下の委員を拡大⁶¹し、産業財産権及び著作権など知的財産の様々な分野の専門家で構成したのが特徴である。特に、今回は若手のスタートアップ創業者と韓国のアニメーション制作会社の代表が民間委員に委嘱された。これにより、現場の声や劣悪な国産アニメーション業界の意見が知的財産政策に反映されることが期待される。

第4期委員会は任期中に国家知識財産委員会などを開催する予定であり、技術・アイデアなどに経済的価値を付与する知的財産の重要性を国民一人一人が実感・活用できるように現場とのコミュニケーションを強化していく計画である。

2018年3月9日には、第4期国家知識財産委員会が発足して以来初の開催となった、第21次国家知識財産委員会が開催された。同会議では「第3次知的財産人材育成総合計画（案）」、「高品質な知的財産（IP）創出のためのIP-R&D関係実行策（案）」、「革新成長のための国家特許競争力強化策（案）」の3つの案件が審議・議決された。

5月10日に開催された第22次会議では「2018年度国家知的財産施行計画」が審議・確定された。この他にも、「2019年度政府知的財産財源配分方向（案）」、「2017年度国家知的財産施行計画の点検・評価結果（案）」、「国家知識財産委員会の運営細則一部改正（案）」についても議論し、「2018年度知的財産イシュー政策化推進計画（案）」と「次世代知的財産特別専門委員会の運営結果（案）」が報告された。

第23次会議では「知的財産分野の紛争調停制度活性化策（案）」が審議・確定され、中小・ベンチャー企業が紛争発生時にコストの高い訴訟の代わりに調停制度を選択できるよう、調停対象の範囲を拡大した。また、「著作権尊重文化拡散方策」、「職務発明補償制度改善策」についても検討をし、「2019年知的財産の主要政策イシュー発掘（案）」については議論・確定して、2019年度に推進すべき政策イシューを導き出した。

⁶¹（女性委員の数）第3期6人（30%）→第4期9人（47.4%）、（40代以下）第3期0人→第4期6人（31.6%）

表9<2018年度国家知識財産委員会の審議・議決案件>

区分	案件番号	上程案件
第21次 (2018. 03. 09)	1号	第3次知的財産人材育成総合計画
	2号	高品質な知的財産（IP）創出のためのIP - R&D連係実行策（案）
	3号	革新成長のための国家特許競争力強化策（案）
第22次 (2018. 05. 10)	1号	2018年度国家知的財産施行計画
	2号	2019年度政府知的財産財源配分方向
	3号	2017年度国家知的財産施行計画の点検・評価結果
	4号	国家知識財産委員会の運営細則一部改正
	5号	2018年度知的財産イシュー政策化推進計画
	6号	次世代知的財産特別専門委員会の運営結果
第23次 (2018. 12. 17)	1号	知的財産分野の紛争調停制度活性化策
	2号	著作権尊重文化の拡散方策
	3号	職務発明補償制度改善策
	4号	2019年知的財産の主要政策イシュー発掘

2) 第1回知識財産の日の記念式

2018年9月4日、国家知識財産委員会は「第1回知識財産の日の記念式」を行った。この行事は2017年12月の「知識財産基本法」改正⁶²により、毎年9月4日が「知識財産の日」と指定された後、初めて行われる記念式であった。知的財産振興の有功者を政府が表彰することで士気を高めるとともに、国民の知的財産に関する理解と関心を高めるために開催された。

第1回記念式は「新たな未来、新たな世界に向かう知的財産」をテーマに国家知識財産委員会の委員長をはじめ、知的財産分野の重要人物と受賞者など300人余りが参加した中で行われた。記念式では産業財産権、著作権、新知的財産権など、知的財産権の類型を代表する優秀な知的財産製品と記念日制定の背景となった『直指心体要節』⁶³に関する展示物が展示された。

⁶² 「知識財産基本法」第29条の2（知識財産の日）①知的財産の創出・保護及び活用に関する国民の理解と関心を高めるために、毎年9月4日を知識財産の日と定める。

⁶³ 知識財産の日は、現存する最古の金属活字本である『直指心体要節』がユネスコの世界記憶遺産に登録された9月4日が選ばれた。

写真1<第1回知識財産の日の記念式（2018.9.4）>



記念式の後には国家知識財産ネットワーク（KIPnet）カンファレンスが開催された。国家知識財産ネットワークは韓国の知的財産関連機関・団体・協会など（170余り）からなるが、この日のカンファレンスでは知的財産（IP）-R&D/保護/金融/人材・教育/著作権の5つの分科別にテーマ発表及びパネルディスカッションが行われ、韓国の知的財産の世界進出戦略が模索された。

表10<2018年国家知識財産ネットワークのカンファレンスでの分科別テーマ発表内容>

分科	小テーマ
IP - R&D	・世界の一流R&D機関の革新と国内IP - R&Dのグローバル化戦略
IP-金融	・国内IPの海外収益化を活発にするためのIP金融の役割
IP-人材・教育	・韓国知的財産教育の現状と知的財産教育資源との関係・活用策 ・大学生のための普及型知的財産教育モデルの開発と活用
IP-保護	・中国市場へ進出するための韓国企業の知的財産保護戦略
IP-著作権	・海外での著作権侵害行為に対する海外進出事業者間での共同対応策

3) 知的財産人賞の授与

「第1回知識財産の日の記念式」では、知的財産の発展に寄与した機関と個人に国家知識財産委員会共同委員長賞などの知的財産人賞が授与された。知的財産政策及び事業において優秀な成果を上げた自治体と、知的財産の創出・保護・活用及び基盤造成に寄与して国の知的財産の発展に多大な影響を与え、国内外で実績を認められた個人に対して、本人の申請又は機関長（団体長）の推薦後、書面審査と功績審査を経て最終受賞者を確定した。

自治体への表彰は国家知識財産委員会共同委員長賞の1部門で、個人への表彰は国家知識財産共同委員長賞（知的財産全分野）、科学技術情報通信部長官賞（創出・事業化）、文化体育観光部長官賞（文化・コンテンツ）、特許庁長賞（IP管理・経営）の4部門に対して行われた。

表 11<知的財産人賞の受賞者名簿及び功績の概要>

区分	分野	受賞者	主要な功績
国家知識財産委員会 共同委員長賞	知的財産全分野 (自治体)	大邱広域市	「知的財産の基盤造成によるIP先進都市の実現」をビジョンに、企業現場の需要に基づいた知的財産政策の策定、第四次産業革命をリードする知的財産戦略策定など、地域経済の発展に取り込んだ ※ 2017年度国家知的財産施行計画の推進実績を点検・評価した結果、最優秀機関に選定
	知的財産全分野 (個人)	キム・ビョンイル (漢陽大教授)	第四次産業に備える知的財産分野の法・制度整備委員会で活動するなど、知的財産の法・制度改善、知的財産関連の判例形成及び国際協力ネットワーク構築などに寄与
		イ・スンホ (株WIPS専務理事)	韓国最初のオンライン特許情報検索サービスの開発及びデータ管理システムの構築、特許情報サービスの海外進出など、特許データベースサービス産業の発展に寄与
		ファン・シン (韓国コンテンツ振興院チーム長)	創作者-製作者をマッチングするストーリー流通プラットフォーム (www.storyum.kr) 「ストーリーウム」を構築するなど、ストーリーと漫画に関わる事業を総括し、文化コンテンツ産業の育成・振興に寄与
科学技術情報通信部 長官賞	創出・事業化	キム・ドンソン (韓国漢方医学研究院責任研究員)	高麗人参・自生植物などを活用した医薬品、健康機能食品及び機能性化粧品を開発し、関連産業の発展・雇用創出に寄与
文化体育観光部 長官賞	文化・コンテンツ	キム・ヒョン Chol (韓国著作権委員会政策研究室長)	著作権法制及び政策を改善し、著作権紛争調停事件の処理と共生協議体の活動を通して共生・協力の著作権文化造成に寄与
特許庁長賞	IPの管理・経営	オ・ドンフン (株ステムラボ代表)	神経疾患の細胞治療剤の開発、幹細胞培養液を基盤とした化粧品の事業化など、バイオ産業の発展に寄与

2. 国家知識財産委員会の主要案件

1) 第3次知的財産人材育成総合計画（2018-2022）

(1) 策定の概要

「知識財産基本法」第4条、第33条及び第34条は、韓国政府は知的財産の創出・保護・活用を促進し、その基盤を整えるための施策を策定して推進しなければならないと規定している。知識財産基本法施行令第24条には、関連中央行政機関の長は所管する知的財産分野の専門人材を育成するための施策を策定・推進しなければならないと明記されている。上記の規定に基づいて政府は5年ごとに「知的財産人材育成総合計画」を策定している。2018年には第2次計画（2013-2017）の終了を受け、2022年までの第3次計画を策定した。

これまでは第2次計画を推進しながらIP人材育成の基盤を整えてきたが、起業や就業への連係、第四次産業革命に対応するIP人材育成支援政策などは依然として不十分なのが現状である。さらに第四次産業革命の時代には新技術を早期に開発・権利化することができるIP人材の確保が鍵となるため、専門性、グローバルな対応力・先導力を備えた優秀な実務人材が必要とされている。

そのため、第3次計画ではIP人材の活動領域をIP創出、IPサービス、IP管理人材に類型分けし、類型別・専門性レベル別の支援を強化して、ライフサイクルに合わせた教育などIP人材育成の基盤を固めることに重点を置いた。

(2) 主要内容

第3次計画は先導的IP人材の成長支援を通じた革新成長及び雇用創出の促進を目標に、先導的な「IP創出」人材の成長支援、「IPサービス」人材の専門性強化支援、現場中心の「IP管理」人材の成長支援、現場・融合型「IP人材育成基盤」の充実という4大推進戦略と15の推進課題を提示した。

表12<戦略及び推進課題>

4大戦略	15の推進課題
1. 先導的「IP創出人材」の成長支援	1 IP創出に対する補償が正当に行われる文化の定着 2 IP-R&Dにつながる戦略・企画力の強化 3 IP創出人材への教育プログラム強化
2. 「IPサービス」人材の専門性強化支援	4 グローバルIP 이슈に対応するサービス人材の育成 5 民間領域のIPサービス人材の育成 6 公共領域のIPサービス人材の育成 7 IP権利化を保護するサービス人材のスキルアップ
3. 現場中心型「IP管理」人材の成長支援	8 スタートアップ・ベンチャー企業のIP管理力強化 9 中小企業オーダーメイド型IP管理人材育成支援システムの構築 10 創出IPの体系的な管理基盤作り 11 グローバルIP管理力の強化
4. 現場・融合型「IP人材育成基盤」の充実	12 ライフサイクル別IP人材成長支援プログラムの運営 13 ワンストップ起業・就職関係プログラムの運営 14 IP認識向上プログラムの強化 15 IP人材育成協力・研究プログラムの運営

2) 高品質な知的財産創出のためのIP - R&D実行策

(1) 策定の背景

韓国の特許出願件数は世界4位だが、特許品質は先進国に比べて十分ではない。政府R&Dに占める優秀特許の割合は10.8%（2015年時点）で、米国（22.8%）、ドイツ（23.9%）、日本（19.7%）に比べて低迷している。また、公共研究機関での特許活用率は34.6%（2016年時点）、技術移転後に事業化に成功した割合は12.9%（2016年時点）と、こちらも低い数値を記録している。

そのため、政府R&Dを通じて特許の成果を質的に引き上げるべく、第2次国家知識財産基本計画（2017-2021）では高品質な知的財産（IP）創出のためのIP - R&D」を主な政策課題の一つに設定し、同政策課題を推進するための3大戦略としてR&D全過程へのIP戦略の連係、大型R&D事業団のIP専門性向上、出捐研の先導的なIP経営戦略の強化を提示した。

同戦略を推進することで2021年までに、政府R&Dに占める優秀特許の割合を20%、公共研究機関の特許活用率を40%、公共技術導入後の事業化成功率を23%まで引き上げることを目標に掲げており、最終的には政府R&Dで高品質な知的財産（IP）を創出して革新成長を牽引することを目指している。

表13<戦略及び推進課題>

3大戦略	重点推進課題
① R&D全過程へのIP戦略の連携	①企画段階でのIP情報の戦略的活用の拡大 ②遂行段階でのIP戦略の実施 ③IPを活用できる環境の造成
② 大型R&D事業団のIP専門性向上	①大型R&D事業団のCPO（特許専門担当官）制度の施行
③ 出捐研の先導的なIP経営戦略強化	①出捐研のIP経営戦略策定の強化 ②出捐研の優秀特許の管理強化

(2) 主要内容

①R&D全過程へのIP戦略の連携

高品質IPを創出するためにはR&Dの企画段階から戦略的にアプローチする必要がある。したがって、新規大型R&D事業に対する予備妥当性調査時には特許動向に対する深層調査を行い、現在応用・開発段階にあるR&D企画に必須の特許動向調査の対象を、総事業費500億ウォン以上の基礎研究R&Dにまで拡大する計画である。さらに、R&D企画過程へのIP専門家の参加を制度化することで専門性を引き上げ、R&D評価・管理専門機関が必須IP情報を調査・活用できるように、企画評価管理費の中に適正なIP調査・分析予算を編成する。

R&D遂行段階で研究者及びR&D管理専門機関のIP活用を促進できるよう、研究費が年10億ウォン以上の課題の50%に対してIP - R&D戦略コンサルティングを実施し、IP - R&D戦略コンサルティングを研究開発目標調整の妥当性を検証する際の根拠として利用するムービング・ターゲット制度（目標変更制度）を定着させる予定である。さらに、研究課題を効果的に選定するために、IP専門家が行った先行技術調査の結果を課題選定に活用して重複性の点検を強化し、最終評価手続きでは特許の質的評価の強化及び定性評価の実施を通して高品質特許を確保する基盤を整える計画である。

また、R&Dの活用段階においては、R&D成果の迅速な事業化及びR&D特許成果の追跡管理を実施し、研究開発の成果活用を促進する予定である。

②大型R&D事業団のIP専門性向上

新たに施行される特許専門担当官（Chief Patent Officer、CPO）制度に対する具体的な実行策を策定し、CPO制度がR&D過程で効果的に活用されるように推進する計画である。2018年に新規大型事業団及び既存事業団のうち、革新成長エンジン分野の事業団を対象に優先的にCPOの導入を勧め、2019年から新規大型事業団への導入を拡大する。2020年からは政府R&D全般に拡大できるよう、共同管理規定の中に大型R&D事業団の根拠を新たにも設け、特許費用（間接費）規定の改正を検討する方針である。

さらに、R&D事業団選定時の評価と連係し、CPOの運営計画が含まれる場合は加点を付与する方法でCPO制度定着のための基盤を固める。

③出捐（研）の先導的なIP経営の強化

出捐（研）のIP経営戦略の策定を強化するために、国家科学技術研究会は2018年に出捐（研）に対するIP経営戦略コンサルティング支援計画を策定し、これに基づいて2019年から出捐（研）の特性に合ったIP経営戦略の策定を本格的に推進する計画である。

出捐（研）の優秀特許を戦略的に管理し、事業化を支援する目的で特許出願事前審議制度を改善して優秀特許に対する事業化支援を強化する方針である。特許出願事前審議過程で市場の変化をキャッチし、それに合わせて特許確保のタイミングを戦略的に管理できるよう、特許審査請求に対する判断及び審議を強化する。出捐（研）の業務計画策定時における「（仮称）IP成果の最大化支援事業」を立ち上げ、技術料の研究開発への再投資項目に優秀等級特許に対する事業化支援を追加する方法で優秀特許の事業化支援を拡大する。

3) 革新成長のための国家特許競争力強化策

(1) 推進の背景

第四次産業革命の時代において、特許は国のイノベーションと競争力の源泉⁶⁴であり、特許などの無形資産は企業の価値⁶⁵や競争力を決定づける核心要因として浮上している。これを受けて米国、日本などの主要国は第四次産業革命を低成長の突破口ととらえ、産業競争力を向上させるためにイノベーション政策⁶⁶を立てている。さらに人工知能（AI）、モノのインターネット（IoT）など、核心分野の特許を先取りし、標準化を主導して特許品質を向上させるための知的財産政策を積極的に推進している。

韓国政府も革新成長のためにR&D基盤の成長エンジン推進戦略⁶⁷を策定したが、源泉特許・核心特許を確保するための、特許に視点を置いた総合戦略は不十分である。さらに韓国は特許の量的水準に比べて質的水準が低く、IP貿易赤字⁶⁸が続いているため、競争力の引き上げが急務である。そのため、第四次産業革命の時代に向けた革新成長の牽引には新産業分野における特許のグローバル競争力を強化する総合的な対策が必要である。

⁶⁴ 知的財産は第四次産業革命の時代における勝者の要件で、これを強力に保護する国でイノベーションが起これ、富が生まれる（2016世界経済フォーラム第四次産業革命白書）

⁶⁵ S&P500 企業価値に占める無形資産の割合（2017、オーシャン・トモ）：（1975）17%→（2015）87%

⁶⁶ 米国：先端製造パートナーシップ（AMP）、日本：未来投資戦略2017、中国：中国製造2025など

⁶⁷ 第四次産業革命に関わる技術を中心に13大分野を選定し、革新成長エンジン推進計画を発表（2017.12）

⁶⁸ IP貿易収支（著作権は除く）：（2012）△4.7兆ウォン→（2014）△5.3兆ウォン→（2016）△2.5兆ウォン

(2) 現状及び問題点

高品質な特許が不足している原因は、R&D段階において特許に視点を置いた総合管理が行き届いていないためである。競争力のあるR&D成果を生み出すためには源泉・核心特許の先取りが欠かせないが、このための、R&D全段階にわたる特許ビッグデータの分析は不十分である⁶⁹。また、政府R&D課題と特許成果との間の関連性の検証・分析システムがないために不正な研究成果を提出する事例⁷⁰も多く、R&D課題及び研究機関を評価する際に特許専門家が参加しなければならないという規定がないことや、特許の短期的・量的な取得実績に評価基準が偏っていることなどにより質的水準の評価が行われていないという問題がある。

さらに、AIなど第四次産業革命分野の特許が世界的に急増しているが、韓国の関連標準特許⁷¹は非常に不足しており、第四次産業革命分野の細部技術が構築されていないうえ、特許分類とも関連付けられていないため、関連技術に集中したR&D管理及び特許創出政策の策定に限界がある。

出願段階の品質も依然として低く、特に大学・公共研は政府R&D特許の73.4%を創出しているが、これら特許の活用率⁷²は低い。中小・ベンチャー企業の場合、特許管理の専門人材や資金が不足しているなどの理由で先行技術調査及び戦略的特許設計に限界がある。

審査段階については、審査処理期間が世界最短水準であるにもかかわらず、主要国に比べて審査投入時間が顕著に少ないため、審査品質は相対的に低い水準であり、特許無効率⁷³も高いため、特許の安定性は低く、不良特許による経済的損失が発生している。また、第四次産業革命時代の技術変化に歩調を合わせ、新技術と新サービスの創出に備えた審査制度に整備する必要がある。

表14<五庁（IP5）の特許審査処理状況>

区分（2016年時点）	韓国	日本	米国	欧州	中国
審査処理期間 （ヶ月）	10.6	9.5	16.2	9.4（2015）	12.9
特許1件当り投入時間 （時間）	11.0	17.4	26.0	34.5	29.4
1人当り審査処理件数 （件/年）	217（182）*	171（115）	77	58	68

*（）は先行技術調査サービス利用による審査業務の低減効果を反映した実質処理件数

⁶⁹ 政府R&Dの企画段階で15.6%、選定段階で61.9%が義務付けられた特許分析を実施していない（2016）

⁷⁰ 公共研であるE機関は虚偽の特許登録実績（31件）を提出して摘発された（2015年2月、監査院）

⁷¹ 第四次産業革命分野の標準特許件数（2016年）：（韓国）49（米国）1,202（日本）191（ドイツ）69

⁷² 特許活用率（2017年）：大学・公共研34.9%、企業平均75.5%

⁷³ 特許無効審判の認容率（%、2016年）：（韓国）49.1、（日本）25.1、（米国）28.5（2012.9～2016）

(3) 推進戦略及び核心課題

①高付加価値の源泉・核心特許のための「発明品質の向上」

i. 第四次産業革命分野の特許ビッグデータ分析支援の強化

第四次産業革命分野の源泉・核心特許を確保するために、関係部処と協力して企画・遂行などR&D全周期に対する特許分析支援を強化する方針である。

第一に、第四次産業革命分野のR&D戦略策定を集中支援する。既に選定して発表した人工知能など第四次産業革命の技術を中心とする13大技術分野に対する革新成長エンジン推進計画に基づいて、特許庁は革新成長エンジン分野の細部技術構築を支援し、特許分類との相互関係及び国際標準化を推進する。

第二に、特許庁が保有する特許ビッグデータを活用して定量・定性分析を実施し、その分析結果を政府R&D投資戦略の策定に活用する。さらに、特許ビッグデータを分析して源泉・核心特許を確保できる空白技術を導き出し、研究開発の方向を提示する課題別IP - R & D支援を拡大する。

第三に、部処R&Dと連携してIP - R&Dを拡散する。他部処のR&D課題とIP - R&Dと一緒に支援するモデル事業を推進し、その成果を分析してIP - R&Dの拡散を推進する。2018年度には革新創業企業、第四次産業革命の分野など、IPを確保して市場を先取りする必要性が高い分野に限ってモデル事業⁷⁴を優先的に実施する。

第四に、IP - R&D戦略支援の拡大に必要なインフラを拡充する。韓国特許戦略開発院の特許戦略専門家を技術分野ごとに確保し、IP - R&Dの方法論及び事業化に関する教育を強化することで専門性を高める。特許分析を行う新規業者を発掘してIP - R&D協力機関のプールを拡大し、企業・大学・公共研でのR&D-特許業務経歴者を優遇するIP - R&D遂行のための資格制度を設けて現場中心の専門人材を確保する。

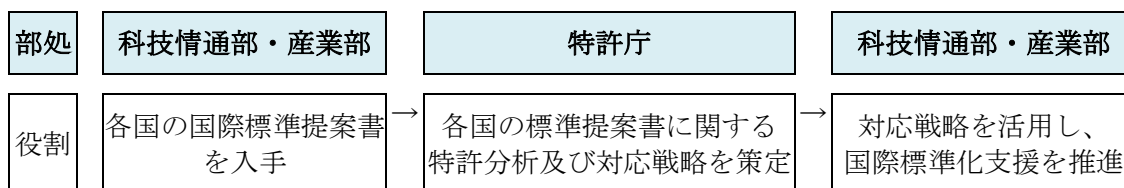
ii. 第四次産業革命分野の核心標準特許の確保

国際標準と関連性が高い第四次産業革命分野の標準・特許を総合分析して標準特許有望技術を導き出す標準特許戦略マップを作成する。さらに、多くの企業及び機関が「R&D-特許」、「R&D-標準」の関係のみを考えて優秀な研究成果が標準特許につながらない問題点を改善するために、産業部などのR&D-標準連係事業に標準特許戦略支援を拡大し、国際標準化を目的とする研究の標準特許確保戦略の策定を義務付ける。

また、ブロックチェーンなど対応が急がれる分野を中心にいち早く特許戦略を立てるために部処横断的な国際標準共同対応体系を構築する。

⁷⁴ (特許庁→中小ベンチャー企業部) 中小ベンチャー企業部R&D選定課題を対象にしてIP - R&Dを支援 (中小ベンチャー企業部→特許庁) IP - R&D完了課題に対して中小ベンチャー企業部がR&Dを支援

図3<部処横断的な国際標準共同対応体系>



iii. R&D特許成果の効果的管理体系の構築

優先的に特許分類を活用して政府R&D成果を統合管理する。政府R&Dの企画-終了-成果の各段階の結果に特許分類⁷⁵を付与してR&Dと後続特許/論文の整合性を体系的に検証する。公共研究機関による優秀な特許確保のための方策として公共研究機関の特許経営指標を開発して標準成果指標及び経営公示に反映する。

さらに、R&D最終評価時に特許成果に対する実質的な定性評価が行われるよう、特許審査官など技術分野別に特許専門家評価プールを構築する。

iv. 第四次産業革命分野に関わる特許を先取りするための制度改善

韓国企業による第四次産業革命分野に関わる特許の先取りを支援するために、関連核心技术⁷⁶に対する特許出願を優先審査対象に含める。また、第四次産業革命分野の新しい技術やサービスの開発促進及び保護のために産業の特性を反映した特許要件及び判断基準を再確立し、中小・ベンチャー企業の特許登録料減免の比率や区間を拡大する。

②優秀な発明を強い特許にする「出願品質の向上」

i. 大学・公共研による強い特許創出の基盤作り

第一に、大学・公共研が事前に特許費用を十分に確保できるよう、科学技術情報通信部と協議し、関連制度の改善⁷⁷を推進し、発明インタビューで極めて優秀であった発明への強い特許設計及び海外出願を支援するために、IPファンドが特許に直接投資をする方法について検討する。

第二に、市場の需要に基づいた優秀なIP確保を支援するために、これまでの大学・公共研の発明インタビュー（計30件）を需要ベースの発明インタビューに切り替える。

第三に、特許管理の経験が豊かな特許経営専門家を大学・公共研に派遣し、優秀発明を選別して特許出願を決めるスキルの向上を図る。特許経営専門家は派遣期間（3年）内に該当機関の特許専門人材を成長させ、管理規定・システムを該当機関に定着させる。

⁷⁵ 26万余りの特許分類は1600余りの科学技術分類に比べて細分化されているため、政府R&D成果管理の精度が高い。

⁷⁶ AI、IoT、3Dプリンティング、自動運転、ビッグデータ、クラウド、知能型ロボット分野（2018年）

⁷⁷ 研究開発費に必要な特許費用を事前に反映する「特許費用事前約定制」の需要を調査し、調査結果に応じて改善策を考える。

ii. 中小・ベンチャー企業の戦略的特許設計への支援拡大

第一に、中小・ベンチャー企業の特許設計及び海外出願を支援するIP投資ファンドを造成する。中小・ベンチャー企業の優秀な発明を選別して強い特許に設計するとともに海外出願を支援できるよう、IPファンドで新規投資を実施する。これにより、これまでIP投資ファンドの支援が特許技術の事業化を中心に行われていたために、優秀な発明に対して高付加価値を生み出す特許を創出するための支援が不十分だった点を改善する。

第二に、先行技術調査の結果を審査前に出願人（中小・ベンチャー企業）に提供し、差別化された特許確保戦略⁷⁸を策定する機会を新たに与える。

第三に、産業分野別の主要企業の出願戦略、主要国特許庁の審査パターン及び審査基準といった特許審査動向を分析して企業に提供することで、特許出願戦略を策定するための情報提供を拡大する。

iii. 特許業界の自主的な品質管理環境の造成

特許業界の自主的な出願品質の向上を誘導するために代理人へのインセンティブやペナルティ付与を強化し、特許出願の支援単価を適正化する。

③特許権の安全性を高める「審査品質の革新」

i. 高品質審査のための審査人材の拡充

審査投入時間を適正化して審査品質を画期的に引き上げ、技術分野別に理工系専門人材を審査官として補充することで各分野の専門性を確保する。関係部処と協議し、2022年までに適正な特許審査人材を確保し、特許審査1件当たりの総投入時間⁷⁹を拡大する。

ii. 第四次産業革命に備えた審査組織及び審査方法の改編

第四次産業革命関連技術に対する高品質な専門審査サービスを提供するために審査組織を整備し、融合・複合技術に対する「3人協議審査」を導入する。

iii. 審査力強化のためのインフラ構築

審査官に対して現場中心型教育を実施し、技術分野別に外部の先行技術調査専門機関を育成し、新技術を適用して特許行政システムを高度化する。

⁷⁸ 出願明細書の補正、国内優先権を主張する出願、出願取り下げ後の再出願など

⁷⁹ 特許審査1件当たりの総投入時間（時間）：（2019年）16.0→（2020年）17.4→（2021年）19.0→（2022年）20.0

4) 2019年度政府知的財産財源配分の方向

(1) 策定の概要

韓国政府は「知識財産基本法⁸⁰」に基づいて毎年、知的財産関連財源の配分方向及び効率的運用に関する項目を決め、次年度の予算（案）編成過程に反映している。2018年にも国政課題及び第2次国家知識財産基本計画（2017-2021）を施行するための適切な知的財産財源の配分方向を策定し、2019年度の予算（案）編成及び審議過程に反映されるように関係中央行政部処に意見を提示した。

2017年施行計画の推進実績に対する成果点検の結果、及び2018年の施行計画、国内外の政策環境などを踏まえて2019年の財源配分方向（案）を策定。2019年財源配分方向（案）は国政運営方向との適合性を高め、施行計画点検評価の対象課題との関係をさらに強化した。

(2) 主要内容

①IPを基盤にした良質な雇用創出への寄与

標準特許確保戦略の策定が可能な専門人材、及び融合・複合文化技術の専門人材を育成して次世代IP創出を主導し、自治体-地域大学-企業間の協力を通して企業の現場需要に合ったIP地域人材を育成し、採用につなげる。

スタートアップの長期的・冒険的なIP投資や技術取引を拡大するために、IP金融の規模及びIP投資の対象を拡大して支援する。中小・中堅企業に対しては大学・公共研などから移転された優秀なIPの商用化R&Dを支援し、IP製品イノベーション戦略に対する支援を拡大する。

②第四次産業革命への対応及び新産業の創出に向けた強力なIPの確保

核心技術のIPを先取りするために、源泉・核心R&Dの遂行段階におけるIP - R&D戦略の適用を拡大し、大型R&D事業団（研究費50億ウォン以上）に特許専門担当官（CPO）の導入を拡大する。また、中小・中堅企業の標準特許確保戦略の策定を支援し、特許の成果物が最終的に標準特許になるように後続戦略の提供も強化する。

新技術・新産業に対応したIPインフラの構築策として、SW紛争への対応に特化した専門的な鑑定法を持続的に発掘し、SW鑑定人材のスキルアッププログラムを運営するなどして、SWの品質を確保し、紛争調停の充実化を図る。また、公共機関の実態を点検するとともに、巡回教育も拡大する。さらに、民間のSW違法流通オンラインサービス提供者を持続的に管理するなどして能動的なSW著作権保護ムードを高める。

③起業と中小・ベンチャー企業の成長に必要なIP競争力の強化及び公正な秩序の確立

革新起業支援政策として産業の特性に合った支援が行われるように特許バウチャー事業の改善及び事業規模を拡大し、特許共済制度を導入して中小・ベンチャー企業の特許セーフ

⁸⁰ 第6条第2項第3号、同法施行令第12条及び第13条

ティネットを構築、第四次産業革命に関わる核心分野を中心に中小・中堅企業向けのIP-R&Dを支援する。

また、中小企業の技術保護力を強化するために調停・仲裁などの法的対応費用の支援を拡大し、法律相談を行って中小企業の訴訟費負担を軽減し、大企業・中小企業間での取引において中小企業に被害が発生しないように持続的なモニタリングと制裁体系を強化する。

④デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築

コンテンツ流通環境の変化に伴い発生するデジタル著作権の新たな侵害類型に効果的に対応するために、直接・間接的に対応できる新技術を持続的に開発し、韓国のコンテンツ著作権の海外での保護に向けて、官民協力の下での著作権保護、及び国際民間機構間の協力体系を強化する。

コンテンツ産業を育成するために良質の仮想現実（VR）コンテンツの製作支援を拡大し、海外拠点のビジネスセンター⁸¹を通してコンテンツ輸出市場の多角化及び現地マーケティング支援を強化する。

⑤グローバルなIP対応力の強化

特許（技術）だけでなく、ブランド・デザインまで含めたIP総合戦略の策定を支援し、国際IP紛争を回避するためのコンサルティング及びIP訴訟保険支援を強化する。

東南アジア諸国、アフリカ諸国など、生物資源に恵まれた国々と共同調査を実施し、利用価値の高い生物資源の発掘及び確保を持続的に行うなど、新知的財産国際規範への対応力を強化する。

⑥IP尊重文化の拡散及び基盤構築

青少年向けの発明・著作権体験教育への支援を強化し、小中高生、文化芸術家など著作権に対する認識が低い人向けの出張型著作権教育を強化してIPに対する認識を改める。

⁸¹ インドネシア（2016.10）、UAE（2016.3）、ブラジル（2016.5）→（2020.目標）1ヶ所の追加拡大を検討中

表15<6大重点方向の財源配分方向>

6大重点方向の財源配分方向	
1. IPを基盤にした良質な雇用創出への寄与	<ul style="list-style-type: none"> 1 IP専門人材の育成及び起業・就業への連係 2 民間IPサービス業及び市場主導型IP取引・金融の活性化
2. 第四次産業革命への対応及び新産業の創出に向けた強力なIPの確保	<ul style="list-style-type: none"> 3 IP - R&D戦略を通じた核心技術IPの先取り 4 新技術・新産業に対応したIPインフラの構築
3. 起業と中小・ベンチャー企業の成長に必要なIP競争力の強化及び公正な秩序の確立	<ul style="list-style-type: none"> 5 革新型の起業及び中小・ベンチャー企業のIP活動への支援強化 6 中小・ベンチャー企業のIP保護に必要な公正な経済基盤の構築
4. デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築	<ul style="list-style-type: none"> 7 創作者に対する公正な補償体系の構築及び定着 8 コンテンツ産業育成のための制度改善及び新興地域への進出拡大
5. グローバルなIP対応力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 9 現地対応体系の強化及び国際協力の持続的拡大 10 生物・遺伝資源など新たな知的財産をめぐる国際規範への対応強化
6. IP尊重文化の拡散及び基盤構築	<ul style="list-style-type: none"> 11 小中高でのIP教育拡大及び市民の意識改善に向けた努力強化

5) 次世代知的財産特別専門委員会の運営結果

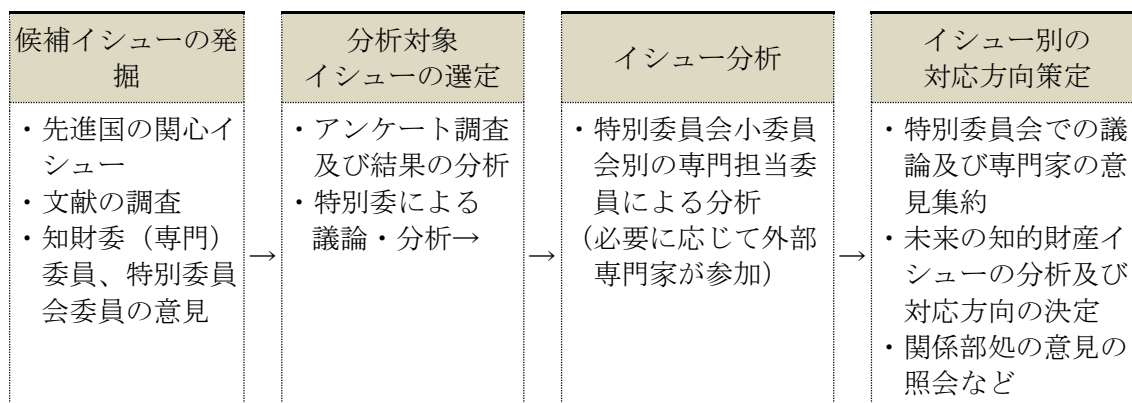
(1) 推進の背景

超連結（5G実装など）、超知能（人工知能など）といったキーワードで語られる第四次産業革命の時代を迎え、知的財産分野でも既存の枠を超えた課題が登場している。例えば、ビッグデータ、モノのインターネット（IoT）の分野で情報を大量収集し活用する際に発生する著作権問題や人工知能（AI）による創作物に対する知的財産権の適格性などがある。

そのため、第四次産業革命の核心技術分野における 이슈については、知的財産の関連法・制度・インフラまで含めた統合的な関連 이슈の整理と分析が重要である。

こういった背景から、国家知識財産委員会は2017年2月、国家知識財産委員会委員、知的財産専門家、関係部処などで構成された「次世代知的財産特別専門委員会」を設置し、未来の知的財産10大 이슈を選定した後、専門家から意見を集約して 이슈ごとの対応方向を策定した。

図4<未来の知的財産 이슈分析プロセス>



(2) 未来の知的財産10大イシュー及び対応方向

次世代知識財産特別専門委員会の議論・分析を通して未来の知的財産10大イシューを最終的に選定、イシュー別の対応方向を決定し、提案内容のうち関係部処が政策として具体化し推進することができる事項については部処履行計画（案）を策定した。

表16<未来の知的財産10大 이슈ー及び提案内容>

イシュー名	提案内容
①人工知能（AI）創作物に対する権利保護及び活用	<ul style="list-style-type: none"> ・AI創作物の著作権に関するイシュー検討 ・AIによる発明への特許付与の検討において進歩性判断基準に関する議論を推進
②ビッグデータの利用・保護・活用促進のための知的財産（IP）戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的複製に対する免責規定（著作権法第35条の2）の具体的な適用の可能性及び方法などを摸索 ・「個人情報非識別措置ガイドライン」（2016.6）を持続的に改善し、体系的なビッグデータ活用戦略を構築
③拡張現実（AR）/仮想現実（VR）など新技術と融合したコンテンツの権利保護及び創出促進	<ul style="list-style-type: none"> ・最適化技術とソフトウェア、コンテンツなどに集中、優先審査制度、PCT国際特許出願の奨励など、多角的な知的財産権確保戦略を構築
④第四次産業革命におけるバイオの課題	<ul style="list-style-type: none"> ・精密医療産業の活性化のための薬品投与方法に対する特許認定に関するモニタリングと、韓国製薬会社のIP確保への支援が必要 ・製薬会社間の協業や技術移転時に適正な対価が提供され、不当な技術奪取が行われないように、技術取引の基盤構築が必要
⑤第四次産業革命に対応した知的財産（IP）法律体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・最大の核心技術はAIで、それをビッグデータ、クラウド技術が支える構造であるため、法や制度的な補完方法をまず議論、解決することが必要
⑥第四次産業革命に備えた知的財産（IP）人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・現在推進中の知的財産教育を強化し、研究者と知的財産サービス人材間の協力を強化
⑦中国の知的財産（IP）及びビジネス成長に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・中国の知的財産権政策に対する認識を高め、中国市場での技術流出に備えて企業の知的財産保護策を策定
⑧新技術（人工知能（AI）、モノのインターネット（IoT）など）を活用したビジネスモデル（BM）の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・アイデア提案者と投資家、技術・製品の保有者のマッチングを支援する制度を設け、多様なBMの事業化や特許出願を誘導
⑨第四次産業革命の新技術分野における標準特許の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・産学研官の協力体系構築及びR&D・特許・標準連係活動を強化、融合型標準専門人材の育成及び中小企業の標準化認識向上など
⑩第四次産業革命時代における核心技術に対する知的財産（IP）創出・活用戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア技術の競争力確保、優秀なアイデア発掘及び権利化推進のための標準特許発掘、BMアイデアの創出、ビッグデータ基盤のプラットフォーム構築など

6) 知的財産分野の紛争調停制度の活性化策

(1) 推進の背景

知的財産をめぐる紛争が起こると、訴訟に莫大な費用と時間が必要になるため、ベンチャー企業や小規模創業企業は深刻な打撃を受ける⁸²。また、中小・ベンチャー企業の場合、訴訟による紛争対応には限界⁸³があるため、紛争調停制度によるIP保護環境を強化する必要がある。

(2) 現状及び問題点

知的財産関連紛争が発生した場合、訴訟による紛争解決は高い費用と長い時間を要するため調停制度を活用するのが効率的だが、中小企業の調停制度利用率⁸⁴は1%未満と非常に低い。その最大の原因は調停制度の価値及び役割に対する認識が不足していることである。そのため調停制度に関する案内や広報をし、現場との接点を設けることで、調停制度にアクセスしやすくする必要がある。

新技術の登場やコンテンツ産業の規模拡大に伴い調停申請件数⁸⁵も増加しているが、調停委員の数は不足している。また、調停委員や事務局のスキルアップのための教育や訓練も十分ではない。

紛争解決手段としての調停手続きの実効性に対する批判も提起され続けてきた。調停の手続きは両当事者の出席を前提とするが、強制力がないため被申請人が調停に応じない、又は出席しない場合が頻繁にある。また、出された調停案が成立に至らない場合は裁判所での紛争解決が必要となるため、それまでの調停は無意味になる。したがって制度の信頼度を高めて被申請人の出席を誘導し、制度全般の実効性を強化することで迅速かつ効果的な紛争解決を支援する必要がある。

(3) 推進課題

①調停需要の発掘及びアクセシビリティの向上

IP紛争の増加と紛争類型の多様化に対応して、調停の対象範囲を現行の産業財産権、職務発明、営業秘密、産業技術流出関連紛争から不正競争行為と産業技術の侵害関連紛争にまで拡大する。

⁸² 特許権紛争によって深刻な経営危機を経験したスタートアップの比率58%（国内外のスタートアップの現状と示唆点、2016、現代経済研究院）

⁸³ 「過度な時間と費用の所要」55.7%（知的財産権侵害訴訟の平均費用3,170万ウォン）、「証拠資料の提示及び立証の困難さ」51.9%（2015知的財産権紛争実態調査、特許庁）

⁸⁴ 知的財産権侵害被害を受けたことのある中小企業割合は95.4%であるが、調停を試みた割合は1%未満（2015知的財産実態調査）

⁸⁵ 第四次産業革命に関わる7つの新分野の特許分類体系（CPC）を追加（2018.1）

産業財産権調停申請件数（件）：（2015年）17→（2016年）47→（2017年）57

コンテンツ調停申請件数（件）：（2015年）3,087→（2016年）4,199→（2017年）5,468

図5<紛争調停の対象範囲改善（案）>

	現行		改善（案）
産業財産権 紛争調停	・産業財産権、職務発明、 営業秘密（技術上の情報）に 関する紛争	→	・産業財産権、職務発明、営業秘密 （技術・経営上の情報）及び不正競 争行為に関する紛争
産業技術 紛争調停	・産業技術の流出に関する紛争		・産業技術の流出・侵害に関する紛争 ※告示による産業技術範囲の拡大

また、調停制度に対する認識を向上させるために、標準契約書に調停利用条項を明記して情報提供を拡大し、オンライン・オフラインでの広報をさらに拡大する。

調停需要を拡大するために裁判所事件の調停への関係を拡大し、特許審判事件の調停への付託制度を新設する。また、オンラインでの調停受付システムの改善や地域所在の中小企業への教育・相談などを通して調停需要を発掘し、調停へのアクセシビリティ向上を図る。

②現場中心の調停力強化

IP紛争に専門的に対応するために調停担当委員を拡充し、調停制度への対応力強化のために調停委事務局の人材を拡充する。

また、国家知識財産委員会が主管する紛争調停関連機関の担当者を対象とする教育ワークショップなどIPに特化した調停教育プログラムを運営し、調停機関間でのノウハウ共有といったネットワークの構築及び協力を通して専門性を強化する。

③迅速かつ効果的な紛争解決の支援

被申請人の積極的な調停参加を促すために、中小企業の技術を侵害したと疑われる企業が調停に応じて合意すれば、事実調査及び是正勧告を猶予するなどの誘引策を設ける。また、効率的な紛争解決のために一部事件に職権調停決定制度を導入し、調停の実効性確保のために調停部の事実判断手続きを拡大する。

表17<知的財産分野の紛争調停制度活性化推進戦略及び核心課題>

推進戦略		核心課題
1	調停需要の発掘及びアクセシビリティの向上	<ol style="list-style-type: none"> 1 需要者中心の調停対象拡大及び情報提供 2 調停需要と制度のアクセシビリティ及び支援強化
2	現場中心の調停強化	<ol style="list-style-type: none"> 1 調停全般の運営体系改善及び水準向上 2 教育及び情報交流による人材の専門性確保
3	迅速かつ効果的な紛争解決支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 被申請人の積極的な調停参加の誘導 2 公正かつ客観的な調停支援制度の新設

7) 著作権尊重文化の拡散方策

(1) 推進の背景

文化産業が革新成長の核心基盤となり、著作権の重要性も日ごとに増している。先進国は早くから著作権産業が経済成長をリードする新たな成長産業であると認識しており、グローバル企業間での優秀な著作権創出及び確保を巡る競争は勢いを増している。

一方、インターネット・スマートフォンなどデジタル機器が拡散し、コンテンツの流通・利用環境が変化するにつれて著作権はますます侵害されやすくなり、「示談金目当て」のような権利濫用や違法コピーの利用など、さまざまな問題が発生している。

こういった背景から、著作権文化の先進化を図り、創作の価値を尊重する環境の整備が求められている。ただ、著作権侵害に対する取り締まり・処罰を中心とした対応はむしろ著作権に対する否定的な見方を増やすため、著作権に対する認識と理解を高めて侵害自体を減らす方法が望ましく、政府主導の著作権に対する認識改善活動の成果を持続的に拡散して関連プログラムの量的・質的改善を推進することが必要である。

(2) 推進方向

著作権尊重文化を拡散してコンテンツ創出を活性化し、公正な利用促進によって便利で安全に著作物の恩恵を受けられる環境を整備するために、次のような推進課題を提示した。

第一に、対象の特性を反映した著作権尊重コンテンツを開発・拡散する。青少年・大学生・会社員を対象にライフサイクルに合わせた教育サービスの提供を強化し、文化施設従事者、教員など各分野の媒介者及びコンテンツ産業分野の従事者を対象とした特化教育を強化する。

第二に、著作権侵害の事前予防及び事後再発防止を強化する。利用者を対象に違法・合法流通に関する情報提供を強化し、オンライン上の違法コピーを削除する自浄活動を官民が協力して展開するなど事前予防体系を構築する。また、軽微な著作権侵害違反者向けの教

育を拡大し、違反者に対する処罰を強化して再発防止を強化する。

第三に、国内外で協力して著作権に対する認識改善プログラムを多角化する。国内では部処間・官民・公共部門の媒体間協力による著作権教育及び広報を強化する。海外では米国、日本など著作権強国との専門人材の派遣、合同ワークショップなどの交流を推進し、途上国の著作権に対する認識改善を積極的に支援し、海外著作権保護体系を強化する。

表18<部処別の著作権教育・広報への協力策>

区分	主要内容	備考
教育現場の融合	・（学校教科に反映）著作権に関連性が高い科目（道徳・美術・体育・コンピュータなど）の教科書に反映するための協議及び拡大を推進（次期教科課程の改正時）	教育部 ・ 福祉部 など
	・（フォント著作権）現場の需要を把握（～2018.12）した後、それを基にクリップ型の映像（2019年上半期、3～5分、3回前後）を製作、ユーチューブ・フェイスブックなどで拡散（2019年下半期～）	
公共部門の対応	・（新任公職者及び教員）「事例中心の著作権理解」教育プログラムを開発（2019年）及び教育課程に含めることを推奨（2020年～）	人事処 ・ 行安部 など
	・（自治体の公務員）地域の祭り及び文化行事を企画・管理する担当者向けの案内書を製作・配布（2019年）	
起業支援課程との連係	・（起業予備軍）「起業成功パッケージ」教育課程に著作権を活用した起業・創作のノウハウ教育開発を含める（2019年～）	中企部

8) 職務発明補償制度の改善策

(1) 推進の背景

今日における職務発明は優秀な特許技術を確保するための主な源泉⁸⁶であり、その重要性が次第に増している。このように職務発明の重要性が高まるなか、職務発明が高付加価値を生み出した事例や職務発明に関する紛争事例も頻繁に発生している。

そのため、職務発明に関する利害関係を合理的に調整し、職務発明の成果を活用・促進することができるように職務発明補償制度を改善する必要がある。例えば、非公務員の発明者が職務発明の補償を受ける過程で公務員に比べて差別を受けているケースなど、正当な補償を阻害する制度について改善を進める必要がある。機関が職務発明補償制度を運営する上で抱える問題点を解消し、職務発明で創出された特許の活用を促進できる制度設計が必要である。

⁸⁶ 出願シェア（2017年時点）：法人（79.6%）、個人（20.4%）

(2) 現状及び問題点

韓国の職務発明制度は発明振興法第2条⁸⁷に基づいて運営されており、1974年に初めて制度が導入されてから、2006年に根拠法が発明振興法に一本化された。2013年には法改正が行われ、職務発明に対する従業員の手続き的権利を保障し、職務発明補償の面で優れた企業を支援するための根拠が新設された。

しかし、現行法ではまだ職務発明者の権利の保護は完全ではない。公務員ではない国家機関に所属する研究者は補償を受けるための関連規定がないために職務発明に伴う正当な補償を受けられておらず、国家R&Dに参加した研究者及び公務員発明者は関連規定が不十分なために発明者としての権利行使に制約を受けている。

職務発明補償制度に関連する一部の法律や規定は機関が遵守するには困難であるため、現実に合わせて見直す必要がある。また、多くの中小企業及び大学・公共研は知的財産の専門人材がない、又は専門人材の専門性が不足していることから、不利益を受けている場合が多い。

大学・公共研による職務発明の活用成果も不十分である。2018年時点で大学・公共研の特許活用率は企業の1/2、国有特許の活用率は企業の1/3にも至っていない。特許費用の負担が重いせいで、事業化の可能性がある特許を海外に出願しない、又は実施契約の前に放棄してしまう研究機関が多い。

表19<直近3年間の企業、大学・公共研の特許及び国有特許の活用状況>

(単位：%)

区分	企業				大学・公共(研究)		国有特許	
	未活用	活用			未活用	活用	未活用	活用
		防御	事業化	合計				
2015	22.6	20.1	57.3	77.4	67.1	32.9	82.2	18.8
2016	24.7	17.5	57.8	75.3	65.4	34.6	80.0	20.0
2017	24.5	16.6	58.9	75.5	65.1	34.9	78.3	21.7

(3) 推進戦略及び核心課題

①職務発明に対する発明者の権利保護強化

国家R&Dの成果が研究機関に帰属するという原則が、職務発明の発明者の権利を侵害する手段にならないよう、関連規定の整備を進める。例えば国家R&D特許についても、発明者から権利を継承する手順を踏んではじめて研究機関の所有とする旨を明記することで職務発明者の権利を保障する。

現在、公務員に対しては「公務員職務発明規定」が設けられている一方で、非公務員研究者の職務発明に対しては個別機関が補償の根拠を設けなければならない状況だが、関連規

⁸⁷ 職務発明とは、従業員による発明が使用者の業務範囲に属し、従業員の現在や過去の職務に属する発明

定の整備は不十分である。したがって国家機関に所属する非公務員研究者の職務発明に対する補償の根拠を設けるなど、職務発明を国家に継承する過程における公務員・非公務員間の差別を解消する必要がある。

また、国家機関が継承を遅らせる行為から発明者の権利を保護していく。現在、国家機関が職務発明に対して継承の決定をしなければ、発明者の権利行使は制限されている状況である。そのため、発明申告4ヶ月以内に国が継承意思を通知しない場合は権利継承をあきらめたと判断し、発明者が権利を行使できるように認めなければならない。

②機関ごとの職務発明補償制度運営の充実化

現在、国家R&D課題以外の研究は、資金を支援する企業が有利になる協約が結ばれ、研究機関は不利な条件で技術を移転するケースが多い。この問題を解決するためには、第一に、研究機関が職務発明の継承前に国家R&D課題に該当するかどうかを審査することで、国家R&Dの成果を見落とししたり、安価に技術を移転してしまう可能性を排除する必要などがあり、国家研究開発事業の成果を確認する手続きを設けなければならない。

第二に、職務発明審議委員会の運営規定を現実化する必要がある。現在は国家と公務員間で職務発明に関して異なる意見があった場合、これを調整する手続きが明確に規定されておらず、審議手続きを進めるのが困難であり、ほとんどの機関は組織内で職務発明を審議する能力が十分ではないため、調整しにくいのが現状である。したがって国家機関内で職務発明に対して見解が分かれた場合は、専門家からなる産業財産権紛争調停委員会で調整できるように、運営規定に紛争調停の手続きを明記しなければならない。

第三に、公共研究機関及び中小企業による職務発明の管理力を強化しなければならない。職務発明に対する管理を徹底しなければ、特許権及び通常実施権の喪失など不利益が発生しかねない。したがって職務発明管理の重要性への認識を高めると同時に、職務発明の管理力を高めるための取り組みが求められる。また、大学・公共研が優秀な特許を選別するスキルアップを図り、制度に対する理解不足によって中小企業が不利益を受けないように特許経営専門家を派遣する、あるいは職務発明管理支援システムや標準補償規定及び業務処理マニュアルなどを開発・普及するといった支援を強化しなければならない。

③職務発明の成果を高める基盤の構築

大学・公共研が継承した職務発明を一定期間出願しない、又は特許権を維持しないと決定した場合、発明者がそれを取得できるように関連規定を新設して職務発明による特許の活用の可能性を高める必要がある。

また、国有特許の利用を活性化させるための規制改善を推進し、職務発明の成果を高めるための基盤を整える必要がある。現在、国有特許の専用実施権の設定は一度だけ更新することができるようになってきているため、事業化までに長い期間を必要としたり開発費用が大きい産業での活用度が比較的低い。したがって事業化のために必要な場合、何度も専用実施権を設定することができるようにするなど制度の改善を図る必要がある。

最後に教職員と学生の共同発明を効果的に管理するためのガイドライン制定が必要である。現在、大学が教職員と学生の共同発明に対してそれぞれの持分権を全て継承できなかった場合は、出願、存続期間延長、権利移転をする度にそれぞれに同意を得なければならないため、効果的な管理が困難だとの指摘があった。これを改善するための適切なガイドライン制定が求められる。

表20<職務発明補償制度改善策の推進戦略及び核心課題>

推進戦略	核心課題
<p>1 職務発明に対する発明者の権利保護強化</p>	<p>1 国家R&D特許の職務発明継承原則を明記 2 非公務員研究者に対する補償差別を解消 3 国家機関の継承遅延行為から発明者の権利を保護</p>
<p>2 機関ごとの職務発明補償制度運営の充実化</p>	<p>1 国家研究開発事業の成果を確認する手続き新設 2 職務発明審議委員会の規定を現実化 3 機関の職務発明管理力を強化</p>
<p>3 職務発明の成果を高める基盤の構築</p>	<p>1 大学・公共研が放棄した権利を発明者に譲渡する規定を新設 2 国有特許の利用活性化のための規制を改善 3 学生が発明した権利を大学が取得するためのガイドラインを制定</p>

3. 5つの専門委員会の活動及び2019年知的財産政策 이슈の発掘

1) 5つの専門委員会の活動

(1) 専門委員会の運営の概要

国家知識財産委員会に上程される案件を事前に検討して、分野別の主要懸案などについて議論するために、各業界の民間専門家75人からなる知的財産の創出・保護・活用・基盤・新知的財産の5つの専門委員会を構成して運営している。特に、専門委員会ごとに懸案に関する政策イシューを発掘・研究し、その結果を委員会を通して関係部処に政策課題として提案し、その推進計画及び実績を点検する。

2018年には第4期専門委員会が発足した。各専門委の特性に伴う専門性を考慮し、性別・地域・年齢などの均衡性も検討して構成した。1年間で創出専門委員会が7回、活用専門委員会が6回、保護・基盤・新知的財産専門委員会がそれぞれ5回ずつと、計28回の会議が開催され、計13の国家知識財産委員会上程案件を事前に検討し、10の知的財産政策イシューを発掘・研究した。

(2) 専門委員会の活動

①知識財産創出専門委員会

高品質の知的財産は第四次産業革命の時代において企業の競争力を確保し、国家の革新成長を主導する核心資産である。そのため、知的財産を基盤としたIP - R&D戦略を通じた核心技術知的財産の先取りや、起業と中小・ベンチャー企業の成長を牽引する知的財産活動への支援強化など、知的財産創出分野の案件について検討し懸案について議論するために「知識財産創出専門委員会」を運営している。

知識財産創出専門委員会は2018年12月時点で計50回（2018年に7回）開催され、2018年度には国家知識財産施行計画、2019年政府知識財産財源配分方向、2017年国家知識財産施行計画の点検・評価、職務発明補償制度の改善策（案）などの案件について検討した。また、「CPO制度の活性化方向」、「第四次産業革命時代のクリエイティブなIP戦略」を政策イシューとして発掘・研究した。

表21<知識財産創出専門委員会のスケジュール>

回	日程	議論案件
第44次	2018. 4. 16	○第22次国家知識財産委員会上程案件の事前検討及び意見集約 - 2018年国家知識財産施行計画など計5件 ○創出専門委員会の政策イシュー提案検討及び発掘計画
第45次	2018. 5. 17	○2018年度政策イシュー課題2件を選定（計20件発掘） ○創出専門委員会の政策イシューごとに小委員会を構成
第46次	2018. 6. 20	○政策イシューの研究活動推進状況を共有・点検 ○今後の創出専門委員会の運営方向について議論
第47次	2018. 7. 11	○韓国特許戦略開発院を現場点検し、質疑応答 ○政策イシュー推進状況を共有・点検

第48次	2018. 7. 30	○第1小委員会及び第2小委員会の政策イシュー推進状況共有及び意見集約
第49次	2018. 9. 20	○2019年知識財産政策イシュー研究の中間点検及び意見集約
第50次	2018. 11. 13	○第23次本会議上程案件の意見集約 - 職務発明補償制度の改善策（案）など計4件

②知識財産保護専門委員会

知的財産権を保護・尊重する文化の醸成なしには知的財産の価値は保障されないため、知的財産保護分野の案件について検討し、懸案について議論するために「知識財産保護専門委員会」を運営している。

保護専門委員会は2018年12月時点で計51回（2018年に5回）開催され、2018年度には保護分野基本計画の点検・評価、部処別施行計画と推進実績の点検・評価、知識財産分野の紛争・調停制度の活性化策（案）などの案件について検討がなされた。また、「オープンソースSW著作権保護活性化」、「韓国と北朝鮮の知的財産保護相互認定についての研究」を政策イシューとして発掘・研究した。

表22<知識財産保護専門委員会のスケジュール>

回	日程	議論案件
第47次	2018. 4. 19	○2018年度保護専門委の年間運営計画及び政策イシューの発掘計画を紹介 ○第22次知識財産委員会への上程案件についての意見集約 - 2018年度国家知識財産施行計画 - 2019年度政府知識財産財源配分方向 - 2017年度国家知識財産施行計画の点検・評価結果 - 2018年度知識財産イシューの発掘及び推進計画 - 次世代知識財産特別委員会の結果
第48次	2018. 5. 25	○ 2019年度政策イシュー課題の選定 - オープンソースSW著作権保護活性化策（キム・ギョンエ委員） - 韓国と北朝鮮の知的財産保護相互認定についての研究（シン・ヘウン委員長）
第49次	2018. 6. 29	○2019年度政策イシュー課題の着手に伴う研究方向の共有
第50次	2018. 9. 4	○2019年度政策イシュー課題推進状況の中間点検
第51次	2018. 10. 30	○第23次本会議案件の事前検討及び2019年度知識財産政策イシューの最終点検

③知識財産活用専門委員会

知的財産活用エコシステムの活性化を促進させ、知的財産サービス市場の専門性を向上させるために、「活用専門委員会」は知的財産の取引及び事業化の促進、IP金融の高度化、IP経営の強化といった政策議題の発掘・検討、懸案についての議論を中心に運営している。

活用専門委員会は2018年12月時点で計48回（2018年に6回）開催されている。2018年度は、

2018年度国家知識財産施行計画、2019年度政府知識財産財源配分方向、2017年国家知識財産施行計画の点検・評価の結果、2018年知識財産イシュー政策化推進計画、次世代知識財産特別専門委員会の運営結果、職務発明補償制度の改善策（案）といった、知識財産委員会本会議に出される6つの案件について事前検討を行い、「公共研究機関（大学）の海外出願状況と改善策」に関する懸案について議論した。また、「公共IP・技術のグローバル技術事業化活性化方向」、「文化コンテンツ金融支援活性化方向」を政策イシューとして発掘・研究した。

表23<知識財産活用専門委員会のスケジュール>

回	日程	議論案件
第43次	2018. 4. 18	○第22次知識財産委員会上程案件（*）の事前検討 -（1号）2018年度国家知識財産施行計画 -（2号）2019年度政府知識財産財源配分方向 -（3号）2017年国家知識財産施行計画の点検・評価結果 -（5号）2018年知識財産イシュー政策化推進計画 -（6号）次世代知識財産特別専門委員会の運営結果 ○2019年度知識財産政策イシュー草案についての状況点検
第44次	2018. 5. 16	○2019年度知識財産政策イシューを2つ（*）選定、イシューごとに小委員会を構成 - 第1小委員会：公共IP・技術のグローバル技術事業化活性化のための政策研究 - 第2小委員会：コンテンツ金融支援活性化のための政策研究
第45次	2018. 7. 4	○第2019年度活用専門委の政策イシュー着手報告及び意見集約
第46次	2018. 9. 4	○第2019年度活用専門委の政策イシュー中間点検及び意見集約 ○IP活用分野の懸案（*）について議論 - 公共研究機関（大学）の海外出願状況と改善策
第47次	2018. 11. 14	○第23次知識財産委員会上程案件（*）の事前検討 -（3号）職務発明補償制度の改善策（案）（特許庁）
第48次	2018. 11. 30	○第23次知識財産委員会上程案件（*）の第2次事前検討 -（3号）職務発明補償制度の改善策（案）（特許庁）

④知識財産基盤専門委員会

知的財産の創出・保護・活用を促進するための基盤構築に関する案件と懸案について議論する「知識財産基盤専門委員会」を運営している。

基盤専門委員会は2018年12月までに計42回開催されている。2018年度には、2019年政府知識財産財源配分方向の策定、著作権尊重文化の拡散方策などについての案件を検討し、「著作権補償金分配の透明性向上方向」、「特許出願と特許検索システムを連係した特許取引プラットフォームの構築方向」を政策イシューとして発掘・研究した。

表24<知識財産基盤専門委員会のスケジュール>

回	日程	議論案件
第38次	2018. 4. 13	○2018年度基盤専門委員会の運営方策 ○2018年国家知識財産施行計画 ○2019年政府知識財産財源配分方向 ○2017年国家知識財産施行計画の点検・評価結果 ○2018年知識財産 이슈の発掘及び推進計画 ○次世代知識財産特別委員会の活動結果
第39次	2018. 5. 18	○2019年知識財産政策 이슈研究課題の選定 - 7つの政策 이슈提案書を発表し、そのうち2つを選定
第40次	2018. 7. 12	○2019年政策 이슈小委員会の推進状況 ○南ソウル大学の仮想・拡張現実センターを訪問
第41次	2018. 9. 4	○2019年政策 이슈推進状況の中間点検
第42次	2018. 10. 18	○2019年度知識財産主要政策 이슈の発掘 ○知識財産分野の紛争・調停制度活性化策 ○著作権尊重文化の拡散方策 ○職務発明制度改善総合対策

⑤新知識財産専門委員会

従来の知的財産権の保護対象ではないが、科学技術・社会環境の変化などにより経済的価値を持つようになり、今後付加価値の創出が期待できる新たな知的財産である「新知的財産」分野の案件を検討し懸案について議論するために「新知識財産専門委員会」を運営している。

新知識財産委員会は2018年12月時点で計47回（2018年に5回）開催され、2018年度には部処別施行計画と推進実績の点検・評価、知的財産分野の代替的紛争解決制度の活性化策（案）、著作権尊重文化の拡散方策（案）などの案件について検討がなされた。また、「ブロックチェーン技術の現状とIP取引及びIP管理への活用の実態把握に基づくIP政策的対応策の策定」、「創造的R&D革新のためのビッグデータ活用と知識財産化方策」を政策 이슈として発掘・研究した。

表25<新知識財産専門委員会のスケジュール>

回	日程	議論案件
第43次	2018. 4. 19	○第22次知識財産委員会上程案件の検討 - 2018年国家知識財産施行計画（案） - 2019年政府知識財産財源配分方向（案） - 2017年国家知識財産施行計画の点検・評価結果 - 2018年知識財産 이슈の発掘及び推進計画（案） - 次世代知識財産特別委員会の活動結果
第44次	2018. 5. 16	○2019年知識財産政策 이슈の選定
第45次	2018. 7. 6	○2019年知識財産政策 이슈の研究方向
第46次	2018. 9. 4	○2019年知識財産政策 이슈研究の中間点検 ○第1回知識財産の日記念式に出席

第47次	2018. 11. 15	○第23次国家知識財産委員会上程案件の検討 - 知識財産分野の代替的紛争解決制度の活性化策（案） - 著作権尊重文化の拡散方策（案） - 職務発明補償制度の改善策（案）
------	--------------	---

2) 2019年知的財産政策 이슈の発掘

国家知識財産委員会は知的財産環境の急速な変化と政策的要求にいち早く対応するとともに、委員の政策に対する諮問の機能を強化するために毎年、実効性のある政策 이슈を発掘し、関係部処へ政策化推進を勧告している。2018年には知的財産の創出・保護・活用・基盤及び新知的財産分野の5つの専門委員会で10の政策 이슈を選定した。

(1) 推進の目的

知的財産政策 이슈の発掘-討論-諮問-政策化につながる全周期的な政策活動支援体系を構築して、現場で適用可能な実効性のある政策 이슈を発掘し、関係部処に提案して政策化することにその目的がある。

(2) 推進の方向

知的財産政策 이슈発掘の基本方向としては、民間委員が現場での経験を基に主導的・自主的に 이슈を発掘し、研究を推進して発掘された政策課題を関係部処に提示すれば、その政策課題について関係部処が検討し、それを推進する、又は政策の代案を提示するという形である。

(3) 推進体系

知的財産政策 이슈は下記のような推進体系によって発掘される。まず、5の専門委員会で発掘した10の 이슈ごとに小委員会を構成して、小委員会を中心に研究を進める。各専門委員会では所管する 이슈の研究や検討・諮問をする。研究過程で関係部処の担当者が直接出席・討論する5の専門委員会が合同する「政策 이슈中間発表会」で政策化の可能性を検討することができる。研究完了後、「知識財産政策 이슈総合発表会」で国家知識財産委員会の委員全体に研究結果を発表・共有し、「知識財産主要政策 이슈発掘（案）」を策定して本会議の案件として上程する。関係部処では政策 이슈に対する推進計画を提出し、それを国家知識財産委員会が議決し、推進の実績を委員会に報告する。

図6<「2019年知識財産政策イシュー」発掘の状況>

専門委ごとに政策イシューを提案	2～3月
↓	
専門委ごとにイシューを選定 ・政策イシュー1～2件 ・共通議論イシュー1件前後	4月
↓	
イシューごとに小委員会を構成 ※専門委員、外部専門家3～5人	4月
↓	
契約締結及び研究遂行	5～11月
↓	
専門委合同中間発表会	9月
↓	
総合発表会を開催	11月
↓	
本会議への案件を上程 ①知識財産主要政策イシュー発掘（案） ②知識財産イシュー政策化推進計画（案）	12月 次年度3月
↓	
関係部処の政策化、点検・フィードバック	次年度12月

(4) 推進状況及び経過

2018年2月から4月まで創出・保護・活用・基盤・新知的財産専門委員会が2つずつ課題を発掘して10の政策イシューが発掘された。政策イシューごとに小委員会を構成して専門委員23人、外部専門家13人など、計36人の専門家が研究に参加した。

こうして発掘された政策イシューに対して各専門委員会が主体となり政策研究活動を推進。5の専門委員会は18回の中間点検及び検討会議を開催し、10のイシューごとの小委員会では39回の研究会議を開催した。

委員会のうち保護専門委員会は「南北間の知的財産権の交流協力と政策方向」というイシューの研究過程で国会議員、特許庁長、関連機関長などが出席する中、「朝鮮半島における知的財産の競争力強化に向けた未来戦略討論会」を開催し、南北間の知的財産相互認定及び交流活性化などの戦略について議論した。

写真2<南北間の知的財産権の交流協力と政策方向カンファレンス (2018. 11. 27) >



特に、今年は5の専門委員会が合同で「2019年知識財産政策イシュー中間発表会」を開催し、関係部処の担当者がパネラーとして出席して研究方向について討論することで、イシューの政策化可能性を高める場を設けた。

写真3<2019年知識財産政策イシュー中間発表会 (2018. 10. 4) >



また、2018年11月6日には「知識財産政策イシュー総合発表会」を開催し、これまで研究してきた10の政策イシューの研究結果を発表・共有した。この日の総合発表会には国家知識財産委員会本委員会の民間委員など、計66人が参加して発表内容を聞くとともに、質疑応答及び討論にも参加した。

写真4<2019年知識財産政策イシュー総合発表会 (2018. 11. 6) >



研究結果を基に「2019年主要政策イシュー発掘（案）」を策定して第23次国家知識財産委員会に報告し、各イシューの関係部処による政策化推進計画（案）を来年度知財委の案件として上程・議決する計画である。

表26<2019年知識財産政策イシュー>

政策イシュー	関係部処
1. CPO制度の活性化方向	科学技術情報通信部、特許庁
2. 第四次産業革命時代のクリエイティブなIP戦略（デザインと技術の融合を中心に）	産業部、特許庁
3. オープンソースSW著作権の活性化方向	文化体育部
4. 南北間の知的財産権の交流協力と政策方向	統一部、文化体育部、特許庁
5. 公共IP・技術のグローバル技術事業化の活性化方向	科学技術情報通信部、産業部、特許庁
6. 文化コンテンツへの金融支援の活性化方向	文化体育部、中企部
7. 著作権補償金分配の透明性向上方向	文化体育部
8. 特許出願と特許検索システムを連係した特許取引プラットフォームの構築方向	特許庁
9. ブロックチェーンによるIP活用成果の実態把握に基づく政策的対応の方向	文化体育部、特許庁
10. 創造的R&D革新のためのR&Dビッグデータの活用と知的財産化の方向	科学技術情報通信部

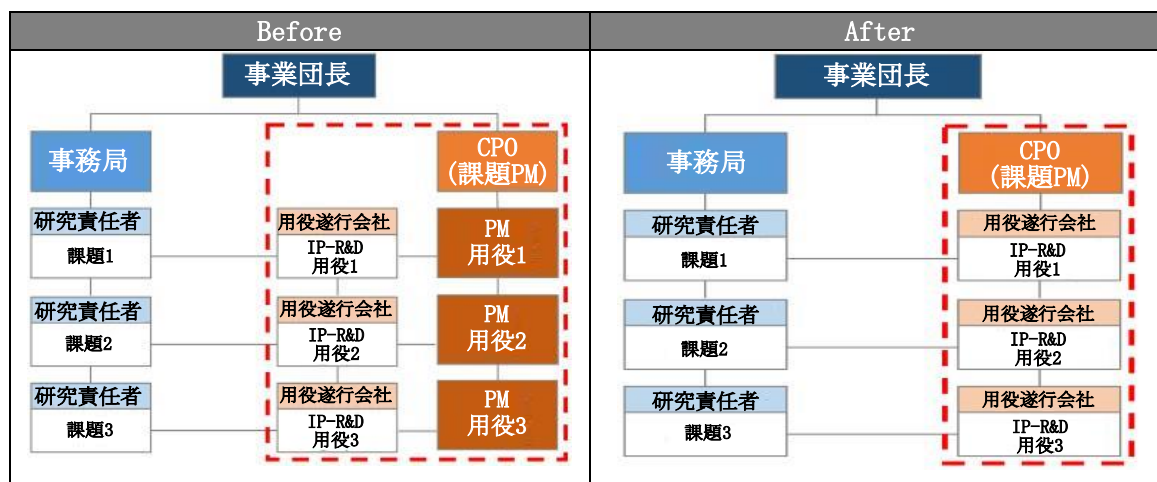
(5) 2019年知的財産政策化課題の主要内容

①CPO制度の活性化方向

CPO（Chief Patent Officer、特許専門担当官）の役割が曖昧で、CPO制度の運営のための財源及び評価制度などが無いため、制度運営に対するコンセンサスが得られていない状況である。このような限界を克服し、CPO制度を活性化させるための課題を提示した。

まず、高品質なIP（知的財産）を創出するために、IP獲得プロセスと研究開発プロセスを融合できる方法について研究した。また、CPOの役割を研究事業団内の問題解決型特許設計者として位置づけ、大型研究事業団のIP-R&D遂行体系を単純化する事業構造を検討した。さらに、研究事業段階別の技術課題及び目標を確認する手続きを導入し、CPOの運営成果を測定するために特許の質的評価を推進する方法を提示した。

図7<CPOの役割 (案) >



②第四次産業革命時代のクリエイティブなIP戦略

第四次産業革命の時代には、供給者中心の社会が需要者中心の社会へと次第に変化していく。これにより、デザインの役割が強化され、デザイン分野におけるIP - R&Dの融合を通じた新製品・新市場の創出が切実な状況となっている。しかし、現行のデザインR&Dの予算、専門人材などへの支援は不十分で、技術開発よりは管理に焦点を当てた供給者中心の支援が多数であるという問題が存在する。

これを解決するための研究結果は次のとおりである。第一に、新しい技術の特性を生かした新しい製品・サービスなどを保護できるよう、保護範囲を従来の物品からグラフィックデザインなどに拡大し、手続き簡素化のための法制（デザイン保護法）及び税制を整備することが必要である。第二に、個別事業単位別の戦略的集中支援及び小規模・短期・一括的政策支援の拡大による中小企業への支援効果を高め、デザインR&Dに対する別途の補助金支援を拡大しなければならない。第三に、デザインと融合したIP創出のために産学間及び大学内の系列間デザイン-技術経営連係プロジェクトを支援し、優秀なデザイン専門人材育成戦略を開発しなければならない。

③オープンソースSW著作権の活性化方向

オープンソースソフトウェア（SW）は近年、ソフトウェア産業全分野にわたって広範囲に広がっており、特にICBM（IoT、Cloud、Big data、Mobile）と称される新ITパラダイムによってソフトウェア産業のイノベーションをリードし、核心的役割を担っている。一般的な独占ソフトウェアと同様に、オープンソースソフトウェアにも基本的に著作権法体系が適用され、権利者のライセンスを侵害する場合は訴訟など紛争が発生する可能性がある。オープンソースソフトウェアのソースコードはオープンソースソフトウェアのライセンスを遵守する場合にのみ利用・活用できるが、ソースコードに正確なライセンス条件など著作権関連情報が明記されていない場合が多いため、活用が困難である。

現在、韓国国内にはSW著作権・ライセンス表記に対する標準がなく、SWの著作権表記も他の著作物に比べて難しい方であり、オープンソースライセンスの表記方法もさまざまである。一般的にSWは協業を通じて複数のソースコードファイルが集まって完成されるため、SWを構成するファイルはそれぞれ別の著作権を持っている可能性があるが、ソースコードファイルやライセンスの原文に記載されたライセンス情報が十分でないため、ライセンス原文による判読は難しいのが現状である。

そのため、ソフトウェアの特性に応じた著作権及びライセンスを効果的に管理・活用するための課題を次のとおり提案した。第一に、効率的なライセンス識別のためにオープンソースソフトウェア内の著作権及びライセンス情報を交換する国際標準（SPDX⁸⁸）を韓国国内に拡散する。第二に、ライセンス表記ガイドを開発者に提供してソースコードごとに著作権及びライセンス情報を表記させ、各ソースコードファイル内の著作権及びライセンス情報確認のためにライセンス確認を検索するツールを普及させる。第三に、開発者向けの著作権及びライセンス表記方法に関する教育を実施し、学生向けのSW著作権及びライセンス教育を実施する。

④南北間の知的財産権の交流協力と政策方向

2018年4月、「平和の家」で南北首脳会談が開催され、「朝鮮半島の平和と繁栄、統一のための板門店宣言」が発表された。これにより、南北間の交流・協力に対する期待が高まっている。しかし、南北間の交流・協力活性化によって知的財産権に関わる問題が発生する可能性が高いため、本格的に交流・協力する前に知的財産権全般に対する保護政策の方向を確立し、予想される問題に備える必要がある。

韓国と北朝鮮は長い間断絶した状態だったため、互いに異なる知的財産管理体系を維持している。そのため、現在北朝鮮の知的財産権の関連状況や資料はほとんどない。したがって南北間の知的財産権の交流活性化の第一歩は知的財産権に対する情報共有及び相互保護の認定である。その次が交流協力の段階だといえる。民間レベルの交流拡大及び政府当局間の共同協議機構の設置、官民合同協議体の構成・運営などにより、情報共有及び持続的な交流・協力の活性化を図る一方、南北間の交流が一過性に終わらないよう、中国、香港、台湾、ロシアなど多国間の知的財産フォーラムの定例化も考慮する必要がある。

南北間が知的財産権を相互保護するためには、まず条約を締結することで互いの権利を認め、長期的に特許制度の統合など知的財産権の効力を拡大していくという方法が検討できるだろう。同時に南北間の特殊な状況を考慮して統一ドイツの事例のように、南北間の特別協定を締結して知的財産権の交流・協力を制度化する方法を模索する必要がある。

⑤公共IP・技術のグローバル技術事業化の活性化方向

技術の活用に関して現行法上、公共IP・技術の活用及び事業化を阻害する一部の規定が存在する。一例として国家研究開発事業の管理などに関する規定第21条は研究開発の結果の

⁸⁸ リナックス財団のSPDX作業部会で進めるオープンソース内の著作権及びライセンス情報を交換するための標準

活用においては韓国国内の中小・中堅企業を優先して考慮するという義務規定である。これは、技術活用の拡散効率を低下させる恐れがあるとともに、「技術の移転及び事業化の促進に関する法律（以下、技促法）」内の特許技術通常実施の原則における専用実施許与の例外規定基準が曖昧であるため、現場に適用し難いのが現状である。この他にも、「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」及び「対外貿易法」上の国家核心技術及び戦略技術（物資）の判断基準・指定範囲の不確実さ、輸出手続きの複雑さなどにより、海外でのライセンス及び移転の障壁となっている。

このような規定上の問題を解決し、公共IP・技術のグローバルな技術移転・事業化を活性化させるために、核心技術の保護政策と調和を図る次の4つの方向で改善策を提示した。

第一に、共同管理規定（第21条）には「韓国国内」・「中小・中堅企業」に対する「優先考慮」という義務規定が明記されているが、「実施能力」に対する基準をより明確にし、参加企業の優先実施に対する例外条項を、活用という観点から改善し、厳しく適用しなければならない。第二に、技促法（第26条第4項）内の実効性が低い通常実施の原則を廃止するか、専用実施許与の例外条項を現場に適用する具体的なガイドラインが提供されなければならない。第三に、産業技術保護法・対外貿易法には国家核心技術・戦略物資の輸出における事前承認・申告などが義務事項となっているため、違反時の処罰規定の明記、技術指定範囲の明確化、行政決定による制限時の補償体系の新設など補完が必要である。最後に、国家核心技術・戦略物資の輸出・流出を防ぐために事前承認・検討を受ける手続きにより国家核心技術・戦略物資などが管理されているが、管理が行き届かなかったり、統制が取れていない部分を解消するために、制度改善と政策的インセンティブの提供を行う必要がある。

⑥文化コンテンツへの金融支援活性化の方向

現在、映画やドラマなどの映像産業分野では製作会社と流通会社が分かれており、IPは流通会社に集中している。そのため、映画やドラマなどの文化コンテンツが成功を収めて海外に輸出されるといった追加収益が発生しても製作会社が収益の分配を受けるのは困難である。これを受けて文化コンテンツ製作会社が企業の成長を遂げることができる資本市場の土台を整え、大規模流通会社が少ない資本でプロジェクトを支配する構造を変えるための改善策を提示した。

まず、文化コンテンツ製作会社がIPを独自、又は共同で保有するプロジェクトを投資対象とする母胎子組合（fund of fundsの投資先ファンド）を新設することで、製作会社がIPを確保して流通会社と対等な交渉力を持って作品を製作し、事業を管理できるように支援する必要がある。また、技術保証などの融資保証制度との相互関係を強化し、IPを活用した付加事業を別途プロジェクトとして推進する場合、母胎子組合（ファンド）が投資できるようにする。さらに、文化アカウントの管理報酬（2.0%）を母胎アカウント管理報酬の平均水準（2.3~2.5%）にまで引き上げることで、製作会社へのIPファンドによる支援基盤を形成し、インセンティブの拡大を模索した。一方、出資者を募集するために政策性金融機関及び文化産業関連会社に対する政策活動を強化し、文化コンテンツ製作会社に投資するIPファンドの役割と組織運営方式を明確化することで、製作会社投資型IPファンドの造成奨励とファンドの権限・機能確立に寄与することが期待できる。

文化コンテンツ制作会社に投資するIPファンドの造成（案）

- 造成規模：造成額200億規模の中大型ファンド
- 出資（案）：文化アカウントからの出資を検討
- 母胎ファンド（文化アカウント）の総出資規模：子組合ファンド造成総額の50%未満
- 主目的の投資対象：文化コンテンツ企画、制作会社がIPを保有、又は共同保有しているプロジェクト
 - 文化コンテンツへの投資は、80%以上がプロジェクトを中心とした資本調達の間で行われているため、最も核心的な投資対象である
- 投資の上限：プロジェクト総製作費の50%未満
 - プロジェクト総額に応じて投資比率の上限は区間別に設定する必要がある
- 制作会社の投資義務：プロジェクト総製作費の10%以上を先に投資、あるいはのちに収益から控除
 - 制作会社に自己資本の一部を投資させ、モラルハザードを防止

⑦著作権補償金分配の透明性向上の方向

韓国の著作権法は経済的利益の確保策として著作権の利用許諾契約のほかに著作権補償金制度を設けている。文化体育観光部が指定した団体を通じて補償金を徴収しているが、指定団体による現在の徴収と分配の方法では、徴収された補償金を権利者が5年以内（2018年10月改正）に申請しなければ分配を受けられない形になっているため、改善が必要だと提示した。

著作権補償金分配の透明性を高めるためには補償金指定管理団体の収入に関する義務をより明確化し、未分配補償金の公益目的での利用範囲を限定し、未分配補償金の分配率を高める対策づくりや補償金管理指定団体に対する管理監督を強化する必要があると提案した。

⑧特許出願と特許検索システムを連係した特許取引プラットフォームの構築方向

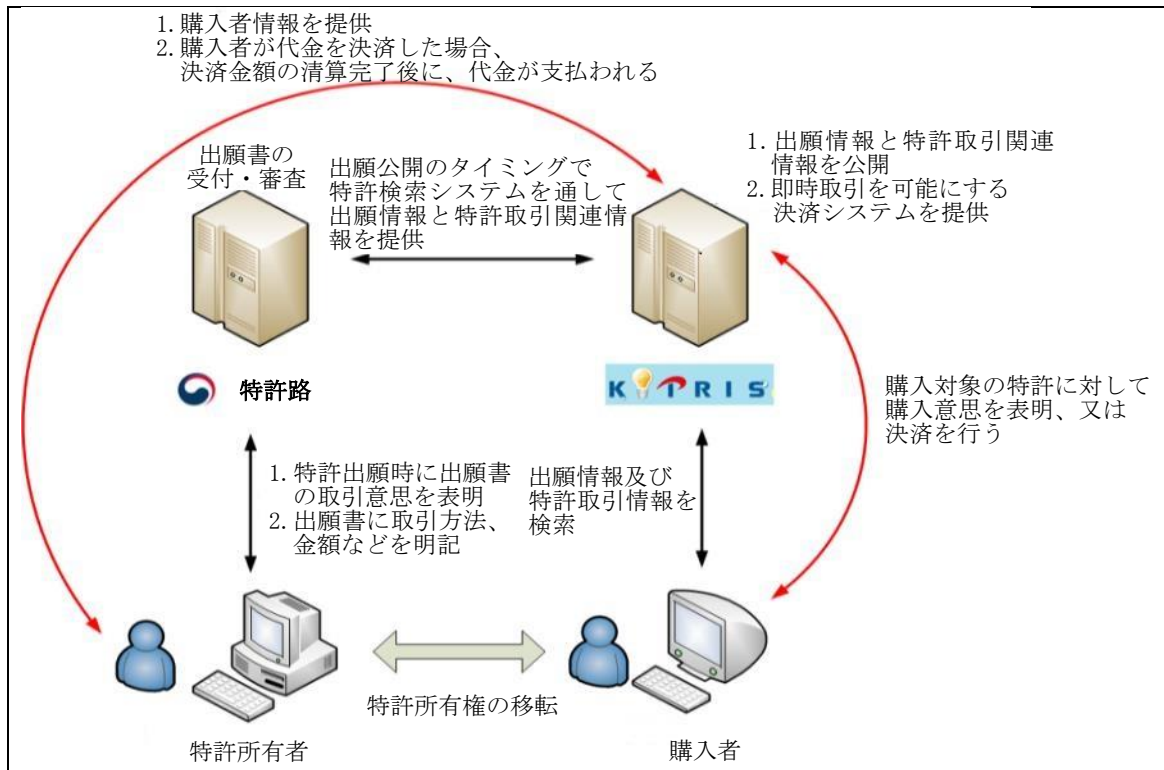
企業はIPの売却や移転における最大の悩みとして需要先・供給先発掘の難しさ、技術取引関連情報の不足を挙げている。現在、韓国の多くの技術取引システムは供給者を中心に構築されているため取引対象技術の情報獲得に限界があると指摘し、知的財産権市場のすべての利用者が容易にアクセスできるシステム構築が必要だと指摘した。

特許庁が運営する特許検索システム（www.kipris.or.kr）は特許業界の従事者のみならず、一般人もよく使用するシステムであるが、特許検索システムに特許取引機能を構築して当事者間のアクセシビリティを高める必要があると提案した⁸⁹。さらに、システム内で取引及び権利変更手続きまで処理できるようにし、特許分析評価システム（SMART3⁹⁰）と連動させて特許評価分析情報を提供するといった改善策を提案した。

⁸⁹ 特許出願において特許出願書に特許取引方式及び販売価格、実施権設定期間、技術的特徴などを明記し、特許公開時に表示されるように構築することを提案した。

⁹⁰ 特許明細書・書誌情報・行政情報から抽出された特許情報を活用して客観的に評価するオンライン特許等級評価システム（韓国発明振興会）

図8<特許出願（特許路⁹¹）と特許検索システム（KIPRIS）が関係した特許取引プラットフォームの全体システム概要図>



⑨ブロックチェーンによるIP活用成果の実態把握に基づく政策的対応方向

ブロックチェーンは第四次産業革命をリードする代表的な基盤技術で、取引情報が公開されるため透明な管理や取引の追跡が可能である。ブロックチェーンの機能とIPの創出-保護-活用体制の間の相互関連性を把握し、IP領域でのブロックチェーン技術活用策を講じる必要がある。

そのため、ブロックチェーン技術の特徴を活用した知的財産権の権利証明、IP取引活性化、創作者の権利保護強化、IP紛争の防止及び解決促進など、推進可能なIP領域別の政策課題を模索して関連政策の策定を検討することを政策代案として提示した。

具体的に見ると、「IP活用-保護」領域では標準特許確保戦略やIP紛争解決などにブロックチェーン技術を活用できる政策を提案し、「IP活用」領域では特許権のスマート資産化とスマート契約による特許取引及びライセンスの活性化、資産流動化トークン（ABT）を発行することでIP資産を流動化して活用する支援政策の策定を提案した。また、長期的にはブロックチェーン技術を基盤とするシステムがIP保護システムを代替・補完できるかどうかに関する検討、商標紛争解決、IPサービス産業などに及ぼす影響に関する分析及び対応体系構築も必要だと強調した。

⁹¹ 特許路（www.patent.go.kr）：特許など産業財産権の出願申請及び管理、証明書発行システム

⑩創造的R&D革新のためのR&Dビッグデータの活用と知的財産化の方向

核心源泉技術を基盤とした創造型R&Dのためには信頼性のあるR&Dデータ確保が欠かせない。これまで韓国政府は信頼性のある科学技術（R&D）データ確保のためにデータの公開・活用などに対する多様な制度を設けてきたが、体系的な管理システムやデータの信頼性検証手続き、管理マニュアルや人材などが不足しているためにデータが放置されたり、重複調査が行われて予算を無駄遣いする問題が起きている。

そのため、プロジェクト過程で生産されるDBを保管・活用することができるようにデータプラットフォームを構築し、これを政府R&D政策の策定及び企画評価システムに積極的に導入することを提示した。具体策としてはデータの生産・保管・評価、所要予算の検討などを担当する「データ・コーディネーター」制度の新設、生産されたデータの信頼性を評価する「データ信頼性評価システム」の構築、科学技術データの属性を踏まえたデータ提供者（主管研究機関など）の所有権保障及びデータセキュリティー/個人情報保護規定の追加、データの収集・管理・評価に対する標準とデータ管理標準マニュアルの制定及び普及などを提案した。

さらに、科学技術データの属性を踏まえて、データ提供者（主管研究機関など）の所有権保障及びデータセキュリティー/個人情報の保護規定を設け、データの収集・管理・評価に対する標準とデータ管理標準のマニュアルを制定・普及させる必要があると指摘した。また、構築された科学技術ビッグデータを政府R&D政策の策定、企画評価システムに積極的に活用できる体系を設けなければならないと強調した。

4. 国家知識財産ネットワーク（KIPnet）の強化

1) 国家知識財産ネットワークの運営

国家知識財産ネットワーク（Korea Intellectual Property Network、KIPnet）は知的財産政策分野の関連機関、産業別協会などが幅広く参加するチャンネルとして部処の業務領域の境界を越え、相互間の協力を図るために2012年4月5日に発足した。現在まで9回のカンファレンス（政策コンサート、パネルディスカッションなど）を開催し、5分科別⁹²の協議会・ワークショップ・フォーラムなど多様な活動を行って参加機関間の活発な交流と協力を強化している。2018年末時点で計192の機関（重複を除けば157の機関）⁹³が参加している。

また、例年カンファレンスを開催することで、中央部処・自治体・関連機関・協会・金融機関・IP取引機関・企業など各界の多様な現場からの意見を交換・集約する窓口としての役割を果たしている。さらに、現場の声が政策に反映されるように真の国家知的財産ガバナンスの主軸になることがKIPnetが目指す役割である。

2) 5分科活動の強化

国家知識財産ネットワーク（KIPnet）は政策分野ごとの 이슈を議論することができるように5つの分科組織を組成し、参加機関が自由に参加できるようにした。また、分科ごとに幹事機関と知識財産戦略企画団内の担当官を指定し、分科の活性化及び参加機関間の協力を積極的に支援している。

表27<KIPnet分科別の活動実績（2018年）>

分科	IP - R&D	IP - 保護	IP - 金融	IP - 人材・教育	IP - 著作権
幹事機関	情報通信技術振興センター	韓国知識財産保護院	インテレクチュアルディスプレイカバリー(株)	大韓弁理士会	韓国著作権委員会
参加機関	56	30	26	24	57
分科活動	協議会3回	協議会5回 懇談会3回 ワーク ショップ1回	協議会3回	協議会2回	協議会7回 諮問会議2回 ワーク ショップ1回

幹事機関は分科別協議会・ワークショップなど分科組織の運営を主管し、参加機関の意見を取りまとめる役割を担った。また、国家知識財産委員会とともに幹事機関懇談会を開き、KIPnetの発展策とカンファレンスなどの開催方向について議論した。

⁹² IP - R&D分科、IP-保護分科、IP-金融分科、IP-人材・教育分科、IP-著作権分科

⁹³ 政府機関（22の中央部処、17の広域自治体）は別途

(1) IP - R&D分科

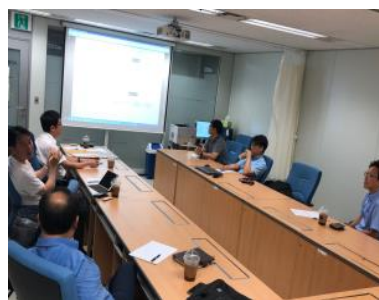
2018年、IP - R&D分科は挑戦的・創造的R&Dを通じた波及力ある潜在IPの確保戦略、及びR&D企画時IP確保のための国家知的財産戦略を策定するために運営された。国家知識財産ネットワークの運営を活性化させることで、R&D全週期にわたるグローバルIP - R&D革新戦略化策を立てて拡散するために産・学・研で構成されたIP - R&Dプールをまず導出し、革新研究会の運営を通して核心テーマの導出、及びテーマ別の政策提言を発掘した。

具体的には「世界の一流R&D機関の革新と国内IP - R&Dのグローバル化戦略」、「R&D全週期わたるグローバルで高品質なIP - R&D革新戦略化策の策定及び拡散推進策」、「IP - R&Dを通じた高品質なグローバルIPの獲得策」、「挑戦的なR&Dを通じた波及力ある潜在IPの確保戦略」、「R&D波及効果最大化のための規制改善策の発表」などのテーマで計3回の分科協議会を開催した。

写真5<KIPnet IP - R&D分科の活動 (2018年) >



第1次協議会
(2018. 07. 12)



第2次協議会
(2018. 08. 13)



第3次協議会
(2018. 08. 29)

(2) IP-保護分科

IP-保護分科は「知的財産分野の紛争調停制度の活性化」及び「中国市場へ進出するための韓国企業の知的財産保護戦略」をテーマにした分科協議会を5回、懇談会3回、紛争調停制度ワークショップを1回を開催した。協議会で議論された内容を基に紛争調停制度の活性化策を立て、第23次国家知識財産委員会の1号案件として上程した。また、紛争調停制度の担当官などを対象にワークショップを開き、現場のスキルアップを図るとともに調停担当機関間の緊密なネットワークを構築した。

写真6<KIPnet IP-保護分科の活動 (2018年) >



第1次協議会
(2018. 03. 15)



第四次協議会
(2018. 07. 19)



ワークショップ
(2018. 11. 15~16)

(3) IP-金融分科

IP-金融分科は2018年活動のテーマとして「国内IPの海外収益化を活発にするためのIP金融の役割についての提言」を選定し、具体的な実践計画として3回の協議会の細部テーマを定めて分科活動を推進した。

第1次協議会では「良質な国内IPを創出する好循環システム構築のためのIP金融の役割」をテーマに「IP金融における回収支援機構の役割と方向性」と「IP公共研究機関の海外出願状況と改善策」というテーマ発表を行い、韓国のIPが海外進出するにあたっての懸案について議論し、改善策も模索した。第2次協議会では「国内IPのライセンス/訴訟事例からみるIP金融投資へのアクセシビリティの可能性」というテーマのもと、「国内IPを基盤とした収益化事例の検討」と「3次元半導体Bulk FinFet特許技術の省察」というテーマ発表を行い、韓国IPの収益化事例を共有し、大学・公共研による国家R&D成果の収益化過程での問題点を把握した。第3次協議会では「IPライセンス/訴訟プロジェクト事例からみるIP金融投資へのアクセシビリティの可能性」というテーマのもと「IP訴訟プロジェクト - 米国の事例からみるIP金融の可能性に関する考察 (TC Heartland)」と「バイオ分野におけるIPライセンスアウト事例からみるIP金融の拡張性の検討」というテーマ発表を行い、海外市場でのIP金融投資の可能性について検討した。

写真7 <KIPnet IP-金融分科の活動 (2018年) >



第1次協議会
(2018. 07. 16)



第2次協議会
(2018. 08. 28)



第3次協議会
(2018. 11. 28)

(4) IP-人材・教育分科

IP-人材・教育分科は知的財産人材を体系的に育成するために、起業を準備する大学生向けの実戦型起業教育プログラムを開発し、檀国大学に正規課程を開設して学生のアイデアを具体化し、特許出願などにつながるように教育を実施した。また、協議会を運営するなどして韓国の知的財産教育の現状及び関係活用策、大学生のための普及型知的財産教育モデルなどについて議論し、カンファレンスでその結果を発表した。

写真8<KIPnet IP-人材・教育分科の活動（2018年）>



第1次協議会
(2018. 07. 25)



カンファレンス
(2018. 09. 04)



カンファレンス
(2018. 09. 04)

(5) IP-著作権分科

IP-著作権分科は「著作物利用環境の変化に伴う著作物流通の現状と課題」をテーマに、音楽、ウェブトゥーン、IPTV、イメージ分野について、コンテンツ流通会社を中心としたネットワークを構築して運営した。分野ごとの会議を2回ずつ、専門家諮問会議を2回、全分野が参加したワークショップを1回開催し、コンテンツ流通会社が著作物のオンライン流通の争点について直接提起し、専門家と議論を深める場を設けた。また、「韓国の知的財産の世界進出戦略」をテーマに海外での著作権侵害行為に対して海外進出事業者間の共同対応策を策定してKIPnetカンファレンスで発表した。

写真9<KIPnet IP-著作権分科活動（2018年）>



第1次協議会
(2018. 03. 15)



ワークショップ
(2018. 07. 05)



カンファレンス
(2018. 09. 04)

3) 2018国家知識財産ネットワーク（KIPnet）カンファレンスの開催

今年で9回目を迎えたこのカンファレンスは、知識財産の日（9月4日）の記念行事とともに開催された。行事の基調講演は、ソウル大学技術経営経済政策大学院キム・テユ名誉教授が発表した「第四次産業革命と知的財産権」と（株）ICONICSのチェ・ジョンイル代表が発表した「第四次産業革命の時代、コンテンツ強国の条件」であった。

キム・テユ名誉教授は、第四次産業革命は知的産業革命だと説明し、書籍『蓄積の時間』の内容を引用しつつ、韓国は中国の空間的蓄積と日本の時間的蓄積に比べれば蓄積量が少ないと指摘した。その点を解決できる方法として「知的財産権」に言及し、第四次産業革命に合った政策を推進してはじめて先進国入りすることができると強調した。

チェ・ジョンイル代表は第四次産業革命の時代を迎え、コンテンツメディア産業に世界的な変化が起きていることに触れ、急変する産業環境で大韓民国が世界的なコンテンツ産業強国に発展するために必要な課題や現実的な悩み、発展戦略などについて模索する時間を提供した。

また、KIPnet 5の幹事機関が直接、各分科のテーマ発表及びパネルディスカッションを企画した。「世界の一流R&D機関の革新と国内IP - R&Dのグローバル化戦略」、「中国市場へ進出するための韓国企業の知的財産保護戦略」、「国内IPの海外収益化を活発にするためのIP金融の役割」、「韓国知的財産教育の現状と知的財産教育資源との関係・活用策」及び「大学生のための普及型知的財産教育モデルの開発と活用」、「海外での著作権侵害行為に対する海外進出事業者間の共同対応策」といったテーマ発表とパネルディスカッションを行って現状を診断し、知的財産の役割と今後の方向性を模索するための各界の取り組みについて議論が行われた。

IP - R&D分科は「世界の一流R&D機関の革新と国内IP - R&Dのグローバル化戦略」をテーマにパネルディスカッションを行い、アイン特許法律事務所のイ・ガンミン代表弁理士がIP - R&Dによる高品質なグローバルIP獲得策を提示した。パネラーとして参加した情報通信技術振興センターのパク・ジュンソン団長はIP基盤のJamming方法論について、韓国特許戦略開発院のキム・ジュファンチーム長はグローバル技術革新IP戦略について、基礎科学研究所のブ・ギョンホ責任技術員はグローバルIPの移転・事業化は技術輸出なのか技術流出なのかを論じる内容のテーマについて提示した。また、国際技術競争力センターのオ・ジョンヒョクセンター長はグローバルR&Dの観点から国と企業の戦略的思考について、韓国産業技術評価管理院のキム・チャンフン研究委員は公共機関IPの技術事業化のためのR&D策について提示した。

IP-保護分科は「中国市場へ進出するための韓国企業の知的財産保護戦略」というテーマのもとに、テーマ発表とパネルディスカッションを行った。テーマ発表を行ったチシム特許法律事務所のユ・ソンウォン代表弁理士は、中国IPの特殊性と韓国企業の対応実態、中韓の知的財産権制度及び環境の比較、サムスン対ファーウェイの紛争からみた中国の知的財産権訴訟戦略、悪意を持って商標を先取りするブローカーの問題、示唆点及び対応策について提示した。パネラーとして、(株)農心のキム・ホゴン部長、(株)ヒューロムのイ・ジンス本部長、大・中小企業・農漁業協力財団支援事業総括部のハン・チャンフン部長が参加した。

IP-金融分科は「国内IPの海外収益化を活発にするためのIP金融の役割」というテーマのもとに、テーマ発表とパネルディスカッションを行った。テーマ発表を行ったK Groundのパク・ソンホIPエンジェルズは企業連係IPファンド、IP M&Aについて説明し、企業と連係したIP収益化策を提示した。パネラーとして、インテレクチュアルディスカバリー (株)

のペ・ドンソク本部長、IP T&Aのイ・ホ副社長、YOUME特許法人のイ・ウォンイル弁理士、Lindeman Asia Investmentのイ・ヨンミン理事（会計士）が参加した。

IP-人材・教育分科は韓国知識財産研究院のハ・ホンジュンチーム長が「韓国知的財産教育の現状と知的財産教育資源との関係・活用策」をテーマに発表し、ハンバツ大学のキム・チャンファ教授が「大学生のための普及型知的財産教育モデルの開発と活用」をテーマに発表した。パネラーとして、韓国発明振興会知識財産サイバー教育院のキム・ヨンギョ院長、韓国商標デザイン協会のペ・サンチョル事務処長、韓国特許戦略開発院のシム・ヨンボ チーム長、檀国大学のイ・ファンズ教授が参加した。

IP-著作権分科は「海外での著作権侵害行為に対する海外進出事業者間の共同対応策」というテーマのもと、テーマ発表とパネルディスカッションを行った。テーマ発表を行った著作権海外振興協会のクォン・ジョンヒョク協会長は民間主導の海外著作権保護体系の構築策を提示した。パネラーとして、スマイルゲートのイ・ハンボム室長、KBSメディアのキム・ミンズ課長、Tapcoのチェ・ジョンイル代理、韓国著作権委員会国際協力チームのアン・ソンソプチーム長が参加した。一方、分科別のテーマ発表及びパネルディスカッションは並列して同時に行われ、討論後は国家知識財産ネットワークの功労賞を表彰した。

写真10<国家知識財産ネットワーク (KIPnet) カンファレンス (2018.09.04) >



カンファレンス



基調講演



テーマ発表



パネルディスカッション

5. 政策現場の支援及び広報活動

1) 保護執行年次報告書

知的財産権（IP）侵害をめぐる国際的紛争に関する政策方向を策定し改善課題を発掘するためには、国内外で政府を挙げて行われる知的財産権保護政策及び執行成果に対して毎年総合的に評価する必要がある。そのため、国家知識財産委員会は2013年から毎年、韓国政府が推進した知的財産保護執行の取り組み及び成果を盛り込んだ保護執行年次報告書を発刊している。

2018年には新知的財産分野の成果を拡大・補完し、知的財産保護に関わる立法・司法・行政全般に対する情報を提供した。また、知的財産保護執行の国際的動向と関心を反映させることで、韓国の保護執行成果をより体系的に整理した。

同報告書は序論、知的財産保護環境、知的財産保護政策、知的財産保護成果、今後の展望及び推進方向の5章からなる。第2章知的財産保護環境では、産業財産権の出願及び登録状況、著作権登録及び侵害状況をはじめ営業秘密・産業技術及び新知的財産に関する主な統計資料を提供する。第3章国家知的財産保護政策では、国内外の知的財産保護政策の動向を調査し、知的財産保護のための政府部処別の政策推進体系及び活動の内訳を収録している。また、知識財産基本法など知的財産権法律の改正事項と新知的財産に関する法律の制定事項・改正事項を記載し、2017年1年間に施行された知的財産保護政策について紹介した。第4章知的財産保護成果では、IP類型別の保護活動と知的財産権紛争解決について紹介し、海外での知的財産権保護活動と知的財産尊重文化の拡散に関する成果について記録した。最後に第5章では、知的財産保護執行に関連する今後の展望及び推進方向について紹介した。

写真11<2017知識財産保護執行年次報告書>

発刊登録番号 12-B652783-000040-01

2017 Annual report 知識財産保護執行 年次報告書



2) 知的財産政策改善のための現場訪問

2018年には、さらに多様な分野及び類型のIP現場を訪問してIP政策への理解度を引き上げるとともに、現場の悩みなどの意見を取りまとめた。IPの創出・活用政策との関係を強化するために出捐（研）、大学（TLO、R&D）、コンテンツ関連機関、中小・ベンチャー企業、大企業などIPの創出・活用現場を対象に懇談会を開催した。現場を6回訪問して、IP創出分野の戦略的IPポートフォリオ構成の誘導、業務上著作物の公正な利益配分のイシュー、IP活用分野の有用なデータベース利用の活性化、コンテンツと商品を連係したブランド商品化戦略などのイシューについて点検した。

表28< IP創出・活用現場の訪問状況 >

日程	区分	訪問機関	地域	機能
2月	13日	KAIST KI (IP創出活用現場を点検)	大田	大学 (TLD)
		KAIST OLEV (IP創出活用現場を点検)		大学 (R&D)
	27日	レジリエンターテインメント (IP創出活用現場を点検)	ソウル	コンテンツ関連機関
3月	6日	ETRI (IP創出活用現場を点検)	大田	出捐 (研)
	15日	アモーレパシフィック	ソウル	海外に輸出する大企業
	20日	WILUS標準技術研究所	ソウル	中小企業
4月	25日	SALTLUX	ソウル	中小企業

また、知的財産紛争の調停・仲裁制度の運営状況について調査し、紛争解決制度を活性化させるために大・中小企業・農漁業協力財団、韓国コンテンツ振興院など、知的財産紛争の調停・仲裁機関を訪問した。中小企業向けの技術紛争調停・仲裁制度、コンテンツ・産業財産権・著作権紛争調停・仲裁制度など、多様な類型のIP紛争調停仲裁制度の運営実績及び現状について点検し、運営上の問題点と制度活性化のための政策提言について聴取した。

表29< 紛争調停・仲裁現場の訪問現況 >

日程	区分	訪問機関	点検内容
2月	26日	大・中小企業・農漁業協力財団	中小企業の技術紛争調停仲裁制度の運営状況に関する調査
	27日	韓国コンテンツ振興院	コンテンツ紛争調停制度の運営状況に関する調査
3月	15日	韓国知識財産保護院	産業財産権紛争調停制度の運営状況に関する調査
	22日	韓国著作権委員会ソウル事務所	著作権紛争調停制度の運営状況に関する調査
	27日	韓国産業技術保護協会	産業技術紛争調停制度の運営状況に関する調査
4月	18日	ソウル法院調停センター	法院調停制度の運営状況に関する調査
5月	23日	大韓商事仲裁院	大韓商事仲裁院の運営状況に関する調査
6月	15日	韓国公正取引調停院	韓国公正取引調停院による調停制度の運営状況に関する調査
8月	27日	韓国調停学会	知的財産分野の調停教育ワークショップの推進策について議論

さらに、IP金融の現場を点検（4月17日）してIPを保有するスタートアップ・中小企業を発掘し、投資が低調だという問題について聴取、その解決策としてIP金融専門家の育成、投資リスクの縮小対策などを導出した。

この他、ソウル科学技術大学（バイオ-IoT融合研究村）、南ソウル大学（仮想・拡張現実教育の現場）、祥明大学（クリエイティブな人材や著作権専門講座運営大学）を訪問して悩みや建議事項について聴取した。

第3節 各部処の主要活動及び成果

1. 科学技術情報通信部

科学技術情報通信部は科学技術政策の総括部処として知的財産戦略とR&Dを連係することで優秀なIP創出の促進、IP・技術取引及び事業化の促進など、知的財産関連の政策を推進している。2018年には現場・融合型IP人材育成基盤の充実、事業化有望技術に対する追加R&D支援、R&D事業団のIP成果管理の強化などを推進した。

実験室での起業に特化した先導大学を育成するために教育部・中小企業部と合同で「実験室起業特化型起業先導大学」を新たに選定し、IP活用及び起業の活性化に欠かせない技術高度化R&Dを支援し、「実験室での起業」についての教育課程を運営して研究成果を基盤とする起業を活性化した。

また、IP・技術取引及び事業化促進のために企業とマッチングされた事業化有望技術に対する追加R&D支援を行って技術移転、又は直接事業化を促進した。特に、バイオ・ナノ・IoTなど最近台頭した高付加価値を生み出す産業への支援を強化した。これにより、優秀な研究成果23件の技術移転（18.4億ウォン）を行い、公共研究成果の活用及び産業界への移転を促進した。

表30<事業化有望技術に対する追加R&D支援の主な推進成果>

区分	技術移転の現状		事業化連携支援
	技術移転件数	技術料（億ウォン）	
成果	23件	18.4億ウォン	- 事業化資金の確保を支援するために関連機関との協力体系を強化

この他、大型R&D事業の成功可能性を高めるとともに優秀な成果を創出するためのIP成果管理を強化すべく、大型R&D事業団に特許専門担当官を導入した。専門機関（研究成果実用化振興院）と連携して各研究団の特性を反映した特許管理の専門性を強化し事業化支援を拡大、大型R&Dに合わせたIP事業化総合診断コンサルティング及びIP技術マーケティングを支援した。

2. 文化体育観光部

文化体育観光部は文化芸術の暢達、体育・観光の振興業務を担当する中央行政機関として文化、芸術、体育、観光、宗教、メディア、広報分野などの政策を推進している。知的財産に関しては著作権、コンテンツ産業関連の業務を管轄しており、著作権保護政策の策定及び実行、コンテンツ製作の支援、著作権の合法的流通などの役割を担っている。2018年にも公正で合理的な著作権保護環境を整備し、コンテンツ産業を活性化させるための多様な政策が展開された。

第一に、新技術・新産業の登場に伴うIP保護体系を整備するために「第四次産業革命と著作権」協議体を構成して人工知能、3Dプリンティング、ブロックチェーンなど技術分野の

争点について検討し、未来の著作権環境に適合した著作権法制度の改善方向を模索した。これと共にビッグデータ産業の活性化のための著作権法改正を推進し、ビッグデータを収集・処理する際に発生する複製行為に対する著作権責任免責規定を改正案に新設した。

第二に、創作者、関連機関を対象に標準契約書に関する教育及び広報を実施し、デジタル著作権取引所を通じた著作権利用許諾契約と公共機関及び政府支援事業実行における標準契約書を義務付けることで、標準契約書の活用を拡大した。

第三に、デジタルコンテンツの著作権保護体系を整備するために違法コピー品流通に関するモニタリング及び是正勧告を拡大した。また、違法サイトへのアクセス遮断及び違法コピー品流通サイトに対する取り締まりを強化し、違法コピー品の広告収益を遮断してドメイン登録を解約するなどの措置を取った。一方、侵害対象を類型化して類型ごとに対応策を立て、新技術を基盤にして調査方法⁹⁴をさらに高度化した。その結果、海外の違法サイトへのアクセス遮断件数が2017年の72件から2018年には263件に急増し、広告遮断件数は2017年の183件から2018年には213件に増加した。

第四に、著作権活用に関連してデジタル著作権取引所（www.kdce.or.kr）で著作権DBを統合・連携することで、分散しているオンライン上の著作権関連情報を体系的に収集・提供し、著作物の便利な利用環境を整えた。

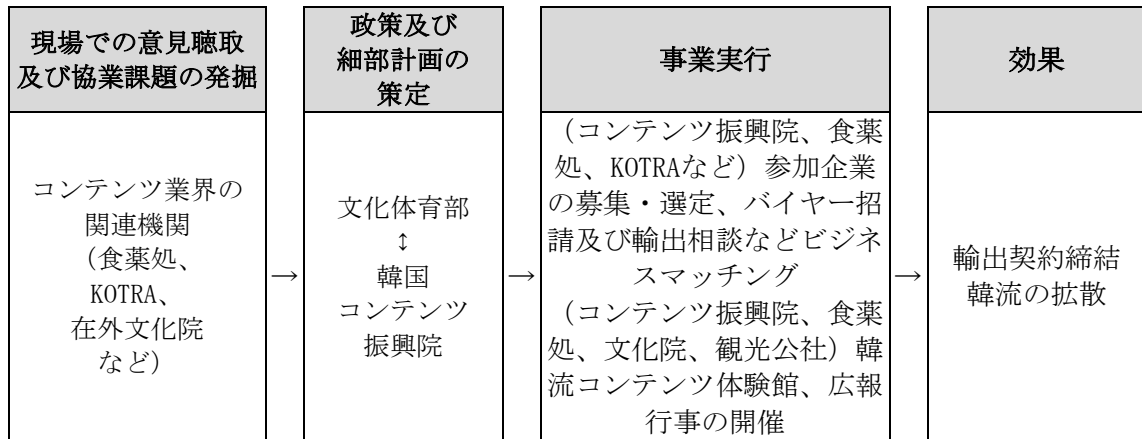
第五に、コンテンツ創出を奨励する政策としてマルチユースラボ（Multi-use Laboratory⁹⁵）を通じてキャラクター・漫画などを新技術と融合させ新しいコンテンツとして再創作できるように支援し、有名観光地のVR体験、公演のVRコンテンツなど良質のVRコンテンツ製作を支援した。

最後に、韓流コンテンツの新規市場開拓のために現地マーケティングを支援し、韓流総合博覧会を開催した。2018年にK-コンテンツエキスポに参加した企業は91社と、目標に対して1,492%を超過達成し、この効果でコンテンツ産業の輸出は増加傾向を維持した。また、韓国、中国、米国、欧州など15ヶ国を対象に商標出願130件、デザイン出願2件、著作権登録11件を支援するなど、国内外での著作権登録を支援してコンテンツの権利保護を強化した。

⁹⁴ 違法コピー品追跡管理システム（ICOP, Illegal Contents Obstruction Program）の機能向上、人工知能による違法コピー品の識別、デジタルフォレンジック科学捜査の強化

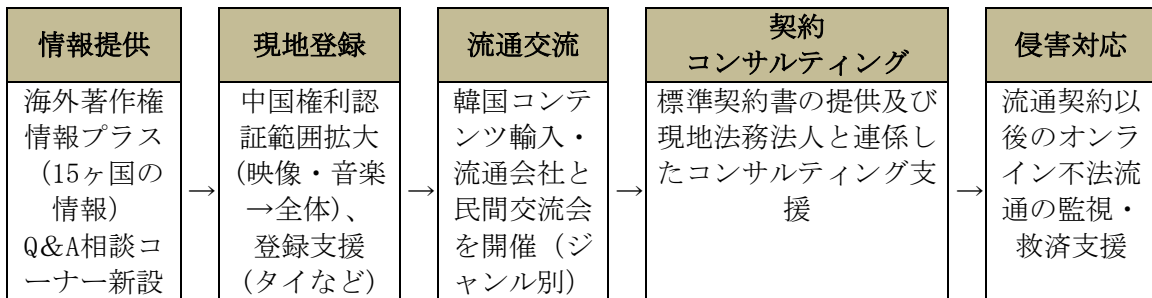
⁹⁵ IPアーカイブ構築、他分野の企業とIP保有企業とのマッチング、法律支援など（2017年12月開所）

図9<新規市場開拓支援体系>



さらに海外著作権センターを中心に中小企業の海外著作権合法流通を総合支援し、海外著作権情報を提供して中韓の各分野の著作権協力交流会を開催するなど、交流協力を支援した。

図10<中小企業向けの海外著作権合法流通パッケージ支援体系>



3. 農林畜産食品部、環境部、海洋水産部

生物・遺伝資源に対する国際規範への対応、植物新品種関連事務は農林畜産食品部、環境部、海洋水産部がそれぞれ担当している。

まず、農林畜産食品部は農産・畜産、食糧・農地・水理、食品産業振興、農村開発及び農産物流通に関する事務を管掌する機関として知的財産に関しては名古屋議定書の履行、植物新品種の開発支援などの業務を担当する。2018年には名古屋議定書に関する情報提供を拡大し、名古屋議定書の履行・対応を持続的に支援した。セミナー、教育を実施して関連情報を提供するとともに認識向上を図り、中国、インド、ベトナムの遺伝資源に関する法制度及び産業の動向を調査し、生命資源情報サービス (BRIS) などにABS⁹⁶に関する情報を更新した。さらに責任機関協議会、第17次食糧農業遺伝資源委員会 (CGRFA) 総会を開催するなど、国内外と協力して名古屋議定書の履行及び対応を支援した。

⁹⁶ ABS (Access and Benefit-Sharing) : 遺伝資源へのアクセス・利用及び利益共有

環境部は生物資源の発掘・確保と知的財産創出支援、生物資源の活用基盤構築及び支援サービス提供、生物資源に関わる国内外との協力及び対応などの業務を担う。2018年には自生生物の調査・発掘を行って1,800種の新規種（累計50,827種）を追加しており、国家生物種確認標本システムを構築することで生物資源に対する主権主張のための証拠を確保した。また、生物資源の活用度を向上するために自生生物の種判別総合情報を構築し、学術研究者などを対象に生物標本貸与サービスを運営している。

さらに生物資源の保全・活用のための韓国国内の協力を強化するために、「生物資源産学研協議会」（2014年構成）を運営して需要者中心の産業化支援体系を強化するとともに、産業界の生物資源に対する需要調査を実施して産学研が必要とするサービスを提供した。

一方、海外の生物資源確保のための国際協力も強化した。ラオス、ミャンマーなど生物資源の豊かな国と共に生物多様性に関する共同調査を実施して野生生物1,000種及び生物標本7,000点を発掘・確保した。また、協力国（モンゴル、ベトナム、カンボジア）の原住民が活用する有用な生物資源200種を発掘・確保し、海外の有用な生物資源資料集を発刊して産業界に配布した。

海洋水産部は海洋遺伝資源に関連する新規規体制に対応し、海洋の新品種に関する政策を担当している。

公海上の海洋遺伝資源IPに関する国際規範の協約書ができたことを受けて、これに積極的に対応するために産学研の政策説明会を開催し、企業及び研究機関が公海上の海洋遺伝資源IPの重要性を認識できるようにし、国際法・国内法の専門家及び弁理士など専門家を活用した海洋遺伝資源IPの認識共同体を組成して政策の開発を推進した。

また、品種保護の基盤を強化するために水産植物の特性調査要領（TG）を作成するなど審査体系を改善し、品種保護権侵害時及び種子紛争発生時の紛争解決に資する品種確認マーカーの開発し、水産業の従事者や生産業者を対象に現場コンサルティング及び教育を実施するなど保護品種の無断流通の事前防止を図った。

国家戦略型種子R&Dにより、新品種及びブランド出願と特許出願において目に見える成果を達成した。同時に優良水産種子の開発を通して2021年の種子輸出額2億ドル達成に寄与し、輸入代替による種子自給率を高めた。

表32<主要成果>

区分	目標値	2018年10月末時点の成果指標
種子輸出	342万ドル	313.9万ドル (91.8%達成)
品種及びブランド出願	6件	15件 (250%達成)
特許出願	2件	11件 (550%達成)
SCI論文	24件	24件 (100%達成)

4. 産業通商資源部

産業通商資源部は商業・貿易・工業、外国人投資、資源・エネルギー、通商交渉及びFTAに関する業務を管掌する機関として2018年にはIP専門人材育成、IP・技術取引及び事業化促進、中小企業のIP強化などのための政策を推進した。

現場中心の「IP管理」人材を育成するために技術経営専門大学院の設立及び運営を支援し、デザイン融合専門大学院⁹⁷及びコリアデザインメンバーシップ⁹⁸の運営を支援することで地域の優秀な人材を発掘し、若者の就職及び起業を奨励した。

また、IP・技術取引及び事業化を促進するために技術取引の税制優遇に関する広報を推進した。「需要対応型企業の悩み解決事業」の主管・参加機関を対象に租税支援制度について案内し、企業向けの技術取引マニュアルを配布、電子メールの発送及びセミナー広報物の配布といった多様な広報チャンネルを活用して広報の成果を拡大するために取り組んだ。また、新産業育成及び技術革新型企業の持続的な成長に必要な事業化資金を支援するために現在、運営中の技術事業化ファンドの投資財源を活用して2018年に新規技術事業化ファンド (GIFT, Governmental Industrial Fund for Technology and services) を造成した (2018年11月)。

中小企業のIPを強化して海外進出企業のIP関連の悩みを解消するために、海外技術事業化支援センター (Global Commercialization Center, GCC) 及び欧州技術事業化ネットワーク (Enterprise Europe Network, EEN) を活用して技術輸出及び事業化戦略を支援した。その結果、2018年に海外技術輸出入の契約締結率は86.0件となり、既存の目標値 (68.1件) を上回った。

5. 中小ベンチャー企業部

中小ベンチャー企業部は2017年7月、中小企業庁から昇格した中央行政機関として中小及び中堅企業、ベンチャー企業に関する事務を主に管掌する。知的財産に関しては技術力強化とIP管理支援を行って中小企業のグローバルな競争力向上のための政策を策定しており、2018年には中小企業のIP人材育成支援、中小企業のIP及び技術保護などを重点的に推進した。

まず、IP専門人材育成のために青年起業士官学校の起業支援過程でIP実務教育 (年525人) などを実施し、IPを基盤とするスタートアップを育成した。特に、中小企業の役員及び団体を対象にR&D全段階 (企画→開発→事業化) に対する教育及びマンツーマン型コーチングを実施した。また、グローバル強小企業を対象に「IP診断-IP戦略策定-権利化-活用」の全周期にわたる支援を提供し、特に核心・源泉特許を確保するために世界的企業としての成長潜在力を備えた中小・中堅企業 (World Class 300⁹⁹のR&D全周期にわたるIP戦略を支援した。

⁹⁷ ソウル科学技術大学、蔚山科学技術院、韓瑞大学、国民大学、延世大学、韓国産業技術大学、弘益大学の7校

⁹⁸ 光州、慶北・大邱、釜山RDC、大田KIDP中部センターの4ヶ所

⁹⁹ 成長意志と潜在力を備えた中小・中堅企業を世界的な有望企業に育成する事業

図11<グローバル強小企業の推進体系>



一方、中小企業の営業秘密保護を強化し、技術奪取の慣行を根絶するために大・中小企業間の秘密保持協約書（NDA）の締結を義務付ける制度を導入した。同時に関連法律を改正することで、侵害の疑いを受けた当事者に自社技術が被害企業の技術とは関係ないことを立証させるという立証の責任転換制度を導入、技術奪取関連5法律¹⁰⁰の損害賠償額を損害額の最大10倍まで引き上げるなど、懲罰的損害賠償制度の画期的な強化を図った。

この他、起業・ベンチャー企業を対象に技術資料任置制度の手数料減免制度を実施し、2018年1年間で同制度による支援を計2,943件を達成し、企業の財政費用負担を軽減した。

表31<2018年度の任置制度の手数料減免支援実績>

割引類型		件数	備考
国家核心技术		2	国家核心技术を保有
スタートアップ		1,369	7年未満
ベンチャー企業		746	ベンチャー企業確認書
革新型 中小企業	技術	437	技術革新型
	経営	89	経営革新型
スタートアップ支援バウチャー		300	39才以下で起業3年以内
割引合計		2,943	-

6. 公正取引委員会

公正取引委員会は独占及び不公正な取引に関する事案を審議・議決するために設立された中央行政機関で合議制準司法機関として競争政策を策定・運営し、公正取引に関わる事件を審決・処理する役割を担う。主要機能としては反競争的な規制改革による競争促進、消費者の主権確立、中小企業の競争基盤確保、経済力の集中抑制などがある。

2018年には中小企業の営業秘密保護を強化し、不正競争行為及び不公正行為に対する処罰

¹⁰⁰ 大・中小企業の共生協力促進に関する法律、下請取引の公正化に関する法律、特許法、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律、産業技術の流出防止及び保護に関する法律

を強化することで、革新を奨励して公正な競争が行われる産業環境の整備を図った。まず、標準下請契約書に技術任置制度活用規定の拡大¹⁰¹を導入して技術任置制度を活性化させ、大・中小企業間の秘密保持協約書が反映された標準下請契約書の制定や改訂及び普及を推進することで、技術奪取の慣行を根絶するために取り組んだ。

これと共に技術奪取行為の範囲を拡大し、技術奪取に対する行政措置を強化するための下請法の改正を推進した。下請法及び関連告示を改正することで、技術奪取に対する調査開始の時効を3年から7年に拡大し、技術奪取行為に対する課徴金の上限額を5億ウォンから10億ウォンへと拡大した。また、下請取引における不当な技術侵害を根絶するために書面実態調査の結果を活用して集中監視業種を選定し、職権調査を実施した。

中小企業の競争力強化のための支援政策も施行された。大・中小企業間の公正取引協約の履行について評価し、大企業の技術保護ノウハウが中小企業に伝授されるように誘導した結果、大企業が中小企業の新技術・新製品の開発を促進させ、韓国産業の競争力強化に寄与する事例が多数発生した。

¹⁰¹ (既存) 13業種→ (拡大) 38業種の標準下請契約書に任置規定を追加

公正取引協約の履行による競争力強化の主要事例

- ①LG化学は自動車部品メーカーのデジュコレスと協力して既存の鉄鋼製品に比べて軽い上、耐熱性が強いアルミニウム素材の電気自動車用バッテリー積載部品（Battery Lower Case Housing）を世界で初めて開発
→ LG化学は顧客会社との取引規模が2倍以上増加し、デジュコレスも自動車部品の売上高が急増し、今年12月に貿易の日の記念式で「二千万ドル輸出の塔」を受賞
- ②CJ第一製糖は韓国式生うどん（カルグクス）製造業者のミジョン社に新製品の開発事業費と技術を支援し、コシを強くした麺にコクのある野菜調味スープを加えた韓国式生うどんの新製品4種を開発して自社の流通網を通して発売
→ CJ第一製糖は新製品の販売により2017年～2018年の売上高が30億ウォンを記録、ミジョン社も営業利益は4倍以上、CJ第一製糖との取引規模も2倍以上増加

7. 特許庁

特許庁は特許・実用新案・デザイン・商標など産業財産権に関わる事務や審査・審判の事務を管掌する機関で、産業財産権を迅速に保護することで産業技術開発の促進を支援し、産業財産権の行政体系を構築して技術競争時代に対処するために設立された。

主要機能としては技術的創作物に対する審査及び特許権付与、産業財産権に関する法令や制度の検討、発明振興施策の策定・施行などがある。また、科学技術の発展に伴って新しく登場したコンピュータプログラム、データベースなど新知的財産に関する検討及び立法を推進する役割も担っている。

2018年には「知的財産の革新による第四次産業革命の先導」をビジョンにして革新成長を主導する強い知的財産を創出し、知的財産の保護強化、知的財産の事業化促進、知的財産の基盤作りのための多様な政策を推進した。

代表例として、第一に、中小・ベンチャー企業の知的財産の保護を強化することで、公正な経済を実現する基盤を整えた。入札・取引相談・公募展などの過程で発生する中小企業所有の技術・アイデア奪取を防止するために2018年7月に調査・是正勧告制を導入した。また、2018年12月に成立した特許法改正案で特許・営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償制度を導入し、特別司法警察の職務範囲を商標から特許・営業秘密・デザインまで拡大（2018年11月）するなど、知的財産権侵害に対する執行力をさらに強化した。

第二に、優秀な知的財産を保有する企業を対象に金融支援を拡大し、長期的に高品質な雇用を創出するための基盤を整えた。代表例として「動産金融の活性化推進戦略（特許庁・金融委員会、2018年5月）」を策定して回収リスクを緩和するなど、知的財産金融支援の基盤を強化し、中小企業460社に知的財産価値評価の支援を行うことで資金調達につながり、これにより1,058人の間接雇用効果¹⁰²を生んだ。

¹⁰² 企業の投資資金調達実現（2015年）により、2.3人の雇用が増加（2016年、特許庁調査）→ 460社1,058人

第三に、特許の創出に関しては、知的財産の活用を通じたR&D効率の改善により革新成長を後押しした。第四次産業革命分野の技術課題、又は特許の創出や活用が可能なR&D課題を中心に特許動向調査を優先的に支援し、科学技術情報通信部及び産業通商資源部のR&D課題などと連係して国際標準化が可能な標準特許の創出を支援した。

第四に、特許審査及び審判品質の改善も実現した。第四次産業革命に関わる7大分野¹⁰³に対する特許分類を新設（2018年1月）し、技術・デザインの優先審査（2018年4月）を施行するなど新技術保護のための基盤を整えた。また、融合新技術については、単独審査ではない3人協議審査を施行（2018年7月）し、審判品質委員会を運営することで、審査・審判の結果に対する国民の受容度¹⁰⁴が高まった。

第五に、知的財産分野における国際協力をより強化した。中国と特許共同審査プログラム（CSP）を実施することで合意し、商標など知的財産保護のための中韓政府の協力インフラを拡充した。さらに中国と商標専門家会合及び知的財産権保護専門家会合を新設し、両国の商標公報データ及び類似群コード対応表の交換に合意することで、中国で韓国企業の商標権の管理・保護がより効果的に行われるような環境を整えた。この他、アラブ首長国連邦（UAE）に初めて輸出された特許ネット（韓国型特許情報システム）を開通させ、中東地域における最大の特許出願国であるサウジアラビアの知的財産権の先進化を支援するなど国際協力分野でも著しい成果を上げた。

¹⁰³ AI、IoT、3Dプリンティング、自動運転、ビッグデータ、クラウド、知能型ロボット

¹⁰⁴ 拒絶決定不服審判請求率：（2017年）6.8% → （2018年）6.4%、特許法院提訴率：（2017年）15.3% → （2018年）11.0%

第3章 国家知的財産戦略

第1節 知識財産基本法

1. 知識財産基本法

1) 沿革及び主要内容

「知識財産基本法」（法律第10629号、2011. 5. 19制定、2011. 7. 20施行）は知的財産の創出・保護及び活用を促進し、その基盤を作るための政府の基本政策と推進体系を設けることで、韓国社会で知的財産の価値を最大限に発揮させ、国の経済・社会及び文化などの発展と国民の生活の質の向上に貢献するために制定された。

すなわち、発明、商標、図書・レコード、ゲーム、半導体設計、植物の品種などのさまざまな個別法律に根拠を置いている知的財産に関する政策を統一し、一貫した原則に基づいて推進できるよう、政府の知的財産政策の基本原則と主要政策の方向を法律で直接提示する一方、政府レベルの国家知識財産基本計画を策定し、関連政策を審議・調整するために国家知識財産委員会を設置するなど推進体系を整えることを主な内容としている。

(1) 知的財産の定義

人間の創造的活動や経験などによって創出されたり発見されたりした知識・情報・技術、思想や感情の表現、営業や物の表示、生物の品種や遺伝資源、その他無形のもので、財産的価値の実現が可能なものと定義した（法第3条）。

(2) 国家知識財産委員会の設置

知的財産に関する主要政策と計画を審議・調整し、その推進状況を点検・評価するために大統領所属の国家知識財産委員会を設置し、委員会の委員長は国務総理と民間委員が共同で務め、委員会の業務を支援するために事務機構を設けるように規定している（法第6条、第7条及び第11条）。

(3) 国家知識財産基本計画と国家知識財産施行計画の策定

韓国政府は5年ごとに知的財産に関する中長期政策目標及び基本方向を定める国家知識財産基本計画と、それに伴う機関別・年度別推進計画を定める国家知識財産施行計画を策定・施行するように規定している（法第8条及び第9条）。

表33<策定の根拠>

知識財産基本法第8条 (国家知識財産基本計画の策定)	知識財産基本法第9条 (国家知識財産施行計画の策定)
①政府はこの法の目的を効率的に達成するために5年ごとに知的財産に関する中長期政策目標及び基本方向を定める 国家知識財産基本計画 （以下、「基本計画」という）を策定しなければならない。	①政府は関係中央行政機関の長と市・道知事から第8条の基本計画に伴う推進計画の提出を受け、 毎年国家知識財産施行計画 （以下、「施行計画」という）を策定しなければならない。

2) 2018年の改正事項

知的財産は新たな価値を創出して革新成長を促進する核心要因で、知的財産の経済的・文化的価値が徐々に高まっている。そのため、知的財産の重要性に対する認識を向上し、知的財産が尊重される社会環境を造成するためには「知識財産の日」を指定し、国家的な行事を行う必要があるという認識の下、「知識財産基本法」が一部改正された（法律第1524号、2017.12.19一部改正、2018.6.20施行）。現存する最古の金属活字本である『直指心体要節』がユネスコ世界記録遺産に登録された9月4日が「知識財産の日」に指定された（改正法第29条の2）。法改正により、国民の知的財産に対する理解と関心が高まり、知的財産強国に発展する契機になると期待される。

改正条文

第29条の2（知識財産の日） ① 知的財産の創出・保護及び活用に対する国民の理解と関心を高めるために毎年9月4日を「知識財産の日」と定める。
② 政府は「知識財産の日」の趣旨にふさわしい記念行事を開催することができる。

また「知識財産基本法施行令」の改正事項（大統領令第28787号、2018.4.10、一部改正、2018.4.10施行）を反映し、政府組織の改編に伴い運営細則規定を現行化するために国家知識財産委員会の運営細則の一部改正を推進した。

第一に、「知識財産基本法施行令」の改正事項を反映して国家知識財産委員会の政府委員に中小ベンチャー企業部長官を追加した。

第二に、政府委員の記載順序を「政府組織法」第26条及び「知識財産基本法施行令」第3条の職制順¹⁰⁵で調整し、幹事の職務を代行する者を科学技術情報通信部の科学技術革新本部長と規定した。

¹⁰⁵ 教育部長官→科学技術情報通信部長官

2. 国家知識財産基本計画及び施行計画

1) 国家知識財産基本計画

国家知識財産基本計画は知識財産基本法第8条に基づき、5年ごとに策定しなければならない韓国における知的財産分野の最上位総合計画である。

「第1次国家知識財産基本計画（2012-2016）」は2011年11月に策定され、「知的財産強国、豊かな未来」をビジョンにし、「知的財産の創出・保護・活用の好循環体系の構築」を政策目標として提示した。

「第2次国家知識財産基本計画（2017-2021）」は2016年12月に策定され、「第四次産業革命を先導するIP国家競争力の確保」をビジョンに、5大戦略と20の核心課題を策定した。

表34<第2次国家知識財産基本計画の政策方向及び成果目標>

政策方向	成果目標
量から質を中心とする IP創出に転換	①政府R&Dの優秀IP比率 ：（15年）10.8%→（21年）20% ②標準特許シェア ：（15年）6.4%（5位）→（21年）10%（4位） ③公共研究機関の特許活用率 ：（15年）32.9%→（21年）40%
民間中心のIP取引・金融・ サービス産業の拡充	④IPへの投資・融資規模 ：（15年）2,000億ウォン→（21年）1兆ウォン ⑤IPサービス産業規模 ：（15年）6,400億ウォン→（21年）8,000億ウォン
IP及び営業秘密に対する 保護強化	⑥国際IP保護順位 ：（15年）27位→（21年）20位 ⑦著作権侵害率 ：（15年）13.5%→（21年）10%
IP価値尊重及び権利者の 正当な補償の実現	⑧職務発明を導入する企業の比率 ：（15年）55.6%→（21年）70% ⑨SW違法コピー率 ：（15年）35%→（21年）20%台
韓国市場を越えて IPの海外進出の拡大	⑩海外特許出願件数 ：（15年）14,626件→（21年）20,000件 ⑪コンテンツ輸出額 ：（15年）58億ドル→（21年）97億ドル

表35<第2次知識財産基本計画5大戦略、20個の核心課題>

5大戦略	20の核心課題
<p><1> 高品質IP創出及び 事業化の活性化</p>	1 知的財産戦略とR&Dを連係した優秀なIP創出促進
	2 新技術分野のR&Dへ標準特許戦略の適用強化
	3 公共研究機関の先導的IP経営強化
	4 IP・技術取引及び事業化の促進
	5 民間中心のIP金融高度化
<p><2> 中小企業のIP競争力向上 及び保護強化</p>	6 中小企業のIP活動への支援強化
	7 中小企業のアイデア・技術保護強化
	8 職務発明制度の活性化及び合理的補償体系構築
<p><3> グローバル市場における IP活動への支援強化</p>	9 海外進出企業が抱えるIPに関わる問題の解消支援
	10 IP国際協力の強化及びグローバルな地位の向上
	11 生物・遺伝資源に関する新たな国際規範への対応
<p><4> デジタル環境下での 著作権保護及び 公正利用の活性化</p>	12 デジタルコンテンツの著作権保護体系整備
	13 デジタルプラットフォームを活用した著作物利用の活性化
	14 韓流コンテンツのグローバル進出支援
	15 新技術トレンドに合致するコンテンツを創出するエコシステムづくり
<p><5> IPエコシステムの基盤強化</p>	16 新技術・新産業の出現に伴うIP保護体系整備
	17 特許権の信頼性・安定性向上
	18 IPサービス業の活性化支援
	19 IPの人材基盤拡充及び地域IP活用力向上
	20 植物新品種の開発活性化及び保護の強化

2) 国家知識財産施行計画

国家知識財産基本計画の方向に基づき、年度別に細部の実行計画にあたる施行計画が策定される。施行計画は関係中央行政機関及び広域自治体が策定する所管分野推進計画を総合して策定される。すなわち、「第1次国家知識財産基本計画（2012-2016）」に基づいて2012年度から2016年度までそれぞれ施行計画が策定され、「第2次国家知識財産基本計画（2017-2021）」に基づいて2017年度、2018年度施行計画が策定され、2019年度から2021年度の施行計画が策定される予定である。

図12<国家知識財産基本計画と施行計画>



3. 国家知的財産人材育成総合計画

1) 知的財産人材の概念

知的財産人材とは、知的財産の創出・保護・活用といったIPライフサイクル (life cycle) における諸般の活動領域及び業務に直接・間接的に従事する人材の総称を指す¹⁰⁶。知的財産人材は、知的財産に関する活動領域の区分によってさらに創出人材、管理人材、サービス人材の三つの類型に分類され、知的財産に関する専門性によって専門人材、準専門人材、潜在人材に分類される¹⁰⁷。

知的財産創出人材とは、研究開発及び創作の専門性や創意性、知的財産制度全般に対する理解や素養があり、市場のトレンドを読むことのできる人材のことを指し、特許・実用新案・デザイン・商標など知的財産関連法及び先行技術調査などの文献の調査や、権利化戦略に関する教育科目の履修が必要である（実業系高校と理工系学生及びエンジニアのための知的財産教育）。

知的財産管理人材とは、企業・大学・研究所など所属機関が生み出した知的財産に対する技術的理解に加え、権利化や保護、評価や活用に関するビジネス的な洞察力があり、同時に機関レベルでの戦略を策定・執行できる人材のことを指し、主要国の知的財産制度及び紛争対応に関する科目の教育の履修が必要である。

知的財産サービス人材とは、急速にグローバル化している市場環境の下で知的財産関連の法律・経営・金融・教育などに関する高度な専門的能力を生かして顧客が必要とするサー

¹⁰⁶ 関係部処合同、「第2次国家知的財産人材育成総合計画（2013-2017）」、2012. 12. 12、25頁

¹⁰⁷ 知識財産基本法第34条で政府は知的財産の創出・保護及び活用とその基盤造成に必要な専門人材を養成しなければならないと規定している。

ビスを提供できる人材のことを指し、ライセンスング、技術価値評価、紛争対応に関する課程及び同分野の国際専門家養成教育の履修が必要である。

表36<知的財産人材の区分>

類型		知的財産に関する活動領域		
		創出	管理	サービス
知的財産に関する専門性	高 (専門人材)		知的財産専任人材 (企業/研究所/大学)	-知的財産法律サービス人材 (弁理士/審査官/弁護士) -知的財産経営サービス人材 (事業化/技術移転/価値評価) -知的財産教育サービス人材 (専任教育者)
	中 (準専門人材)	研究開発人材 (教授/研究員/大学院生)	知的財産兼任人材 (企業/研究所/大学)	-知的財産サービスの実務者 -知的財産非専任教育者
	低 (潜在人材)	児童・生徒・学生 (小中高大学)、企業人材、一般人		

※出所：第2次国家知的財産人材育成総合計画（2013-2017）

ここで言う知的財産人材とは、科学技術人材とは区別して定義される概念である。科学技術人材という用語は「国家の科学技術競争力強化のための理工系支援特別法」第4条に基づき5年ごとに策定される「科学技術人材育成・支援基本計画」で用いられている¹⁰⁸。科学技術人材は理工系人材を対象にしているため、専攻で分類しない知的財産人材とは区別される。

2) 沿革

2011年に知識財産基本法が制定がされたことで、知的財産に対する融合的アプローチが可能になった。国家の知的財産教育の義務（第33条）、知的財産専門人材の育成義務（第34条）、知的財産サービス産業の育成（第26条）などが明文化されて宣言されるなど、知的財産専門人材の育成制度に関する法的根拠が明確になったためである。

「知識財産基本法」の制定前には「第1次国家知的財産人材育成総合計画（2008-2012）」¹⁰⁹が制定されていたが、知識財産基本法制定後の2012年には「第2次国家知的財産人材育成総合計画（2013-2017）」が制定された¹¹⁰。

¹⁰⁸ 現在は「第3次科学技術人材育成・支援基本計画（2016-2020）」が施行中である。

¹⁰⁹ 「第1次国家知的財産人材育成総合計画」では、「企業の知的財産競争力の強化」を目標に、知的財産に強い研究人材の育成、企業などの知的財産実務人材の育成、知的財産サービス分野の人的資源のスキルアップ、知的財産人材育成基盤の拡充という4大部門・14の重点課題が策定された。

¹¹⁰ 「第2次国家知的財産人材育成総合計画」では、「知的財産人材強国」をビジョンに、5大部門及び21の重点課題が策定された。

3) 第3次国家知的財産人材育成総合計画（2018-2022）の策定

(1) 概要

2018年には「先導的IP人材の成長支援により革新成長及び雇用創出を促進」することを政策目標に「第3次国家知的財産人材育成総合計画（2018-2022）」が策定された。主な内容は次のとおりである。

表37<第3次知的財産人材育成総合計画の推進戦略及び課題>

4大戦略	15の推進課題
1. 先導的「IP創出人材」の成長支援	1 IP創出に対する補償が正当に行われる文化の定着
	2 IP-R&Dにつながる戦略・企画力の強化
	3 IP創出人材への教育プログラム強化
2. 「IPサービス」人材の専門性強化支援	4 グローバルIP 이슈に対応するサービス人材の育成
	5 民間領域のIPサービス人材の育成
	6 公共領域のIPサービス人材の育成
	7 IP権利化を保護するサービス人材のスキルアップ
3. 現場中心型「IP管理」人材の成長支援	8 スタートアップ・ベンチャー企業のIP管理力強化
	9 中小企業オーダーメイド型IP管理人材育成支援システムの構築
	10 創出IPの体系的な管理基盤作り
	11 グローバルIP管理力の強化
4. 現場・融合型「IP人材育成基盤」の充実	12 ライフサイクル別IP人材成長支援プログラムの運営
	13 ワンストップ起業・就職関係プログラムの運営
	14 IP認識向上プログラムの強化
	15 IP人材育成協力・研究プログラムの運営

(2) 主な内容

①先導的「IP創出人材」の成長支援

推進課題は次のとおり。第一に、IP創出に対する補償が正当に行われる文化を定着させるための環境を構築する。具体的には職務発明制度を改善・拡散¹¹¹し、音源再生使用料の納付対象を拡大¹¹²するなどして権利者に正当な代価が還元される環境を構築する。

¹¹¹ 職務発明対象の拡大（特許・実用新案・デザインに限定→植物新品種追加）など

¹¹² （現在）大型スーパー、デパートなど→（拡大）複合ショッピングモール、コーヒー専門店など音楽の利用率が高い場所

第二に、IP - R&Dにつながる戦略・企画力を強化する。研究初期から体系的なR&D確保戦略を策定するために中小企業のIP - R&D戦略の専門家¹¹³を育成し、病院など保健産業分野の従事者を対象にIP - R&Dにつながる企画力を強化する。

第三に、IP創出人材を対象にした教育プログラムを強化する。中小企業のR&D人材を対象に、実際の事例を中心としたIPプロジェクト型教育を推進し、融合・複合型の文化技術専門人材¹¹⁴を育成する。

②「IPサービス」人材の専門性強化支援

推進課題は次のとおり。第一にグローバルIP 이슈に対応できるサービス人材を育成する。第四次産業革命の新技术分野に関する著作権のオンライン専門教育を開発及び運営し、生物多様性条約など生物・遺伝資源に関する国際規範に対応できる通商・紛争の高度な専門性を持つ人材¹¹⁵を育成する。

第二に、民間領域のIPサービス人材を育成する。未就職卒業者などを対象にIPの調査・分析・翻訳といった関連実務教育を実施し、また彼らがIPサービス企業に就職できるよう橋渡しをし、講師・サービス支援団などの著作権専門人材プール（400人）を運営する。

第三に、公共領域のIPサービス人材を育成する。小・中学校教員志望者を対象にIP関連知識を強化¹¹⁶し、公共部門のSW管理者を対象に著作権教育プログラムを運営する。

第四に、IP権利化・保護サービス人材のスキルアップを実施する。第四次産業革命の核心技术分野における特許審査人材を拡充し、著作権・商標権保護人材拡大の推進を検討する。

③現場中心型「IP管理」人材の成長支援

推進課題は次のとおり。第一に、スタートアップ・ベンチャー企業のIP管理能力を強化する。地域知識財産センター（24ヶ所）を活用して起業家を対象にIP教育を支援し¹¹⁷、保健産業のスタートアップ企業を対象にIPコンサルティングなどを支援する。

第二に、中小企業オーダーメイド型IP管理人材育成支援システムを構築する。診断を通して各企業に合ったIP実務教育のカリキュラムを設計して出張型教育を行う。また、各産業分野の在職実務者を対象¹¹⁸にIPの基本知識及び活用戦略についての教育を実施する。

¹¹³ IP製品革新標準方法論といった教育課程を一般、専門、総合課程などに細分化し、オン・オフラインで随時、教育を推進

¹¹⁴ コンテンツ産業従事者を対象に、人工知能、IoT、3Dプリンター、ドローンといった未来技術の利用教育を推進

¹¹⁵ 生物多様性特化大学院の選定、及び修士・博士人材の輩出など

¹¹⁶ 教育大学・師範大学（技術・家庭教育学科）にIP科目を開設して小・中学校教員志望者の発明教育履修を拡大し、著作権教育課程を開発して教員の職務研修課程を支援

¹¹⁷ 起業準備者対象：（2017年）758件→（2018年）930件、スタートアップ企業対象：（2017年）294件→（2018年）420件

¹¹⁸ 著作権産業従事者、文化芸術家、農業団体などが対象

第三に、創出したIPの体系的な管理基盤を構築する。創出IPの技術移転や事業化が活発に行われるように、出捐（研）のTLO人材への教育を拡大¹¹⁹し、新産業の人材需要に合わせて技術経営分野における修士・博士といった高度人材を育成する。

第四に、グローバルIP管理力を強化する。海外知識財産センター・著作権サービスセンターを通じて企業の海外IPの確保・保護・移転・事業化をワンストップで支援し、国際種子生命教育センター¹²⁰を構築する。また、種子産業バリューチェーンごとのグローバル専門人材を育成する。

④現場・融合型「IP人材育成基盤」の充実

推進課題は次のとおり。第一にライフサイクルごとのIP人材の成長支援プログラムを運営する。青少年発明教育を拡大¹²¹し、高校の選択教科である「知的財産一般」の導入を拡大する¹²²。また、IP教育先導大学（2017年17校）を拡大・運営し、IP専門学位課程（MIP、Master of Intellectual Property）内の薬学・バイオ分野、および企業在職者のニーズを反映させた短期課程（6ヶ月～1年）の新設を検討する。

第二に、ワンストップ起業・就職連係プログラムを運営する。自治体-地域大学-企業間の協力¹²³を通して企業現場のニーズに合ったIP地域人材を育成し、就職につなげる。また、製薬・医療機器産業特性化大学院にIP・技術経営の専攻分野を開設して就職につなげる。

第三に、IP認識向上プログラムを強化する。中小企業のCEOを対象に協力ネットワークを構築してIP教育¹²⁴を実施する。また、産業・教育対象別のオンライン（edu-copyright.or.kr）著作権教育プログラムを開発・運営する。

第四に、IP人材育成協力・研究プログラムを運営する。産業財産権-著作権統合教育のためのプログラムを運営し、WIPOと協力して途上国を対象にIP国際プログラムを運営する¹²⁵。

¹¹⁹ （従来）入門課程（TLO業務2年未満の人材）→（拡大）深化課程（2年以上の先任級）新規推進

¹²⁰ 金泉新都市の農生命産業クラスター敷地内に設置（2016年～2019年）

¹²¹ 広域拠点別「発明教育統合支援センター」の設置を検討し、青少年の発明教育参加率を拡大（（2016年）5.7%→（2022年）30%）

¹²² （2018年）22校→（2022年）200校で導入

¹²³ 協力体系構築自治体：（2017年）3ヶ所（大田、江原、釜山）→段階的拡大を検討

¹²⁴ 大企業と中小企業間の協力ネットワークの構築、及びCIPPO（知的財産最高責任者）セミナー、年次カンファレンス、分科委員会活動など

¹²⁵ 中国・フィリピンなどの著作権政策担当者を招いての研修、韓流著作権輸出の現地流通企業との交流支援などを通して韓国のIP関連制度などを共有し、権利者を保護

第2節 2018年国家知識財産施行計画

1. 推進体系

国家知識財産委員会は知識財産基本法第9条に基づき、15の中央行政機関及び17の市・道の推進計画を総合調整して「2018年度国家知識財産施行計画」を発表した。この計画策定にあたり、国家知識財産委員会はまず2017年8月に各部処及び自治体に「2018年施行計画策定指針」を送付、その策定指針に基づいて関係機関が策定・提出した推進計画（案）をまとめて施行計画（案）を策定した。続いて2018年4月に関係機関との協議及び国家知識財産委員会委員の意見聴取を行い、5月に第22回国家知識財産委員会の審議・議決を経て「2018年度国家知識財産施行計画」を確定した。

2018年国家知識財産施行計画は「第2次国家知識財産基本計画」で提示した5大戦略及び20の核心課題が基盤となったもので、革新成長と雇用創出を促進する知的財産エコシステム造成のための2018年の6大重点方向と12大推進課題からなる。

2018年度の施行計画はムン・ジェイン政府の発足後初の策定となったことから、「第2次国家知識財産基本計画（2017～2021）」に基づいて雇用創出、革新成長、公正な経済といった主要国政戦略の支援を強化する内容を補完する形で6大重点方向を選定し、その重点方向に沿った事業及び政策を追加、又は拡大して推進した点に特徴がある。

特に、同計画は国政課題の支援を強化すべく、雇用創出、第四次産業革命への対応、革新成長、公正な経済といった主要国政戦略に関する内容を補完している。雇用創出に関しては、IPの創出・サービス・管理分野における高度人材と現場・融合型人材を育成して起業及び就職につなげることに焦点を合わせた。また、第四次産業革命に対応すべく新産業分野を中心に強いIPを確保し、新技術が登場するデジタル環境下でIPを保護するための審査及び保護体系の改善を強調した。

表38<2018年国家知識財産施行計画における6大重点方向の導出体系>

第2次基本計画の 5大戦略	国政戦略	国政課題	6大重点方向
-	所得主導成長 のための 雇用重視の経済	良質な雇用を 創出するための サービス産業革新	IPを基盤とした良質 な雇用の創出に寄与
高品質IP創出及び 事業化の活性化	科学技術の発展 がリードする 第四次産業革命	ソフトウェア強国、I CTルネサンスにより 第四次産業革命を リードする基盤構築 高付加価値を 創出する 未来型新産業の 発掘・育成	第四次産業革命 への対応及び 新産業の創出に向け た強力なIPの確保
中小企業の IP競争力向上 及び保護強化	中小ベンチャー がリードする 起業と革新成長	革新を応援する 起業国家づくり 中小企業の成長に 最適な環境づくり	起業と中小・ ベンチャー企業の 成長のための IP競争力の強化及び 公正な秩序の確立
デジタル環境下での 著作権保護及び 公正な利用の活性化	活力があふれる 公正な経済	公正な市場秩序確立	デジタル環境に対応 する著作権エコシス テムの基盤構築*
グローバル市場に おけるIP活動への 支援強化	自由と創造性に 満ちた文化国家	創作環境を改善し、 芸術家の 創作権を保障 公正な文化産業の エコシステム造成 及び韓流拡散	グローバルなIP 対応力の強化*
IPエコシステムの 基盤強化	国際協力を リードする 堂々とした外交	国益を増進する 経済外交及び 開発協力強化	IP尊重文化の拡散 及び基盤構築*
	国家が責任を 負う保育と教育	未来の 教育環境づくり	

* 2017年の推進実績点検評価の結果に従い補完した課題を反映

表39<6大重点方向（12の推進課題）と第2次基本計画の核心課題との関係図>

6大重点方向	12の推進課題	第2次基本計画20の核心課題
IPを基盤にした良質な雇用の創出に寄与	1. IP専門人材の育成及び起業・就業への連係	19 IPの人的基盤拡充及び地域IP活用力向上
	2. 民間IPサービス業及び市場主導型IP取引・金融の活性化	18 IPサービス業の活性化支援 4 IP・技術取引及び事業化の促進 5 民間中心のIP金融高度化
第四次産業革命への対応及び新産業の創出に向けた強力なIPの確保	3. IP - R&D戦略を通じた核心技术IPの先取り	1 IP戦略とR&Dの連携を通じた優秀なIP創出促進
		2 新技術分野R&Dへの標準特許戦略の適用強化
		3 公共研究機関の先導的IP経営強化
	4. 新技術・新産業に対応したIPインフラの構築	16 新技術・新産業の出現に伴うIP保護体系整備 17 特許権の信頼性・安定性向上
起業と中小・ベンチャー企業の成長のためのIP競争力の強化及び公正な秩序の確立	5. 革新型の起業及び中小・ベンチャー企業のIP活動への支援強化	6 中小企業のIP活動への支援強化 8 職務発明制度の活性化及び合理的補償体系構築
	6. 中小・ベンチャー企業のIP保護に必要な公正な経済基盤の構築	7 中小企業のアイデア・技術保護強化
デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築	7. 創作者に対する公正な補償体系の構築及び定着	12 デジタルコンテンツの著作権保護体系整備
		13 デジタルプラットフォームを活用した著作物利用の活性化
	8. コンテンツ産業育成のための制度改善及び輸出先の多角化	14 韓流コンテンツのグローバル進出支援
		15 新技術トレンドに合致するコンテンツを創出するエコシステムづくり
グローバルなIP対応力の強化	9. 現地対応体系の強化及び国際協力の持続的拡大	9 海外進出企業のIPに関わる問題の解決支援
		10 IP国際協力の強化及びグローバルな地位の向上
	10. 生物・遺伝資源など新知識財産国際規範対応強化	11 生物・遺伝資源に関する新たな国際規範への対応
		20 植物新品種の開発活性化及び保護強化
IP尊重文化の拡散及び基盤構築	11. 小・中・高でのIP教育拡大及び市民の意識改善に向けた努力強化	19 IPの人的基盤拡充及び地域IP活用力向上
	12. 地域のIP競争力強化	

2. 2018年度重点方向ごとの推進課題

1) IPを基盤とした良質な雇用の創出に寄与

(1) 推進背景及び目的

韓国は世界的に見ても特許出願件数の多い国であるにもかかわらず、IPの専門人材や教育水準は主要国に比べると不足している¹²⁶。「知的財産人材育成総合計画」によるIP教育の実施でIP人材は量的に拡大したが、第四次産業革命に対応できる高度なIP人材は不足しており、起業や就職への関係も不十分な状況である。

IPサービス業はというと、企業・公共研究機関などのIP活動をサポートする基盤産業として質の高い雇用や高付加価値を創出¹²⁷する原動力になる。しかし、韓国のIPサービス企業の売上のうちかなりの割合は政府事業の推進により発生したものであり、市場は政府が主導する形で形成されていて民間の競争力は高くない状況である。民間主導のIPサービス産業の発展に必要なインフラを構築してIPサービス人材を育成することで民間部門の自活力を強化する必要がある。

IP及び技術の取引に関しては、IP・技術の導入が技術の事業化時間短縮及びリスク除去の側面から企業の競争力強化にとって重要な要素であるにもかかわらず、韓国企業はIP・技術よりも自主開発に高い比重を置いている¹²⁸ため、IP・技術の取引活性化にむけた広報及び基盤構築が必要な状況である。同時に、公共研究機関の技術移転が事業化につながりにくいという問題¹²⁹を解決し、公共研究成果の活用及び拡散を促進するために大学・公共研の優秀なIPを選別・活用し、中小企業のIP活用力を強化するための支援を行うことが急がれている。

中小企業やスタートアップ・初期企業は事業化資金の供給を拡大するためにIP投資を好む一方、IP金融はというとIP保証や担保貸付がほとんどで、実際の企業の需要と支援政策との間にギャップが存在した。これに対し、特許権を中心に活性化している現在のIP金融の裾野を拡大するためには、無効可能性が比較的low権利安定性が高い商標権を基盤にした投資を活性化することがより効果的であろう。

(2) 推進課題の主要内容

先導的IP人材の成長を支援するために2018年に策定された「第3次知的財産人材育成総合計画（2018～2022）」を中心に、IP創出・サービス・管理分野における人材の成長支援を計画中である。まず、先導的「IP創出」人材を育成するために、標準特許、コンテンツ、

¹²⁶ 韓国のIPインフラ競争力の診断結果は、OECD 32ヶ国中17位

¹²⁷ 就職連携効果：21.096（全産業14.026）、付加価値創出効果：0.916（全産業0.726）（2012年、特許庁）

¹²⁸ 技術獲得の類型：（韓国）自主開発が84.5%、外部からの導入が1.8%、（米国・ヨーロッパ）外部からの導入が78%（2015年）

¹²⁹ 2015年の技術移転・事業化実態調査によると、公共研究機関の技術移転契約件数に対して事業化成功件数は12.4%に過ぎない。

融合・複合文化技術分野における専門人材育成教育を推進していく。また、中小企業研究人材のIP実務能力を養うために特許情報調査・分析、特許権確保及び管理戦略などのオーダーメイド型教育も実施する。IPサービス分野に関しては、生物・遺伝資源など生物多様性に特化した修士・博士レベルの人材を育成し、IPサービス企業への採用につながる教育や、第四次産業革命分野に関する著作権教育を実施し、弁理士試験に実務型の問題を出題するなど弁理士の実務能力を強化する。現場を中心としたIP管理人材の成長を支援すべく、起業準備者のアイデアを製品化するためのIP管理と事業化戦略についての教育を実施し、青年起業家を対象にしたIP実務教育を推進、技術経営の修士・博士教育課程を持続的に運営する予定である。同時に、保健医療のスタートアップ企業を対象にしたIP管理力強化教育と、著作権産業従事者を対象にした職務別教育課程及びオンラインコンサルティングを2018年から新設し運営する予定である。

この他にも現場・融合型「IP人材育成基盤」を充実させるための支援事業を推進する。自治体-地域の大学-企業、研究機関-大学-企業間の協力を通して、IP地域人材及び産学協力コンテンツ専門人材を育成し、製薬・医療機器分野の特性化大学院¹³⁰を拡大し、特許などの学際的な複合教育課程を通じてIP専門家の育成及び関連産業への就職につなげる計画である。実験室での起業に特化した創業先導大学、及びIP教育先導大学¹³¹を運営し、大学内に実務中心のIP専門学位過程と著作権専門講座を設けることで、大学のIP人材育成を積極的に支援する方針である。これと共に現場に基盤を置いたIP人材育成のための企業連係特許戦略策定大会、創意発明大会など次世代のIPリーダー養成プログラムを支援する。

IPサービス業の活性化を通して質の高い雇用を創出するために、IPサービス業投資ファンドの造成、特許管理専門会社の事業構造改革などインフラを構築してIPサービス業者の海外進出を支援する計画である。また、グローバルIP 이슈対応サービス人材、民間領域及び公共領域のIPサービス人材、IP権利化・保護サービス人材などIPサービス分野の専門人材を育成する予定である。

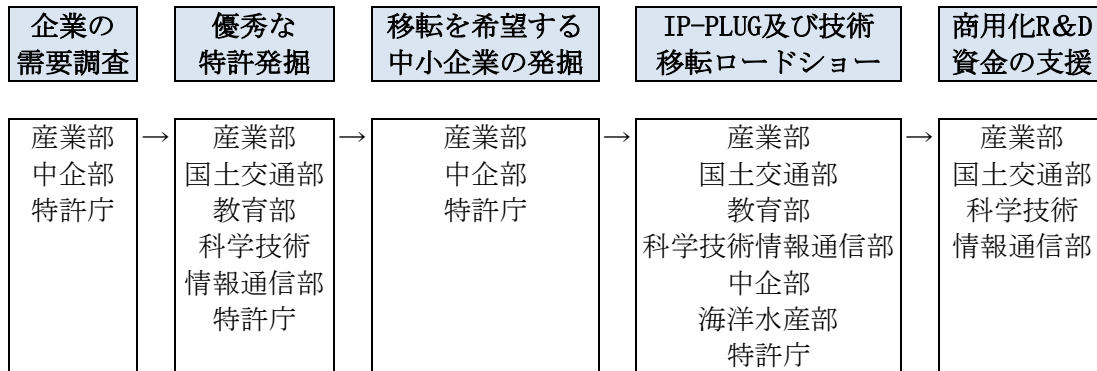
IP・技術の取引と事業化を促進するために技術取引の税制優遇についての広報を推進し、IP取引活性化のための仲介を強化するだけでなく、技術移転後の商用化が成功するように各部処のR&BD事業を連携していく。また、事業化が有望な技術に対しては追加的なR&D支援を実施して公共機関の優秀なIPへの支援と企業のIP活用力の強化を推進し、政策ファンドを活用して中小・中堅企業に事業化資金を支援する予定である。

¹³⁰ 製薬：（2016年～2020年）成均館大学・梨花女子大学、（2018年～2021年）延世大学→（2022年）5つの大学（予定）

医療機器：（2013年～）東国大学、（2014年1月～2017年）延世大学→（2022年）7つの大学（予定）

¹³¹ （2017年）17の大学院→（2018年）17の大学院→（2021年）30の大学院（目標）

図13<特許技術の移転・事業化における協業体系>



この他にも民間中心のIP金融を高度化する政策の一環として、優秀な特許を保有しているスタートアップに対するIP投資と商標関連プロジェクトに対する投資を強化し、IP価値評価の専門領域への特化及び信頼性向上を推進し、技術信用貸付の品質改善と技術基盤投資の拡大によって民間中心のIP金融のためのインフラを構築する計画である。

2) 第四次産業革命への対応及び新産業の創出に向けた強力なIPの確保

(1) 推進背景及び目的

第四次産業革命の時代を迎えて世界の主要国及び企業が新技術のIPを確保するために激しく競争を繰り広げている今、IP戦略に基づいた政府のR&Dを通して第四次産業革命に関わる新技術分野の源泉特許及び核心特許を先んじて獲得することが非常に重要になっている。しかし、政府のR&D予算¹³²の持続的な増加と特許の量的成長¹³³に反して、優秀特許の割合¹³⁴は伸び悩んでいる。また、市場を先取りするために国際標準がより重要となっている中、韓国は標準特許のシェアが世界5位であるにもかかわらず、第四次産業革命の技術と密接に関わるICT分野の特許使用権において赤字が続いている。公共研究機関の研究成果は特許出願件数に比べて活用率が低く、公共研究機関の体系的なIP戦略策定と特許管理の強化も求められている。

人工知能、ビッグデータ、3Dプリンターといった新技術の発展により新たに台頭する著作権をめぐる争点についての検討を通して新技術・新産業に対するIP保護体系を整備し、デジタル環境下でのソフトウェア知的財産権の保護体系を改善することが急がれている。同時に、ソフトウェア著作権侵害の流行多様化に合わせて紛争解決のために専門人材を拡充して取り締まりを強化しなければならない。また、技術革新の原動力としての特許の重要性の高まりに合わせて特許無効率を下げるための審査品質の改善が必要であり、審決・判決の一貫性及び迅速性を向上することでIP紛争解決システムを先進化させなければならない。

¹³² 政府のR&D予算：(2011年) 14.8兆→(2013年) 17.1兆→(2015年) 18.9兆→(2017年) 19.5兆→(2018年) 19.7兆

¹³³ 政府R&Dによる国内特許登録件数：(2010年) 4,641件→(2015年) 14,975件→(2016年) 16,670件

¹³⁴ 優秀特許の割合(2012年～2016年)：(政府R&D) 27.3%、(民間R&D) 35.4%、(外国人) 43.1%

(2) 推進課題の主要内容

R&Dの全周期に対する特許ビッグデータ分析を通して未来の有望技術を発掘して国家の特許先取り戦略を提示し、第四次産業革命技術に関する大型R&D事業団や保健医療分野のR&D事業団などのIP成果の管理強化を推進していく。標準特許を確保するために新技術分野におけるR&D段階別の標準特許確保戦略を支援し、標準特許エコシステム活性化のためのDB、専門紙などのインフラを構築する予定である。また、国内技術の国際標準化を誘導するために特許庁を中心とした国際標準対応体系を構築して国際標準化機構における主導権確保の基盤を作り、民間フォーラムを支援して国際標準化分野の専門家を育成していく。出捐（研）別の特性に合ったIP経営戦略を策定して出捐（研）の技術移転専門担当組織（TLO）の推進力を強化して特許出願及び未活用特許に対する体系的な管理を集中的に支援していく予定である。

新技術分野のIP保護体系を構築するために、未来の著作権環境に合った著作権法制度の概算方向を研究し、ビッグデータ産業を活性化するための著作権法改正を推進する予定である。特にソフトウェア著作権の保護を強化すべく、オンライン上の特許技術を含むソフトウェアの保護体系を構築して特許審査の充実化に努めていく。同時に、正規品ソフトウェアの使用を奨励し、オープンソースソフトウェアの活用基盤を構築してオープンソースソフトウェアのライセンスコンサルティング、専門教育課程の運営を通してオープンソースソフトウェアの活性化を支援する計画である。また、著作権調停制度の運営及び広報を強化してソフトウェア紛争に関する専門鑑定機能を強化することでソフトウェア紛争の解決に必要な専門人材を拡充し、取り締まり強化を推進する。

特許権の信頼性・安定性を高めるために質の高い審査を実現し、IP紛争解決システムを先進化させていく予定である。まず、第四次産業革命の核心分野ごとに専門担当審査組織を整備し、審査人材やインフラを拡充することで質の高い審査力を強化する計画である。例えば、AI、ロボット、生命工学といった先端技術分野別の高度な理工系人材の審査官採用拡大や中国の特許文献引用¹³⁵をサポートするための中・韓機械翻訳辞典の拡充などがある。

特許紛争を迅速に解決するために迅速な審判制度を持続的に管理し、知的財産権侵害事件について裁判所と特許審判員との間での提訴通知や審判情報共有の活性化を推進し、遠隔での映像口述審理システム¹³⁶を活性化して特許審判の品質を向上する。

3) 起業と中小・ベンチャー企業の成長に必要なIP競争力の強化及び公正な秩序の確立

(1) 推進背景及び目的

新しい産業・ビジネス・雇用を創出するためには、創意的なアイデアや技術を基盤とした革新型の起業¹³⁷を活性化させることが重要である。同時に、スタートアップの特許競争力を強化するために、企業ごとのニーズに合わせて支援の時期・規模・内容などを柔軟に変

¹³⁵ 中国特許文献引用件数（件）：（2013年）197→（2014年）436→（2015年）1,213→（2016年）2,666

¹³⁶ 遠隔での映像口述審理の開催件数：（2015年）189件→（2016年）248件→（2017年）272件

¹³⁷ 米国の革新型起業率は54%と、韓国（21%）の約2.6倍（2016年、現代経済研究院）

える必要がある。特に、保有IPの有無はスタートアップの生存を決める核心的要因であるため、源泉特許確保のためにIP戦略に基盤を置いたR&Dが必要とされる。特許紛争に伴う費用もまた、中小企業やベンチャー企業にとって大きな負担となるため、その支援が必要な状況である。

一方、産業の高度化に伴い優秀な技術や発明の多くは企業・研究所・大学によって開発¹³⁸されるようになった今、職務発明制度を広めるための支援拡大と認識改善が必要である。また、適切かつ合理的な補償体系の構築を通して革新活動をより一層奨励する必要がある。同時に、公共分野における職務発明制度の活性化も必要である。

中小・ベンチャー企業が成長するためには、まず先にIPを保護できる公正な経済基盤が構築されなければならない。大企業や競合他社などによるアイデア・技術の奪取は起業準備者や中小・ベンチャー企業の成長基盤を蝕み、技術開発に対するインセンティブを減退させる要因になるため、アイデア・技術奪取に対する処罰のレベルを高めて下請取引などにおける不正行為に対する監視を強化しなければならない。同時に、技術流出といった被害事件に対する迅速な対応システムの整備や、中小企業が自ら技術を保護できるような対応力の強化が必要である。

(2) 推進課題の主要内容

スタートアップ特許バウチャー事業を施行して第四次産業革命に関わる技術・IPに基盤を置くスタートアップがIPサービスや機関を自由に選択して利用できるように支援し、IPを基盤とした起業を促進すべく起業段階別の支援を強化し、保健産業のIPを基盤とした起業及び大学での起業を支援することを計画している。同時に、第四次産業革命の核心分野や技術分野別のIP-R&D支援を強化して、企業を対象にR&Dの全周期におけるIP戦略の策定を支援する予定である。革新スタートアップ企業のR&D成果や事業化成功率を向上させるために中企部と特許庁が共同でIP-R&D共同事業を推進し、中小企業の需要に基づいたR&Dを活性化させて標準特許強小企業の育成事業を進める予定である。また、中小企業特許共済事業と紛争対応コンサルティング及び訴訟保険の支援を通じて資金事情が劣悪な中小企業のIP関連費用を支援する予定である。

職務発明制度を広げるために、職務発明補償の優秀企業として認証された中小企業が関連事業に参加した際には加点を与え、「特許料などの徴収規則」を改正して特許料減免の延長を推進する方針である。さらに説明会を拡大開催して広報動画と職務発明規定標準モデルを配布して専門家フォーラム開催、職務発明に関する最新の判例調査・分析などを通して職務発明制度に対する認識を改善していく。この他にも、国家が公務員に対して職務発明の継承意志を通知しなければならない期間を明示し、公務員による職務発明の申告や秘密維持義務の履行を促す方策を設けるなど、公共分野の職務発明制度を活性化する計画である。

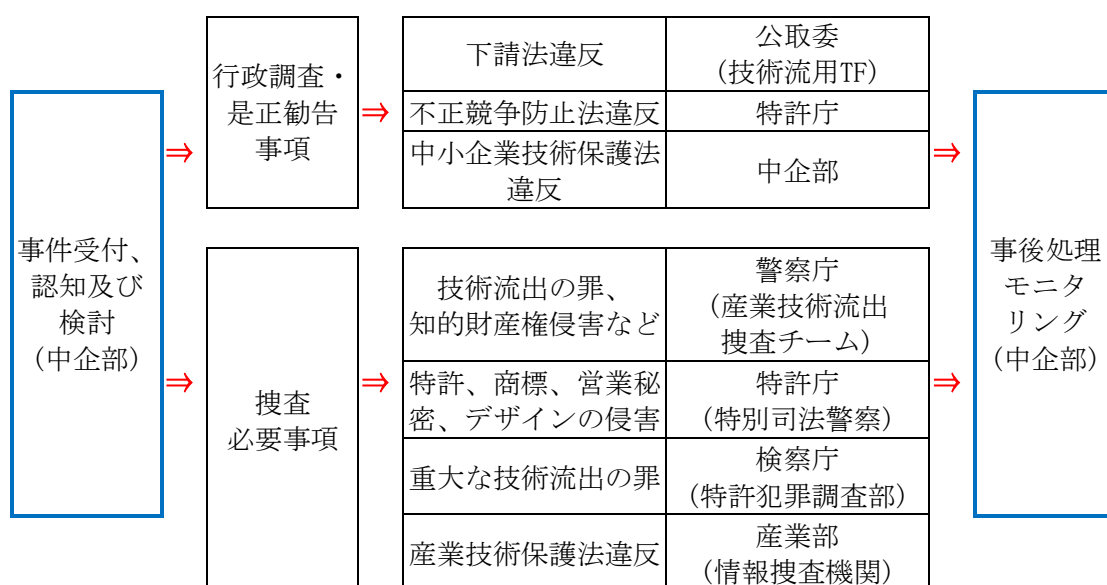
中小企業の営業秘密の保護を強化するためには、スタートアップ・ベンチャー企業などに対する任置手数料を減免、標準下請け契約書に技術任置制度の活用規定を拡大導入し、大

¹³⁸ 直近5年間（2012年～2016年）における国内特許出願件の約80%が職務発明に当たる。

企業と中小企業間での秘密保持契約締結を義務化して技術奪取の慣行を根絶していく。不正競争行為を、取引過程でのアイデア奪取・使用と売り場内外の装飾など営業提供場所の外観に対する侵害として拡大規定し、技術奪取に対する懲罰的損害賠償を設けることで不正競争行為に対する処罰及び行政措置を強化し、不公正行為に対する監視及び調査を強化する予定である。同時に、中小企業の技術保護及び契約スキル向上のためのコンサルティング、教育などを提供する計画である。

また、中小企業の技術流出に対する迅速な対応体系も整備していく。検察・警察など捜査機関や中企部、公取委、特許庁といった関係部処との協力を通して被害事件を迅速に解決し、捜査人材の専門性を強化するために法務研修院での教育を実施して特許捜査諮問官の定員を確保していく。また、中小企業の技術紛争調停・仲裁制度及び産業財産権紛争調停委員会を活性化させていく計画である。

図14<中小企業の技術奪取を根絶する事件処理フロー>



4) デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築

(1) 推進背景及び目的

近年、コンテンツ産業の成長と共に著作物の収益分配と流通構造における不公正という問題が台頭し、新しいタイプの著作権侵害が増加している。そのため、分野別・取引類型別に著作物標準契約書を細分化して制定し、コンテンツ産業の不公正な慣行を是正してきたが、現場に定着させるためには持続的な努力が必要である。同時に、違法コピー品の流通経路とプラットフォーム¹³⁹の多様化や、新たな侵害の類型に対応するためのシステムの整備が急がれている。

コンテンツ輸出¹⁴⁰の増加に支えられる形で韓流が拡散し、オーストラリアやカナダ、中国といった国々とのFTA締結により韓流コンテンツの保護規範も強化されているが、主要な韓流進出国の知的財産権保護水準は未だに低く、韓国の権利者が著作権に対する正当な補償を受けられていない。

活用度が高い自由利用著作物の拡大、及びアクセシビリティや利用の利便性向上を通してオンライン上の著作権利用を活性化する必要があり、コンテンツ企業への金融機関の投資及び融資のインセンティブを拡大してコンテンツ産業の育成を支援することが重要である。

韓流コンテンツのグローバル進出に関しては、韓流進出が中国・日本に偏っており政治・外交的な対外要因の影響を受けるという不安定さがある。この問題を解決するために、韓流コンテンツの進出国家を多角化する必要があり、韓流コンテンツが海外市場を攻略するために現地の著作権情報を提供し、登録・流通・契約・マーケティングといった市場進出の全過程におけるサポートを拡大する必要がある。

(2) 推進課題の主要内容

権利者に正当な代価が還元される環境を構築するために、創作者、関連機関を対象に標準契約書についての教育及び広報を実施し、デジタル著作権取引所を通じた著作権利用許諾契約と公共機関及び政府支援事業の遂行時における標準契約書の使用義務化を実施する。商業用音盤の公演権範囲を拡大して音源伝送使用料、及び教科用図書に対する創作者の収益拡大を推進し、コンテンツ公正共生センターを運営してコンテンツ産業における不公正行為を是正する。

デジタル著作権侵害対応体系を先進化させるために24時間侵害対応総合状況室を運営し、「権利者の保護要請に基づく侵害事実の通知手続き」を導入するなど総合対応体系を構築し、違法コピー品流通のモニタリング、不法サイトへの接続遮断、違法コピー品の広告による収益の遮断などを通してオンラインでの違法流通への対応を多角化する。

海外の著作権保護に関しては、著作権海外振興協会を本格的に運営して官民協力事業を推

¹³⁹ モバイルでの違法流通：（2015年）3.7億件→（2016年）4.4億件（2017著作権保護年次報告書）

¹⁴⁰ （2015年）56.6億ドル→（2016年）62.1億ドル→（2017年）67.4億ドル（過去3年間で年平均9.1%増加）

進し、韓国の権利者と現地の流通業者との間での協力を支援する海外著作権センターを中心としたキラーコンテンツの重点的保護及び法律相談を支援するなど、官民協力下の海外著作権保護体系を構築する。同時に、主な韓流進出国と著作権協力MOUを新たに締結して中国、日本、タイ、フィリピン、ベトナムなど5ヶ国それぞれと二か国間での著作権フォーラムを開催する予定である。この他にも、北米、ヨーロッパといった先進市場や中南米、中東といった新興国市場とのネットワークを構築し、FTA交渉と履行の点検を通して海外著作権保護基盤を強化する計画である。

デジタルプラットフォームを活用した著作物の利用を拡大するために、デジタル著作権取引所を通して著作権DBを統合・連携し、著作物利用のワンストップサービスを提供する。民間で利用可能な自由利用著作物を発掘し、その著作物の情報を整理・補完してキュレーションサービスを提供、及び海外サイトとの情報連携を通して質の高い自由利用著作物を拡大し、アクセシビリティの向上を図る。

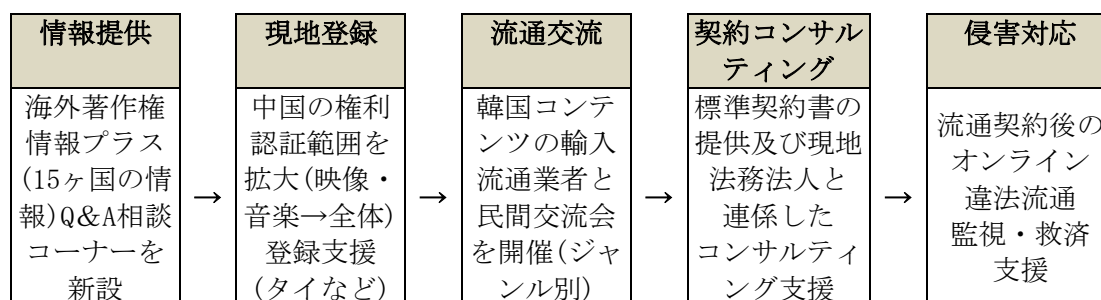
新技術トレンドに合った次世代コンテンツを生み出すために、既存のキャラクター・漫画などを他のコンテンツに創り変える事業やVRコンテンツの製作、ICTといった先端技術を活用した地域内の優秀コンテンツの創作を支援する計画である。さらに、コンテンツ価値評価の対象分野¹⁴¹を拡大し、金融機関によるコンテンツ関連の融資への支援を推進する。また、国費出願及び金融機関との協約を通して新規保証の財源を確保し、保証書発行時の評価を強化して四半期ごとにモニタリングするなど、リスク管理に注力しながらスタートアップ企業への支援比率を50%以上に維持することでコンテンツ産業の育成を強化していく。

韓流コンテンツについては、東南アジア、中南米といった新規市場を開拓するために政府・民間の協力を強化して現地マーケティング及びオンライン輸出マーケティングを支援する計画である。また、コンテンツの海外進出戦略に合わせて海外著作権センターの整備案¹⁴²を模索する。海外著作権センターが中心となって中小企業の海外進出から契約締結、侵害対応までをパッケージで支援し、海外著作権の管理及び侵害対応マニュアルや標準契約書を提供し、各国の著作権法制、登録制度、侵害対応といった著作権情報を提供する計画である。さらに、韓流の良いイメージを広めるべく双方向での文化交流を実施し、現地進出企業と連携して韓流スターのプロボノによる文化芸術教育といった社会貢献活動を推進する予定である。

¹⁴¹ (2017年) 4分野 (映画・ゲーム・放送・アニメ) → (2018年) 5分野 (映画・ゲーム・放送・アニメ・公演)

¹⁴² (現行) 中国+3ヶ国 (タイ・ベトナム・フィリピン) → (改善) フィリピンにあるセンターをマレーシアかシンガポールのどちらかに移転・整備することを目標に、事前に妥当性の調査を実施

図15<海外著作権の合法流通支援の流れ>



5) グローバルなIP対応力の強化

(1) 推進背景及び目的

海外依存度が比較的高い韓国経済の特性上、中小企業の輸出拡大に向けたグローバルIP対応力の強化が重要となる。特に、消費者は製品の個別IPを識別するというよりは特許・デザイン・ブランドが混ざり合った全体としての商品イメージで認識しているため、IPが融合した製品戦略が必要となる。また、海外で韓国企業に関わる知的財産権紛争が増加¹⁴³しているが、専門性や費用が不足して対応が難しいのが実情である。したがって、在外公館¹⁴⁴及び海外知識財産センター（IP-DESK）¹⁴⁵が中心となり現地での知的財産権紛争の予防及び対応を強化しなければならない。

一方、同一の発明が複数の国家に出願される案件が増加しており、審査品質の向上及び重複業務防止のために国家間での審査協力の強化が求められている。審査領域だけでなく韓国のIP制度の先進化や国際調和のためにも国際協力を強化しなければならない。また、韓国企業が多数進出している新興国及び途上国の多くで、IP制度や専門人材、及び行政システムなどが不十分なために権利確保に多くの時間や財源が費やされていることから、途上国に対するIP行政サービス支援とODAの拡大も必要である。

2017年8月、生物・遺伝資源の国家所有権を認め遺伝資源の利用で生まれた利益の共有を義務化した名古屋議定書が韓国国内でも批准されたことで、公海上の海上遺伝資源に対するIP共有の主張が広がっており、生物・遺伝資源に関する新たな国際規範への対応強化が急がれている。新品種の開発と保護の面では、これまで国を挙げて「ゴールデンシード（Golden Seed）プロジェクト」を推進し新品種育成の基盤を設けてきたが、輸出市場の拡大といった成果が出るにはさらなる努力が必要である。さらに、品種保護制度の運営機

¹⁴³ 韓国企業と外国企業間の国際特許紛争の件数：（2009年）154件→（2013年）342件（特許庁、韓国知識財産研究院、韓国企業の海外知的財産権紛争実態調査、2015）

¹⁴⁴ 知識財産基本法第24条（外国での知的財産保護）及び同法施行令第20条（外国での知的財産保護）は海外で知的財産権の侵害が発生した時の在外公館長の役割を規定している

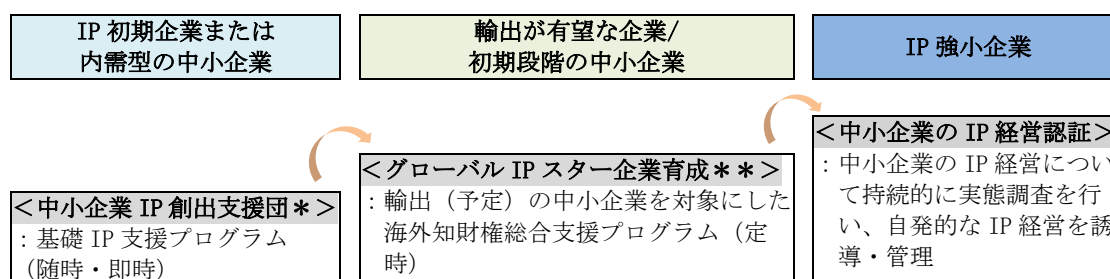
¹⁴⁵ 海外での韓国企業の出願支援、知的財産権の確保・保護についての相談を実施（中国など8ヶ国14ヶ所、2018年）

関¹⁴⁶が各部処に分かれているため、審査品質を標準化するために運営効率を高める必要がある。また、保護登録品種を増やすとともに種子紛争への対応システムを強化することが重要である。

(2) 推進課題の主要内容

中小・中堅企業の海外市場進出を促進するために、特許だけでなく製品開発からデザイン・ブランドまでを融合したIP総合戦略を支援し、製品と融合したICT基盤サービスまで考慮した「製品-サービス融合IP戦略支援」を新たに推進する予定である。同時に、中小企業のグローバルなIP対応力を強化するために、輸出が有望・初期段階の中小企業を対象に海外知的財産権総合支援プログラムを提供し、優秀なIP経営企業を公認・管理することでIP強小企業を育成していく。

図16< 中小企業のグローバルなIP対応力強化のための支援体系 >



海外での韓国企業の知的財産権紛争に対する効果的な対応を支援するために、IP-DESKを中心として、海外知的財産権紛争の予防及び対応を強化する。現地の協力ローファームの専門人材を活用するなどIP-DESKの専門性を向上させ、IP-DESKが未設置の地域では知的財産権保護説明会を開催し、警告状を送付するなどの対応を支援する。また、在外公館における現地の知的財産権侵害への対応支援を強化するための方法として、海外の知的財産権支援機関と協力して韓国企業にIP保護・侵害の対応手続きを伝播し、知的財産権侵害の相談があった際には権利救済のための支援を強化する予定である。商標ブローカーや偽造品に対応するためには、海外オンライン偽造品モニタリングといった予防及び早期対応措置を強化し、海外の税関職員を対象にK-Brand識別セミナーを開催するなど国内外の協力を強化する計画である。

審査品質向上のために主要国との間での審査協力も強化する。特に中国など出願規模が大きい国を対象に特許共同審査（CSP）を拡大し、五庁（IP5）間でのPCT協力審査を推進して、主要国と特許制度及び審査実務調和のための協力を続け、審査官の交流を一層活発化させる計画である。同時に、韓国のIP制度を先進化してグローバルIPイニシアチブを掌握するために世界知的所有権機関（WIPO）の運営に積極的に参加して地域事務所の韓国誘致を推進する計画であり、WIPO、WTO、APEC、CPTPPといった国際機構及び地域協議体で提起されるグローバルIP 이슈にも主導的に対応していく。この他にも、新興国、途上国を

¹⁴⁶ 国立種子院（農作物）、国立山林品種管理センター（山林）、水産植物品種管理センター（水産）

対象に韓国型の特許行政サービスを普及させ、WIPOなどの国際機構と協力してグローバルIP教育コンテンツの開発・拡散を推進し、IP-ODA事業をより一層体系化させていく計画である。

生物・遺伝資源の保存及び管理体系を強化するためには、研究成果から導き出された獣医遺伝資源などの寄託を受けて体系的に収集・保存し、山林生命資源のGene Bankを運営して資源の特性をDB化し、体系的に管理していく。また、文献調査などを通して生物資源に対する伝統的知識を探索・発掘し、生物資源情報の公開拡大及び生物標本レンタルサービスの運営などを通して生物資源の活用性も高めていく。海外の生物資源を確保するために、生物資源が豊かな7ヶ国と生物多様性共同調査を実施し、国外の関連機関とMOUを締結するなど国際協力を強化する計画である。

名古屋議定書の主な履行事項を盛り込んだ「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益共有に関する法律」の本格施行(2017年8月)を受け、認識の引き上げ及び広報を拡大する。まずは、遺伝資源情報管理センターを運営して広報を強化し、生命資源情報サービスを通して海外の遺伝資源へのアクセスや利用時の処理手続きについて案内を実施する。また、遺伝資源の利益共有に関するガイドラインを設けるための研究も進める予定である。

最後に、薬用作物優良品種を育成し育種技術を開発して山林分野の新品種育成を促進するために、現場訪問コンサルティングや教育及び広報を実施し、ゴールデンシードプロジェクトでは海洋水産新品種R&Dを推進する計画である。品種保護制度の運営効率を高めるために運営機関同士の業務協力を強化し、品種識別分子マーカーの開発及びDNA DBの構築などを推進する計画である。また、品種審査基準となる種別特性調査要領を制定・改定するなど審査体系の改善及び専門性の強化を進めていく。この他にも、保護品種の無断流通を予防するために現場コンサルティング・教育などを実施して、特別司法警察などの取り締まり及び司法処理を強化する方針である。

6) IP尊重文化の拡散及び基盤構築

(1) 推進背景及び目的

技術と産業が融合・複合し、雇用形態も変化していく第四次産業革命の時代には、チャレンジ精神やクリエイティビティーを備えた人材への需要が高まっていくため、青少年へのIP教育を通して未来のIP人材を育成していかなければならない。さらに、模倣品の購入や不法ダウンロードが後を絶たないなどIP保護に関する国民の認識や実践意志はまだ不十分であることから、IP意識を引き上げることでIPフレンドリーな環境を作る必要がある。

一方、地域の競争力を高めるためにはIPの創出・活用・保護を通じた地域の革新をいち早く実現する必要がある。それには、各地域の特性や比較優位に基づいた地域ごとのIP競争力を強化し、IPを基盤にした高付加価値産業を育成することが何よりも重要である。

(2) 推進課題の主要内容

2017年9月より施行の「発明教育の活性化及び支援に関する法律」を受け、体系的な発明教育を推進していく。まず、市・道の教育庁と協力して高等学校の選択科目である「知的

財産一般」の導入校を2022年までに200校まで拡大する予定である。また、体系的な創意・融合型発明教育を行うために、「発明教育統合支援センター」の設置を検討する。企業との関係を通して発明の才能を有する生徒を対象に起業教育を強化し、発明・特許特許性化高校¹⁴⁷を対象に発明・特許の正規教科目と地域協力企業と連携した職務発明プログラムを運営する計画である。

また、国民のIP認識を引き上げるために、公益広告やオンライン広報など広報チャンネルを多様化し、地域知識財産センターを通じて地域企業や起業準備者及び学生、地域住民などを対象にIPについての全般的な教育を実施する計画である。同時に、中小企業のIP認識を高めるために大・中小企業間の協力ネットワーク構築、IP経営ノウハウの共有などを推進し、IPの専門家が企業を直接訪問する「出張型IP教育」を運営する計画である。著作権尊重文化を拡散させるために創作者、学校、公共機関、企業などを対象に出張型著作権教育を提供し、小・中・高校を対象に著作権体験教室も運営していく。この他にも、「知識財産の日」の記念式で知的財産への国民の理解と関心を促進する予定である。

IP専門家のサポートを受けることが難しい地域の中小企業を対象に、地域知識財産センターのIP経営支援団が企業を訪問し障害を見つけて解消するなど中小企業のIP経営能力向上のための支援を行う計画である。さらに、地域中小企業がグローバル市場に進出できるように、ブランド・デザイン開発、金融・海外マーケティング、IP紛争コンサルティングなどのワンストップサービスを提供する予定である。同時に地域ごとのIPに注目して主力特化産業を育成し、郷土・村落企業のIP競争力を強化していくことも予定している。また、地域知識財産委員会を通して地域IPの発展及び制度改善を推進し、地域内のIP保有中小企業同士の交流を拡大、自治体-大学-企業-地域知識財産センターなどが参加する協議会などを通して地域IP協力ネットワークを構築していく。

¹⁴⁷ 全国に6校運営（三一工業高校（水原）、大洗発明科学高校（釜山）、未来産業科学高校（ソウル）、桂山工業高校（仁川）、光州自然科学高校（光州）、西帰浦産業科学高校（済州）

表40<細部課題別主管部処>

推進課題	所管部処
1. IP を基盤にした良質な雇用創出への寄与	
1. IP 専門人材の育成及び起業・就業への連係	
・先導的な「IP 創出」人材の育成を支援	特許庁、文部部
・「IP サービス」人材の専門性強化を支援	環境部、特許庁
・現場中心の「IP 管理」人材養成を支援	特許庁、中企部 産業部
・現場・融合型「IP 人材育成基盤」の充実化	特許庁、文部部 産業部など
2. 民間 IP サービス業及び市場主導型 IP 取引・金融の活性化	
2-1. IP サービス業の活性化支援	
・民間主導の IP サービス産業発展のためのインフラを構築	特許庁
・IP サービス業者の海外進出を支援	特許庁
・IP サービスの専門人材を養成	文部部、環境部 特許庁、 教育部など
2-2. IP・技術取引及び事業化の促進	
2-2-① IP・技術取引活動のインセンティブ強化	
・技術取引の税制優遇について広報を推進	産業部
・IP 取引活性化のために仲介を活性化	特許庁、福祉部
2-2-② IP・技術取引・移転及び事業化への後続支援拡充	
・事業化有望技術にさらなる R&Dなどを支援	科技情通部、 産業部、福祉部
・公共機関の優秀な IP の選別・活用を支援し、企業の IP 活用力を強化	特許庁
・政策ファンドを活用して事業化を支援	産業部
2-3. 民間中心の IP 金融の高度化	
2-3-① IP 金融を利用した優秀な IP 企業の支援強化	
・優秀な特許を保有するスタートアップなどへの IP 投資を強化	特許庁
・商標権を基盤とした投資の活性化を誘導	特許庁
2-3-② 民間中心の IP 金融のためのインフラ構築	
・IP 価値評価の専門領域特化及び信頼性向上を推進	特許庁、 産業部、福祉部
・技術信用貸付の質的改善及び技術基盤の投資拡大	金融委
・IP 金融人材の育成及び専門性の向上	特許庁
2 第四次産業革命への対応及び新産業の創出に向けた強力な IP の確保	
3. IP - R&D 戦略を通じた核心技術 IP の先取り	
3-1. IP 戦略と R&D の連係による優秀な IP 創出促進	
・R&D の全周期にわたる特許ビッグデータ分析の支援を拡大	特許庁
・R&D 事業団の IP 成果管理を強化	科技情通部、 福祉部
3-2. 新技術分野の R&D への標準特許戦略の適用強化	
3-2-① R&D - 特許 - 標準の連係推進	
・第四次産業革命の新技術分野における R&D 段階別の標準特許確保戦略を支援	特許庁

・標準特許エコシステムを活性化するためのインフラを構築	特許庁
・中小・中堅企業の国際標準化スキル及び R&D - 標準の連係を強化	産業部
3-2-② 国際標準特許を確保するための対外活動強化	
・国際標準対応体系を構築	特許庁
・国際標準化機構のイニシアチブ確保基盤を構築し、民間フォーラムを支援	科技情通部
・国際標準化活動の専門性と認識を引き上げ	科技情通部、 特許庁
3-3. 公共研究機関の先導的 IP 経営強化	
・各出捐（研）の特性に合った IP 経営戦略の高度化を推進	科技情通部
・出捐（研）技術移転専任組織（TLO）のスキルを強化	科技情通部
・特許の出願及び未活用特許を体系的に管理	科技情通部、 特許庁
4. 新技術・新産業に対応した IP インフラの構築	
4-1. 新技術・新産業の登場に対応した IP 保護体系の整備	
4-1-① 新技術の IP に対する保護体系確立	
・未来の著作権環境にふさわしい著作権法制度の改善方向を研究	文体部
・ビッグデータ産業活性化に向けた著作権法改正を推進	文体部
4-1-② デジタル・ネットワーク環境での SW 知財権保護体系の改善	
・特許技術が含まれた SW のオンライン保護体系を構築し、特許審査を充実化	特許庁
・正規 SW の使用を管理し、違法 SW の根絶を強化	文体部
・オープンソース SW 活用基盤の構築及び活性化を支援	文体部
4-1-③ SW 紛争解決のための専門人材拡充及び取締強化	
・著作権調停制度の安定的な運営及び広報強化を推進	文体部
・SW 紛争に関する専門鑑定機能を強化	文体部
4-2. 特許権の信頼性・安定性向上	
4-2-① 特許無効率を下げる質の高い審査の実現	
・第四次産業革命に備えて審査組織及び審査方式を改編	特許庁
・審査の質向上に向けて審査人材を拡充	特許庁
・審査力強化に向けてインフラを拡充	特許庁
4-2-② IP 紛争解決システムの先進化	
・特許紛争の迅速な解決に向けて特許訴訟・審判体系を改善	特許庁
・特許審判の質向上を推進	特許庁
3 起業と中小・ベンチャー企業の成長に必要な IP 競争力の強化及び公正な秩序の確立	
5. 革新型の起業及び中小・ベンチャー企業の IP 活動への支援強化	
5-1. 中小・ベンチャー企業の IP 活動への支援強化	
5-1-① IP を基盤にした革新型起業の活性化	
・スタートアップ特許バウチャー事業を施行	特許庁
・IP を基盤とした起業を促すために起業段階別の支援を強化	特許庁
・保健産業における IP を基盤にした起業を支援	福祉部
・大学内起業を活性化	中企部、教育部 科技情通部
5-1-② 中小企業への IP - R&D 支援拡大	
・第四次産業革命の核心分野及び技術分野別の IP - R&D 支援を強化	特許庁
・企業を対象に R&D の全周期にわたる IP 戦略策定を支援	中企部
・部処間の協業による R&D 及び IP - R&D 共同事業を推進	特許庁、中企部

・中小企業のニーズに基づいた R&D を活性化	科技情通部、 特許庁、産業部
・標準特許強小企業を育成	特許庁
5-1-③ 中小企業特許共済制度の導入及び訴訟保険の活性化	
・中小企業特許共済事業を推進	特許庁
・紛争対応コンサルティング及び訴訟保険を支援	特許庁、自治体
5-2. 職務発明制度の活性化及び合理的な補償体系の構築	
・職務発明制度の拡散に向けた支援強化及び認識改善を推進	特許庁、自治体
・公共分野の職務発明制度を活性化	特許庁、自治体
6. 中小・ベンチャー企業の IP 保護に必要な公正な経済基盤の構築	
6-1. 中小企業のアイデア・技術保護の強化	
6-1-① 営業秘密保護の強化及び不当な技術侵害の根絶	
・中小企業の営業秘密の保護を強化	中企部、公取委
・不正競争行為の定義拡大と罰則・行政措置の強化を推進	特許庁、中企部 公取委、産業部
・不公正行為に対する監視・調査を強化	公取委、中企部 特許庁
・中小企業の技術保護力及び契約スキルを強化	公取委、中企 部、特許庁
6-1-② 中小企業の技術流出に対する迅速な対応体系の整備	
・関係部処の協力で被害事件を迅速解決	中企部、公取委 特許庁など
・捜査の専門性及び関連機関の協力を強化	法務部
・中小企業の技術紛争調停・仲裁制度を活性化	中企部
・産業財産権紛争調停委員会を活性化	特許庁
4 デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築	
7. 創作者に対する公正な補償体系の構築及び定着	
7-1. デジタルコンテンツの著作権保護体系整備	
7-1-① 権利者に正当な代価を還元する環境の構築	
・標準契約書の利用を拡大	文体部
・商業用音盤の公演権範囲を拡大	文体部
・音源伝送使用料及び教科用図書からの創作者収益拡大を推進	文体部
・コンテンツ産業内での不公正行為を改善	文体部
7-1-② デジタル著作権侵害への対応体系の先進化	
・デジタル著作権保護のための総合対応体系を構築	文体部
・オンラインでの違法流通への対応を多角化	文体部
7-1-③ 海外著作権の体系的保護支援	
・官民の協力で海外著作権保護体系を構築	文体部
・著作権分野での国際協力を強化	文体部
8. コンテンツ産業育成のための制度改善及び輸出先の多角化	
8-1. デジタルプラットフォームを活用した著作物利用の活性化	
・著作物利用のワンストップサービスを提供	文体部
・高品質の自由利用著作物拡充及びアクセシビリティ改善を推進	文体部
・教育著作権の共有・支援体制を構築	教育部
8-2. 新技術トレンドに合致するコンテンツを創出するエコシステムづくり	
8-2-① 良質な次世代コンテンツの創出支援	
・新技術と融合した新たなコンテンツ製作を支援	文体部、自治体

8-2-② コンテンツ産業育成のための価値評価・金融支援の拡大	
・コンテンツ価値評価の適用を拡大して金融機関と連携	文体部
・文化産業完成保証の財源を拡充して制度を整備	文体部
8-3. 韓流コンテンツのグローバル進出支援	
8-3-① 韓流コンテンツ進出国家の多角化	
・新規市場の開拓及び政府・民間の協力を強化	文体部
・海外著作権支援拠点を整備	文体部
8-3-② 海外での韓流コンテンツの拡散促進	
・海外著作権の合法流通を総合支援	文体部
・海外で韓流拡散促進のための支援を強化	文体部
5 グローバルな IP 対応力の強化	
9. 現地対応体系の強化及び国際協力の持続的拡大	
9-1. 海外進出企業の IP に関わる問題の解決支援	
9-1-① グローバル市場進出のための IP 総合戦略支援	
・グローバルヒット商品を生み出す IP 総合支援を実施	特許庁
・中小企業のグローバルな IP 対応力を強化	特許庁、産業部 自治体
9-1-② 現地対応体系の強化（IP-DESK の機能拡大及び専門性強化）	
・IP-DESK を中心とした海外知財権紛争への予防・対応を強化	特許庁
・在外公館の現地知財権侵害対応への支援を強化	外交部
9-1-③ 海外の商標ブローカー及び模造品などに対する対応強化	
・商標侵害・模倣品などに対する予防及び早期対応を強化	特許庁
・知財権に係る水際対策を拡大するために国内外の協力態勢を強化	関税庁
・不正貿易行為に対する調査及び是正措置を実施	産業部
9-2. IP をめぐる国際協力の強化及びグローバルな地位の向上	
9-2-① グローバルな審査協力の強化	
・審査品質向上のために主要国間で審査協力を強化	特許庁
・特許制度の国際的調和及び人的交流を活性化	特許庁
9-2-② IP 国際機構の誘致及びグローバルな IP イニシアチブの確保	
・世界知的所有権機関（WIPO*）への参加拡大及び地域事務所の誘致	特許庁、外交部
・知財権関連の国際協力を拡大し、グローバルイシューを先導	特許庁、外交部
9-2-③ 発展途上国への IP 行政サービス支援及び IP-ODA 拡大	
・韓国型特許行政サービスの海外への普及を拡大	特許庁
・グローバルな IP 教育コンテンツを開発及び拡散	特許庁
・発展途上国への戦略的支援及び IP - ODA 事業を体系化	特許庁
10. 生物・遺伝資源など新たな知的財産をめぐる国際規範への対応強化	
10-1. 生物・遺伝資源に関する新たな国際規範への対応	
・生物・遺伝資源の保存・管理体系を強化	農林部
・朝鮮半島に自生する生物を発掘・管理	環境部
・海外生物資源確保などのための国際協力を強化	環境部、 農林部、海水部
・公海上の海洋遺伝資源に関する新たな IP 規範体制に対応	海水部
・名古屋議定書の履行を推進	環境部、農林部
10-2. 新品種の開発活性化及び保護強化	
・植物及び海洋水産新品種の開発支援を強化	農林部、 海水部、自治体
・品種保護制度の運営を効率化し審査体系を改善	農林部、海水部

・品種保護侵害の予防及び対応を強化	農林部、海水部
6 IP 尊重文化の拡散及び基盤構築	
11. 小中高での IP 教育拡大及び市民の意識改善に向けた努力強化	
11-1. 青少年を対象にした IP 教育の強化	
・小中高校生を対象に発明・特許素養教育を強化	特許庁
11-2. IP フレンドリーな環境づくり	
・IP 意識を引き上げ	特許庁、自治体
・著作権尊重文化を拡散	文体部
・知的財産の日の記念式を開催	知財委
12. 地域の IP 競争力強化	
・地域の中小企業育成を支援	自治体
・地域特化産業の育成及びブランド開発を支援	自治体
・郷土・村落企業の IP 競争力強化を支援	自治体
・IP プロボノを拡大	自治体
・地域の IP 協力ネットワークを構築	自治体

第4章 2018年度国家知識財産施行計画の主要成果

第1節 施行計画の点検・評価体系

1. 概要

1) 目的及び根拠

「知識財産基本法」第10条は、国家知識財産委員会が施行計画の推進状況を点検・評価するとともに履行状況を点検することによって、国家知的財産戦略の推進の効率性・効果性及び責任性を高めるように規定している。すなわち、国家知的財産戦略企画の中核としての国家知識財産委員会が、中央行政機関及び自治体に対して単に所管分野の推進計画の策定にとどまらず、実際、推進計画に基づく課題の推進実績を評価するとともに、その結果を関係機関に通知して今後の政策策定及び執行に反映することができるようにしている。

2) 基本方向

2018年度の国家知識財産施行計画の点検・評価の基本方向は次のとおりである。第一に、各機関別に提出した2018年度施行計画の課題全体を点検・評価し、基本計画の推進成果の全般に対してモニタリングを行うことを基本方針にした。第二に、2018年度施行計画の点検及び評価は「第3次知的財産人材育成総合計画（2018～2022）」に基づく2018年度の人材育成推進実績の点検・評価も含む。第三に、評価の効率性を最大化すべく2018年度の施行計画の課題を重点課題と一般課題に分けることによって、評価結果の信頼性を確保するとともに、評価の精度を図った。第四に、2017年度点検・評価改善方向の履行有無を2018年度施行計画推進実績報告書に記入することで、点検・評価結果の実効性を高めた。最後に評価委員別の評価結果の偏差を最小化し、実効性のある優秀課題を導出するために既存の相対評価体系から絶対評価中心に切り替えた。

3) 評価対象及び範囲

2018年度国家知識財産施行計画の点検・評価の対象機関は計33機関であり、16の中央行政機関（11部・2庁・1処・2委員会）及び17の広域自治体からなる。検討対象の課題は中央部処（細細部課題基準）から105課題、自治体（自治体基準）から17課題である。

表41<評価対象機関>

区分	機関名
関係 中央行政機関 (16)	教育部（人材育成）、科学技術情報通信部、外交部、法務部、文化体育観光部、農林畜産食品部、産業資源通商部、保健福祉部、環境部、海洋水産部、中小ベンチャー企業部、人事革新処（人材育成）、公正取引委員会、金融委員会、関税庁、特許庁
広域 自治体 (17)	ソウル特別市、釜山広域市、大邱広域市、仁川広域市、光州広域市、大田広域市、蔚山広域市、京畿道、江原道、忠清南・北道、全羅南・北道、慶尚南・北道、済州特別自治道、世宗特別自治市

4) 評価体系

中央部処は、5分野（創出、活用、保護、基盤、新知識）に分科を構成して評価する一方、自治体は17の広域自治体別に評価するが、自治体特化型の知的財産政策を考慮して評価する。また、5つの専門委員会への参加を通して政策提言とともに、部処へのフィードバックを強化する。

5) 評価細部事項

まず、指標の単純化に基づいて評価結果は重点課題¹⁴⁸を基準に最優秀、優秀、普通に区分して、中央部処と自治体に分けて評価する。評価の割合は、中央部処は最優秀3%以内、優秀6%、普通91%（細細部課題基準）に区分し、自治体は最優秀1点、優秀2点にする。ただ、評価の信頼性を確保するために評価点数が80点未満の課題が評価の割合上、優秀課題に該当する場合は選定しないようにした。評価後は、国家知識財産委員会に評価結果を上程して、国家知識財産委員会はこれを最終審議・議決する。

表42<評価細部事項>

中央部処				自治体
	重点課題	一般課題	人材育成	重点課題
最優秀	（重点課題基準10%、 細細部課題基準3%）	普通 （改善 必要 事項 導出）	普通 （改善 必要 事項 導出）	最優秀（1自治体）
優秀	（重点課題基準20%、 細細部課題基準6%）			優秀（2自治体）
普通	（重点課題基準70%、 細細部課題基準91%）			普通（14自治体）

6) 改善意見作成及び活用

知的財産政策の改善に向けて110の細細部課題¹⁴⁹及び23の細部推進課題別の改善意見を作成する。まず、細細部課題の場合、課題の成果目標値の適切性、核心技術力及び知的財産の確保、課題遂行結果の活用及び拡散方法の側面から改善意見を作成する。細部推進課題の場合は、基本計画及び施行計画の円滑な推進のために細細部課題の上位単位である細部推進課題の単位（23個）にて総合的な改善意見を提示する。

7) 評価結果活用及び反映

評価結果は関係機関に通知して政策の策定・執行に反映するようにする。具体的には知的財産の財源配分方向及び施行計画の策定などにも評価結果を反映して評価の実効性を確保する。また、知識財産基本法第10条第3項¹⁵⁰に基づき、評価結果の履行事項を点検する。優

¹⁴⁸ 重点課題は知的財産関連予算及び政策的に重要な課題として全体の課題数の30%以内に選定

¹⁴⁹ 105の中央部処、5つの自治体

¹⁵⁰ 知識財産基本法第10条（推進状況の点検及び評価）③第2項に基づいて改善意見の通知を受けた関係中央行政機関の長や市・道知事はその改善に必要な計画を策定して委員会に提出しなければならない、委

秀事例は関係機関に共有・拡散して相互学習及びベンチマーキングなど政策成果の向上の機会として活用する。

8) 政策評価団

評価の専門性・客観性のために知財委の民間委員・専門委員、評価・コンサルティング専門家、IP経営コンサルティング専門家など計38人を評価委員に委嘱した。分科別の評価委員は該当の政策分野の評価課題数を考慮して創出、保護、活用、基盤、新知識など5大戦略及び自治体評価団で構成される。また、分科委員会の評価結果を総合・調整するために、政策評価団長が主宰して6つの分科委員長の参加で運営される政策評価団調整会議を構成した。

図17<政策評価団構成>



2. 評価指標及び指標別評価方法

2018年度の推進実績報告書の①主要内容及び推進成果、②推進日程達成度、③成果指標達成度、④優秀性及び波及効果などの成果を総合的に評価する。自治体の特殊性及び政策推進の状況などを考慮して、中央部処と自治体に分けて評価する。

員会は該当機関が提出した計画の履行状況を点検しなければならない。

表43＜重点課題の評価指標及び評価割合＞

中央部処	配点	人材育成	配点	自治体	配点
推進日程達成度	10	—		推進日程達成度	10
成果指標達成	10	成果指標達成	10	成果指標達成	10
優秀性及び波及効果	40	人材育成優秀性及び 波及効果	40	優秀性及び波及効果	40
推進体系及び 需要対応性	30	推進体系及び 需要対応性	40	市場需要対応	30
改善方向履行実績	10	改善方向履行実績	10	改善方向履行実績	10
問題点及び改善方向	—	問題点及び改善方向	—	問題点及び改善方向	—
計	100	計	100	計	100

表44＜一般課題の評価指標＞

中央部処	配点	人材育成	配点	自治体	配点
推進日程達成度	—	成果指標達成	—	推進日程達成度	—
成果指標達成	—	人材育成の優秀性 及び波及効果	—	成果指標達成	—
改善方向履行実績	—	改善方向履行実績	—	改善方向履行実績	—
問題点及び改善方向	—	問題点及び 改善方向	—	問題点及び 改善方向	—
計	—	計	—	計	—

第2節 6大重点方向12大課題ごとの主要推進成果

1. IPを基盤にした良質な雇用創出への寄与

1) IP専門人材育成及び就業・起業との関係

(1) 先導的「IP創出」人材成長支援（特許庁、文化体育観光部）

特許庁は、標準と特許に対する専門知識を基に関連情報を分析して標準特許確保戦略を策定する専門人材を育成した。これは標準特許専門人材の育成を通して国際標準化過程において標準特許確保の可能性を向上するためである。具体的な推進体系としては、韓国特許戦略開発院より弁理士会、協会・組合、知的財産教育先導大学などの関係機関との協議を通して教育日程とプログラムを確定し、同所属の標準特許専門家が標準特許教育を実施した。

文化体育観光部は、コンテンツクリエイティブ職務の専門人材の育成と融合・複合文化技術ジャンル別の専門人材の育成に重点を置いた。まず、コンテンツクリエイティブ職務の専門人材の育成に向けてコンテンツ産業現場符合型のコンテンツ創作者を育成した。これを通じてコンテンツ分野の創作者予備軍を対象に、各分野の専門家とメンタリングプロジェクト教育を実施し、創作者予備軍の創作能力を強化した。また、教育課程期間中に創作されたプロジェクト（IP）をもってコンテンツ創作者としてデビューできるように支援し、市場の活性化を図った。特に、現場型プロジェクト教育を通して産業現場と学界間での「熟練不一致」による求人求職市場の「ミスマッチ」を解消した。一方、融合・複合文化技術のジャンル別の専門人材の育成に向けてゲーム、漫画（ウェブトゥーン）、アニメ・キャラクター、放送映像コンテンツ産業の従事者を対象に人工知能（AI）、3Dプリンティングなどプロジェクト基盤の未来文化技術教育を実施した（20過程、200人教育）。新技術と文化・芸術・コンテンツと技術の融合に基づくコンテンツ産業の全般を主導する創意的で革新的な人材に対する需要の増加に伴い、冒険的、実験的なプロジェクト教育を通して優秀人材を育成した。

表45<プロジェクト基盤未来文化技術教育課程>

ジャンル	技術	教育課程の例
ゲーム	人工知能、 AR/VR、IoT ロボティクス、 ドローン、ビッグデータ、 3Dプリンティング、 音声認識、 ホログラムなど	・AR/VRゲーム製作技術専門家育成 ・ゲームシミュレーター製作
音楽・公演		・ドローン活用公演技術専門家育成 ・人工知能活用作曲過程 ・プレイリストキュレーター育成
アニメ・キャラクター		・スマート玩具製作 ・キャラクター基盤IoT商品開発 ・データアート（ゲノム漫画、アニメーションなど）
漫画・ストーリー		・オートマタストーリーブック製作 ・人工知能チャットボット
放送映像		・ドローン撮影専門家育成 ・ホログラム映像コンテンツ開発

(2) 「IPサービス」人材専門性強化支援（特許庁、文化体育観光部）

特許庁は、就職していない大学卒業（見込み）者を対象に採用連係教育を拡大した。特に、IPを担当して退職した人材など専門家プールを活用して、現場の実際の需要を反映した実務型カリキュラムを編成し、ノウハウを伝授した。また、未就職青年などを対象にIP調査・分析・翻訳など関連実務教育を実施し、（年間250人規模）IPサービス企業への採用を支援した。このような支援により、教育生の就職効果を向上させ、IPサービス、IP翻訳など現場の需要に応じた教育課程を開発・運営することで企業の専門人材の需要に積極的に対応した。

文化体育観光部は、第四次産業革命関連の新技术の環境の下、著作権問題に能動的に対応すべく著作権専門教育を推進した。新技术分野の教育需要調査を経てオンライン教育カリキュラムを開発し、現場の実務者を対象に新技术の分野別オンライン教育課程（2018年7つの過程運営）を開設・運営した。このような第四次産業関連の現場の実務者及び起業予備軍向けのオンライン教育課程の運営により、未来創意人材を育成するとともに、正しい著作物利用環境の造成に寄与した。

表46<2018年第四次産業関連オンライン教育課程>

区分	課程名	修了者数
1	インターネット従事者のための著作権ノウハウ	22
2	放送従事者のための著作権ノウハウ	36
3	ゲーム従事者のための著作権ノウハウ	13
4	ソフトウェア従事者のための著作権ノウハウ	44
5	キャラクター・デザイン産業従事者のための著作権ノウハウ	21
6	シニア起業家のための著作権ノウハウ	20
7	青少年起業予備軍のための著作権ノウハウ	43

(3) 現場中心「IP管理」人材成長支援（中小ベンチャー企業部、産業通商資源部）

中小ベンチャー企業部は、青年起業士官学校の起業支援過程にIP関連教育（計11回、229人参加）、IP関連特化コーチング（計9回、38人参加）などを実施して青年CEOを育成した。また、国際発明展示会（年2回）に参加して客観的な検証を実施した¹⁵¹。特に、国際発明展示会で金賞を受賞されるなど、今後、製品販路の確保に寄与すると期待される。

産業通商資源部は、重点課題として技術経営専門大学院を開設し、運営を支援することで現場中心の技術経営優秀人材の育成を促進した。教授陣には産業界経歴10年以上のベテランを専任教員に配属させ、そのうちの30%程度は産業界の兼任教授で構成した。教科課程は現場中心型の実務教育科目を編成して修士課程を中心に運営し、必要に応じて博士課程

¹⁵¹ ジュネーブ（2018年4月）及びシリコンバレー（2018年7月）国際発明展示会に参加した。ジュネーブ国際発明展示会では計11社が参加して9社が金賞、2社が銀賞、5社が特別賞を受賞し、シリコンバレー国際発明展示会では計11社が参加して7社が金賞、1社が銀賞、3社が銅賞、2社が特別賞を受賞した。

も運営することができるようにした。教育対象には職務経験者を優先的に選抜するほか、理工系卒業者、又は中小・中堅企業のR&D分野の経験者を優遇した。

(4) 現場・融合型「IP人材育成基盤」充実（特許庁、文化体育観光部、産業通商資源部、教育部）

特許庁は、IP地域人材育成事業、IP教育先導大学、IP専門学位課程、産学官協同型知的財産大会を運営することで、現場・融合型IP人材育成基盤の充実を支援した。

第一に、IP地域人材育成事業として専攻分野の基本知識と知的財産知識を兼ね備えて「教育⇔職務」になるような実務教育を実施した。また、採用連係を図るために就職条件付き三者協約¹⁵²を実施し、IP採用連係キャンプ¹⁵³を開設した。

表47<IP就職教育連合キャンプ>

区分	IP就業教育連合キャンプ
参加大学（9校）	ハンバツ大学、大徳大学、忠南大学、カトリック関東大学、翰林大学、漢拏大学、東西大学、東義大学、新羅大学
参加者数（90人）	108人（学生67人、模擬面接官12人、自治体2人、大学関係者18人など）
主要内容	オリエンテーション、知的財産特講、自己紹介書作成コンサルティング及び添削、就職戦略特講（Ⅰ、Ⅱ）、模擬面接（討論、能力、性格面接）など

第二に、IP教育先導大学を運営した。特に、良質の知的財産能力を兼ね備えた予備R&D人材育成のために先導大学内に知的財産教科と連携した段階別の教育課程と知的財産学位・認証制度を導入・運営した。教科課程には知的財産正規科目を開設し¹⁵⁴、IP基盤多学際間融合教育¹⁵⁵とIP-R&D教育¹⁵⁶を運営するなど、多様な知的財産教育・支援プログラムを実施した。また、知的財産講座を必須科目に指定し、理工系学生だけでなく多様な専攻の学生たちがIP教育を受講することができるようにした¹⁵⁷。

第三に、IP専門学位課程を運営した。企業が必要とする専門教育課程として定着するように理論中心の知的財産教育ではなく、企業の知的財産人材など関連する現職の人材の専門性と業務能力を向上するための教育課程を運営した。

¹⁵² 学校-学生-企業が就職を条件にMOUを締結し、企業が提示した一定の条件を学生が受ける、その学生を採用する。

¹⁵³ 企業と学生の模擬面接、メンタリングなどを実施して採用につなげる。

¹⁵⁴ [正規科目の開設] 1,410のIP講座開設及び45,178人教育（2017年に比べて3%増加）

¹⁵⁵ [多学際融合教育] 105の講座、3,522人教育、知的財産権出願件数374件

¹⁵⁶ [IP R&D教育] 211の講座、297相当の単位、7,027人教育

¹⁵⁷ 金鳥工科大学（「知的財産権」教科教養必須、「産学協同課題（キャップストーンデザイン）」教科、工科大学専攻必須）、東国大学（「技術創造と特許」教科、工科大学専攻必須）、東亜大学（「知的財産概論」教科、工科大学教養必須）など

表48<IP専門学位課程>

区分	大学院の 講座運営数	多学際間 (工学・経営・法学) 融合講座数 (割合)	事例研究及び実務能力 講座数 (割合)
高麗大学	27	13 (48%)	8 (30%)
檀国大学	18	5 (28%)	4 (22%)

第四に、キャンパス特許戦略ユニバーシアード大会を開催し、受賞者を対象にした知的財産リーダー活動プログラムを運営して就業率を上げた。

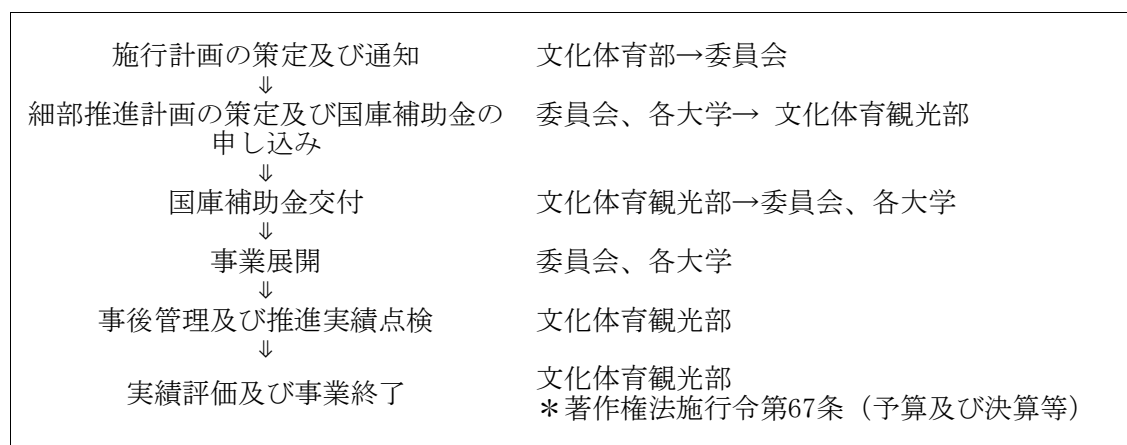
表49<直近3年間の大会受賞者の就業率>

区分	大会での受賞者	教育部工学系列
2016年就業率	81.0%	71.3%
2017年就業率	76.7%	69.4%
2018年就業率	79.4%	69.4%

第五に、大学創造発明大会を開催して優秀な発明アイデアの出願・登録を支援し、知的財産の登録率を上げた。

文化体育観光部は、重点課題として大学と連携してクリエイティブな人材を育成するための著作権専門講座を運営した。慶尚大学、祥明大学、全南大学、弘益大学、淑明女子大学など、5つの協約大学別に著作権専門講座である文化芸術、コンテンツ・メディアなどを開設し、創作・ベンチャー・起業関連大学(院)生を対象に教養、又は専攻講座として運営した。このように大学過程の(予備)創作者などを対象にした著作権教育を実施して著作権能力を強化し、青少年以降の生涯周期別のIP人材成長に寄与した。(2017年24講座→2018年26講座を運営)

図18<推進体系>



一般課題としては第一に、著作権実務専門家、有名人（作曲家、エンターテインメント事業家など）の招請講演など大学と連係して「著作権開かれたフォーラム」を開催した。¹⁵⁸特に、他のフォーラムとは違って各機関の機関長がパネルとして参加して、機関別の重点課題の推進と雇用創出への連係をテーマに討論を行ったという点に意味がある。

プレスリリース

「著作権保護で雇用創出を」…「著作権開かれたフォーラム」を開催 (聯合ニュース、2018. 11. 22)

著作権の保護から雇用創出の方策を模索する「第29回著作権開かれたフォーラム」が11月22日、瑞草ホワイトヴェールで開かれた。

文化体育観光部が主催し韓国著作権保護院が主管した今回のフォーラムでは、著作権保護院、韓国データ振興院、韓国文化情報院、韓国ソフトウェア著作権協会が参加して「第四次産業革命時代の著作権保護、雇用を創出する」のテーマで膝を突き合わせた。

キム・ジョンミン韓国コンテンツ共済組合理事長より第四次産業革命と雇用をテーマに基調演説が行われ、コ・ジョンミン弘益大学教授より著作権保護を中心に第四次産業革命が雇用創出と経済活動に及ぼす波及効果について講演が行われた。

続いて行われたパネルディスカッションには、ユン・テヨン著作権保護院長、ミン・ギョン韓国データ振興院長、キム・ジョンオプ韓国文化情報院副院長、ユ・ビョンハン韓国ソフトウェア著作権協会会長がパネルの演者として参加した。

第二に、創意融合能力を兼ね備えた核心人材として育成するために、プロジェクト¹⁵⁹基盤の「融合型コンテンツ人材育成過程」を運営した。コンテンツ分野の専門機関、大学などとの協業して2018年は4つのプロジェクトを試験的に運営しており、2019年は15のプロジェクト教育を運営する予定である。

産業通商資源部は、デザイン-工学など多学際間融合及び実務基盤の教育を実施して産業現場にすぐに投入できる融合型デザイン人材を育成した。デザイン融合専門大学院¹⁶⁰とコリアデザインメンバーシップ¹⁶¹を運営することで、修士・博士と地域のデザイン専攻大学生（3、4年生）を対象に実務基盤のデザイン-工学融合型教育カリキュラムを開発しており、産学協力プロジェクトなどを運営した。また、商品企画から試作品製作及びマーケティングに至るまで事業の全周期における体験教育を実施し、青年の学際間融合能力及び実務能力を強化した。

¹⁵⁸ 韓国著作権保護院、韓国データ振興院、韓国文化情報院、韓国ソフトウェア著作権協会共同開催（2018. 11. 22）

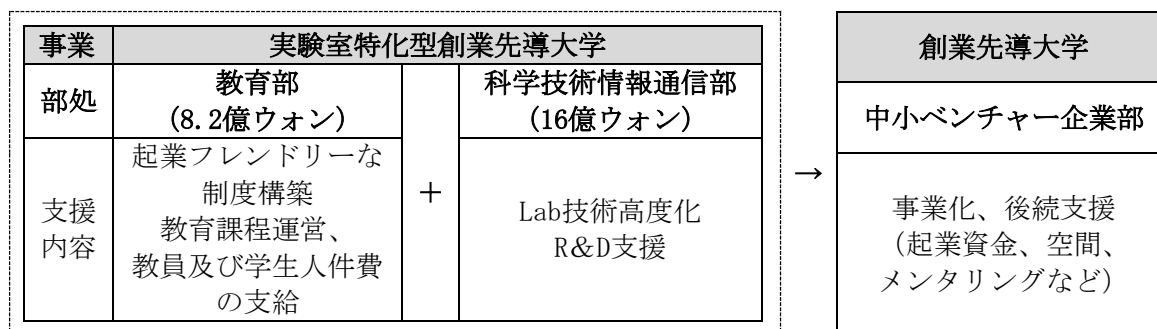
¹⁵⁹ 洪陵コンテンツ人材キャンパスを中心に近隣大学-研究機関-企業協業を通じた融合コンテンツ・プロジェクト運営

¹⁶⁰ ソウル科学技術大学、蔚山科学技術院、韓瑞大学、国民大学、延世大学、韓国産業技術大学、弘益大学の7校

¹⁶¹ 光州、慶北・大邱、釜山RDC、大田KIDP中部センターの4ヶ所

教育部は、現場・融合型IP人材育成基盤を充実するために実験室特化型の創業先導大学を運営した。教育部は、実験室教職員の人件費及び運営費、教育課程の開発・運営費、学生による起業手当てなど実験室での起業インフラ造成を支援した。一方、科学技術情報通信部は、後続R&D資金、有望技術の発掘・事業化モデルの開発・法人設立の準備・ファンディング誘致などを支援した。

図19<教育部・科学技術情報通信部・中小ベンチャー企業部協業課題>



2) 民間IPサービス業及び市場主導のIP取引・金融活性化

(1) IPサービス業活性化支援

①民間主導のIPサービス産業発展のためのインフラ構築（特許庁）

特許庁は、IP価値評価機関を民間中心に拡大し、IP金融連係価値評価の品質向上などを通して民間主導のIP金融を推進した。具体的にはIP価値評価機関を2017年の15機関（民間機関5）から2018年は17機関（民間機関7）に拡大するとともに、約1,000億ウォン規模のIPサービス業の新規投資ファンドを造成するなど、IPサービス市場のインフラ造成を通して企業の知的財産サービスの活用率を上げた。

②IPサービス業者の海外進出支援（特許庁）

特許庁は、国内IPサービス業者が海外市場進出を図る場合、販路開拓に向けて米国、欧州、日本、中国の特許博覧会に共同ブースを設置するなどネットワーク構築を支援した。

③IPサービス専門人材育成（文化体育観光部、特許庁、教育部）

文化体育観光部は、著作権講師・サービス人材プールを高度化した。すなわち、著作権青年講師（175人）、入門・専門講師（129人）、著作権産業現場サービス支援団（104人）など、専門家プールを計408人に拡大して構成・運営した。また、著作権教育団を対象に補修教育及び深化教育を実施することで専門能力の強化に努めた（1月、11月2回）。

重点課題としては、地域著作権センター（江原、京畿、慶北、大邱、大田、釜山、全南、全北、忠北の9ヶ所）の運営人材を対象に重点教育と補修教育を拡大した（5回、13過程終了）。また、地域の中小企業を対象にSW資産管理コンサルティングを実施した（569社）。さらに、著作権能力の強化に向けて著作権教育を52回実施して2,195人が受講し、957社を

対象に著作権相談を実施して事業化を支援するなど高品質の著作権サービスを提供した。

特許庁は、知的財産の創出、保護、活用を専門的に支援するサービス産業である知的財産サービス業の企業への採用連係教育を実施して知的財産サービスの専門人材の育成を支援している。知的財産サービス分野への就職を希望する未就職大卒者（卒業予定者）とR&D退職人材及び理工系のキャリアが途絶えた女性などを対象に、年間約250人に対して教育を実施している。具体的な教育内容は、知的財産及び関連法制度の理解、知的財産サービス業務の理解など基礎教育からIP情報検索士など、IPサービス分野の専門資格の取得まで支援している。

教育部は、著作権への認識向上の一環として、第一に、小・中学校での体系的な著作権教育と研修過程の運営に向けて「著作権教員専門家養成研修過程」を開発した。小・中学校の教員を対象に、オンライン著作権の認識水準に対する調査を実施し、教員の職能を開発するために段階別の著作権教育課程を開発した¹⁶²。第二に、教育機関の著作物の利用を活性化するために著作権電話相談サービスを実施した。著作権教育の関連法律、ガイドライン、判例など著作権に対する総合情報案内のために、2018年下半年から試験的に実施した¹⁶³。また、「教育機関におけるフォント利用ガイド」（2018年3月）と「小・中学校著作権解説書及びカードニュース（2018年5月）、小・中学校教師のための「著作権事例集（Q&A）」（2018年8月）をそれぞれ作成・配布した。

図20<2018年フォント懸案、適時支援のためのガイドライン及び解説書作成配布>



さらに、小・中学校の教育用に、盗作予防教育と出所表記に対する学習を指導するために小・中の段階別のガイドラインと関連授業の資料を開発した。国内外の教育機関の盗作審議基準と運用実態を分析して小・中学教育に適合した出所表記の基準を作成した。

¹⁶² 教育課程（3種）：基礎課程→深化課程→講師育成課程

¹⁶³ 電話サービスは既存のエデュコールセンター（1544-0079）と連係して常時サービス体制を維持（相談者→エデュコールセンター→専門家答弁書の作成→答弁書のメール送付及び電話による追加案内）

(2) IP・技術取引及び事業化促進

①IP・技術取引活動のインセンティブ強化

i. 技術取引税制優遇に対する広報推進（産業通商資源部）

産業通商資源部は、R&D租税支援制度のうち開放型革新と関連のある、技術移転-レンタル-取得過程での課税特例制度についてワークショップ開催（6月初）、電子メール送付（6月末）、セミナー開催（11月末）、企業広報（9月～12月）などの方法で広報を行った。

ii. IP取引活性化のための仲介活性化（特許庁、保健福祉部）

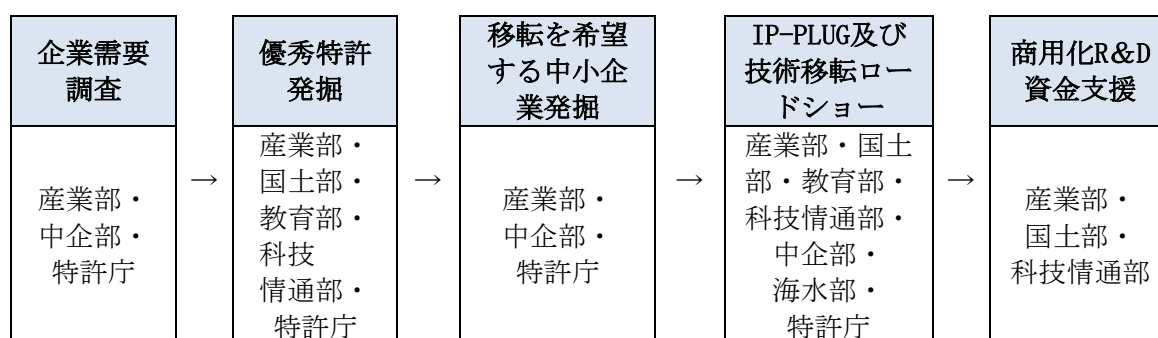
特許庁は、重点課題として第一に、大学・公共研など供給者と企業などの需要者のマッチングを通してIP取引を促進し、後続の商用化を支援した。すなわち、IP需要・供給・投資・仲介者間の知的財産活用ネットワーク（IP-PLUG）を2017年の8分野から2018年は10の技術分野（ビッグデータ・AI、IoT、VR、無人運送、再生可能エネルギー、融合・複合素材、バイオ、スマートヘルスケア、機能食品、知能型ロボット）に拡大した。

第二に、技術分野別の協会・団体及び技術事業化の関連機関と協力し、常時的に市場・事業動向を把握して需要企業を発掘した。具体的にはIP取引協力機関（関連機関、大学・企業など）数は2016年に152機関、2017年に169機関、2018年は203機関に増加した。

第三に、特許技術の導入を希望する個人及び中小企業を対象に、未活用の特許技術の活用を促進するための取引仲介サービスを支援した。特に知的財産の取引件数は2018年度は350件を達成して2017年度の知的財産の取引件数である280件に比べて20%以上増加した。

最後に、有望特許技術が民間に移転された以降、商用化に成功するように産業通商資源部、科学技術情報通信部など他部処のR&BD事業と連携して支援した。

図21<部処間の特許技術移転・事業化協業体系>



保健福祉部は、第一に、保健産業における知的財産仲介の活性化を支援するために、グローバル技術取引市場パートナーリング及び技術協力ネットワークを支援した¹⁶⁴。また、保健

¹⁶⁴ Bio US（米国、4月）、AusBioTech（オーストラリア、10月）、Bio Europe（欧州、11月）など、パートナーリング交流使節団を派遣

産業の技術取引市場の活性化に向けて、BIO KOREA International Convention¹⁶⁵、Inter Biz Bio Business Forum¹⁶⁶をそれぞれ年に1回開催した。

第二に、保健産業関連の知的財産投資協力に関する交流を支援した。Hi Korea Invest Fairを開催して海外進出の医療機関及び国内外の技術ベンチャー企業とグローバル企業、ベンチャーキャピタルとの投資セミナーを通してバイオ特性に合う投資を連係した。また、Invest Fair以降、さらなる企業投資を連係して実質的な投資が行われるように常時モニタリングを実施した。

②IP・技術取引・移転及び事業化に対する後続支援拡充

i. 事業化有望技術に対する追加R&Dなど支援（科学技術情報通信部、産業通商資源部、保健福祉部）

科学技術情報通信部は、企業とマッチングされた事業化有望技術に対し、追加R&Dを支援するなど技術移転、又は直接、事業化を促進した。すなわち、製造業だけでなく試験・分析、研究設備開発など多様な分野への支援を拡大し、R&D環境に対応できる新サービスの発掘を支援した。特にバイオ・ナノ・IoTなど、最近台頭する高付加価値創出産業に対する支援を強化した。具体的には、試作品製作、性能向上など技術事業化に必要な追加R&Dの支援を通して事業化資金と連係し、計50課題（新規24、継続課題26）を支援した。事後管理として、公共研究成果の技術移転など技術事業化の成果を調査して事業推進の効果を分析するとともに、利害関係者（研究者、企業など）を対象に満足度調査を併行することで、今後の事業の改善方策を策定した（年1回）。

表50<主な推進成果>

区分	技術移転の状況		事業化連係支援	備考
	技術移転件数	技術料（億ウォン）		
成果	23件	18.4億ウォン	事業化資金確保支援のために 関連機関協力体系強化	

産業通商資源部は、重点課題として中小・中堅企業に移転された公共研究機関の技術を事業化するための後続の商用化開発を支援した。第一に、企業に移転された公共研究機関の技術の後続の商用化開発のための事業化資金を支援した。計39課題（商用化開発支援33件、基礎研究再発見支援6件）、123億ウォンの規模である。第二に、科学技術情報通信部と産業通商資源部間の協業事業を推進し、企業に移転された基礎研究成果の事業化を支援した¹⁶⁷。第三に、公共技術が企業に効率的に移転・事業化されるように政府レベルの協業¹⁶⁸を

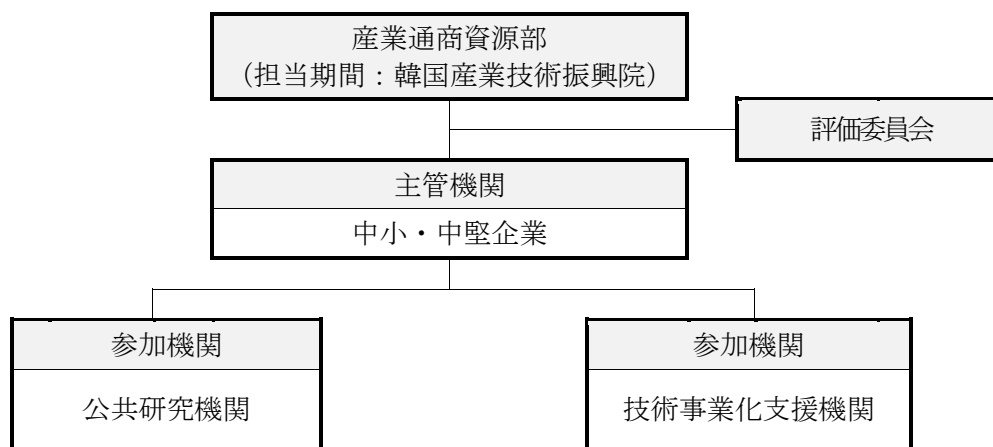
¹⁶⁵ 国内外の保健医療専門家招請講演、企業間ビジネスミーティング、広報展示会運営など技術ネットワークの構築及び取引機会を提供する。

¹⁶⁶ 国内の源泉技術発掘及び情報交流、需要者と供給者を連結するための技術発表、セミナー、パートナーリング、投資フォーラムなどを開催する。

¹⁶⁷ 基礎研究再発見支援：科学技術情報通信部「公共研究成果技術事業化支援事業」を通して開発された基礎・応用技術を「R&D再発見プロジェクト」に連係、後続商用化を開発・支援

通して技術需要・供給者間の出会いの場を設けた。これを通じて2018年度に優秀技術発掘1,061件、技術移転相談165件、技術移転意向書締結67件を達成した。

図22<推進体系>



保健福祉部は、保健産業関連の知的財産製品化のコンサルティングを支援した。保健産業分野におけるR&Dを進める中で特許出願後に製品化を企画する段階にある技術を対象に、製品化・許認可のための専門家によるコンサルティングを支援した。すなわち、計12課題を対象に製品化の企画段階の技術に対して成功的な製品化戦略を策定することができるように、製品商用化に向けたプロトコル及びマニュアルを提供した。これを通じて知的財産権が確保された保健産業分野の優秀技術及び製品に対し、事業化段階のコンサルティングを支援することで、市場進入を促進して知的財産の全周期における支援体系を強化した。

ii. 公共機関の優秀なIP選別・活用支援及び企業におけるIP活用力強化（特許庁）

特許庁は、重点課題として第四次産業革命核心技術を中心に、公共機関の特許を製品単位のポートフォリオを構築して（2018年82件）企業に移転し、事業化などを支援した。

表51<特許ポートフォリオ構築代表事例>

支援機関	事例
成均館大学	技術譲渡意向受付（2017.11）後、FTO（Freedom To Operation）を通じた特許検証後、技術移転（技術料：44億ウォン、移転された特許件数7件）
光州科学技術院	パッケージの特許対象マーケティングを実施するとともに、需要企業から技術完成度の確認の要請があり、試作品を製作して特許検証実施→技術移転（技術料：4.2億ウォン、移転された特許件数1件）

¹⁶⁸ 科学技術情報通信部、産業通商資源部、国土交通部、海洋水産部、中小ベンチャー企業部、特許庁が共同で2018年度に2回にわたって「公共技術移転ロードショー」を開催した。

また、企業の需要がある発明に対して予備需要分析及び技術マーケティングを支援する需要基盤型発明インタビューを60件に拡大した。特に需要基盤型発明インタビューを通して早期の技術移転成果を出しており、これを全体の大学・公共研究機関に拡散させることによって特許未活用率を改善できると期待される。

表52<需要基盤発明インタビュー代表事例>

支援機関	事例
釜山大学	職務発明申告後、仮出願状態で需要企業発掘及びミーティングを実施し、技術移転契約実行（技術料10億ウォン）
国民大学	需要基盤型発明インタビュー制度化に向けて施行指針を改正（2018. 9. 1）し、需要基盤型発明インタビューマニュアル作成

iii. 政策ファンド活用事業化支援（産業通商資源部）

産業通商資源部は、重点課題として新しい産業エコシステムの創出のために、新産業を育成するほか、技術革新型企業らの持続的な成長のためには事業化資金の支援が必要という認識の下、2018年11月、新規技術事業化ファンドを造成した（GIFT、Governmental Industrial Fund for Technology and services）。

表53<投資対象>

区分	支援対象
①革新技术事業化企業	1) 民間技術、又は公共技術（NTBなど）の移転を受けて事業化を図る企業 2) 技術革新型M&A、又は事業再編型M&A推進企業 3) 戦略産業バリューチェーン、又はR&D課題の企業間のSPC、又はM&A 4) 事業化連係技術開発など事業化金融に特化したR&BD課題遂行企業 5) 公共分野の革新需要の活用のために新技术を事業化する企業
②技術金融優秀企業	1) 投資用TCB技術等級が上位5等級（TI5）以上の企業 2) 技術価値評価を受けた企業

(3) 民間中心のIP金融高度化

①IP金融を通じた優秀なIP企業支援強化

i. 優秀特許保有スタートアップなどに対するIP投資強化（特許庁）

特許庁は、重点課題として第一に、IP投資規模を拡大し、IP価値評価を強化した。母胎ファンド（fund of funds）特許アカウントを通してIP専門投資ファンドの規模を2017年の480億ウォンから2018年は約1千億ウォンまで拡大し、特許アカウントの所管ファンドへの投資時にIP価値評価を強化した。特に、母胎組合の特許アカウント投資企業のうち75社がKOSDAQ・KONEXに上場してM&Aに成功した。

第二に、IP出願支援と海外IP収益化などIP直接投資を強化した。優秀な発明とアイデアに対して国内と海外の出願・登録費用などを支援するIP出願ファンドを2018年に20億ウォン

以上造成した。また、大学、公共研究機関、ベンチャー企業が保有する海外特許に対する訴訟など収益化活動を支援する海外IP収益化ファンドを2018年に50億ウォン以上造成した。

第三に、民間投資機関との懇談会（3月）及び投資誘致説明会の開催（毎四半期）、ベンチャー投資人材に対するIP金融教育を実施（4月、10月）するなど、IP投資基盤を造成した。

ii. 商標権基盤の投資活性化の誘導（特許庁）

特許庁は、商標権基盤の投資を活性化するために特許権だけでなく商標権にも投資する約180億ウォン規模の投資ファンドを造成した。また、ファンド運用会社として2社の運用会社を選定して（2018年12月）2019年度から本格的に投資する計画である。これを通じて特許権中心のIP投資を商標に拡大し、優秀ブランド創出、商標権取引、ライセンス活性化に寄与するものと期待される。

②民間中心のIP金融のためのインフラ構築

i. IP価値評価の専門領域特化及び信頼性向上（特許庁、産業通商資源部、保健福祉部）

特許庁は、IP価値評価の専門領域を特化するとともに信頼性を向上させるために第一に、IP金融商品の特性に合わせた価値評価を行った（2018年12月）。すなわち、IP保証融資、IP担保融資、IP投資の特性に合わせた価値評価モデルを適用して評価費用を支援した。

第二に、IP価値評価費用の支援を拡大することで、中小企業がIP価値をベースに金融機関から資金の供給を受けるIP金融を、2017年の3,679億ウォンから2018年の4,537億ウォン規模に拡大した。

第三に、IP価値評価の信頼度を向上するために品質管理協議会を開催して、3段階の評価品質管理体系¹⁶⁹を設けた。

このように特許庁は、IP価値評価モデルを改善して、IP価値をベースに中小企業の事業化資金の調達に寄与した。

産業通商資源部は、技術評価機関の民間指定の拡大を受けて、技術評価機関の技術評価品質の信頼性を確保するために第一に、政府レベルの技術評価品質管理協議会を運営した。2018年5月18日、政府レベルの技術評価機関品質管理協議会を運営して評価報告書を基に外部の品質管理の点検を強化した。すなわち、19ヶ所の技術評価機関の前年度の技術評価報告書の品質を点検し、結果を共有することで品質改善を推進した。

第二に、技術評価機関を対象に技術評価能力強化に向けた教育を推進した。新規指定機関（特許法人ダレ、特許法人ダナ、ECREDIBLE）と技術保証基金などの既存の19機関などから計102人が教育を履修した。

¹⁶⁹ （1段階）発明の評価機関の自主点検→（2段階）発明振興会の品質管理専門担当部処による品質点検→（3段階）外部品質管理審議委員会の運営

保健福祉部は、保健産業分野の知的財産の価値評価を支援するために技術取引の活性化に向けた保健産業の技術価値評価モデルを開発した。また、保健産業分野の中小・ベンチャー企業とスタートアップの27の技術を対象に、技術価値評価モデルを適用して評価した。また、国内の研究機関と企業が依頼した計8の技術を対象に技術価値評価を遂行した。

ii. 技術信用融資の質的改善及び技術基盤投資の拡大（金融委員会）

金融委員会は、第一に、技術信用融資の定着に向けて、外部の技術信用評価（TCB、Tech Credit Bureau）の他にも銀行において自主的な評価能力を強化するように誘導しており、自主的な技術金融レベルの審査の結果、KB国民、企業、産業、新韓、ウリ、KEBハナの6つの銀行は2018年上半期から自主的なTCB評価を全面実施した。「外部TCB評価」→「自主的評価」→「中企信用モデル改善」の過程を通して技術金融の与信システムへの内在化が支障なく履行されていると評価される。

第二に、技術金融投資を拡大した。まず、投資用技術金融評価の拡散に向けて、技術金融投資ファンドを新規造成し、既造成されたファンドで技術金融投資を拡大した。2015年以降、成長はしごファンドを中心に計13,631億ウォンを造成しており、2017年末時点で7,448億ウォンを投資した。また、IP取引及びライセンスなどIP直接投資と収益化を図る特許管理金融会社（NPE、Non-Practicing Entities）型IPファンドの投資を拡大した。1,000億ウォン規模に造成（2015～2025年間運用）して、2018年末時点で優秀なIP、16件に対して738億ウォンを投資した。

iii. IP金融人材育成及び専門性向上（特許庁）

特許庁は、IP金融人材を育成して専門性を向上するために金融研修院、金融投資教育院にIP金融・価値評価講座を開設するなどIP金融・価値評価教育課程を設けた。また、弁理士、会計士、大学教授など外部の専門家からなる専門委員団を構成して特許価値評価の教育コンテンツを開発しており、発明評価機関を対象に計2回のIP価値評価教育を実施した。

2. 第四次産業革命への対応及び新産業の創出に向けた強力なIPの確保

1) IP - R&D戦略を通じた核心技術IP先取り

(1) IP戦略とR&Dの連係を通じた優秀なIP創出促進

①R&D全周期における特許ビッグデータ分析支援拡大（特許庁）

特許庁は、重点課題として特許ビッグデータを分析して未来有望技術を発掘し、国家特許先取り戦略を提示した。すなわち、課題発掘の段階では、第四次産業革命の核心分野などに対して特許ビッグデータ分析を行って政府R&D投資の優先順位を設定するとともに、源泉・標準特許確保戦略の策定を支援した。研究企画段階では、第四次産業革命の核心分野に対する特許動向調査を集中的に支援し、研究企画の前の段階からは研究の妥当性を検証できるように支援した。研究遂行及び完了段階では源泉・核心特許を確保できる分野を選

別することで、大学と公共研究機関が自ら特許戦略を策定できるように支援するほか、研究結果を基に強い特許に設計できるように支援した。最後に、事後管理段階ではR&D課題と関係のない特許成果を提出する慣行を根絶するために、深層検証を実施するとともに、公共機関が保有する未活用特許の診断を行った。

図23<R&D全周期特許ビッグデータ分析支援事業内容>

R&D 段階	課題発掘	研究企画/ 課題選定	課題遂行	課題完了及び 事後管理段階
特許技術 調査分析 事業内容	国家特許戦略 青写真構築・ 活用	政府R&D 特許技術動向調査 研究者中心の戦略 的R&D-先企画支援	大学・公共（研） 特許戦略支援	政府R&D 特許設計支援 政府R&D 特許成果管理

一方、特許庁はオン・オフラインを通してIP-R&Dの方法論を民間に拡散し、専門家を育成した。特にIP-R&D戦略支援事業の参加企業と協力機関のIP実務人材の計1,933人を対象にオンライン教育を実施し、特許分析能力の強化を支援した。また、知的財産教育先導大学（院）生を対象に現場事例中心の需要者集合教育（2週間の合宿過程）の「IP-R&D夏休みキャンプ」を運営して、教育修了生の23人のうち5人が特許分析業界などに就職するなど、予備研究人材の能力向上と雇用創出の成果を上げた。さらに、女性家族部と協業して理工系のキャリアが途絶えた女性を対象に、実務中心の教育を実施した結果、修了生の81人のうち46人が就職する成果を出した。

②R&D事業団のIP成果管理強化（科学技術情報通信部、保健福祉部）

科学技術情報通信部は、第一にグローバルフロンティア事業における研究団の保有成果（技術）の事業化を診断して、標的市場を分析する大型R&DのIPコンサルティングを実施した。

表54<大型R&DのIPコンサルティング実行実績>

コンサルティング 研究団名	実行機関	定量目標
スマートIT研究団	KLP特許法律事務所	・研究団の研究成果分析資料、国内外の環境分析資料、事業化及びIP創出戦略報告書、TBRMアップデート報告書
マルチスケール エネルギーシステム 研究団	H&P国際特許法律事務所	・研究団の成果分析1件、環境分析1件、TBRM高度化3件

ナノ基盤ソフト エレクトロニクス研究団	(株) SIGONG IPC	・研究団の成果分析1件、環境分析1件、事業化及びIP創出戦略1件
知能型バイオ合成研究団	(株) BtoWIN PARTNERS	・研究団の成果分析1件、環境分析1件、研究団総括TBRM 1件、核心技術別TBRM 1件
波動エネルギー極限制御 研究団	特許法人和友	・研究団の成果分析及びIP創出補強戦略1件、環境分析1件、TBRM高度化分析及び事業化戦略1件

第二に、6つのグローバルフロンティア研究団を対象に、中間段階の研究成果（IP）を国内外の技術マーケティングに支援することで研究成果の活用を促進した。

表55<大型R&DのIP技術マーケティング実績>

番号	コンサルティング 研究団	実行機関名	技術移転		備考
			件数	金額（ウォン）	
1	医薬バイオ	始原国際特許法律事務所	2件	10億	
2	実感交流	JOONSUNG特許法律事務所	5件	3億以上	
3	バイオマス	(株) IPON	2件	10億	
4	マルチスケール	(株) ネオリサーチ	5件以上	5億以上	
5	ナノ基盤	株式会社ネビオン	4件	6億以上	
6	波動エネルギー	KLP特許法律事務所	4件	2億以上	

第三に、特許専任担当官を指定するとともに、専門企業に委託してIPの全周期を管理し、特許戦略性を強化した。研究団別の状況に合わせて3つの研究団に対して既存の専門家を「特許専任担当官」（CPO）に指定し、5つの研究団に対してIP専門のサービス企業にCPOの役割を転換・委託した。

保健福祉部は、第一に、保健産業の知的財産の情報提供に向けて、「製薬産業情報ポータル（www.khidi.or.kr/epharmakorea）」を運営して製薬産業の高級情報を総合的に提供した。製薬関連の産業界、学界、研究所など、情報利用者の需要調査¹⁷⁰を行い、国別・分野別の情報を収集して¹⁷¹、拡大¹⁷²した。これを通じて研究者のR&D方向、技術事業化の戦略策定など知的財産の活用の向上に寄与した。

¹⁷⁰ 製薬産業情報ポータルのコンテンツ及びサービスに対する満足度調査に製薬関連産学研の従事者約90人が回答

¹⁷¹ 累積情報構築件数73,068件、製薬産業ニュースレター（隔週）計121回発刊、毎回1万5千人に配布（2018.12.31時点）

¹⁷² アフリカ（2016年）→スイス・ポーランド・ノルウェー（2017年）→ドイツ・ブラジル・アルゼンチン（2018年）

表56<製薬産業情報ポータル>

分類	細部情報	情報構築
グローバル許認可情報	国内外のR&D、非臨床/臨床、インフラ、薬価/保険、許認可情報	52,030
グローバル市場情報	国内外の医薬品市場情報、グローバル展望、市場予測など	1,864
企業ディレクトリブック	グローバルアウトソーシンググループ（CRO/CMO/CSO）、戦略的協力会社、国内製薬企業など	4,184
資料室	振興院の海外支社動向、統計刊行物など	2,008
最新ニュース	国内外の最新ニュース、事業広告、報道資料、行事及びセミナー情報、専門家Insightなど	12,982
計		73,068

第二に、保健産業の知的財産発掘の専門家を活用することができるように支援した。すなわち、「バイオヘルス技術発掘コーディネイティング支援」を通して保健産業分野の事業化有望の知的財産（特許など）を発掘することができるように支援した。医療機関（病院）、大学などを対象に特許専門機関と1対1のコンソーシアムを構成して15の支援課題を選定して支援した。また、研究者インタビュー、技術評価などを通して122件の技術を発掘、特許出願し、延世大学医療院、ソウル牙山病院など12ヶ所の技術（特許）保有機関と技術の委託・受託契約を締結した。

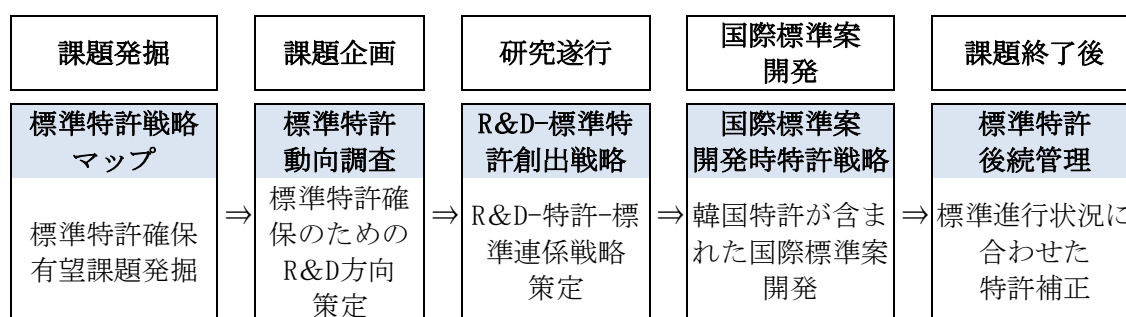
(2) 新技術分野R&Dに標準特許戦略適用強化

①R&D-特許-標準関係推進

i. 第四次産業革命新技術分野R&D段階別の標準特許確保戦略支援（特許庁）

特許庁は、標準特許確保が有望な課題を発掘して標準特許戦略マップを構築し、特許成果物が標準特許として完成されるまで後続管理を行っている（2017年～2022年）。その対象は13大革新成長エンジン分野のうち国際標準と関連性が高い自動運転車、人工知能、ヘルスケアなど10の分野であり、2017年度には1分野、2018年度には2分野（モノのインターネット、自動運転車）を推進した。

図24<R&D段階別標準特許確保戦略>



ii. 標準特許エコシステムを活性化するためのインフラ構築（特許庁）

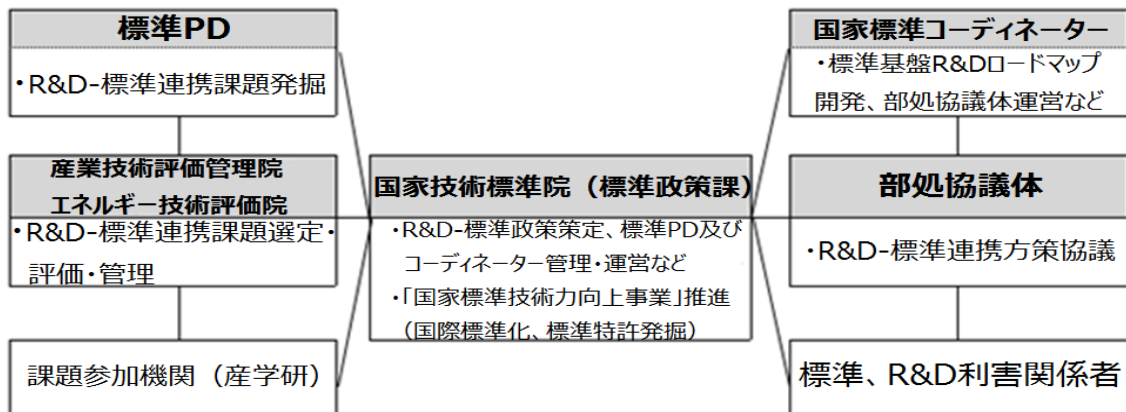
特許庁は、標準化機関などに散在する標準特許情報に対するDBを構築して産・学・研に統計と詳細情報を提供した。また、国民が標準特許に関する最新情報を簡単にアクセスできるように専門紙を分期別に発刊した。

iii. 中小・中堅企業の国際標準化力量及びR&D-標準連携強化（産業通商資源部）

産業通商資源部は、第一に、R&D企画段階から標準化連係が可能な課題を発掘して標準特許の創出及び事業化の基盤造成を推進した。標準PDを中心に産業核心技術開発事業及びエネルギー技術開発事業の標準化連係の課題44件を発掘したが、2018年の目標（60件）には達しなかった。ただし、国家標準コーディネーターの活動によりR&D-標準化連係の活性化に向けた基盤を造成した。また、スマートシティ、自動運転車など分野別の標準基盤R&Dロードマップの開発（3件）と標準化 이슈レポートを開発（30件）しており、政府レベルの協議体¹⁷³を構成・運営した。

第二に、中小・中堅企業が「国家標準技術力向上事業」に参加して開発技術の国際標準を11件提案し、18件の特許を出願した。

図25<推進体系>



②国際標準特許確保のための対外活動強化

i. 国際標準対応体系構築（特許庁）

特許庁は、科学技術情報通信部（国立電波研究院）、産業通商資源部（国家技術標準院）が運営している国際標準対応委員会と連携して、ブロックチェーンなど対応が急がれる緊急性の高い分野を中心に先制的な特許戦略を立てるために、政府レベルの国際標準共同対応体系を構築した。また、標準化機関の日程に合わせて国内特許技術の国際標準化に向けた戦略を年2回以上支援した。

¹⁷³ スマート製造標準開発協議体、スマートシティ多部処協議会、自動運転車標準化フォーラム

図26<推進体系>

部処	科技情通部・産業部	特許庁	科技情通部・産業部
役割	各国の国際標準提案書入手	各国標準提案書に対する特許分析及び対応戦略策定	対応戦略を活用して国際標準化支援推進

ii. 国際標準化機関主導権確保基盤作り及び民間フォーラム支援（科学技術情報通信部）

科学技術情報通信部は、国際標準化機関での主導権確保のために国内の専門家たちが国際標準化機関に議長団として進出することができるように支援した（2018年、139席進出）。その結果、ITU、ISO、IECなど国際正式標準化機関だけでなく、市場の支配力が高いIEEE、3GPPなどの事実上の標準化機関で議長団を確保した。

iii. 国際標準化活動の専門性向上及び認識向上（特許庁）

特許庁は、国際標準化活動に対する専門性と認識を向上させるために、R&D人材及び特許専門家（弁理士）向けの教育プログラムを運営した。これにより国際標準化過程において標準特許の確保の可能性を高めた。

表57<教育プログラム>

支援対象	教育プログラム
R&D人材	・ 核心標準特許確保戦略教育（年中）
弁理士	・ 標準特許専門弁理士養成教育（年2回） - 標準特許請求項作成、標準特許訴訟など実務教育
フォーラム・協会会員会社 予備R&D人材 (大学・大学院生)	・ 標準特許認識拡散教育（年4回） - 標準特許の概念、標準化手続きなど基礎内容教育

③公共研究機関の先導的IP経営強化

i. 出捐（研）別特性に合うIP経営戦略高度化（科学技術情報通信部）

科学技術情報通信部は出捐（研）による実質的なIP経営戦略支援策を導出するために、コンサルティングモデルを設計した。出捐（研）ごとの特性を反映した3つの類型別支援項目を開発し、機関の能力とニーズを考慮した需要中心の支援計画を策定した。

表58<出捐（研）類型別支援項目>

類型A (IP経営導入)	類型B (IP創出・管理活性化)	類型C (IP活用高度化)
<ul style="list-style-type: none"> ・ IP行政・管理コンサルティング ・ IP関連規定コンサルティング ・ IPシステム導入/運営戦略 ・ IP情報調査方向コンサルティング ・ IP教育プログラム戦略 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IP関連規定高度化コンサルティング ・ 保有資産実態調査プロセス/戦略 ・ IP情報活用及び創出戦略 ・ IPポートフォリオ構築方法論/戦略 ・ 侵害モニタリング方法論/戦略 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優秀なIP発掘方法論/戦略 ・ 技術需要発掘方法論/戦略 ・ 技術マーケティング戦略コンサルティング ・ 技術紛争予防戦略コンサルティング ・ 技術移転事後管理コンサルティング

機関別の特性を反映したIP経営戦略の策定支援と一緒に、核心・源泉IP目標をターゲットに設定し、未来市場を主導するIP創出に向けて市場需要中心のIPポートフォリオ構築の支援計画を策定した。これを受けて、国家科学技術研究会は2018年11月、出捐（研）重点主要事業を対象に実用化の可能性が高い事業に対する「出捐（研）BIG事業IPポートフォリオ構築支援事業」をモデル事業として推進した。

また、IP経営戦略コンサルティングの支援の効率性を高めるために出捐（研）の意見を取りまとめた。すなわち、出捐（研）TL0部署長会議（4回）において推進計画を案内するとともに、出捐（研）経営戦略会議（1回）に案件として上程して、IP経営戦略の必要性和今後の計画を共有した。

ii. 出捐（研）技術移転専門担当組織（TL0）力量強化（科学技術情報通信部）

科学技術情報通信部は、出捐（研）戦略型TL0専門家教育を推進した。すなわち、教科書中心の技術事業化・知的財産権実務教育から脱皮し、事例研究と討議を通じた実務中心の創意・戦略型TL0専門家を育成した。

表59<TL0専門家教育プログラム>

区分	入門課程	深化課程
教育対象	新任TL0（経歴3年以下）	経歴TL0（3年以上～職務者級）
教育目的	技術移転職務の流れ理解	グローバル水準の技術事業化 専門能力育成
教育日程	2018. 6. 4～5（2日間）	2018. 3. 22～5. 10（国内4回など）
教育場所	KIRD大田教育センター	KIRD大田教育センター
教育内容	<ul style="list-style-type: none"> -IP企画必要性及び事例 -IP創出及び管理 -技術移転契約基本及び留意事項 	<ul style="list-style-type: none"> -実戦ビジネスモデル実習 -技術移転交渉実習 -出捐（研）起業事例共有 -TL0体系改善点討論 -海外事例ベンチマーキング研修
差別化ポイント	出捐（研）IP - R&D全周期別 基本内容及び事例学習	オムニバス式構成、 教育生の集団知性活用
教育結果	34人修了	106人修了

また、技術事業化の専門資格の取得費用を支援した。技術取引士、企業・技術価値評価士など技術事業化と関連する専門資格取得時の取得費用の一部（教育費用の50%）を支援した。

iii. 特許出願及び未活用特許に対する体系的な管理（科学技術情報通信部、特許庁）

科学技術情報通信部は、特許事前審査を強化して良質の特許が出願されるように特許出願体系を充実させ、5年以上経過した保有特許の等級化管理を推進した。2018年の出捐（研）の特許活用率は35.1%で前年比1ポイント上昇するなど、特許活用に向けた技術需要の発掘、マーケティングなどの活動を積極的に遂行した。今後、機関別のIP経営戦略を導入して、体系的な保有特許資産管理システムを適用することで未活用特許を管理していく計画である。

表60＜特許出願及び未活用特許管理推進体系＞

区分		内容
特許周期	R&D実行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要者中心の課題企画及びIPポートフォリオ構築（企画時に企業家・専門家参加など） ・ 質的成果評価（特許活用率、技術移転など）
	特許出願	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許出願過程の充実 ＊ 専門家検討及び発明者インタビュー義務化など
	特許管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全出捐（研）の定期的な資産実態調査実施 ・ 特許活用方法の多角化（起業、無償移転、信託、寄付採納など） ・ 共同技術マーケティングの定例化（特許パッケージングなど）
IP経営体系導入		<ul style="list-style-type: none"> ・ IP経営戦略の策定及び高度化 - IP経営戦略コンサルティングを通して機関別の戦略導入

特許庁も出捐（研）の特許活用度を高めるために企業需要基盤R&D課題を中心に特許戦略の支援を拡大した。また、大学・出捐（研）の未活用特許を分析・診断して等級別に差別化し管理した。

2) 新技術・新産業対応IPインフラ構築

(1) 新技術・新産業出現に伴うIP保護体系整備

①新技術IPに対する保護体系確立

i. 未来著作権環境に適合した著作権法制度改善方向研究（文化体育観光部）

文化体育観光部は、人工知能、3Dプリンティングなど国際的な議論の水準に合わせて、検討が必要な事案に対して「第四次産業革命と著作権」協議体を構成して著作権上の争点を研究し議論した。協議体は主要技術分野別の学界、産業界の専門家（9人）と文化体育観光部、韓国著作権委員会、韓国著作権保護院の関係者などで構成され、人工知能、3Dプリンティング、ブロックチェーンをテーマ別に計2回開催した。テーマ別の1次会議を通して

分野別の主要技術動向を眺望するとともに、テーマ別の2次会議を通して産業界の利害関係者の意見の取りまとめと討論会を開催した。

表61< 専門家議論実績 >

回	テーマ	日付
1	人工知能の国内外技術動向	2018. 5. 17 (木)
2	人工知能の著作権争点議論	2018. 6. 21 (木)
3	3Dプリンティングの国内外技術動向	2018. 7. 30 (月)
4	3Dプリンティングの著作権争点議論	2018. 9. 7 (金)
5	ブロックチェーンの国内外技術動向	2018. 10. 5 (金)
6	ブロックチェーンの著作権争点議論	2018. 11. 9 (金)

ii. ビッグデータ産業活性化のための著作権法改正推進（文化体育観光部）

文化体育観光部は、ビッグデータの収集・処理時に発生する複製行為に対して著作権の責任免責規定を整備するために著作権法の改正を推進した。現行の著作権法上、ビッグデータの収集・分析などの行為の免責の有無（「公正な利用」該当の有無）は司法府の判断により決定されるため、法改正によって明確性及び法的安定性の確保が可能になると期待される。

②デジタル・ネットワーク環境でのSW知的財産権保護体系改善

i. オンライン上での特許技術が含まれたSW保護体系構築及び審査充実（特許庁）

特許庁は、オンラインで流通されるSWに使われた特許技術に対して、オフラインと同じ水準の保護を提供するための方策を摸索するために文化体育観光部、科学技術情報通信部などSW関連産業・知的財産権の関係部処との協議を通して争点を検討し特許法改正案を導出した¹⁷⁴。

また、SWの審査基準に対する国際的な議論の場のチャンネル構築の重要性を考慮して、2018年に2つの議論のチャンネルを構築した¹⁷⁵。

ii. 正規商品SW使用管理及び違法SW根絶強化（文化体育観光部）

文化体育観光部は、公共部門の正規商品SWの使用に対する認識の向上に向けて、公共機関の担当者を対象にSW管理教育を26回にわたって実施して、計2,039人が受講した。また、公共機関での正規商品SWの使用を活性化するために全国の29の公共機関の役職員1,734人を対象に訪問教育を実施した。

¹⁷⁴ 2018年、統一された政府案を導出（国務調整室を通じた合意（制度課-450（2018.3.23））及び発議（2018.5.14ソン・キホン議員が代表発議）

¹⁷⁵ ①米国、欧州、日本、中国、韓国が参加する五庁（IP5）特許適格性ワークショップに参加して（4回目の議題、2018.10.23～25、米国）、各国のコンピュータ発明に関する審査基準を比較し議論、②第10次韓中特許専門家会議に参加して（2018.11.26、中国）コンピュータ発明の特許適格性判断基準について実務的な議論を行う。

iii. オープンソースSW活用基盤構築及び活性化支援（文化体育観光部）

文化体育観光部は、オープンソースSWライセンスに対するコンサルティングの強化により問題点を診断して管理体系の構築を支援した。すなわち、SW開発時に使われたオープンソースSWライセンスを分析して多様なオープンソースSWライセンス（約80種）の遵守事項と企業の環境を分析し、企業におけるオープンソースの正しい使用指針を提示した（50回）。また、計6回にわたって225人を対象に専門教育を実施してオープンソースSWライセンスに対する実務能力と専門性の向上を図った。

③SW紛争解決のための専門人材拡充及び取り締り強化

i. 著作権調停制度の安定的運営及び広報強化（文化体育観光部）

文化体育観光部は、著作権調停制度の安定した運営のためにSW著作権紛争を担当する調停部を運営した。その結果、SW著作物の調停件数は2017年の10件から2018年は36件に増加した。また、釜山で3件の地方巡回調停部を運営することで、地方所在のSW著作権紛争当事者の利便性を高めた。

一方、オンライン調停申請以後の進行状況を案内する機能とセキュリティ要請事項の確認機能を追加するなど、オンライン調停申請システムの機能を改善し利用者の利便性を増大させた。

ii. SW紛争関連専門鑑定機能の強化（文化体育観光部）

文化体育観光部は、SW専門鑑定機能を強化するために鑑定専門家団を拡大し運営した。すなわち、エンベデッド産業及び医療IT産業の発展に伴う鑑定分野を拡大するために関連分野の専門家を追加発掘し、鑑定専門家団の規模が2017年の50人から2018年は67人へと拡大した。

(2) 特許権の信頼性・安定性向上

①特許無効率低減のための高品質審査実現

i. 第四次産業革命に備えた審査組織及び方式改編（特許庁）

特許庁は、第四次産業革命の核心分野別に多様な専門審査官からなる専門担当審査組織の整備を推進した。技術融合・複合化を考慮した協議審査を導入して、産業現場の専門家の知識を審査に活用する産業現場疎通型公衆審査¹⁷⁶を拡大するなど、協力審査を活性化した。また、審査官と先行技術調査員の対面協議によって調査品質を高める審査協力型の先行技術調査を定着させ、特許審査の着手件に対する先行技術調査サービスの件数は2018年11月時点で54.2%水準と、2017年の49.3%に比べて上昇した。

¹⁷⁶（現行）太陽電池、建設など25分野→（改善）AI、IoTなど30分野

ii. 高品質審査のための審査人材拡充（特許庁）

特許庁は、関係部処との協業を通して審査人材の増員を推進した。2019年に審査パート長（10人）及び6階級審査官（62人）など計72人を増員する内容の政府案を最終策定し、2018年12月8日国会本会議で成立した。これにより、第四次産業革命核心技术¹⁷⁷など、出願が急増する分野に優秀な理工系人材（修士・博士級）を審査官として補充する予定である。

iii. 審査力強化のためのインフラ拡充（特許庁）

特許庁は、重点課題として審査能力を強化するためのインフラを拡充した。まず、特許行政にAI技術を適用するために韓国情報化振興院（NIA）及び韓国電子通信研究所（ETRI）と協力して言語処理研究、基礎データ構築などの研究開発を推進している。また、中国特許文献を審査に活用するために中韓機械翻訳辞典を2018年に32万件を構築して累積192万件を達成した。

②IP紛争解決システム先進化

i. 特許紛争の迅速な解決のための特許訴訟・審判体系改善（特許庁）

特許庁は、第一に、審判事件を3ヶ月以内に処理する「迅速審判制度」を持続的に管理した。2015年11月の迅速審判ファーストトラックの導入以降、平均処理期間は99日と集計された（2018年累計）。

第二に、審判当事者の防御負担の減少とともに審判の遅延を防止するために、過度に遅く提出する証拠・主張に対して制限規定を導入する法案を発議した。

第三に、高費用（数千万ウォンから数十億ウォン）と長時間（2～3年以上）が必要とされる特許訴訟の早期解決に向けて審判-調停連係制度の導入に関する法案を発議した。同法案では、現在は紛争当事者が産業財産権紛争調停委員会に申し込んでこそ可能であるが、特許審判で当事者の同意を得て審判長が調停に回付できるように改正した。

第四に、2018年12月に5つの地方裁判所・審判院の実務者協議体を発足し、民事（侵害）裁判所の知的財産権侵害事件に対し、裁判所-特許審判院間の訴の提起を通知するなど審判情報共有の活性化を推進した。

ii. 特許審判の品質向上（特許庁）

特許庁は、特許審判の品質向上のために第一に、特許法院審決取り消し事件に対して類型別・争点別原因を分析して共有した。

第二に、顧客に合わせた審判のために争点の把握に役立つ口述審理/事件説明会の開催を拡大するほか、「遠隔映像口述審理システム」の運営を活性化した。

¹⁷⁷ モノのインターネット（IoT）、人工知能（AI）、ビッグデータ、3Dプリンティング、ロボット、ナノ・バイオ工学など

第四に、第四次産業関連の一部の先端技術分野に対する審判の専門性を高めるために専門審理委員制度の導入を内容とする法案を發議した。

最後に、世界で初めて先進5ヶ国特許審判院が集まって審判分野の国際協力の活性化と審判品質の向上を議論するための特許審判院開院20周年記念国際シンポジウムを開催した。

3. 起業と中小・ベンチャー企業の成長に必要なIP競争力の強化及び公正な秩序の確立

1) 革新起業及び中小・ベンチャー企業のIP活動支援強化

(1) 中小・ベンチャー企業のIP活動支援強化

①IP基盤革新起業活性化

i. スタートアップ特許バウチャー事業施行（特許庁）

特許庁は、変動性が大きいスタートアップを支援するために、スタートアップが必要とする時期に希望するIPサービスを受けられる需要者中心の支援体系をスタートアップ特許バウチャー事業を通して確立した。スタートアップ特許バウチャー事業は、第四次産業革命に関わる挑戦的な課題¹⁷⁸を追求する技術・IP基盤のスタートアップ¹⁷⁹が支援対象となる。

表62<スタートアップ特許バウチャー事業の概要>

バウチャー金額 (自己負担)	小型バウチャー (500万ウォン以内) (現金30%)	中型バウチャー (2,000万ウォン以内) (現金30%)
支援資格	起業3年未満、売り上げ10億ウォン未満	起業7年未満、売り上げ100億ウォン未満
発行/限度	自己負担金納付後発行/年1回再発行可能	
選定周期	年2回（2～3月、5～6月）	
IPサービス項目	国内・海外IP（特許、実用新案、商標、デザイン）権利化、特許調査・分析、特許技術価値評価、技術移転（ライセンス）仲介など *（利用不可）一般法律・会計サービス、バウチャー発行前の利用サービス、IP出願・登録手数料など	

¹⁷⁸ 新しい製品/サービス/工程開発、又は既存の製品/サービス/工程を画期的に改善

¹⁷⁹ 国内に設立された非上場会社（登録された個人事業者又は法人）で起業予備軍は除く。

2018年に同事業を通してスタートアップ110社を選定し、バウチャー183件を発行した。

表63<スタートアップ特許バウチャー発行実績>

区分	企業数	バウチャー数				計
		1次		2次		
		発行	再発行	発行	再発行	
中型バウチャー	20社	20件	12件	-	-	32件
小型バウチャー	90社	40件	31件	50件	30件	151件
計	110社	103件		80件		183件

スタートアップ特許バウチャーは全てのIPサービス分野に使われており、権利化分野は国際出願（PCTなど）の割合が54.1%で過半数を占めた。

表64<スタートアップ特許バウチャー事業の成果>

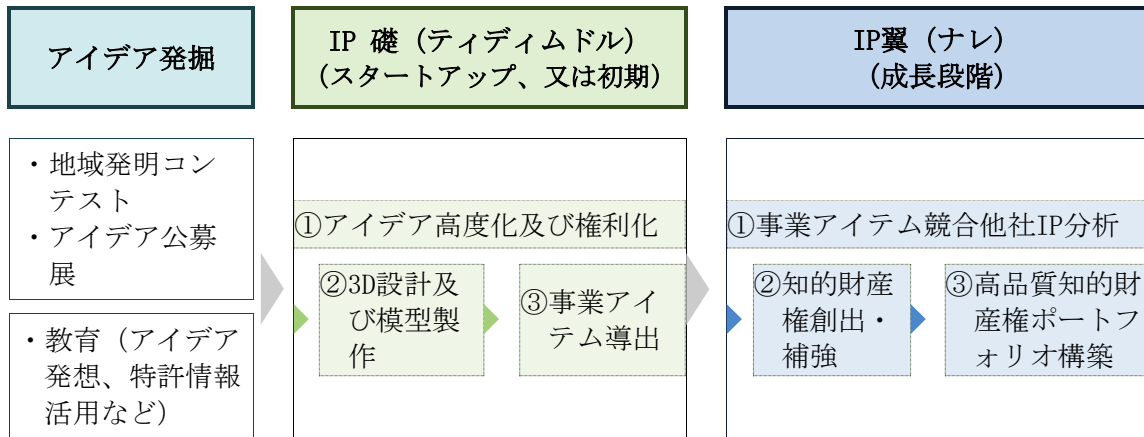
区分	IP権利化		特許調査分析 コンサルティング	特許技術 価値評価	技術移転 仲介	計
	国内	海外				
サービス利用数	161	190	31	2	1	385件
計	351		31	2	1	385件

ii. IP基盤起業促進のための起業段階別支援強化（特許庁）

特許庁は、重点課題として起業予備軍がアイデアを容易に事業アイテムとして導出できるように地域別IP起業促進拠点を通して「IP礎（ティディムドル）プログラム」を推進した。すなわち、起業予備軍の「知的財産基盤起業」コンサルティング及び教育を支援するIP礎プログラムの運営を通して、起業予備軍825人（IP権利化935件）を育成した。これは前年比37.9%増加した数値である（2017年の場合、678人（IP権利化758件））。

第二に、IP戦略がないまま起業に挑んだスタートアップの生存率を高めるためにスタートアップ特化型コンサルティングを実施する「IP翼（ナレ）プログラム」を推進した。IP翼プログラムを通して、企業の知的財産管理のための知的財産人材を425人育成した。これは前年比44.6%増加した数値である（2017年の場合、294人）。

図27< IP基盤起業支援体系 >



iii. 保健産業IP基盤起業支援（保健福祉部）

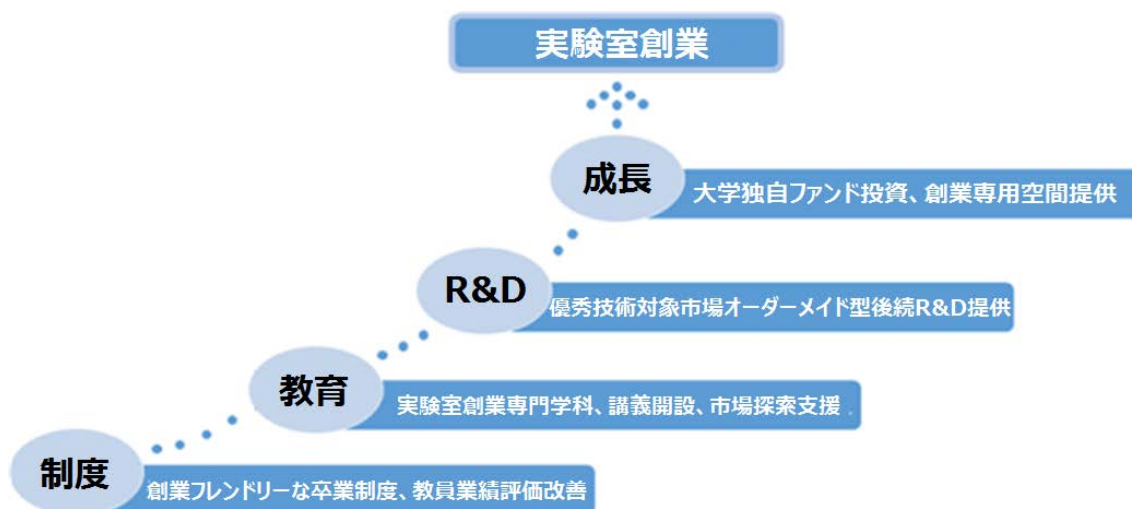
保健福祉部は、現政権の最優先の国政目標である「雇用中心」を実現するためには、バイオ・ヘルスケア産業に特化した起業支援体系の構築が必要という認識の下、技術起業支援のための起業育成プログラム（試作品製作支援事業）を運営した。同プログラムを通して2018年に10件の事業化資金が支援されており、企業当たりの平均国内特許出願1.5個、登録0.9個を記録して平均約3億ウォンの売り上げを達成するほか、約5人の新規雇用創出に寄与した。また、第5回起業アイデアコンテストを開催して10件の優秀アイデアを発掘した。

また、投資誘致を希望する企業向けに投資説明会を開催（計10回）するなど、IR（Investor Relation）の支援と成功的なIRのためのメンタリングを実施して事例を共有した。

iv. 大学起業活性化（教育部、科学技術情報通信部）

教育部は、現場・融合型IP人材育成基盤の充実に向けて実験室特化型創業先導大学を運営した。教育部は実験室の教職員の人件費及び運営費、教育課程の開発・運営費、学生起業手当など実験室起業のインフラ造成を支援する一方、科学技術情報通信部は後続R&D資金、有望技術発掘・事業化モデル開発・法人設立準備・ファンディング誘致などを支援した。

図28<実験室特化型創業先導大学の育成体系>



②中小企業に対するIP - R&D支援拡大

i. 第四次産業革命核心分野及び技術分野別IP - R&D支援強化（特許庁）

特許庁は、重点課題として第一に、第四次産業革命核心分野である人工知能、モノのインターネット、ビッグデータ、3Dプリンティングなどを中心にIP - R&D戦略の支援を2017年の57件から2018年は73件に拡大した。

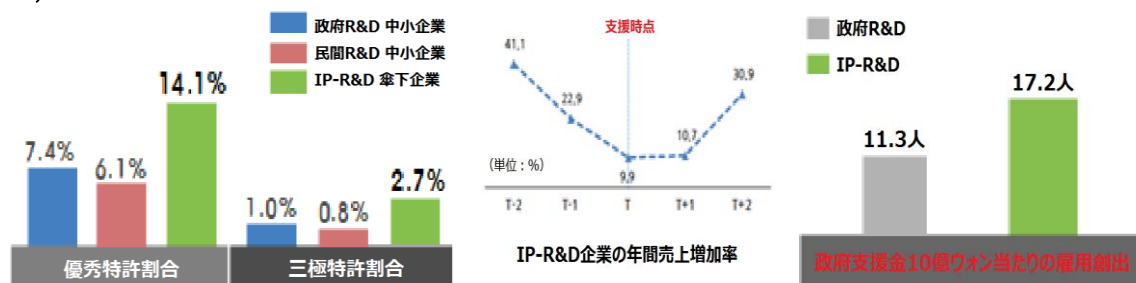
第二に、ICT、製薬・バイオなど技術分野の特性を考慮したIP戦略支援を強化した。すなわち、特許情報を活用して①海外企業特許を無効・回避して②空白技術に対する優秀特許を先取りするように③最適な技術開発方向を提示した¹⁸⁰。特にIP - R&D支援課題は未支援課題に比べて、質的に優秀な（2.3～3.4倍）特許を創出しており、経済的側面でも支援2年後、売り上げの増加率が3倍に伸び、雇用創出も優秀であることが分かる。

¹⁸⁰ 模範事例のB社は、政府R&D実行中に新薬候補物質の新規用途の発掘が難関にぶつかったが、IP - R&D支援を受けて世界特許の空白領域を分析するとともに、新しい肝臓疾患治療剤の用途を開発し、最低数十億ウォンの実験費用及び時間を削減して源泉特許まで確保して40兆ウォン規模のグローバル市場を先取りすると期待されている。

図29< IP - R&D特許成果及びIP - R&D経済成果>

< IP - R&Dの特許成果 > (2012~2016)

< IP - R&Dの経済成果 > (2012~2016)



※優秀特許割合：特許分析評価システム（SMART3）の9等級評価結果のうち上位3等級特許の割合

三極特許割合：国内に登録された特許と同じ発明が米国、欧州、日本特許庁に同時出願された割合

ii. 企業対象R&D全周期IP戦略策定支援（中小ベンチャー企業部）

中小ベンチャー企業部は、第一に、R&D全周期IP戦略策定の支援により、グローバル競争力を強化して海外市場進出の土台を作った。IP戦略策定の支援により海外特許14件、国内特許46件をそれぞれ出願する成果を上げた。

図30< IP戦略策定優秀事例>

<ul style="list-style-type: none"> ・企業名：（株）SUNTECH インターナショナル ・課題名：高性能の事故再現、高性能の運転指向分析及び電子運行記録、そしてスクリプト方式のテルマティクス端末開発（3.36億ウォン） ・IP成果：国内1件、国外1件（米国出願予定） ・特許分析：核心特許10件に対する対応論理（非侵害論理）開発を通じて競合他社の権利化された部分を回避して開発方向策定 ・期待効果：特許紛争可能性への準備及び競争力向上による海外市場販路開拓期待 	<p><システムの流れ図></p>
<ul style="list-style-type: none"> ・企業名：（株）YOOCHANG HI-TECH 華城工場 ・課題名：建設機械の油圧設備に使われる耐寒及び耐熱特性を持つハイブリッド型ROD Packingの国産化開発（3.24億ウォン） ・IP成果：国内1件、国外1件 ・特許分析：核心特許1件に対し3件の対応策（非侵害論理、回避設計、無効資料）など競合他社対応戦略策定 ・期待効果：日本のBS Packing社の他、複数の業者から開発要請を受けており、2019年開発完了の後、直ちに現場Testを実施して量産販売期待 	<p><ROD Packing></p>

また、企業の技術開発の段階に合わせてグローバル新市場を開拓し、主力技術のIP高度化を支援するなど特許戦略の策定を支援した。すなわち、各企業のIP状況を診断してニーズに応えたIPポートフォリオ構築を支援した。

図31 <2018年企業別IP戦略支援結果>

区分	特許成果目標	特許成果
①グローバル新市場開拓支援	海外新市場先取り特許設計及び確保戦略策定	3社の新製品開発及び新市場開拓のための源泉特許確保支援
②海外貿易障壁克服支援	海外競合他社対応特許確保及び特許紛争対応	24社の特許紛争予防及び貿易障壁克服戦略策定
③主力技術IP高度化支援	主力技術に特許戦略適用及び高度化推進	21社の海外追撃企業との技術格差確保支援

一方、最後にIP戦略策定支援課題の進行及び結果に対する参加企業の満足度を調査した結果、4.38の満足度を達成した。

満足度調査結果

- ・ 調査期間：（1次）2018.3.7～3.15、（2次）2018.6.11～6.21
- ・ 調査結果：参加企業を対象に戦略策定のタイプに基づく課題詳細、課題進行に対する全般的な評価の結果、4.38の満足度達成（1次：4.44、2次：4.32）

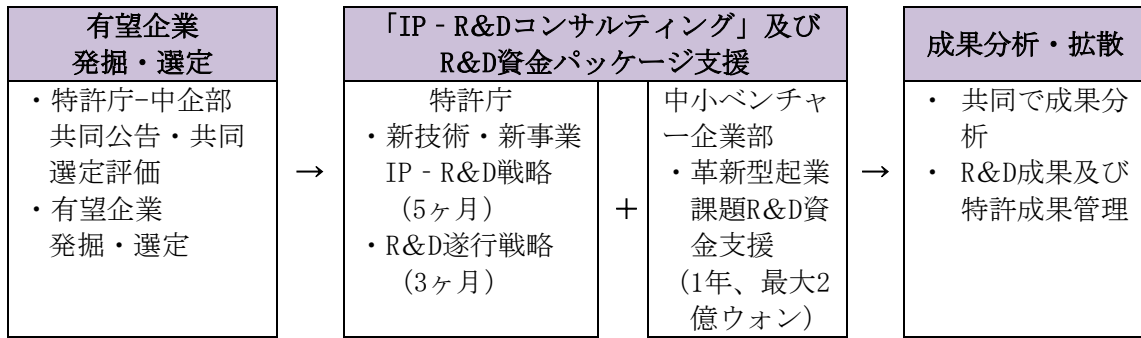
iii. 部処協業を通じたR&D及びIP - R&D共同事業推進（特許庁、中小ベンチャー企業部）

特許庁は、IP - R&Dの拡散とR&Dの成果向上に向けて、産業通商資源部、中小ベンチャー企業部などR&D部処と協業し、R&DとIP - R&Dをパッケージ支援するほか、IP - R&Dにて細部計画を策定した後R&Dを支援するなどの多様な共同事業を推進した。

第一に、特許庁と中小ベンチャー企業部が共同で、革新スタートアップを対象にIP - R&DとR&Dをパッケージ支援した¹⁸¹。

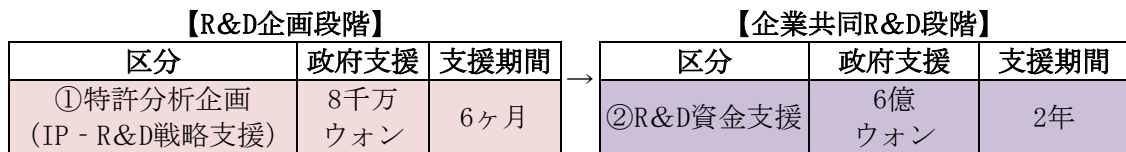
¹⁸¹ 「R&D + IP戦略」、計40課題、中企部 80億ウォン/特許庁32億ウォン

図32< IP - R&DとR&Dパッケージ>



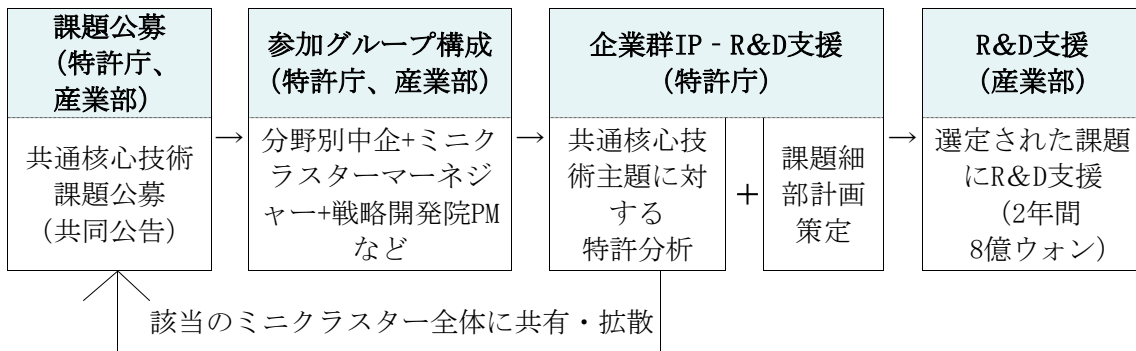
第二に、特許庁と中小ベンチャー企業部の共同事業として、まず、特許庁がIP - R&D課題を企画した後、中小ベンチャー企業部が企業共同R&D支援を実施した¹⁸²。

図33< 特許庁-中小ベンチャー企業部の共同R&D支援>



第三に、特許庁と産業通商資源部の共同事業として、まず、特許庁のIP - R&Dにより多数の中小企業の共通核心技術の特許分析を通して有望課題を導出すると、産業通商資源部が企業共同のR&D支援を実施した¹⁸³。

図34< 特許庁-産業通商資源部の共同R&D支援>



このような部処共同事業を通して、知的財産権と研究能力が脆弱な中小企業もIP - R&Dを経て最適な方向を設定しR&Dの遂行が可能になり、R&D成果を高めて費用を節減することができた。また、企業は統合された一度の申請・評価・書類提出によりR&D資金とIP - R

¹⁸² 「ネットワーク型技術開発事業」、計4課題、中企部147億ウォン/特許庁3.2億ウォン

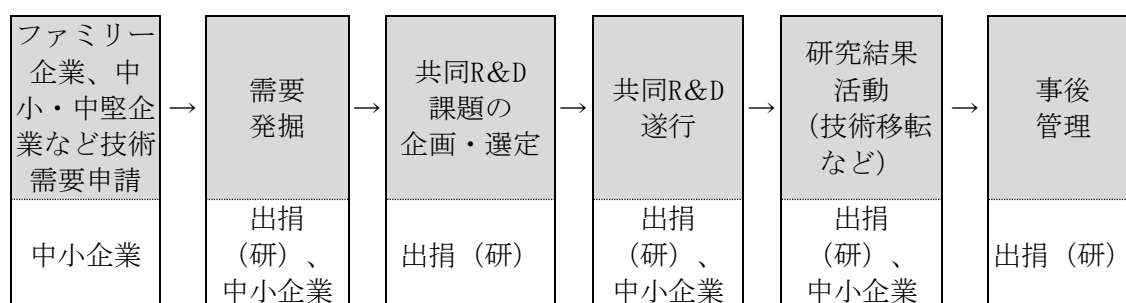
¹⁸³ 「プロジェクトR&D」、計15課題、産業通商資源部112億ウォン/特許庁15億ウォン

&D支援の両方を受けることができたため、これまで両方の支援を受けるためにはそれぞれ手続きを踏まなければならなかったことに対して手続きの負担が大きく軽減された。

iv. 中小企業需要基盤R&D活性化（科学技術情報通信部、特許庁、産業通商資源部）

科学技術情報通信部は、中小企業の技術需要に対応するために出捐（研）の研究人材・専門知識・インフラを活用した出捐（研）と中小企業の共同研究を実施した。共同研究の実施により、中小企業需要基盤R&D課題の共同研究の割合が2017年の28%から2018年は32%へと拡大した。

図35<需要基盤R&D共同研究支援体系>



特許庁は、重点課題の一つとして中小企業需要基盤の出捐（研）R&D課題に対して特許創出の支援を拡大した。これにより特許の技術移転・事業化の可能性を高めた。

産業通商資源部は、重点課題として中小企業が保有する優秀有望技術の権利化と事業化を促進するために事業化戦略（BM企画）から量産・販売まで事業化の全過程を統合支援した。すなわち、特許法人などからなる「技術事業化促進BD」¹⁸⁴を課題の推進体系に含ませ、「企業の知的財産権創出のための支援」を実施した。

また、知的財産権保護のために出願・登録関連の専門コンサルティングを実施して、最終評価時に評価指標に反映してIP創出を誘導した。

表65<現場コンサルティング及び懇談会開催>

日付	会議名	内容
2018. 2. 21	促進BD懇談会	・ 支援課題の特許創出など支援活動共有
2018. 5. 29	遂行企業など懇談会	・ 課題遂行でのあい路事項及び改善事項共有
2018. 11～12月	現場点検及びコンサルティング	・ 全ての遂行機関の現場訪問及び事業化コンサルティング
2018. 11. 15～16	事業化プロセス改善	・ 特許創出専門機関の活用方策議論

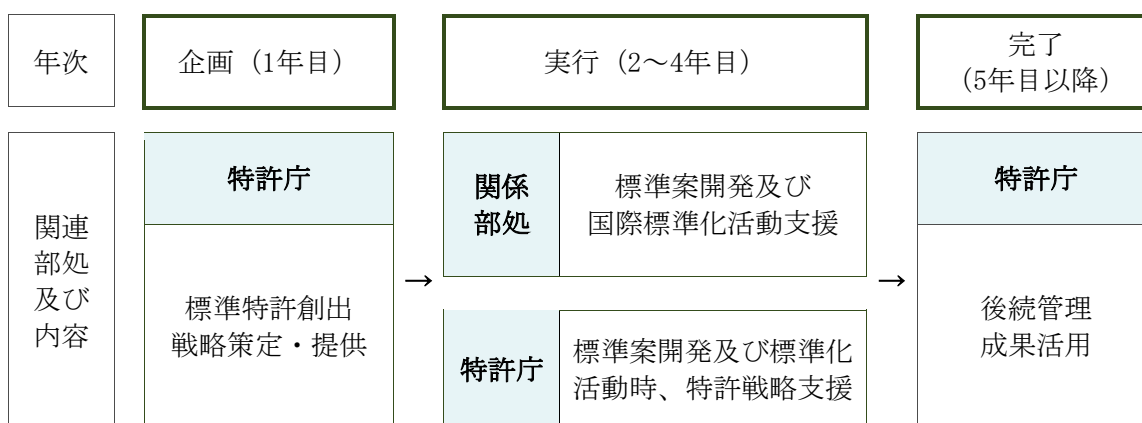
¹⁸⁴ 技術事業化促進BD（Business Director）とは、主官企業と共に課題に参加、事業化のあい路事項を診断及び解決策を提示する専門機関であり、知的財産権創出、ビジネスモデル設計、需要先発掘など事業化の全周期的支援を担当する（特許法人、事業化専門会社など）。

	方策ワークショップ	・2019年事業化支援事業の推進方向及び改善事項
2018. 12. 5	2018技術事業化大展	・知的財産権確保の支援事業案内及びコンサルティング実施

v. 標準特許強小企業の育成（特許庁）

特許庁は、優秀技術を保有する中小・中堅企業を対象にR&D-特許-標準連係戦略の事前企画（1年目）後、科学技術情報通信部などの標準化支援事業との連係を推進した。このような政府レベルの協業を通して全般的に力量の不足する中小・中堅企業が標準特許力量を確保することができるようになった。

図36＜推進体系＞



③中小企業特許共済制度導入及び訴訟保険活性化

i. 中小企業特許共済事業推進（特許庁）

特許庁は、特許紛争から中小企業を保護して知的財産競争力を向上するために知的財産費用の負担を分散・緩和する特許共済を推進した。中小企業特許共済事業は、特許など知的財産費用を「先に貸与し、後で分割返済する」方式で支援することによって、中小・中堅企業の費用の負担を分散・緩和し経営安定基盤を提供することを主な内容とする。これを受けて、発明振興法¹⁸⁵及び施行令の改正により特許共済施行の根拠が新設され、2019年の事業運営費の70億ウォンが国会予算で最終確定した。

¹⁸⁵ 特許庁長は、産業財産権の国際出願費用、国内外の知的財産権をめぐる訴訟費用など、中小・中堅企業の知的財産権に関わる費用負担を分散・軽減させるために特許共済事業を管理・運営可能にし、特許共済事業の効率的な運営に向けて機関、又は団体に事業運営を委託可能にすることを主な内容とする発明振興法（法律第15091号、2017. 11. 28、一部改正、施行2018. 5. 29施行）及び施行令（大統領令第28909号、2018. 5. 28、一部改正、2018. 5. 29施行）を改正した。

(2) 職務発明制度活性化及び合理的補償体系構築

①職務発明制度拡散のための支援強化及び認識改善（特許庁）

特許庁は、重点課題として職務発明制度導入の拡大に向けた認識向上及び支援事業を推進した。第一に、職務発明補償優秀企業に対する認証制度を運営して、特許料の減免及び政府支援事業への加点などのインセンティブを提供した。また、職務発明制度の導入過程で企業のあい路事項を解消するために専門家コンサルティングなどを提供した。

第二に、職務発明制度の効果的な運営を通して、関連紛争を最小化することができるように制度の改善を推進した。職務発明制度関連の専門家フォーラムを開催して、最新判例を分析するなど職務発明制度の合理化に向けて持続的な研究及び分析活動を実施した。また、公共分野の職務発明制度を活性化するために公務員の職務発明継承と国有特許の活用に関連する制度の改善を推進した。

②公共分野職務発明制度活性化（特許庁）

特許庁は、公共分野の職務発明制度の活性化のために第一に、公務員職務発明継承制度の改善を推進した。すなわち、国家が公務員に対する職務発明継承の通知期限を4ヶ月に明示し、発明者である公務員の権利増進を推進した¹⁸⁶。また、公務員が職務発明申告義務及び秘密維持義務を履行しない場合、発明者補償金を減額する根拠を新設した¹⁸⁷。

第二に、発明機関の長、又は国有特許業務受託機関¹⁸⁸に国有特許専用実施権に対する処分権限を委託することができる根拠を新設した¹⁸⁹。

2) 中小・ベンチャー企業IP保護のための公正な経済基盤構築

(1) 中小企業のアイデア・技術保護強化

①営業秘密保護強化及び不当な技術侵害根絶

i. 中小企業の営業秘密保護強化（中小ベンチャー企業部、公正取引委員会）

中小ベンチャー企業部は、第一に、起業・ベンチャー企業向けに、技術資料任置制度の手数料の減免、事業化支援など多様な支援策を設けて技術保護から経営安定性の確保まで企業が政策の効果を最大に体感できるようにした。すなわち、2018年に技術保護に脆弱な企業を対象に技術任置手数料の減免¹⁹⁰を付与し、企業の財政費用の負担を緩和した（計2,943件支援）。

¹⁸⁶ 公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定第6条第1項改正（2018年8月）

¹⁸⁷ 公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定第16条、第17条改正（2018年8月）、公務員職務発明補償金などの支給基準（特許庁告示）制定（2018年8月）

¹⁸⁸ 農業技術実用化財団（農業分野）、韓国林業振興院（林業分野）、韓国発明振興会（その他分野）

¹⁸⁹ 公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定第24条及び国有特許権処分・管理業務の委託に関する運営要領（特許庁告示）第6条改正

¹⁹⁰ 既存の国家核心技術保有企業に適用した手数料減免優遇を起業・ベンチャーなどに拡大（一般企業の2/3の水準で新規20万ウォン/年、更新10万ウォン/年）

表66<2018年度任置手数料減免支援実績>

割引類型		件数	備考
国家核心技術		2	国家核心技術保有
スタートアップ		1,369	7年未満
ベンチャー企業		746	ベンチャー企業確認書
革新型 中小企業	技術	437	技術革新型
	経営	89	経営革新型
スタートアップ支援バウチャー		300	39歳以下起業3年以内
割引合計		2,943	-

特に、計51件、16,060百万ウォン規模で任置技術の事業化、財政化を支援して企業の安定した技術開発と経営環境を造成した¹⁹¹。

第二に、大・中小企業間の技術資料送付内訳、不当要求に対する通話記録などを登録して紛争発生時に立証資料として活用できるように電子システムの構築を推進する。「技術資料取引記録登録システム導入」のための予算（2018年6月）及び法的根拠（2018年11月）を確保し、対外試演（デモンストレーション）（2018年12月）とシステム開発（2018年12月）などを完了した。同システムは2019年1月に試験運営を経て、2019年2月から正式運営される予定である。

最後に、技術資料の提供時に秘密維持協約を締結するように規定し、これを違反すれば過怠金を賦課するなどの内容を盛り込んだ共生協力法改正案を発議した（2018.11.9、クオン・チルスン議員代表発議）。

共生協力法改正主要内容

- ①受託企業が委託企業に技術資料を提供する場合、秘密維持協約を締結するようにして、中小ベンチャー企業部長官は標準秘密維持協約書を新設・勧告することができるようにする（（案）第21条の2新設）
- ②物品などの製造を委託する時、約定書を発行しない者、技術資料に対する秘密維持協約を締結しない者、技術資料を要求する時、書面で提供しない者に対し1千万ウォン以下の過怠金を賦課するようにする（（案）第43条第2項第1号・第2号・第3号新設）

公正取引委員会は、標準下請契約書に技術任置制度の活用規定の拡大導入などを通して技術任置制度を活性化した。2018年度に6業種の標準下請契約書に技術任置制度の活用規定

¹⁹¹ 担保融資（百万ウォン）：（2016年）18件（3,255百万ウォン）→（2017年）68件（16,020百万ウォン）→（2018年）51件（16,060百万ウォン）

が追加で反映¹⁹²され、2018年末時点で計19業種の契約書に該当の規定が反映された。このように標準下請契約書に技術任置制度の活用基準を設けることによって、下請け関係で制度を実際に活用する事業者が増えると予想される¹⁹³。

ii. 不正競争行為拡大及び処罰・行政措置強化（特許庁、中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、産業通商資源部）

特許庁は、重点課題として不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律を改正¹⁹⁴して入札、取引相談、公募展など取引関係でのアイデア奪取行為、営業の全体的な外観の模倣行為を不正競争行為として新設し、アイデア奪取行為に対する調査・是正勧告の導入など行政措置を強化するための法的根拠を新設した。同法改正により、商店のインテリア、看板などを模倣する「MeTooブランド」が乱立する状況の中、先導業者と小商工人の被害を予防できる法の方策を設けたという点に意味がある。また、取引上の優越的な地位を利用して他人の技術・アイデアに対する資料・説明の提供を受けた後、無断で使用する行為に対して制裁手段が設けられ、健全な取引秩序が確立されると期待される。

中小ベンチャー企業部は、技術奪取の被害を受けた中小企業の立証責任の負担を緩和・転換し、懲罰的損害賠償制度の導入に向けて法律を改正するための専門家政策研究を実施した。すなわち、技術保護関連の法律改正を議論するために2018年に8回にわたって「技術保護政策研究会」を運営¹⁹⁵し、共生協立法改正案に向けた研究サービス¹⁹⁶を完了した（2018年8月）。このような論議の末、技術流用行為を推定する規定と裁判所の資料提出命令を盛り込んだ共生協立法の改正案を発議した¹⁹⁷。

表67<立証責任の転換・緩和、懲罰的損害賠償関連法改正状況>

法律名	現行法律	改正案内容	推進状況
共生協立法	○損害額賠償	○10倍懲罰的損害賠償 ○損害額推定基準新設 ○立証責任の転換 ○資料提出命令制度導入	2018. 11月クオン・チルスン議員発議 常任委係留中
下請法	○損害額の3倍以内賠償	○10倍懲罰的損害賠償 ○損害額推定基準新設	2018. 8月イ・ハギョン議員発議 常任委係留中
不正競争防止及び営業秘密保護法	○損害額賠償	○3倍懲罰的損害賠償	2019. 1月改正完了 2019. 7月施行

¹⁹² 追加業種：製紙業、放送業、造船製造賃加工業、海外建設業、造船業、情報通信工事業

¹⁹³ 2018年の下請書面実態調査結果、標準下請契約書を使う原事業者の割合は全体の75.6%、建設業種98.9%、製造業種76.1%、サービス業種59.1%

¹⁹⁴ 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（法律第15580号、2018. 4. 17、一部改正、2018. 7. 18、施行）

¹⁹⁵ 学界、研究界、法曹界の民間専門家が参加し、法改正について集中的な研究を進める。

¹⁹⁶ 研究内容：①加害企業の疑惑なし立証、又は裁判所を通した立証資料提出要求権新設、②10倍以内の損害賠償及び被害算定基準新設

¹⁹⁷ 2018年11月9日、クオン・チルスン議員が代表発議

特許法	○損害額賠償	○3倍懲罰的損害賠償 ○立証責任の転換（具体的 行為態様提示義務）	2019.1月改正完了 2019.7月施行
産業技術 保護法	○損害額賠償規定なし	○3倍損害賠償導入	2017.8月パク・ジョン 議員発議 常任委係留中

公正取引委員会は、技術奪取の範囲を拡大して制裁手段を強化するために2018年下請取引公正化に関する法律（下請法）と関連告示を改正した。技術奪取行為の類型を流用だけでなく流出も含ませて、技術奪取に対する調査開始の時効を3年から7年に拡大した¹⁹⁸。また、関連告示を改正して技術奪取行為に対する課徴金の上限額を5億ウォンから10億ウォンに拡大した。このような公正取引委員会の取り組みと成果についてマスコミも肯定的に評価した。

マスコミ報道

- 大企業、中小企業の技術を奪取すると、最大10倍賠償…中小企業から「歓迎」（聯合ニュース、2.12）
- 下請けパワハラ一回でも直ちに措置、「ワンストライクアウト制度」導入（アウトソーシングタイムス、10.10）
- 「下請け業者報復・書面未交付」課徴金上限5億ウォン→10億ウォンに（聯合ニュース、10.18）

産業通商資源部は、中小企業の立証責任の負担を緩和するために産業技術保護法の改正を推進しており、これは他の法律の改正需要と一括的に進行される予定である。また、故意、又は重過失で産業技術侵害行為を行う場合、裁判所が損害を負わせた者に最大3倍まで懲罰的損害賠償額を命じることができるように産業技術保護強化のための法令の改正に向けて現在、改正法案が国会常任委員会に係留中である。今後、迅速な法改正に向けて国会法案審査の最終的な手続きが必要である。

iii. 不公正行為に対する監視・調査及び処罰強化（公正取引委員会、中小ベンチャー企業部）

公正取引委員会は、「技術流用根絶対策」（2017年9月）に基づいて技術流用事件を専門的に担当する技術流用TFを設置して2018年11月に正式に技術流用監視チームを新設した。新設されたチームで、下請取引での不当な技術侵害を根絶するために書面実態調査¹⁹⁹の結果を活用して集中監視業種を選定し、職権調査を実施した。これにより、下請け業者の技術資料を流用した斗山インフラコア(株)及び(株) HONORSに対して課徴金を賦課して刑事告発するなど厳重な措置を取った。

¹⁹⁸ 下請取引公正化に関する法律（法律第15612号、2018.4.17、一部改正、即時施行）

¹⁹⁹ 毎年5千社の原事業者、9.5万の需給事業者に対して技術流用など法違反の疑いについて点検する。

技術流用関連事件処理事例

- (斗山インフラコア(株)) 納品される掘削機部品の単価を引き下げる目的で下請け業者の技術資料(製作図面)を第三者に提供し、その業者が部品開発を完了すると既存の下請け業者とは取引を中断
→是正命令、課徴金賦課(3億7,900万ウォン)、法人及び関連役員告発
- ((株) HONORS) 水雑巾掃除機の主要部品として納品される電源制御装置の回路図などを第3の企業などに提供し、その企業などが提出した見積書・類似部品のサンプルを利用して既存の下請け業者の納品単価を大幅(20%)引き下げる
→是正命令、課徴金賦課(5億ウォン)、法人及び関連役員告発

このような市場監視を通して知的財産の公正な取引を妨げる技術流用など技術侵害行為を制裁することによって最終的に抑制効果が期待され、マスコミも肯定的に評価した。

マスコミ報道

- 斗山インフラコア、納品業者の技術奪って公正委に摘発... 課徴金3.8億ウォン(朝鮮ビズ、7.23)
- 技術盗み出して「単価大幅引き下げる」...有名水雑巾掃除機業者の「パワハラ」(KBS、10.25)

中小ベンチャー企業部は、技術侵害による中小企業の被害をより迅速に救済し、中小企業の技術を効果的に保護するために中小企業技術侵害行為を類型化して、中小企業が該当の侵害行為に対して中小ベンチャー企業部長官に申告して必要な措置を要請することができるようにするとともに、中小ベンチャー企業部長官は、事実調査などを通して中小企業技術侵害行為で損害を負わせたことが認められる場合、是正勧告・公表などの行政措置ができるように中小企業技術保護支援に関する法律を改正した²⁰⁰。

表68<行政措置手続き>

①侵害申告	* 技術侵害被害企業が中企部長官に申告して必要な措置を要請
②事実調査	* 技術侵害事実調査のために関連機関、又は事業者などに資料提出を要求して所属公務員が直接調査
③行政措置	* 是正勧告、未履行時、その事実の公表などを通して被害救済

iv. 中小企業の技術保護及び契約能力向上(公正取引委員会、中小ベンチャー企業部)

公正取引委員会は、大・中小企業間の公正な取引協約の履行評価を通して大企業の技術保護のノウハウが中小企業に伝授されるように誘導している。2018年6月の公正取引協約の

²⁰⁰ 中小企業技術保護支援に関する法律(法律第15692号、2018.6.12一部改正、2018.12.13施行)

履行評価の結果²⁰¹、大・中小企業間の共生協力文化が広まる傾向であることが分かった。すなわち、技術資料任置にかかる費用の支援、特許出願費用の支援などの方法で協力会社の技術を保護した件数は5,725件で、2017年の3,206件比78.6%が増加したことが分かった。また、協力会社の技術開発、保護などのために支援した金額は計8,728億ウォンで、2017年の6,033億ウォン比45%が増加したことが分かった。

また、厳正な評価を通して大企業に公正な取引協約の履行を促した結果、大企業が中小企業の新技術・新製品の開発を促進して韓国産業の競争力強化に寄与した事例が多数創出された。

中小ベンチャー企業部は、2018年11月に中小企業の技術保護政策、技術保護法の改正など最新の政策情報と成長段階・事例別保護指針をアップデートしたガイドラインを作成した。また、中小企業経営者、実務者、学生起業予備軍など対象別の講座を開設した。まず、中小企業経営者を対象に中小ベンチャー企業部、KAIST、特許庁、特許法院と協力して、知的財産戦略最高位過程（AIP）を運営した。そして、2018年に実務者対象教育の運営機関に韓国産業技術保護協会を選定して、セキュリティ担当者など実務者中心の実務能力強化教育（AMP）を運営した。最後に、青年起業士官学校（運営機関は中小企業振興公団）との協力により起業予備軍を対象にセキュリティ・法律専門家を活用して、事例と保護方策に対する認識向上の教育を実施した。

②中小企業技術流出に対する迅速な対応体系整備

i. 関係部処協力で被害事件迅速解決（中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、特許庁）

中小ベンチャー企業部は、重点課題として第一に、部処合同の「技術奪取根絶TF」を運営した。関係部処とのTF会議を通して「技術奪取根絶対策（2018年2月）」の履行状況を点検して、政府レベルの被害企業救済協力を強化した²⁰²。

写真11 <技術奪取根絶TF会議>

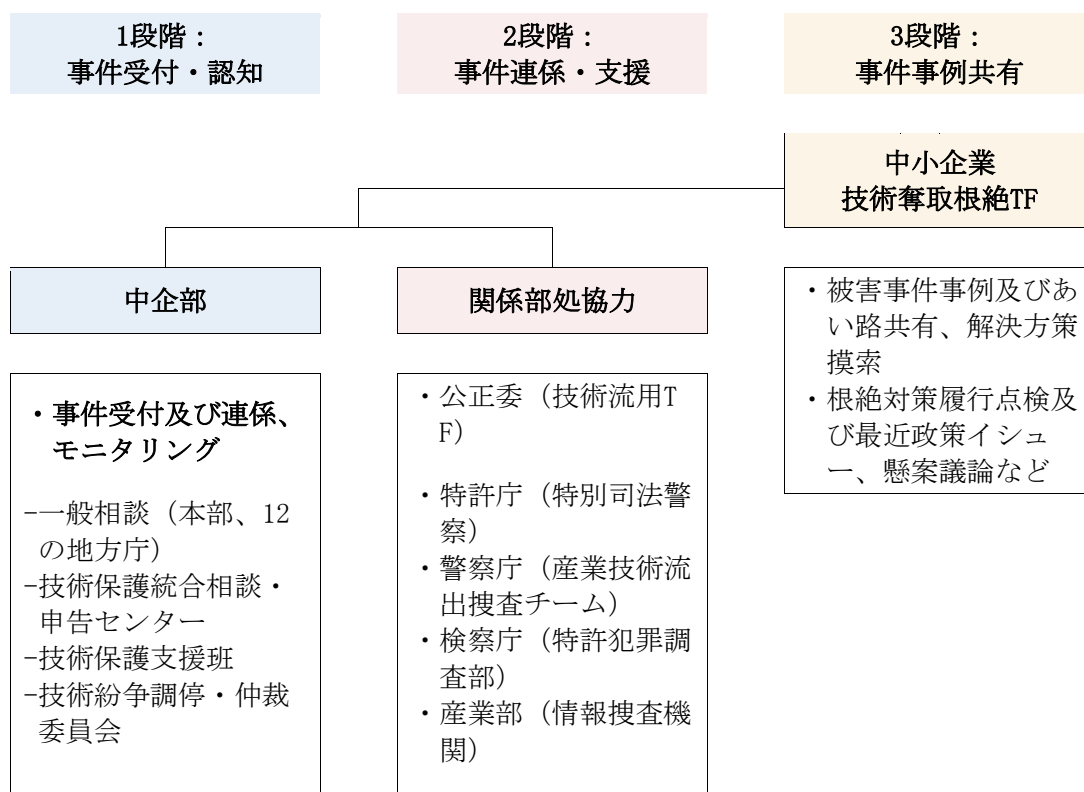


²⁰¹ 評価対象の大企業166社、2017年の145社に比べて14%増加

²⁰² 関係部処は中小ベンチャー企業部、産業通商資源部、公正取引委員会、特許庁、検察庁、警察庁であり、TF会議は2018年5月と9月に、TF実務協議会は2018年4月、8月、12月に開催された。

第二に、被害企業の迅速な救済に努めた。中小ベンチャー企業部が「技術奪取根絶TF」、
「調停・仲裁委員会」、「技術保護支援班」、「統合相談・申告センター」などを通して
被害事件を常時受け付けた結果、2018年には計48件の申告があった²⁰³。このように中小ベ
ンチャー企業部で窓口を一元化することで、「中央センター」として相談と対応策定、部
処関係などを総合的に支援し迅速な被害救済が可能になった。

図37<推進体系>



²⁰³ 被申告人の類型（48件）：大・中堅企業23件（47.9%）、中小企業8件（16.7%）、公共機関6件（12.5%）、その他11件（22.9%）


表69<優秀事例>

事例	<p>中小企業N社 大企業S社から、優越的な地位を利用して正式契約ではない不合理な単純サービス契約を勧められて、中企部に相談要請</p> <p>★成果：法律諮問を提供するとともに、公正委に事件を移行して対応支援 →大企業S社は2019年から正式契約締結を約束して公正委への申告取り下げ</p>
	<p>中小企業R社 R社を退職したAさんが技術資料を私的に流用した状況を発見して、中企部（統合相談・申告センター）に技術流出で申告</p> <p>★成果：法律専門家に業務上背任及び営業秘密保護違反に対する法的対応策を諮問して、R社が警察に捜査依頼→検察送検→在宅起訴処分</p>

公正取引委員会は、技術奪取根絶方策の策定及び推進状況の点検などのための関係部処会議に出席（2018年上・下半期それぞれ1回出席）し、公正委が推進する技術流用根絶対策を発信・共有しており、関係部処に申告のあった事件を迅速に処理した。

特許庁は、次長直轄の不正競争調査団を新設して技術奪取の判定業務を独立的に遂行する専門機関を設置した。行政措置段階では中小ベンチャー企業部、公正取引委員会などでの受付事件に対して専門機関に協力要請をし、該当部処と特許庁間の共同調査²⁰⁴により事件を処理する。専門機関の調査資料を検察、警察、裁判所で捜査や民事・刑事訴訟に活用することができるため、迅速かつ正確な判断が可能になった。また、特許庁特別司法警察の業務を商標から特許・営業秘密・デザインまで拡大した²⁰⁵。これにより、特許庁と警察庁は技術・法律の専門性と捜査の専門性を相互補完して、事件の性質に基づいて役割を分担したり合同捜査を行うなど協業を進める予定である。特許庁は不正競争調査団を中心に多様な技術分野に対する技術的・法律的な諮問を提供する予定である。

図38<役割分担及び協業体系概要>

特許庁 (不正競争調査団)		警察庁 (産業技術流出捜査隊/一線警察)
<ul style="list-style-type: none"> ・技術的判断が重要な事件を重点処理 	技術諮問提供*  捜査教育/人材交流	<ul style="list-style-type: none"> ・流出過程捜査など捜査が重要な事件を重点処理
<ul style="list-style-type: none"> ・合同捜査（大規模事件、高度な技術/捜査専門性が同時に求められる事件など） 		

²⁰⁴ 行政調査基本法（第4条、第14条）に基づいて行政機関は同一・類似事案に対して共同調査を実施しなければならず、共同調査は同時調査、又は1つの部処で調査した後、結果を通知することも可能

²⁰⁵ 司法警察職務法改正案発議（2018年2月）

ii. 捜査専門性及び関連機関協力強化（法務部）

法務部は、P2Pネットワーク、トレントファイル、マグネットリンク、ストリーミングサービス、海外違法ウェブハードなどを通じた著作権侵害違反者に対して持続的な取り締りを実施して知的財産の健全な流通秩序を確立した。

表70<2018年度取り締り実績>

2018. 1. 1～2018. 12. 31までの累計、下は拘束

総計		商標法、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律		著作権法		(ゲーム産業・映画及びビデオ、音楽産業) 振興法		意匠法、特許法、実用新案法	
件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
30,369	42,658	4,362	5,861	13,907	18,368	11,288	16,805	722	1,354
250	319	40	47	13	13	197	259	0	0

※期間中、検察認知204件324人（拘束30件、45人）

また、全国の検察庁の知的財産権専門担当検事を対象にターゲット型教育を実施して（2018年3月9日）おり、文化体育観光部及び韓国著作権委員会が主催した「2018年著作権保護関連機関合同ワークショップ」に参加した（2018年5月31日～6月1日）。

iii. 中小企業技術紛争調停・仲裁制度活性化（中小ベンチャー企業部）

中小ベンチャー企業部は、中小企業技術保護支援に関する法律²⁰⁶、同法施行令²⁰⁷の改正を通じて中小企業が該当の侵害行為に対して中小ベンチャー企業部長官に申告して必要な措置を要請することができるようにし、中小ベンチャー企業部長官は、事実調査などを通して中小企業技術侵害行為で損害を負わせたことが認められる場合、是正勧告・公表などの行政措置ができるように制度を新設した。また、紛争調停時の代理人の選任費用と訴訟費用の支援を2018年には大幅に拡大し²⁰⁸、技術保護認識改善説明会の開催を通して技術紛争調停・仲裁制度に対する認識改善の活動を実施した²⁰⁹。

iv. 産業財産権紛争調停委員会活性化（特許庁）

特許庁は、最近、産業財産権紛争調停制度に対する広報を強化し、関連機関の協力体系を構築した。これにより、2018年は53件の申請件数を記録しており、産業財産権紛争の早期解決に寄与した²¹⁰。

²⁰⁶ 中小企業技術保護支援に関する法律（法律第15692号、2018. 6. 12一部改正、2018. 12. 13施行）

²⁰⁷ 中小企業技術保護支援に関する法律施行令（大統領令第29366号、2018. 12. 11一部改正、2018. 12. 13施行）

²⁰⁸ 2016年代理人2件、訴訟1件、2017年代理人9件、訴訟1件、2018年代理人17件、訴訟2件

²⁰⁹ 2018年125回開催、16,712人参加

²¹⁰ 11件（2014年）→17件（2015年）→47件（2016年）→57件（2017年）

4. デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築

1) 創作者に対する公正な補償体系構築及び定着

(1) デジタルコンテンツ著作権保護体系整備

①権利者に正当な代価を還元する環境構築

i. 標準契約書活用拡大（文化体育観光部）

文化体育観光部は、創作者、関連機関を対象に標準契約書²¹¹に対する教育と案内・広報を実施しており、デジタル著作権取引所を介した著作権利用許諾契約の締結時に、標準契約書を義務付けた。また、放送通信委員会、雇用労働部、公正取引委員会、科学技術情報通信部など関係部処と放送関連協会・団体などと協力して放送外注取引と労働環境に対する共同実態調査を推進した。

ii. 商業用レコードの公演権範囲拡大（文化体育観光部）

文化体育観光部は、商業用レコードの公演権行使の範囲を拡大して権利者が正当な補償を受けられることができる創作環境を造成した²¹²。また、制度の早期定着のために小規模店舗（50平方m未満）は徴収を免除して、国内外の類似業種と比較して低い公演著作権料を策定した。このような著作権料は店舗音楽サービスの使用店舗の場合にのみ店舗音楽事業者が徴収し、その他の場合は音楽著作権協会が統合徴収することで、営業所の不便を最小化した。

表71＜公演著作権料＞

公演権新規拡大業種	最低月定額 (営業所面積50平方m以上 100平方m未満)	最大月定額 (営業所面積1,000平方m以上)
飲食店・酒屋	4,000ウォン	20,000ウォン
ジム	11,400ウォン	59,600ウォン

iii. 音源伝送使用料及び教科用図書に対する創作者収益拡大推進（文化体育観光部）

文化体育観光部は、音源伝送使用料の改善のために音楽産業発展委員会²¹³の運営、公聴会（2018年2月）の開催など利害関係者から積極的に意見を取りまとめた。その意見を基に、2018年6月20日、音楽創作者の収益分配の割合と精算方法の改善を主な内容とする著作権信託団体音源伝送使用料徴収規定を改正した。ストリーミング商品の創作者の分配割合を

²¹¹ 著作権譲渡・利用許諾標準契約書など7分野（映画/大衆文化/漫画/放送/出版/著作権/芸術）32種の標準契約書を運営中

²¹² 新規納付営業所：飲食店・酒屋、ジム、複合ショッピングモール、その他大規模店舗など約9万ヶ所余り

²¹³ 文化体育観光部傘下の音楽産業発展機構で権利者（5人）、利用者（5人）、公益委員（経済、法律、消費者、技術など）計14人からなる。

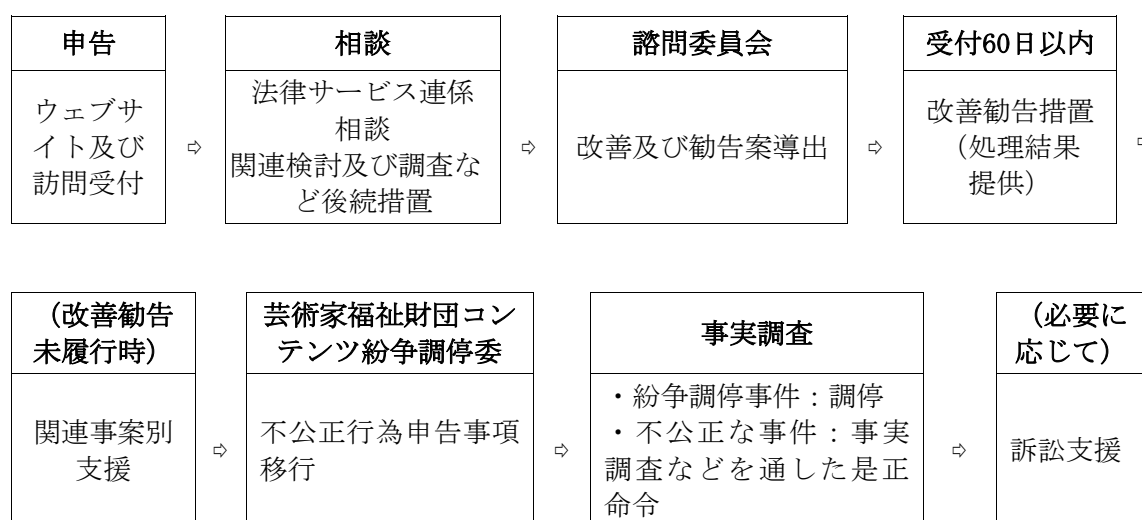
60%から65%に引き上げ、束商品に対する割引率を段階的に廃止することにした。

また、4つの音楽信託管理団体²¹⁴の2018年の信託使用料の徴収額は計2,440億ウォンで目標値（2,100億ウォン）を超過達成した。

iv. コンテンツ産業内不公正行為改善（文化体育観光部）

文化体育観光部は、2018年5月、韓国コンテンツ振興院に「コンテンツ公正共生センター」を開所して50件の相談及び申告・受付を処理した。同センターではコンテンツ企業が個別的・明示的に対応が難しいという現状を勘案して被害事例を申告するようにして相談を支援している。センター内の民間の自主的機関の改善勧告が履行されない場合に、芸術家福祉法第6条の2第1項（不公正行為の禁止）の不公正行為に該当する場合は関連事項を芸術家福祉財団に移行し、紛争調停が必要な事案はコンテンツ紛争調停委員会に移行して関連被害の申告事項を処理している。

図39＜コンテンツ公正共生センター申告受付業務処理図＞



②デジタル著作権侵害に対する対応体系の先進化

i. デジタル著作権保護のための総合対応体系構築（文化体育観光部）

文化体育観光部は、著作権保護のために違法コピー物に対する是正勧告及び民間協力の対応措置を構築した。これにより、2018年は違法コピー物に対する是正勧告は571,416件、官民協力の対応措置は38,016件を達成した。特に、官民協力の対応措置により是正勧告の所要時間が既存の2週間から2018年は0.85日へと急激に短縮されるなど著作権侵害に対する迅速な対応体系が構築された。

²¹⁴ 韓国音楽著作権協会、共にする音楽著作者協会、韓国音楽実演者連合会、韓国レコード産業協会

また、著作権保護に対する民間領域の積極的な意見の取りまとめを受けて、保護要請著作物の受付を拡大した。

表72<権利者実務協議体運営状況²¹⁵>

分野	ウェブ トゥーン	放送	映画	ゲーム	音楽	アニ メーション	計
件数	10	6	12	1	1	2	32

表73<権利者対象保護要請著作物の状況>

分野	音楽	映像	出版	漫画	写真	計
件数	9,688	2,740	235	91	2	12,756

ii. オンライン違法流通に対する対応の多角化（文化体育観光部）

文化体育観光部は、ウェブトゥーンなど主な韓流コンテンツの違法流通海外サイトの拡散を受けて2018年5月、放送通信委員会、警察庁など関連機関が合同で対応策を策定して、25個の主な侵害サイトを閉鎖するほか、13個のサイトの運営者を検挙した。また、海外違法サイトへのアクセス遮断は2017年の72件から2018年は263件に大きく増加し²¹⁶、広告遮断も2017年の183件から2018年は213件に増加した。

一方、著作権侵害対応のために民間（権利者、OSP、広告代理店など）及び関連機関（科学技術情報通信部、大検察庁、放送通信審議委員会など）で全方位の協力チャンネルを構築した。

表74<著作権保護協力体系運営事例>

区分	日付	メディア	タイトル
1	2018. 5. 3	セキュリティニュース	ウェブトゥーンなど違法流通海外サイト集中取り締り
2	2018. 9. 8	世界日報	ゲーム・ニュースなど著作権保護に向け5つの専門機関が協力した。
3	2018. 11. 29	文化日報	著作権侵害24時間体制モニタリング・迅速対処「総合状況室」の開所

²¹⁵ 実務協議体運営状況（13団体）：違法ウェブトゥーン被害作家対策会議、ウェブトゥーン被害対策産業協議会、ウェブトゥーン共生協議体、総合編成チャンネル実務協議体、ケーブルTV放送協会、韓国映画デジタル流通協会、米国映画協会韓国支部、Netflix（ネットフリックス）、モバイルゲーム産業協会、韓国アニメーション産業協会、韓国プロスポーツ協会、韓国IPTV放送協会、音楽権利会社・流通会社実務協議体

²¹⁶ 2017年のアクセス遮断については放送通信審査委員会の通信審議小委員会の構成が遅延して実績が低調

③海外著作権の体系的保護支援

i. 官民協力の海外著作権保護体系構築（文化体育観光部）

文化体育観光部は、コンテンツの海外進出戦略の策定に基づいて海外で著作権を支援することができる拠点の拡大を検討している。海外著作権センターの未設置国家に進出した韓国のコンテンツ企業を対象に国別韓流コンテンツの市場規模などコンテンツの流通実態、現地の法制度の関連情報を提供する予定である。特に、現在、海外著作権センターが所在する国以外で韓国コンテンツの人気の高くて韓国企業の進出が活発な戦略市場を対象に拠点の拡大を検討している。また、著作権専門人材を優先的に派遣して現地の韓流著作物の流通状況と海外著作権センター新設の必要性を検討する予定である。

ii. 著作権分野における国際協力強化（文化体育観光部）

文化体育観光部は、世界知的所有権機関（WIPO）と直接連絡体系を構築しており、WIPO ODA事業の共同主管機関として事業の検討・管理を通して韓流関連性を検討するとともに著作権保護の効果を向上している。WIPO連係行事として韓流進出国の著作権法制の改善と著作権能力を強化するために支援を行った²¹⁷。

また、海外の著作権関係機関と著作権フォーラムを開催²¹⁸し、著作権の懸案を議論するとともに、現地関係機関との協力体系を構築した。

2) コンテンツ産業育成のための制度改善及び輸出多角化の拡大

(1) デジタルプラットフォームを活用した著作物の利用活性化

①著作物利用ワンストップサービス提供（文化体育観光部）

文化体育観光部は、デジタル著作権取引所（www.kdce.or.kr）を通して著作権DB²¹⁹を統合・連携して2018年は約3千万件（累積）を構築した。これまで分散していたオンライン上の著作権関連情報を体系的に収集・統合して提供することによって、著作物の利用に当たり利便性が向上し、利用環境の造成に貢献した点に意味がある。

②高品質自由利用著作物の拡充及びアクセシビリティ向上（文化体育観光部）

文化体育観光部は、重点課題として民間で活用可能な形態の自由利用の著作物を発掘して公開を推進した。その結果、自由利用著作物の利用件数は5,810件で2018年の目標（4,619件）比125%を超過達成した。これは共有著作物の量的拡大だけでなく信頼度向上事業などを通じた質的側面の改善が反映された結果であると解釈される。このような自由利用の著作物は1人クリエイター、又は中小企業が高品質の初期資源を低費用で活用することができるため、コンテンツ産業の発展に貢献するだろう。

²¹⁷ 韓国信託管理団体訪問研修（3月）、国際著作権保護人材ワークショップ（5月）、韓国著作権関係機関訪問研修（11月）を開催

²¹⁸ 韓国-タイ（5月）、韓国-フィリピン（8月）、韓国-中国（9月）、ソウル（10月）、韓国-ベトナム（10月）、韓国-日本（12月）著作権フォーラムを開催

²¹⁹ 著作権登録及び取引の可否、権利変動の内訳など

③教育著作権の共有支援体制造成（文化体育観光部、教育部）

文化体育観光部は、教育著作権の共有支援体制の造成に向けて前述した通り著作物利用ワ
ンストップサービスのデジタル著作権取引所を提供した。

教育部は、教育機関の教育資料の共有を拡大するために2018年3月に国会に著作権法改正
案を提案した。また、教育機関の著作権イシューを支援するために「法律諮問協議会」の
運営を通して著作権法律諮問を支援した。その他に韓国著作権委員会と共同で教育資料の
利用活性化のための著作権担当者ワークショップを2018年の上・下半期に実施した。

教育機関のフォントの著作権紛争予防のための官民共同協力事業

- ・（紛争予防点検）フォント点検プログラム開発及び配布
 - フォント点検プログラム開発に向けた関係機関協力体制構築（1月）
 - ※文化体育観光部・韓国著作権保護院、（株）ハングルとコンピュータにプログラム機能の改善を要求
 - ※フォント点検プログラム企画及び開発：2017.11～2018.3
 - フォント点検のための無料・バンドル・有料フォントDB構築（2月）
 - ※2010年以降、ウィンドウ、ハンコムオフィス、MS Officeバージョンのフォントファイル情報収集
 - 教師支援団の運営によるフォント点検プログラム（2種）の機能テスト実施及び改善（3月）
 - ※小・中学教師のPC200台でフォントファイルの点検及び文書点検プログラムの機能テスト完了
 - 教育庁担当者協議会を通してフォント点検プログラム（2種）の利用案内及び配布（4月）
 - ※フォント点検プログラムの外部流出防止のためにUSBでプログラム配布
 - ※教育部、全国の教育機関に「教育著作権（フォント）」の懸案共有及び協力を求める公文書を発送

表75<フォント点検プログラム機能>

点検環境	プログラム名	確認対象	プログラム機能
個人PC	フォントファイル点検機	フォントファイル	- 追加フォントファイル点検及び削除
	文書点検機	HWPファイル	- 有料フォント利用文書点検及びバンドルフォントに代替
学校ウェブサイト	文書点検機	HWPファイル	- 有料フォント利用文書点検及びバンドルフォントに代替

(2) 新技術トレンドに符合するコンテンツ創出エコシステム造成

①良質の次世代コンテンツ創出支援

i. 新技術と融合した新しいコンテンツ製作支援（文化体育観光部）

文化体育観光部は、最先端の融合・複合コンテンツであるAR、VRなどバーチャルリアリティコンテンツ技術を活用して2018年に計20件のコンテンツを製作して支援した。また、源泉コンテンツと他のジャンル、分野との協業を通して知的財産を再創作し事業化することで付加価値の拡大を促進した。

②コンテンツ産業育成のための価値評価・金融支援拡大

i. コンテンツ価値評価の適用拡大及び金融連係（文化体育観光部）

文化体育観光部は、企業相談を通して評価対象のプロジェクトが価値評価の可能なジャンル及び段階なのかを判別した後、内外部の専門家を活用して価値評価を実施している。特に、コンテンツ価値評価サービスの提供ジャンルを2017年の4分野から2018年は5分野（公演（ミュージカル）追加）に拡大した。

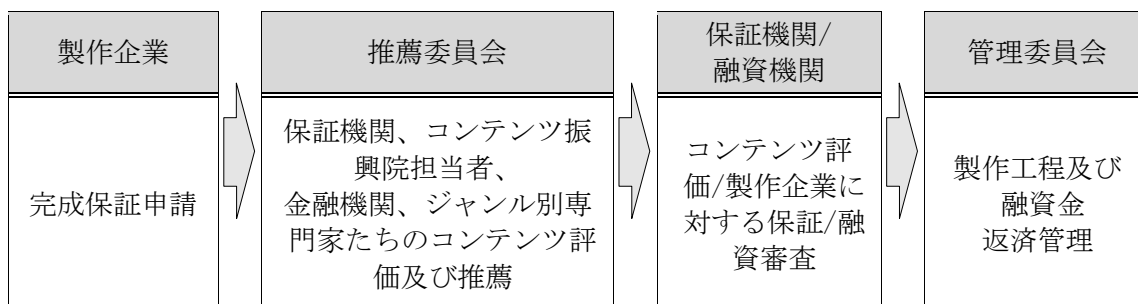
図40＜コンテンツ価値評価サービス及び金融機関推薦手続き＞

相談	申請/受付	価値評価	金融機関推薦	事後管理
1. 価値評価 2. 投資・融資	1. 申込書提出 2. 書類検討/補完	1. 評価団構成 2. 評価（現場実態調査）	1. 投資・融資推薦 2. 保証推薦	1. 推薦コンテンツ成果管理 2. 非推薦コンテンツコンサルティング提供

ii. 文化産業完成保証財源の拡充及び制度整備（文化体育観光部）

文化体育観光部は、国庫出捐及び金融機関との協約締結により新規保証財源を確保して、2018年に220件、計1,079億ウォン規模の融資に保証担保を提供した。このような完成保証は一定金額以上になるとコンテンツ振興院に設置された推薦委員会の保証審査を経て発行され、小額は手続きの簡素化のために保証機関の審査後、発行される。

図41<完成保証支援及び管理手続き>



(3) 韓流コンテンツのグローバル進出支援

①韓流コンテンツの進出国多角化

i. 新規市場開拓及び政府・民間協力強化（文化体育観光部）

文化体育観光部は、第一に、新規市場の開拓を支援した。まず、海外拠点であるコンテンツ振興院海外ビジネスセンターを6ヶ所運営しており、メーカーを2ヶ所に派遣してコンテンツ企業の現地進出を助けるマーケティングを支援した。ビーズマッチング3,960件、情報提供915件、協力/単独事業300回をそれぞれ推進した。特に海外拠点を通してマーケット、ショーケース、ピッチング及びデモデイなど多様な現地マーケティングを推進して顕著な成果を創り出した。

海外センターの主要成果

- 中国深センセンター：国内スタートアップ入居支援プログラム運営を通して中国現地で110億ウォン規模投資誘致
- 中国北京センター：中国国際輸入博覧会参加企業、約17億ウォンの契約を締結
- 米国センター：韓国Gwabba&米国String Ventures投資誘致成功（約2億ウォン）、米国版バラエティ番組「覆面街王」FOX TV放映確定、JTBC「力の強い女ト・ボンソン」、CBSとリメイク契約を締結

また、海外の新興国市場に進出するためにK-コンテンツエキスポを開催して、約851万ドルの輸出契約を締結した。

K-コンテンツエキスポの主要成果

- タイ K-コンテンツエキスポ開催（6.28～30）：B2B・B2C行事開催、669万ドル輸出契約、現地観覧客6,000人余りが参加
- インドネシア K-コンテンツエキスポ開催（10.4～7）：B2B・B2C行事開催、182万ドル輸出契約、現地観覧客45,000人余りが参加
- ブラジル K-コンテンツエキスポ開催（11.2～3）：B2C行事開催で韓流ブーム造成、現地観覧客6,000人余りが参加

第二に、政府間協力チャンネルを構築して運営した。政府協力チャンネルを活用して友好的な輸出環境を作るために政府間フォーラムを3回開催²²⁰し、MOUは1件締結²²¹、長官級面談を1件推進した²²²。

また、中国の限韓令によるコンテンツ企業の困難を解消しようと韓中民間ネットワークの維持のために巡回韓中共生フォーラムを深セン（9月28日）、上海（10月17日）、重慶（11月14日～16日）、北京（11月27日）でそれぞれ開催した。

第三に、グローバルオンラインプラットフォームと協業して国内の中小コンテンツが海外の有力な流通網を確保することができるように支援して、さらにはオンライン輸出マーケティングを支援した。特に、戦略市場である日本でオフラインプロモーションを推進することで、現地のプラットフォーム社の7社と192百万ドル規模の伝送契約を締結した。

また、海外進出のための市場動向及び情報を共有するためにオンライン輸出マーケティングプラットフォーム（WelCon）サービスを提供した。計3,509件の海外輸出情報を提供し、コンテンツ広報館（登録企業836社、コンテンツ1,379件）を運営した。

ii. 海外著作権支援拠点整備（文化体育観光部）

文化体育観光部は、コンテンツの海外進出戦略に合わせて海外著作権センターの整備方を策定するための検討を行った。東南アジア地域の成長潜在力と韓流拡散速度を勘案して、フィリピンセンターをマレーシア、シンガポールのうちヶ所へ移転するという当初の目標を修正してインドネシア市場を再評価²²³するとともに、一部の海外事務所を移転、またはインドネシア地域に新設するなどの検討を行った。これを受けてインドネシアのコンテンツ市場の環境、著作権保護法制及び政策分析、著作権保護政策の方向設定及び管理組織の新設の有無などの分析を目標に研究を推進した。

②海外での韓流コンテンツの拡散促進

i. 海外著作権合法流通総合支援（文化体育観光部）

文化体育観光部は、重点課題として官民協力を通して海外著作権の合法流通の支援体系を強化した。まず、海外8ヶ国から39社、国内から59社など計98社の企業が参加するコンテンツ分野別の合法流通交流会を支援した。また、海外進出（予定）企業を対象に海外流通実務アカデミー（分野別2回）を開催しており、ここで3件の契約書を検討した。一方、2018年には27件の著作権証明書を発行し、85件に対して現地での著作権登録を支援した。

²²⁰ 韓-EU文化協力委員会（4.9.～11、ベルギー）、韓-英創造産業フォーラム（6.12、英国）、日中韓文化産業フォーラム（10.19～21、中国天津）

²²¹ 韓・メキシコ文化創造産業交流協力了解覚書を締結（2018年5月）

²²² 韓国文化体育観光部・カナダ文化遺産部長官、文化産業協力に関する面談（2018年4月5日）

²²³ インドネシアはGDP 1.74兆ドル（IMF/2018）、人口2.7億人、コンテンツ市場の年平均成長率が13%に達する潜在市場

ii. 海外で韓流拡散促進のための支援強化（文化体育観光部）

文化体育観光部は、親韓ネットワークを拡張して韓流拡散に寄与するために外国人留学生と海外コミュニティの活動を支援した。23ヶ国の120人を対象に外国人留学生の韓国文化探訪団を運営²²⁴し、7ヶ国、17個のコミュニティ活動を支援した²²⁵。

また、6ヶ国を対象に「優しい韓流プロジェクト」を推進し、民間企業との協力を通して海外社会貢献事業を推進した。計6,500人余りが恩恵を受けており、同プロジェクトで企業の海外進出を支援することで「優しい韓流」を広め、肯定的な国家イメージを植え付けた。

表76<優しい韓流プロジェクトの主要成果>

CJ ENM KCON in Japan	現地の社会的企業支援（4.11～4.15、日本・千葉県）
CJ中国本社「中国の夢を育てる音楽教室」	文化体験インフラ構築及び文化芸術教育（5.29～6.1、中国・昆明市）
POSCO建設 海外社会貢献事業	韓国文化芸術及び科学技術教育、マルチメディア室構築、双方向文化交流祭り（9.8～9.17、ベトナム・プンタウ）
CJ EMM KCON in Thailand、 韓-タイ修交記念行事	文化芸術交流週間開催（9.24～29、タイ・バンコク及びパトゥムターニー）
グッドネーバーズ・SBS協力 ザンジバルメディアセンター支援事業	メディア人材育成及び文化交流
KOCCA・SBS協力 K-コンテンツエキスポ	貧困児童音楽教育及び文化享受機会拡大（10.22～11.2、ブラジル・サンパウロ）

最後に、双方向文化交流など²²⁶で韓流消費層の裾野を拡大して文化コンテンツの持続的な成長を誘導しており、韓流による輸出総額が2018年に4,424百万ドル（推定値）と、2017年の3,603百万ドルより増加した。

²²⁴ 韓国伝統文化探訪（5月、1回）、済州歴史自然探訪（6月、1回）、グローバル食文化体験展（7～10月、4回（モンゴル、中央アジア、ベトナム、中国））、海外特別文化探訪（8月、5ヶ国（マレーシア、ベトナム、日本、中国、タジキスタン））、K-カルチャーアカデミー（9月、4回）、グローバルフレンジシップフェスティバル（11月、1回）、解団式・同窓会（11月、1回）

²²⁵ カナダのモントリオール（6.2）、英国のロンドン（6.9）、米国のワシントン（8.4）、インドネシアのパレンバン（8.12）、フィリピンのケソン（9.9）、ベルギーのアントウェルペン（9.29）、スウェーデンのヨーテボリ（11.3）など

²²⁶ Feel Korea in Moscow（6.7～6.8、ロシアモスクワ、7,000人余り参加）、アジアドラマカンファレンス（10.17～20、大邱、10ヶ国200人余り参加）、中国大学の学報社記者団を招請（7.4～13、15人参加）、海外オンラインオピニオンリーダーを招請（7.28～8.4、4ヶ国5人参加）

5. グローバルなIP対応力の強化

1) 現地対応体系の強化及び国際協力の持続的な拡大

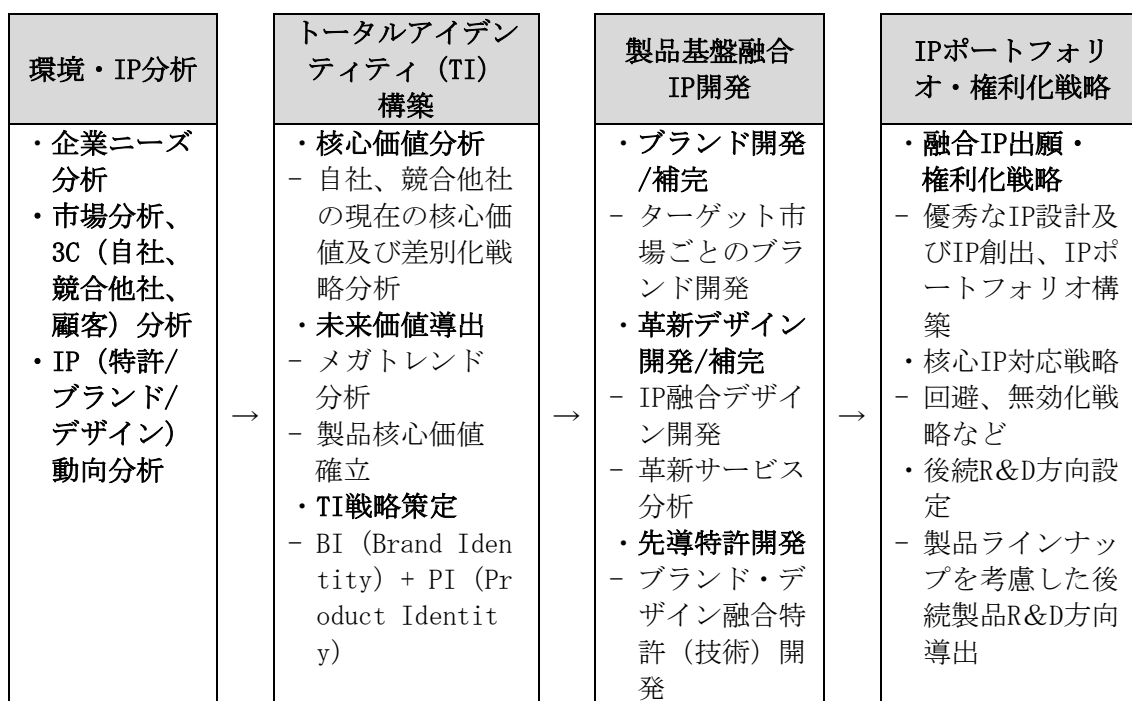
(1) 海外進出企業のIPあい路解消支援

① グローバル市場進出のためのIP総合戦略支援

i. グローバルヒット商品創出のためのIP総合支援（特許庁）

特許庁は、グローバル市場で差別化したヒット製品・サービスを創り出すために、開発の初期段階から特許だけでなくブランド・デザインまで融合したIP総合戦略を支援した。海外先導企業からの過度な技術移転料の要求により難関に直面した国内企業が、特許庁のIP-R&D支援を通して該当の特許を回避した源泉特許とデザインを確保した後、年間400億ウォン規模の受注に成功した例がある。

図42<支援プロセス>



ii. 中小企業のグローバルIP強化（特許庁、産業通商資源部）

特許庁は、特許庁長と中小企業CEOとの定期的な懇談会（計4回）の開催を通して双方向コミュニケーションの機会を設けた。同懇談会で知的財産創出支援を含め、特許共済及び特許バウチャーなど新規事業と年次登録料減免制度を案内し、中小企業に対する特許庁の支援意志を発信した。グローバルIPスター企業育成事業を通して地域の輸出有望中小企業510社を発掘して、国内外での権利化、特許とデザインの融合などIP総合支援により「グローバルIPスター企業」として育成した。また、2016年の知的財産経営者認証制度の導入の後、認証企業が少しずつ増加しており、2018年の現在、計383社が認証を受けた。

産業通商資源部は、国内の中小・中堅企業を対象に海外技術事業化支援センター（Global Commercialization Center、GCC）及び欧州技術事業ネットワーク（Enterprise Europe Network、EEN）を活用して技術輸出及び事業化戦略を支援した。2018年度には海外技術輸出入の契約締結率²²⁷が86.0件と集計されており、これは2017年の64.3件に比べて増加した数値である。

②現地対応体系強化（IP-DESKの機能拡大及び専門性強化）

i. IP-DESKを中心にした海外知的財産権紛争予防・対応強化（特許庁）

特許庁は、海外進出時に必要な支援をIP-DESKを中心にした現地で提供することによって韓国企業の安定した海外市場への定着を助けており、外国企業の侵害に対し速かに対応している。相談、出願支援など直接的な支援事業効果と現地ネットワークの構築など付加的な効果により、IP-DESK 1ヶ所当たり17.2億ウォンの経済的な効果を創出した。

ii. 在外公館の現地知的財産権侵害対応支援強化（外交部）

外交部は、重点課題として海外知的財産権侵害に対応するために在外公館の支援を活性化した。まず、海外知的財産権保護は駐在国の協力の能力に大きく左右されるという点を考慮して駐在国高官級交流を支援するとともに、中央及び地方の知的財産権当局者を随時訪問・面談し、駐在国の知的財産権関連行事に参加するなど協力チャンネルを強化した。

表77<高級紛争情報収集のためのネットワーク構築>

主要公館	実績件数	面談対象
駐米国（大）	57	米国特許庁、米国知的財産執行調整官（IPEC）関係者、在米韓国人特許弁護士協会（KAIPBA）など
駐広州（総）	19	広州市委員会、広東省市場監督局、広州市工商局、広東省知識産権局など
駐中国（大）	60	知識産権局、工商総局、市場監督管理総局、知識産権研修センター、他大使館の知財権担当官など
駐ジュネーブ（代表部）	48	WIPO法律局長、グローバル・イシュー局長、人事局長などWIPO内局長級関係者、他代表部分野別駐在官など
駐ベルギー（代表部）	52	欧州特許庁、他大使館知的財産権担当官、欧州議会、EU執行委など
駐日本（大）	22	日本特許庁、日本弁理士会、日本知的財産高等裁判所など
駐香港（総）	11	海関知的財産権責任官、知的財産権調査チーム長など
駐青島（総）	4	青島市商務局長、煙台市知識産権局局長、威海市知識産権局知的財産権担当者など

²²⁷ [（当該年度海外契約締結数の3年平均値）× 1.05]

表78<本部-公館及び公館間有機的協力体制構築>

対象	協力体制主要事例
本部-公館 (公館6ヶ所)	ジュネーブ、広州、青島など6ヶ所の公館を対象に知的財産権保護事業の予算支援及び事業プログラム検討及び協議
本部-香港-特許庁/文化院	中国地域知的財産権担当官ワークショッププログラム協議
本部-ジュネーブ- その他在外公館	WIPO地域事務所誘致関連の進行状況共有

また、駐在国の知的財産権関連の法制定・改正及び政策動向、知的財産権侵害対応状況などに対する公館からの随時報告を基盤に、韓国企業及び関係部処に知的財産権侵害に対応するための基礎情報を提供した。

表79<侵害発生対応支援のための在外公館の役割広報>

主要公館	主要実績
駐広州	○進出の韓国企業対象の広東商標教室（4回）、韓-中（広東省）知的財産権取引及びライセンス相談会、広東省進出企業知的財産権懇談会、博覧会/展示会参加の韓国企業対象の説明会・懇談会など開催 ○反不正競争法、特許紛争事件、広州市登録商標など知的財産権関連主要情報ウェブサイト掲載
駐青島	○中国進出（予定）の韓国企業対象△知的財産権保護説明会（7月、10月）、△模倣品識別セミナー（7月）開催
駐日本	○韓国の大学の特許製品と駐日企業ビジネスマッチングセミナー3回開催（5月、11月）
駐中国	○中国ウェブ市場シェアが高い京東商城（JD.com）対象の韓国商品識別説明会開催
駐ベルギー	○EU知的財産庁（EUIPO）知的財産権侵害報告書、統一特許裁判所協定、欧州特許庁動向などウェブサイト掲載
駐南アフリカ共和国 (大)	○進出の韓国企業対象の南アフリカ共和国知的財産権制度及び運営状況セミナー開催後、同内容を要約したパンフレットの「南アフリカ共和国知的財産法及び運用状況」2次配布（2月） - △アフリカ/南アフリカ共和国知的財産権法概論及び域内協約、△南アフリカ共和国商標法上のブランド開発及び地理的用語の商標登録、△南アフリカ共和国特許法概観及び特許登録手続き、△医薬品特許及び類似医薬品取り締り、△商標権使用関連広告規制、△デザイン法概観、デザイン登録要件及び手続き ○アフリカ知的財産権概要、南アフリカ共和国知的財産権紹介、著作権法改正案賛否論などウェブサイト掲載
駐ミャンマー（大）	○ミャンマー著作権法案制定過程、特許法・商標法・知的財産法・産業デザイン法などを紹介する「ミャンマー知的財産権法案説明会」（12.4）開催 - 韓国企業50社余り参加・出席

	○ミャンマー特許法・商標法など4つの法案の詳細内容を盛り込んだ「ミャンマー知的財産権法案説明書」を発刊（12.31）
駐イラン（大）	○駐在国商標法など知的財産権法令翻訳 - 現地進出（予定）韓国企業対象の駐在国商標及び特許法令を韓国語翻訳紹介
駐コートジボワール（大）	○コートジボワール知的財産権実態及び紛争事例紹介セミナー開催及び知的財産権制度案内パンフレット発刊（12月） - 2018年に続き駐在国及びフランス語圏アフリカ知的財産権関連セミナー開催などを通して韓国企業人になじみが薄い知的財産権法制度及び判例を紹介
駐ジュネーブ（代表部）	○WIPO知的財産権教育コンテンツ、展示会、セミナー開催などウェブサイト掲載
駐香港（総）	○現地展示会及び博覧会参加業者対象の知的財産権保護制度説明会実施（5月、9月、10月、11月） - 韓国企業対象の知的財産権保護制度及び現地登録手続き、公館の役割などに対する理解向上 ○現地韓国ブランド知的財産権侵害物品取り締り実績などウェブサイト掲載

表80<主要国の知的財産権関連政策動向及び事例モニタリング>

主要公館	実績件数	主要報告事項
駐ジュネーブ（代表部）	181	WIPO会議結果、加盟国動向、地域事務所誘致動向など
駐ベルギー（代表部）	61	EU知的財産権政策及び核心 이슈、欧州統一特許裁判所制度、英EU離脱（ブレグジット）IP 이슈及びEU執行委のIP侵害監視リスト作成動向報告など
駐広州（総）	186	特許紛争、広東省知的財産権制度、商標出願統計など知的財産権主要懸案動向、マスコミ報道分析など
駐日本（大）	80	日本特許庁の状況など知的財産権関連マスコミ動向、関係者面談結果など
駐中国（大）	71	知的財産権主要懸案動向、知識産権局など地方政府と協力結果、知的財産権関連部処面談結果、知的財産権判例分析など
駐米国（大）	35	米通商代表部違法コピー及び偽造品リスト発表報告、米国特許庁など米国特許組織関連状況など動向報告
駐香港（総）	13	駐在国知的財産権関連統計、知的財産権関連展示会、懇談会、説明会出席結果報告など
駐青島（総）	13	知的財産権展示会及び説明会結果報告、韓国企業知的財産権被害動向、関係機関面談結果報告など
駐アラブ首長国連邦（大）	4	韓-UAE知的財産権高官級会談結果、グローバル模倣品流通企業のUAE活動動向報告など

そして、実際に侵害解決関連の相談が生じた場合、知的財産権の状況調査、該当の外国政府に対する措置要求、国際機関及び関連団体との協力など必要な措置を支援した。

表81<侵害発生に対する迅速な解決支援関連主要対応実績>

公館名	主要実績
駐ベルギー（大）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2018年EU執行委が初めて発表予定である「EU域外国市場偽造及び違法コピー監視リスト」と関連し、ネイバーが対象に含まれることがあるという情報を入手、ネイバー側にこれを通知すると、ネイバー側から対応策の問い合わせ有り - ベルギー大使館はネイバー側に駐韓欧州商工会議所との協力方策、MOU締結方策などネイバー側が取らなければならない対応策を積極的に提示する一方、EU執行委側と同事案に対して数回面談を行い、ネイバー側の立場を伝達（7月、10月、11月、12月） ○ 欧州地域に進出した韓国企業から英EU離脱（ブレグジット）後のEU商品券を保有する企業に及ぼす影響に対する問い合わせがあり、ブレグジット後の権利に対する情報を案内して、今後発生し得る状況に対する対応策を伝達（9月） ○ ブリュッセル、ミュンヘン、フランクフルトなど欧州地域に進出（予定）の韓国企業の特許権制度及び知的財産権紛争時の対応策について問い合わせを受けて、IP-Desk相談手続き及び現地特許権制度、対応策について案内（5件）
駐中国（大）	<ul style="list-style-type: none"> ○ パリバゲット（PARIS BAGUETTE）社は、悪意的に商標を先取りした中国商標ブローカーに対して商標権侵害訴訟を提起して、これと関連して問い合わせがあり、北京市工商局に侵害内容を伝達して、訴訟手続きを支援 ○ 高麗人参連合会から、「高麗人参」の地理的表示商標登録関連の相談を受け、駐中国大使館は香港特許庁に相談内容を伝達して、香港特許庁は高麗人参連合会の地理的表示団体標章を登録 ○ サムスン電子から、長く続いているファーウェイ（華為）との訴訟経過及び対応戦略に対する相談を受け、特許庁に公式書簡を送付して、審理進行状況について持続的な情報提供など
駐広州（総）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 韓国商品の形態模倣企業のMUMUSO現場調査及び処理方針の相談などを通してアモーレパシフィックを支援（3月、6月） ○ 第15回中国国際中小企業博覧会を契機に、韓国の偽化粧品販売によるイメージ失墜問題を博覧会の事務局及び工商局に申告及び違法企業に販売禁止措置 ○ 株式会社オリオンから申告のあった模倣品押収問題を海関及び公安への面談アレンジを通して解決 ○ 展示会参加企業のハンセム製品の特許権侵害企業に対する申告手続きを支援
駐香港（総）	<ul style="list-style-type: none"> ○ サムスン電子のメモリーカード部門が「海関登録及び協力不振韓国ブランドリスト」に含まれたことに対する企業側

	<p>の具体的状況及び対応手続きの問い合わせに対して、海関への接触を通して同事案が業務上の手違いで発生した事案であることを把握して伝達（10月）</p> <p>○株式会社GPCLUB、GLOBAL CREATIVE、JEWEL JINYONG側に著作権保護手続き、香港海関保護登録手続きなどを案内して香港海関知的財産権担当者紹介及び面談アレンジ（3月、9月、12月）</p>
駐アラブ首長国連邦（大）	<p>○韓流便乗外国系模倣品流通企業が世界に店舗を拡大しており、特に中東の韓流ハブ役割をするUAEでも9ヶ所の店舗運営</p> <p>- UAE大使館は、MUMUSOなど模倣品流通企業のUAE内の活動の実態を本部に報告して、韓国の特許庁などと協力してドバイ警察庁を訪問するなど対応策を摸索</p> <p>- 韓国の特許庁協力要請書簡及び法律意見書を公式書簡を通じてUAE経済部に伝達しており、UAE側は今後、高官級会談で適切な措置を取ると答える</p>
駐日本（大）	<p>○韓国所在の企業の輸出における日本特許取得の手続きに関する問い合わせに対し、日本特許庁の審査状況を案内</p> <p>○明洞食道楽、SR&Produceなど韓国企業の日本市場での新メニュー及びコンテンツ保護方法の問い合わせに対してコンテンツ保護マニュアル作成及び商標権登録手続きを案内</p> <p>○その他韓国企業の国際特許出願手続き、食品ブランド化方策などの問い合わせに対して適切な制度紹介及び対応策の策定</p>
駐米国（大）	<p>○現代自動車の米国特許商標庁技術説明会開催支援（7月）</p> <p>○米国進出スタートアップ、中小企業、医療企業などの知的財産権相談</p> <p>○知識財産サービス協会、ワシントン韓国人発明家協会などと連携して進出企業支援拡大</p>

このような在外公館の知的財産権への対応方向は、在外公館担当官の能力強化、当局者ネットワーク構築など実務的・外交的なチャンネルを積極的に活用することで、韓国企業の知的財産権侵害の予防に大きく貢献している。

③海外商標ブローカー及び偽造品などに対する対応強化

i. 商標侵害・偽造品などに対する予防及び早期対応強化（特許庁）

特許庁は、K-ブランドを模倣した悪意的な無断先取りの疑いのある商標に対して現地出願段階でモニタリングして被害企業が早期に対応することができるように支援している。特に中国商標ブローカー専門のポータルを運営している。

また、海外オンライン偽造品に対するモニタリングシステムを運営して、モニタリングするオープンマーケットの対象を拡大するなどオンライン偽造品に対する流通取り締りを強化している。その結果、海外オンライン偽造品の流通遮断支援件数は2018年に21,984件を達成した。このように海外オンラインサイトで偽造品の販売掲示物を削除することによって海外進出企業の知的財産のあい路を直接的に解消することができた。

ii. 知的財産権水際対策拡大のための国内外協力強化（関税庁）

関税庁は、重点課題として第一に、通関、流通段階で知的財産権侵害物品の取り締りを強化した。平昌冬季オリンピック（1月2日～2月6日、6週間）、家庭の月（5月～6月、2ヶ月間）、独身の日²²⁸の大規模割引イベントシーズン（11月11日～30日）など、話題になる時期に物品を選定した後、関連機関と協力して知的財産権侵害物品合同取り締りを実施した。その結果、オリンピックマスコットぬいぐるみなど10,204点（5億ウォン相当）、偽造時計類641点（33億ウォン相当）、偽造玩具類13,140点（3億ウォン相当）、偽造靴類4,772点を摘発した。また、国際郵便を通して輸出される知的財産権侵害物品の集中取り締りを実施²²⁹して、10年連続で米通商代表部（USTR）の知的財産権監視対象国から除外される成果を上げた。

第二に、知的財産権侵害取り締りの効率性を向上するための基盤を整備した。まず、オンラインモニタリングを強化して知的財産権の税関申告を活性化した。サイバー違法取引の急速な増加を受けて知的財産権侵害物品販売サイトをモニタリングした後、香港税関に8つのサイト²³⁰に対する情報提供とともに調査に着手し、その後サイトを閉鎖するなどの措置を取った。また、通関段階での効率的な水際対策のために、税関で知的財産権登録業務を遂行しており、商標権など申告件数が2018年は32,124件で前年比27%増加した（2017年24,607件）。そして海外ブランドの知的財産権者（10社）²³¹を対象に懇談会を実施して業者のあい路など意見を聴取した。

第三に、韓流ブランドの保護を強化した。WCOアジア・太平洋、16ヶ国のアフリカの税関職員24人を招請²³²して、知的財産権保護制度及び実務事例を共有した。また、海外税関職員を対象に韓流ブランド侵害識別要領パンフレットを配布した。同パンフレットにはサムスン、アモーレパシフィックなど5つのブランド²³³の本物・偽物の識別方法、正式商標・ロゴ案内、偽造品摘発時の連絡先などが収録されている。

第四に、知的財産権水際対策を拡大するための推進体系を構築した。まず、日中韓三国の知的財産権保護を強化するために関税庁長及び知的財産権実務者（Work Group）会議を実施して三国間の情報を共有した。

²²⁸ 中国の11月11日で、米国のブラックフライデーのように最高のショッピングシーズンである。

²²⁹ 国際郵便物は少量多品種物品が大量発送されるため、（社）貿易関連知識財産権保護協会所属の民間専門家5人を仁川空港国際郵便税関に派遣（2009年～）して合同取り締りを実施する。

²³⁰ Luxffan、runshop1、mis89、nicebagusa、feel-roadusa08、bdmusa、runshop1、wncp88

²³¹ ドルビー（Dolby）、キヤノン（Canon）、ハズブロ（Hasbro）、ケリンググループ（Kering Group）、マテル（Mattel）、マイケルコース（Michael Kors）、フィリップ・ブレイン（Philipp Plein）、ポップソケット（PopSockets）、フィリップス（Philips）、ティンバーランド（Timberland）

²³² カンボジア（2人）、ジンバブエ（2人）、トンガ（2人）、ベトナム（2人）、マラウイ（2人）、スリランカ（2人）、フィリピン（2人）、ブルンジ、モルディブ、カメルーン、南アフリカ共和国、パプアニューギニア、ザンビア、ルワンダ、タンザニア各1人

²³³ サムスン電子、アモーレパシフィック、スリーセブン、ドクタージャルト、現代モービス

表82<日中韓3ヶ国会議>

区分	日付	開催国	主要内容
1次	2007年10月	日本	IPR保護制度の共有、情報交換Action plan、IPR懸案議論 * 韓日間情報交換約定締結
2次	2008年11月	韓国	IPR国際セミナー共同開催合意、情報交換時の提供手続き及び基準に対する改善案合意
3次	2009年8月	中国	相互提供された知的財産権摘発情報に対して強力な調査及び結果提供、廃棄費用の権利者負担方策議論
4次	2010年11月	韓国	知的財産権保護成果及び発展方策、情報交換成果及び実務会議活性化方策
5次	2011年10月	日本	各国知的財産権保護懸案紹介、情報交換取り締り効果改善方策、情報交換回数協議
6次	2016年6月	日本	知的財産権侵害情報交換拡大、自国ブランド保護強化、権利者との協力方策
7次	2018年6月	中国	侵害情報交換方法改善（交換情報、周期など）、日中韓3国間知的財産権合同取り締り議論

また、知的財産権保護の充実に向けて、税関の取り締り職員を対象に知的財産権全国税関巡回教育を実施²³⁴した。

表83<知的財産権全国税関巡回教育>

回目	日付	教育対象	教育内容
1	3. 29~30	仁川本部税関 (40人)	商標権者の偽造品識別教育 - 正規商品と偽造品の実物比較説明 - ブランド別偽造品識別方法パンフレット配布 - 商標権者の最新侵害動向情報共有 - 知的財産権関連理論及び判例講義(法務法人)
2	4. 5~6	釜山本部税関 (39人)	
3	4. 26~27	ソウル本部税関 (30人)	
4	4. 19~20	仁川本部税関 (40人)	
5	5. 8~9	大邱本部税関 (41人)	
6	5. 17~18	光州本部税関 (37人)	
7	5. 31~6. 1	仁川本部税関 (41人)	
8	6. 21~22	平沢直轄税関 (22人)	
9	7. 12~13	ソウル本部税関 (38人)	
10	9. 6~7	釜山本部税関 (39人)	
11	9. 13~14	仁川本部税関 (43人)	
12	10. 4~5	大邱本部税関 (44人)	
13	12. 20~21	光州本部税関 (13人)	
14	11. 1~2	ソウル本部税関 (38人)	
15	11. 15~16	仁川本部税関 (41人)	
16	11. 29~30	釜山本部税関 (36人)	
17	12. 6~7	仁川本部税関 (45人)	
合計		627	-

最後に、知的財産権保護活動を前年度と比較・分析した「知的財産権侵害取り締り年間報告書」を毎年作成して関連機関と海外税関に配布しており、E-bookを関税庁ウェブサイトに掲示して常時照会及びダウンロードできるようにした。同報告書では旅行者携帯品、郵便物、特送貨物などすべての搬入経路に対する年間の摘発実績を権利別、品目別、積出国別、運送手段別に分析している。

iii. 不公正な貿易行為に対する調査及び是正措置 (産業通商資源部)

産業通商資源部は、知的財産権侵害など不公正な貿易行為による被害企業を実効的に救済するために不公正な貿易行為調査制度の改善を推進した。すなわち、不公正な貿易行為の調査申請期間を1年から2年に延長する方策、暫定措置の手続き・内容・効力規定を具体化する方策など不公正な貿易行為調査関連の法律改正を推進しており、現在国会常任委員会に係留中である。

²³⁴ 仁川、釜山など6都市、17回、627人

(2) IP国際協力強化及びグローバル地位向上

①グローバル審査協力強化

i. 審査品質向上のための主要国間審査協力強化（特許庁）

特許庁は、審査品質向上のために第一に、米国の特許商標庁（USPTO）と施行中である特許共同審査（Collaborative Search Program、CSP）²³⁵を中国など、その他出願規模が大きい国家を対象に拡大を推進している。第二に、PCT国際調査品質と国内段階での審査結果予測の可能性を高めるために、五庁（IP5）特許庁間PCT協力審査（PCT Collaborative Search & Examination、PCT CS&E）²³⁶を推進している。第三に、国内企業の迅速な海外特許取得を支援するほか、審査品質向上のために主要国と特許審査ハイウェイ（Patent Prosecution Highway、PPH²³⁷）を施行しており、これの拡大を推進している。

ii. 特許制度の国際的調和及び人的交流活性化（特許庁）

特許庁は、五庁（IP5）特許審査政策会議などを通して先行技術提出、発明の単一性及び明細書記載要件の特許制度と審査実務間の調和を推進した。特に、第四次産業革命に関わる技術分野の審査実務の調和及び優秀明細書の使用者提供など新規議題を主導的に提案した。

また、2018年は中国、日本、ドイツ、台湾特許庁と相互訪問を計5回実施するなど他国の特許制度及び審査実務に対して相互理解を深めるとともに、海外地域の専門家を育成するために審査官の交流を持続的に実施した。

②IP国際機関誘致及びグローバルIPイニシアティブ主導

i. 世界知的所有権機関（WIPO）参加拡大及び地域事務所誘致（特許庁、外交部）

特許庁は、WIPO総会（2018年9月）、遺伝資源及び伝統知識関連政府間委員会（IGC、2018年6月、8月、12月）、事業予算委員会（PBC、2018年8月）、開発委員会（CDIP、2018年5月、11月）、執行諮問委員会（ACE、2018年9月）などWIPO会議体制に参加して国際的な懸案に持続的に対応した。

また、特許庁はWIPO地域事務所の誘致と関連して友好的な国際環境づくりに向けて多角的に努力した。UAE、インドなどを説得して地域事務所誘致に対する韓国側の評価方式（外部専門家を通じた評価方策）を共同提案しており、2018年5月3日ソウルでWIPOと共同で仲裁調停分野（ADR）に対する協力MOUを締結して共同行事を開催した。

²³⁵ 両国に同一発明が特許出願された場合、審査に必要な先行技術文献情報を共有して審査結果の正確性・一貫性を高める制度（2015年9月から米国と施行）

²³⁶ PCT国際調査を1つの特許庁ではなく、五庁の検討と意見交換を経て行う制度

²³⁷ 第1国で特許出願が可能という審査結果を受けた場合、第2国にその結果を提出して優先審査を申請できる制度（29ヶ国、2018年）

外交部は、WIPO地域事務所の誘致と関連して誘致国選定方式に対する決定など、加盟国間で異見の対立が先鋭化する状況が持続すると、2018年に在外公館（駐ジュネーブ）ではWIPO内での地域グループ間、両者間協議及び協力活動に注力した。

表84<WIPO地域事務所誘致のための在外公館（駐ジュネーブ）Outreach活動>

日付	対象	主要活動
2. 20	タイ、UAE、マレーシア駐在官	地域事務所誘致関連意見交換
3. 7	米国駐在官	地域事務所誘致関連意見交換
4. 6	インド駐在官	地域事務所誘致関連意見交換
4. 12	インド、UAE駐在官	地域事務所誘致関連意見交換
5. 4	アジア太平洋グループ内の主要国駐在官	アジア太平洋グループ内WIPO地域事務所誘致希望国との非公式会議
6. 5	アジア太平洋グループ駐在官	アジア太平洋グループ内6ヶ国の誘致候補国間地域事務所議論
7. 13	アジア太平洋グループ大使	アジア太平洋グループ6ヶ国の誘致候補国間大使級非公式会議
8. 8	インド駐在官	地域事務所誘致関連意見交換
8. 22	シンガポール駐在官	地域事務所誘致関連意見交換
9. 12	アジア太平洋グループ大使	アジア太平洋グループ内WIPO地域事務所誘致希望国との非公式会議
9. 20	WIPO秘書室など	WIPO一般総会期間中、地域事務所議論状況を把握
9. 24～10. 2	WIPO加盟国及びオブザーバー国家代表	WIPO一般総会期間中、地域事務所誘致活動
10. 8	インド駐在官、UAE駐在官	地域事務所誘致関連意見交換
11. 30	WIPO一般総会議長（駐ジュネーブベトナム大使）	地域事務所関連WIPO一般総会議長と面談

ii. IP関連国際協力拡大及びグローバルイシュー先導（特許庁、外交部）

特許庁は、APECなど国際会議体制に参加して知的財産権イシューに対する国際的協力を拡大した。2018年2月8日には、APEC知的財産権専門家グループ（Asia Pacific Economic Cooperation IP Rights Experts' Group（APEC-IPEG））に参加して特許庁の適正技術事業、不正競争防止法改正内容と取り締り事例などに対して発表した。また、APEC基金で開発した「SME革新のためのIP事業化マニュアル」を活用して2018年11月ベトナムでAPEC IPビジネスワークショップを開催した。

一方、域内包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership、RCEP）、韓国-MERCOSUR TA、韓国-チリFTA改善交渉など進行中である交渉に積極的に参加して韓国企業の知的財産権保護を強化するために努力した。

外交部もWTO、WIPO、APECなど国際機関などで提起される知的財産権関連動向を把握し、関連する議論に参加するなどグローバルな知的財産 이슈に積極的に対応した。

表85<2018年多者会議での知的財産権分野参加目録>

日程	会議
2. 8～9	第50次WIPO国際特許分類（IPC）専門家会議
2. 25～28	第46次APEC知的財産権専門家グループ実務会議
2. 27	WTO TRIPS理事会定例会議
3. 19～23	第35次WIPO IP&遺伝資源など政府間委員会
4. 23～26	第39次WIPO商標法常設委員会（SCT）
4. 23～27	第39次WIPO国際特許分類（IPC）改正実務会議
4. 30～5. 4	第28次WIPO商標国際分類（NICE）専門家会議
5. 14～18	第21次WIPO IPと開発委員会
5. 28～6. 1	第36次WIPO著作権常設委員会（SCCR）
6. 5～6	WTO TRIPS理事会定例会議
6. 11～12	第1次WIPOリスボンシステム改善実務会議
6. 18～22	第11次WIPO特許協力条約（PCT）実務会議
6. 25～29	第36次WIPO IP&遺伝資源など政府間委員会
7. 2～6	第16次WIPOマドリッドシステム改善実務会議
7. 9～12	第28次WIPO特許法常設委員会（SCP）
7. 16～18	第7次WIPOハーグデザイン国際出願実務会議
8. 11～12	第47次APEC知的財産権専門家グループ実務会議
8. 27～31	第37次WIPO IP&遺伝資源など政府間委員会
9. 3～5	第13次WIPO執行諮問委員会（ACE）
9. 10～14	第28次WIPO事業予算委員会（PBC）
9. 24～10. 2	第58次WIPO一般総会
10. 15～19	第6次WIPO標準委員会（CWS）
11. 7～8	WTO TRIPS理事会定例会議
11. 12～15	第40次WIPO商標法常設委員会（SCT）
11. 12～16	第40次WIPO国際特許分類（IPC）改正実務会議
11. 19～23	第22次WIPO IPと開発委員会（CDIP）
11. 19	MIKTAセミナー開催（女性とIP）
11. 26～30	第37次WIPO著作権常設委員会（SCCR）
12. 3～6	第29次WIPO特許法常設委員会（SCP）

③途上国へのIP行政サービス支援及びIP ODA拡大

i. 韓国型特許行政サービスの海外普及拡大（特許庁）

特許庁は、韓国型特許行政サービスの海外普及を拡大するためにアラブ首長国連邦（UAE）に知的財産権組織及び人材、教育、法律、政策分野に対するコンサルティング事業の輸出契約を推進した。また、中東地域の知的財産権インフラの改善と協力関係の強化に向けてイランの知的財産権インフラを強化するための知識基盤開発協力事業（Knowledge Sharing Program, KSP）を推進している。特に、UAEに成功的に定着した協力事例を基盤に、新興・途上国への優秀な知的財産権行政サービスの輸出を通して国益の増大と、現地進出の韓国企業の知的財産権の獲得及び保護基盤を整備したという点に意味がある。特許庁はこれをベースに中東、ASEAN、中南米国家を中心に韓国の知的財産権サービスモデルを積極的な売り込むセールス外交を推進する予定である。

表86<主要成果>

国	主要成果
UAE	<ul style="list-style-type: none"> 韓国をPCT国際調査機関として指定するMOUを締結（2018. 12） UAEに提出される中間書類も国内特許審査代行業で処理することで合意（2018. 12） UAE特許行政情報システムメンテナンス契約（年間75万ドル）締結（2018. 12） UAE公務員対象PCT RO（受理官庁）関連有償教育（3日間）実施（2018. 12）
イラン	<ul style="list-style-type: none"> 企画財政部KSP事業の部処協力型事業に選定及び事業推進（2018. 11～） * 韓国知識財産研究院が関連事業を実行中 イランに韓-サウジIP協力のための特許庁審査官1人派遣（2018. 12）

ii. グローバルIP教育コンテンツ開発及び拡散（特許庁）

特許庁は特許庁が開発した幼少年、専門家向けのグローバル知的財産教育コンテンツの普及の拡大のためにWIPO、APECなど国際機関及び国際会議体制と協力した。

その結果、韓-WIPO共同国際知的財産教育課程の参加者46人を対象に実施した満足度調査で高い満足度を現わした。

表87<韓-WIPO共同国際知的財産教育課程（オフライン）満足度調査結果>

区分	非常に満足	満足	普通	不満	非常に不満	計
回答数	27	15	2	0	0	44
点数換算	100点	75点	50点	25点	0点	89. 21

※2人は未提出

iii. 途上国に対する戦略的支援及びIP-ODA事業体系化（特許庁）

特許庁は、WIPOと共同で途上国を対象に適正技術コンテスト、知的財産権教育などを実施して特許庁の知的財産権政策を広報し、国際協力ネットワークを強化した。また、途上国を対象に適正技術と商品ブランド・デザインの開発及び権利化を支援する国際知的財産支援事業のフィジビリティスタディと既施行事業に対する事後評価体系を確立した。その結果、知的財産支援事業（ODA）に対する専門家の評価は2018年の目標値90.2点に比べて0.4点上昇した90.6点となった。

2) 生物・遺伝資源など新知的財産の国際規範への対応強化

(1) 生物・遺伝資源関連の新国際規範対応

①生物・遺伝資源の保存・管理体系強化（農林畜産食品部）

農林畜産食品部は、生物・遺伝資源の保存・管理体系を強化するために第一に、獣医遺伝資源の収集・保存及び利活用に向けたシステムを管理した。まず、獣医遺伝資源を体系的に収集・保存して2018年は819点を確保した。また、獣医遺伝資源の利用の活性化に向けて国家動物防疫統合システム（KAHIS）を改善するとともに、獣医遺伝資源銀行（KVCC）との連動性を強化して寄託、分譲システムの利便性を高めた。

第二に、山林生命資源を調査・収集して利用の活性化を図った。山林樹種、山林微生物など自生山林生命資源232万点を収集・保存して育種基盤を構築した。また、山林生命資源の現地以外の保存を実施してソメイヨシノ遺伝資源保存院など計54種に対して23.9haを造成しており、山林生命資源管理機関も2017年度の31ヶ所から2018年は36ヶ所に拡大した。

②朝鮮半島の自生生物発掘・管理（環境部）

環境部は、朝鮮半島の自生生物を発掘・確保して新知的財産の創出基盤を整備した。自生生物調査・発掘事業などを通して2018年まで国家生物種目録50,827種（累計）を構築した。このうち2018年に自生生物1,800種を新規で発掘して目録化しており（累計50,827種）、確証標本1,600種を確保した（累計32,209種）。さらには、北朝鮮地域の生物種情報も確保した。植物の場合は朝鮮植物誌（1996～2000年、9冊）の植物種目録の分析を通じて3,509分類群に対する情報を確保し2018年8月、北朝鮮地域の維管束植物種目録集を発刊した。微生物に対してはポーランドで2004年に発刊した「Polish botanical studies 18, Macrofungi of North Korea collected in 1982-1986」パンフレットに収録された種情報と国家生物種目録と比較検討を実施した。無脊椎動物に対しては「海洋浮遊生物検索」、「科学院通報」など北朝鮮の文献から1,382種を確保して、国家生物種目録（2017年）との比較を通じて不一致種851種を確認しており、異名などの検討を通して538種を新規追加した。昆虫に対しては「昆虫分類名集」、「白頭山の生物種類と分布」など北朝鮮の文献で確保した北朝鮮の昆虫種目録のうち国家生物種目録と不一致する355種に対して異名などの検討を通して81種を目録に追加した。

③海外生物資源確保などのための国際協力強化（環境部、農林畜産食品部）

名古屋議定書発効（2014年10月）以降、生物資源を保護し、そこから発生する利益の公正かつ公平な共有を求める国際社会の要請が高まる中、環境部は生物資源富国との協力を通じた利益共有基盤を造成した。ラオス、ミャンマー、ベトナム、カンボジア、ミクロネシア、モンゴル、タンザニアなど東南アジアの7ヶ国と生物多様性共同調査を実施して野生生物1,000種及び生物標本7千点を発掘・確保した。また、協力国のモンゴル、ベトナム、カンボジアの住民の活用基盤となる有用生物資源200種を発掘・確保して海外有用生物資源に関する資料集を発刊して産業界に配布した。さらに、協力国の公務員18人を対象に生物多様性人材育成教育を支援するほか、2018年4月ソウルで関連する国際シンポジウムを開催した。

農林畜産食品部は、国外の獣医遺伝資源を収集して新種の病気の関連資源を確保した。ワクチン株の寄託（収集）を通じて海外の病原体を収集し、先進国の新種の病気の発生と関連する資源を確保するために努力した。また、植物新品種保護国際同盟（International Union for the Protection of New Varieties of Plants、UPOV）、国際種子検査協会（International Seed Testing Association、ISTA）、国連食糧農業機関（The Food and Agriculture Organization of the United Nations、FAO）など品種保護関連の国際機関に参加し、海外の品種審査機関・専門家との人的交流及び情報共有など海外の関連機関との協力体系を構築した。

④公海上海洋遺伝資源のIP新規規体制への対応（海洋水産部）

公海上の海洋遺伝資源をめぐる知的財産規律の新規規体制に対する設立の議論が急速に進んでいることを受けて国益を守るために、これに対する積極的な対応が必要となった。これに伴い、海洋水産部は公海上の海洋遺伝資源の知的財産権が保護されない場合に発生する問題点を提示し、それによる被害を認知することができるように産学研の政策説明会を開催した。さらに、専門家ワークショップを開催して海洋法と知的財産権の専門家が参加して統合的な政策開発を推進した。すなわち、公海上の海洋生物遺伝資源を知的財産の保護対象にするとともに、技術移転に対する事項などを主要内容として盛り込んだ。また、公海上の海洋遺伝資源に関する知的財産政策報告書を2冊発刊した²³⁸。

⑤名古屋議定書の履行推進（環境部、農林畜産食品部）

環境部は、部処別に散在する生物資源情報を統合して標準化された生物資源に対する情報を提供するために、国内外の生物多様性情報保有機関との関係情報を拡大した。これに伴い、名古屋議定書に対応した正確で多様な生物資源の情報を獲得・共有・活用することができるかと期待される。

²³⁸ UN BBNJ（Biodiversity Beyond National Jurisdiction）政府間会議、生物多様性協約総会及び科学技術諮問機構で遺伝資源IP議論に対する動向把握及び政策提言を盛り込んだ政策報告書と新国際IP規範の中心議論事項である伝統知識に対応するために韓国の海洋水産伝統知識調査による政策提言を盛り込んだ政策報告書2冊を発刊した。

農林畜産食品部は、名古屋議定書に関連する情報を提供してこれに対する対応を支援した。名古屋議定書に関する教育とセミナーなどを開催し、中国、インド、ベトナムの遺伝資源関連法・制度と産業動向を調査した。また、生命資源情報サービス（BRIS）などに遺伝資源へのアクセス・利用及び利益共有（Access and Benefit-Sharing、ABS）関連情報を定期的にアップデートした。一方、対外的には国内外の協力を通して名古屋議定書の履行に対する対応を支援した。農林畜産食品部が農業生命資源における国の責任機関及び点検機関としての業務を遂行した²³⁹。また、研究機関、動物薬品業界など獣医分野機関を対象に名古屋議定書及び遺伝資源へのアクセス・利用及び利益共有に関する法律の広報を実施した。

(2) 新品種の開発活性化及び保護強化

①植物及び海洋水産の新品種開発支援の強化（農林畜産食品部）

農林畜産食品部は、植物新品種開発支援の強化に向けて第一に、山林分野の新品種育成促進のためのコンサルティングを実施した。新品種を育成する個人育種家、品種保護の出願希望者及び種子業者と業者などを対象に出張型現場訪問コンサルティングを計57回、品種保護説明会を1回実施した。

第二に、ジオウ（地黄）「RGES 21号」など6系統、タンジン（丹参）「SM7号」など5系統の主な薬用作物の優良品種を育成し、キバナオウギ（黄耆）、ツルニンジン（蔓人参）など6作目に対する系統育成及び大量採種のための採種体系を確立した。

第三に、民間育種家と生産者・研究機関・種子院間でネットワークを形成し、種子産業の活性化方策を模索するための相互交流の場として、2018年6月21日から22日まで「共生ハンマダン（共生の場）」を開催した。また、育種家支援センターを運営して民間育種家の新品種育成を支援した。2018年に70品種を対象に計280百万ウォンの新品種開発費を支援しており、70件に対して30百万ウォンの特殊検定費用を支援した。

第四に、輸出活性化に向けて品種の普及とマーケティングを支援した。国立種子院、種子輸出協議会（25の野菜種子業者連合会）が主管して韓国種子の技術及び輸出競争力に関連する広報ドキュメンタリーを製作し、これをKBS TVをはじめとする海外の73ヶ国に衛星送出した。

最後に、植物新品種保護国際同盟（UPOV）、東アジア植物品種保護フォーラム（EA-PVP）など国際会議に参加して国際機関との協力と国際交流を強化した。特に、UPOV加盟国間のオンライン品種保護出願システムである PRISMA（UPOV PRISMA）²⁴⁰に参加した。

²³⁹ オンラインHelpdeskの運営及び利害関係者コンサルティング、産業界・研究機関などの対象・手続き及び履行遵守について案内

²⁴⁰ UPOV事務局が加盟国と共同開発した電子出願システムであり、加盟国の品種保護機関に単独、又は多重で同時に出願書をオンラインにて申請できる。

②品種保護制度の運営効率化及び審査体系の改善（農林畜産食品部、海洋水産部）

農林畜産食品部は、出願の需要がある、又は出願が予想される山林作物（ヒゲスゲ、チョウセンゴシュユ（朝鮮呉茱萸）など）を選定して18件の「新品種審査のための植物別特性調査要領」を制定し、これを印刷・配布して育種家及び出願人が活用することができるようにするとともに、栽培試験特性調査のような審査過程に適用できるようにした。また、品種保護審査の効率化のために関連機関の審査官を対象に合同会議を開催するなど審査官の能力強化のために支援した²⁴¹。

海洋水産部は、品種保護強化のために水産植物特性調査要領（TG）を1件²⁴²制定するなど審査体系を改善した。また、品種保護権が侵害された場合や種子紛争発生時の紛争解決のために海苔に対する品種確認マーカーを開発した²⁴³。一方、品種保護対象の品種が無断で流通されることを事前に予防するために京畿（安山）、忠南（舒川、保寧）、全南（務安、新案、海南、珍島）など、8地域の19業者を対象に水産植物種子の流通調査を実施した。

③品種保護侵害予防及び対応強化（農林畜産食品部、海洋水産部）

農林畜産食品部は、山林分野の品種保護に対する侵害を予防し、対応を強化するために品種保護権侵害及び違法種子流通の取り締りを29回実施した。また、国立種子院に、品種保護権に対する侵害紛争は2018年は12件が受付され、これに対して迅速に対応した²⁴⁴。

また、山林品種及び造林樹種の分析のためにコウゾ（楮）など3種120個に対するDNAマーカーを開発²⁴⁵し、シラカバ（白樺）など6種5,200点に対する山林品種及び造林樹種の個体DNA分析を実施するなど、山林生命資源の侵害を予防するための識別技術を開発した。

表88<最新の分子標識技法（SNP）を利用した品種識別分子標識の特許登録（4件）>

番号	発明の名称	登録番号	登録日
1	一塩基多型（SNP）マーカーを利用したブルーベリーの品種識別方法及びキット	第10-1826735号	2018. 2. 1
2	一塩基多型（SNP）マーカーを利用した菊の品種識別方法及びキット	第10-1826732号	2018. 2. 1
3	一塩基多型（SNP）マーカーを利用したキャベツの品種識別方法及びキット	第10-1858960号	2018. 5. 11
4	一塩基多型（SNP）マーカーを利用した柿の品種識別方法及びキット	第10-1858962号	2018. 5. 11

²⁴¹ 審査官合同会議（2回）：種子院・山林庁・水産科学院合同で大田（6月）、忠州（12月）

²⁴² 褐藻類ツルアラメ特性調査要領（TG）

²⁴³ ミトコンドリアゲノム構造変異マーカー開発：2件（cox1、rnl）、ミトコンドリアゲノム塩基変異マーカー開発：2件（cox1、atp6-trnl）

²⁴⁴ 資源侵害紛争受付件数推移：（2015年）2件→（2016年）1件→（2017年）29件

²⁴⁵ DNAマーカー開発の種数（累積）：（2016年）23種→（2017年）25種→（2018年）28種

その他、各道の農業技術院、市郡の技術センター、農協法人などで教育の需要調査を実施し、済州市、西帰浦市、横城郡、利川市、慶山市などで品種保護権侵害紛争予防教育を開催して520人が参加した。

一方、海洋水産部では、部処共同で種子産業の国際競争力強化と民間における種子産業の育成のための「ゴールデンシードプロジェクト (Golden Seed Project)」を推進しており、その一環として2018年10月末時点で、種子輸出は313.9万ドルを記録して目標の342万ドル比91.8%を達成した。品種及びブランド出願は15件で、目標の6件比250%を達成した。特許出願は11件で、目標の2件比550%を達成しており、SCI論文は24件で目標の24件比100%を達成した。

6. IP尊重文化の拡散及び基盤構築

1) 小中高におけるIP教育の拡大及び市民の認識向上に向けた努力強化

(1) 青少年向けのIP教育強化

①小中高校生向けの発明・特許素養教育の強化（特許庁）

特許庁は、重点課題として小中高校生向けの発明・特許素養教育を強化した。第一に、発明教育センターを通して創意発明人材を育成し、社会的価値を実現した。正規課程、1日発明教室など多様な発明教育センタープログラムを運営し、小中高校生の約9.8%

(556,670人)を対象に発明教育を実施した。また、老朽化した発明教育センターの現代化を支援するとともに(38ヶ所)、新規発明教育センターをさらに2ヶ所設置することで地域の青少年に発明教育の機会を拡大²⁴⁶した。

表89<年度別センター教育実績状況>

区分		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
受講生	児童生徒	230,284人	216,143人	338,492人	486,753人	556,670人
	教師	12,410人	9,780人	8,729人	5,162人	8,047人
	保護者	16,804人	17,720人	15,875人	10,182人	13,903人
	計	259,498人	243,643人	363,096人	502,097人	578,620人

また、発明教育センター(24ヶ所)と地域児童センター(46ヶ所)と協力して3,253人に発明教育を実施するなど、社会的弱者の青少年を対象とした発明教育活動を実施し、発明教育の社会的価値を実現した。

²⁴⁶ 2017年199ヶ所、2018年201ヶ所

第二に、特許性高校での発明・知的財産教育を実施して産業型知的財産人材を育成した。企業と連携して職務発明プログラムを運営²⁴⁷し、産業技能要員（兵役代替服務²⁴⁸）を活用して発明・特許性高校生の就職関係活動を持続的に推進した。また、IPマイスタープログラム²⁴⁹を通じて職業系高校生による職務発明アイデアの権利化・事業化過程に関する教育を実施し、知的財産権の創出及び技術移転などを支援した²⁵⁰。

第三に、優秀な人材を発掘するための発明・創造力大会の運営を充実した。「学生発明展示会」、「学生創造力チャンピオン大会」の開催、多様な発明体験などを運営して発明教育の需要拡散に寄与した。また、大韓民国学生発明展示会の最高賞を国務総理賞から大統領賞に格上げし、2018年の大会参加者数が9千人を超えるなど全国大会として地位を高めた²⁵¹。

第四に、発明（英才）教育の学問的基盤を強化するために研究を進め、関連機関との学術・協力体系を強化した。「発明教育海外事例研究」を通して第四次産業革命の時代に備える発明教育の目標及び方向性確立のためのグローバルな先進事例をベンチマークするとともに、「能力基盤の知的財産一般教師教育課程研究」を通じて教師の知的財産教授能力の向上に向けた担当教師の力量モデル²⁵²、研修体系及びモデル²⁵³を開発した。また、2018年8月、韓国科学教育・技術教育・相談・実科目教育・英才・英才教育・職業教育・創造力教育学会など8つの学術協力学会と連携して創意発明連合学術祭を開催した。

第五に、クリエイター融合教育を基盤とする知的財産一般教科及び発明教育のコンテンツを拡大した。まず、2015年の改正教育課程に基づいて、「知的財産一般」の教科適用の拡散に向けて22校を先導学校に指定して支援を行っている²⁵⁴。

第六に、優秀な発明教師を育成するための予備教師及び現職教師向けの教育を強化した。総合教育研修院を運営して現職教師向けの発明教育職務研修²⁵⁵を拡大した。また、中部圏（忠南大学）、嶺南圏（釜山教育大学）、湖南圏（全州教育大学）の3ヶ所で発明教師教育センターを運営し、圏域別の教師向け教育体系を構築した²⁵⁶。

その他、知的財産を基盤とする次世代英才企業家を育成した。2010年からKAIST及び

²⁴⁷ 職務発明プログラム運営状況：2018年企業64社、参加学生364人、就職への関係108人

²⁴⁸ 産業技能要員3者協約締結状況：2018年企業56社、学生112人

²⁴⁹ 申請状況：2011年20校/504件→ 2013年54校/560件→ 2015年63校/890件→ 2018年89校/1,259件

²⁵⁰ 技術移転：2014年4件→ 2015年7件→ 2016年6件→ 2017年7件→ 2018年10件

²⁵¹ 2017年9,569件（学生9,445教員124）→ 2018年9,299件（学生9,119教員180）

²⁵² 力量群（4分野：IP教育内容専門家/授業/進路指導/専門家自己啓発力量）、力量（18分野）及び力量指標（52分野）で構成

²⁵³ 研修目的に合わせて再構成可能なモジュール（31課程）を開発、基本及び深化など7課程を開発

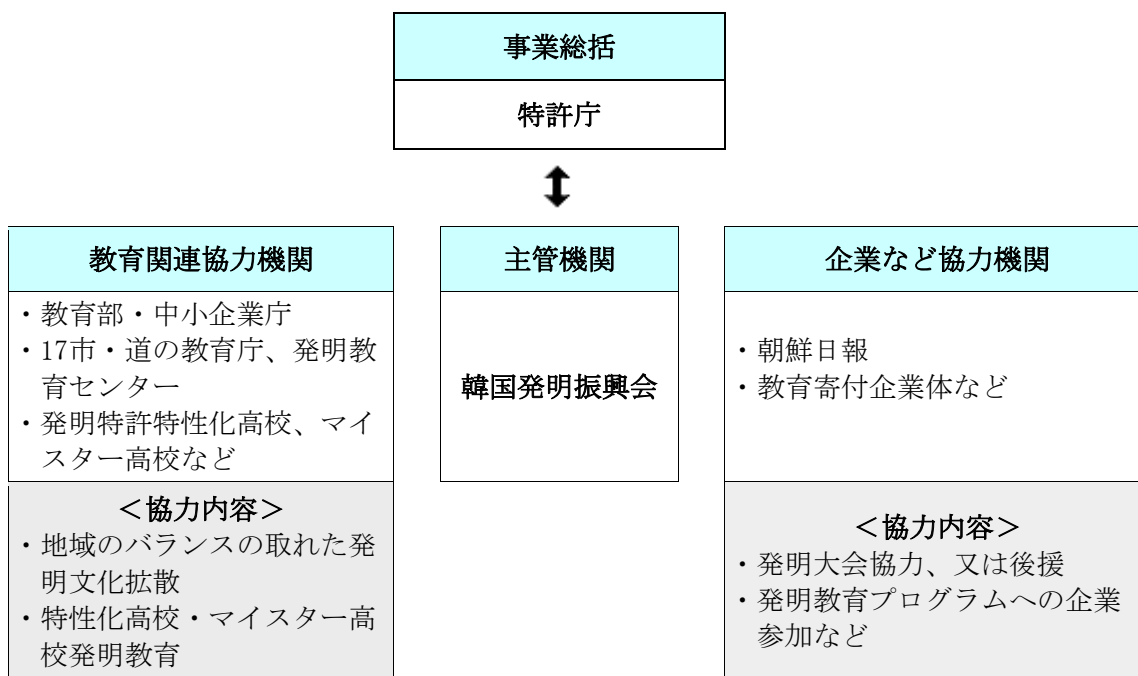
²⁵⁴ 教科適用学校数：2017年9校→ 2018年22校（一般高校13校、特別目的高校2校、発明特性化高校6校、一般特性化高校1校）

²⁵⁵ 正規教科（実科目、技術家庭、知財一般）及び非正規教科（未来の発明CEO探索など）、出張型発明教育プログラム活用など（計26過程、459時間、671人修了）

²⁵⁶ センター当たり補助金5千万ウォン支援（2017年～2018年）

POSTECHの英才企業家教育院選抜²⁵⁷を通して未来技術、知的財産権及び企業家精神などレベルの高い発明英才の教育課程を運営している。

図43<推進体系>



(2) IPフレンドリーな環境造成

①IP認識向上（特許庁）

特許庁は、IP認識の向上に向けてIP専門家が企業を直接訪問して企業の需要と特性に合わせた事例中心の教育を実施する「出張型知的財産教育」を運営している。技術産業分野の協会及び団体などと協力体系を構築²⁵⁸して、企業現場の参加を促し、多様な技術分野の企業²⁵⁹の知的財産実務人材の育成を支援している。その他、中小企業が知的財産経営戦略を策定して特許紛争に効果的に対処するためには、CEOの知的財産に対する認識が最も重要であるという認識の下、企業のCEO中心の協力ネットワークを構築した。恒例の国際カンファレンス、分科委員会などの活動を通して知的財産経営のノウハウ及び情報を共有しており、特に2009年から2018年7月までCIP0（知的財産最高責任者）朝食会セミナーを計47回開催した。

²⁵⁷ 選抜倍率：（2017年）2.33：1 → （2018年）2.59：1

²⁵⁸ 第四次産業革命技術分野（AI、製菓など）関連知能情報産業協会、韓国新薬開発研究組合及び中小企業中央会、イノビズ（INNOBIZ）協会など機関との協力体系構築

²⁵⁹ 電機電子（7社）、化学生命製菓（6社）、機械金属（6社）、情報通信（4社）、その他（2社）など、25社が参加

②著作権尊重文化拡散（文化体育観光部）

文化体育観光部は、コンテンツの創作-流通-利用-再創作の好循環を促進する著作権尊重文化を効率的に広めるために遠隔教育を実施した。まず、著作権の遠隔教育課程と関連機関との協力過程を運営した。教員、産業従事者、公務員、一般人など向けの42の著作権遠隔教育課程を運営している。関連機関との業務協業を拡大²⁶⁰して、遠隔教育の広報を強化した結果²⁶¹、2018年には40,726人が受講して2017年の39,958人から前年比1.9%が増加し、著作権の認識向上に貢献した。また、著作権の遠隔教育のコンテンツを3種（教員1種、産業従事者1種、大学（院）生・教授者用1種）新規開発した。

その他ウェブトゥーン、広報動画、著作権サポーターズ制作映像など多様なコンテンツを活用した著作権広報を通じて著作権に対する親近感を高め、著作権の正しい使用文化を拡散させた。

③「知識財産の日」記念式の開催（国家知識財産委員会）

国家知識財産委員会は、先述したように2018年9月4日、「第1回知識財産の日記念式」を開催した。同行事は2017年12月の「知識財産基本法」の改正²⁶²により、毎年9月4日が「知識財産の日」に指定されて初めて開催される記念式である。知的財産振興の有功者に対する政府褒賞を通じて、知的財産に対する国民の士気を向上させるとともに、理解と関心を高めるために開催された。

第1回の記念式は「新しい未来、世界へ羽ばたく知的財産」をテーマに、国家知識財産委員会委員長をはじめとする知的財産分野の主要関係者と受賞者など300人余りが参加して行われた。

2) 地域のIP競争力強化

(1) 地域の中小企業育成支援（自治体）

仁川広域市は、地理的条件により仁川地域内の企業のうち、対中国輸出企業の割合が高く、中国内で知的財産権侵害による被害が増加している傾向を受けて中国に特化した知的財産保護支援体系を構築した²⁶³。また、特許・デザインの融合支援を通して外観中心のデザイン開発から脱皮し、技術中心のデザインを開発してシナジー効果を誘発した²⁶⁴。

蔚山広域市は、地域内の自動車、造船など部品素材関連の現場に対して技術を支援するなど技術支援193件、計8億ウォン規模の中小企業向けの生産技術を支援しており、新規グロ

²⁶⁰ 2017年48機関（26,483人）→2018年56機関（29,063人）

²⁶¹ 2018教育博覧会（1月）、韓国ITサービス学会学術大会（5月）、eラーニング国際博覧会（9月）、大学eラーニングカンファレンス（10月）、K-MOOCカンファレンス（11月）、教育支援機関研修（11月）

²⁶² 「知識財産基本法」第29条の2（知識財産の日）①知的財産の創出・保護及び活用に対する国民の理解と関心を高めるために毎年9月4日を知識財産の日に定める。

²⁶³ 2014年11月から1年間、中国現地で無断で先出願された国内企業の商標件数は395件

²⁶⁴ 2018年に610件のデザイン支援が行われ、目標値（607件）を超過達成

ーバルIPスター企業をさらに2社選定して関連予算を40%増額した²⁶⁵。また、造船海洋業の景気不振を克服して産業競争力を強化するために、造船海洋機資材の国際認証とベンダー登録を計200件、10億ウォン規模で支援するほか、KOLAS認証²⁶⁶の支援により（6億ウォン）海外市場の進出と輸出増大、雇用創出を誘導した。

ソウル特別市は、ソウル型R&D（技術実用化支援）、共同協力（中小ベンチャー企業部、産業通商資源部、保健福祉部）技術開発支援（中小企業141課題）、ソウル創業成長センターの運営による知的財産権の創出（62件）、IoTインキュベーションを通じた試作品の製作支援（260件）、海外IPの権利化を支援（169件）するなど、IP創出を強化した。また、中小企業を対象に知的財産権関連の審判・訴訟費用の支援及びコンサルティング（50件）、ファッションデザインの権利保護に関する教育（42回）及び法律相談（380回）、中小企業IP即時支援サービス（54件）、SBA創業センターの入居企業を対象にIP認識の向上教育（95件）などの実施を通して中小企業の知的財産権及び技術保護を強化するとともに、IPフレンドリーな企業を育成した。

大邱広域市は、大邱科学技術情報サービス（DTIS）の構築及び運営を通して支援企業の実質的な成果の創出を誘導し、企業付設研究所の設立（31件）、公共-企業間の共同研究開発（3件）、ICT基盤の医療用3DプリンティングSWプラットフォームの開発²⁶⁷、中小企業のIP経営総合支援（40社支援、15社8件商品化）を通じて知的財産基盤の起業に向けたIP創出と事業化の支援を強化した。

光州広域市は、地域内の28社のグローバルIPスター企業に対してIPコンサルティングを実施し、グローバルIPスター企業の国内特許を基盤とする海外特許の出願を支援した。また、39件の中小企業IP即時支援サービスを実施しており、国内外で20件のIPコンサルティングを実施するなど、地域内の中小企業のIP競争力確保に向けて積極的に支援を行った。ただし、光州広域市の知的財産政策が知的財産創出分野に偏っているため、今後、知的財産の保護、活用領域においてもバランスの取れた政策を策定する計画である。

大田広域市は、グローバルIP企業育成事業の関連企業の平均の売上額は16%、輸出額は13%、雇用は10%、IP保有件数は13%と、それぞれ増加したことが分かった。また、大田広域市は研究機関と企業間の技術流通の活性化を誘導して技術移転27件、技術事業化支援12件、特許技術評価保証4件、国際IP紛争コンサルティング4件などの成果を上げた。

忠清南道は、グローバルIPスター企業とスタートアップの海外知的財産権の確保費用を支援²⁶⁸するほか、16件の特許技術広報動画の製作を支援するなどして知的財産の創出を支援した。また、忠清南道地域の中小ベンチャー企業を対象に起業コンテストを開催することで優秀アイテムを発掘するほか、事業化資金を支援するなど事業化の成功率を上げた（計12件、企業当たり150万ウォン）。

²⁶⁵ 700百万ウォン（2018年）→ 976百万ウォン（2019年）

²⁶⁶ KOLAS（Korea Laboratory Accreditation Scheme、韓国認定機関）認証：KOLAS公認成績書発行支援1,939件を通じて中小企業の輸出促進

²⁶⁷ 国内外特許出願8件、特許登録5件、論文14件、技術移転1件、SW登録5件など

²⁶⁸ 2018年：計21件（企業当たり700万ウォン以内、企業分担金30%）

全羅北道は、地域の中小・ベンチャー企業を対象に計25件、2億5千万ウォン規模の選択型IPを支援しており、計29件7千万ウォン規模の海外IP創出支援を実施した。また、3件の非英語圏のブランド開発及び権利化を支援した。

(2) 地域特化産業育成及びブランド開発支援（自治体）

仁川広域市は、地域特化コンテンツの製作支援4件、実感コンテンツの開発及び構築支援6件などを通して実感コンテンツ体験館の「タム」の訪問客が2倍以上増加する成果を上げた²⁶⁹。

釜山広域市は、アジアの17ヶ国から1,500人余りが参加するアジア圏最大規模の国際行事（2021アジア弁理士会（APAA）理事会）の誘致に成功して知識先導都市としてのグローバル的な地位を強化して地域の観光活性化に貢献した。これは知的財産の首都圏集中現象を克服して、市場中心のIPグローバルビジネス環境づくりの契機となった。

蔚山広域市は、地理的・産業的な特性とインフラを活用して地域に特化した課題を推進しており、これを通じて地域競争力を向上させ、優秀なIP創出を促進した。具体的には、ゲノム基盤バイオヘルス産業育成、グリーン自動車部品の実用化及び実証支援、次世代電池の源泉技術センター運営、自動車-化学融合産業の技術開発、浮遊式海上風力産業の育成などを通して変化する市場に対応する技術開発などを実施して、蔚山地域の特性に符合した優秀なIPを創り出した²⁷⁰。また、地域内の中小・中堅企業、研究機関などと主力産業の高度化に向けた共同研究を遂行するなど、順調に協業を推進し創造経済革新センター（計39.5億ウォン）によるオープンイノベーション・プラットフォームの構築、造船海洋・DTスタートアップの育成など、地域に特化した産業の起業を支援して、9件の優秀な新技術の試作品の製作を支援した²⁷¹。

大邱広域市は、スマートコンテンツ商用化支援センターの運営を通して、ヒューマンケア、ICT融合スポーツ、AR・VRコンテンツ、ゲームコンテンツなど未来コンテンツを発掘して、感性デザイン素材産業と中小企業のブランド強化を支援した。また、観光地、遺跡地のストーリーテリングを支援するほか（2件）、家族発明キャンプ、創意発明教室（13回）などを開催して大邱地域のコンテンツ、ブランド、デザインの競争力を強化するとともに、市民参加を誘導するための発明文化を奨励した。

京畿道は、京畿道型IP金融体系を構築して、IP価値評価と技術信用評価の連携協力をベースに優秀なIP企業に対する支援を強化した。

忠清北道は、バイオ、太陽光、化粧品・ビューティー、有機農、航空MRO、ICT融合産業など特化産業分野の中小企業8社に対するIP支援を強化した。また、中小・ベンチャー企業の優秀技術展示（69社75ブース）、地域企業の産業財産権出願支援（国内51件、海外15

²⁶⁹ 「タム」の来場客数 2017年の8,292人から2018年は17,321人に増加

²⁷⁰ ゲノム解析・分析提供（1万人）、グリーン自動車部品試験評価関連技術開発（3件）、次世代電池関連特許出願（27件）・SCI論文（42件）、高強度AL自動車部品開発（3件）など

²⁷¹ 起業保育企業（102社）、技術及び事業化支援（200件）、起業保育企業投資誘致金（100億ウォン）、地域特化3Dプリンティング起業支援、蔚山U-STARプログラム運営など

件)、市郡巡回型の移動特許相談(計11回、277人)などをそれぞれ実施した。

全羅北道は、炭素・融合複合、農生命など、全羅北道の新成長エンジン産業を中心に知的財産能力の強化を支援した。具体的には計45件、10億ウォン規模で、炭素産業の活性化のための試作品製作と技術取引の支援などを実施しており、計154件、12億ウォン規模の炭素企業のR&Dを支援した。さらに、160億ウォン規模の全北有用菌株産業化の基盤を構築した。

全羅南道は、道所在のMCN(Multi Channel Network)チャンネル(ユーチューブ)を開設²⁷²することで地域特化素材を活用しコンテンツを開発することができるように支援した。また、麗水ミステリートレール・ビッグゲーム・コンテンツの体験スペースを設けるとともに、著作権の登録で18人の雇用創出に貢献した。

慶尚北道は、地域の核心IPを発掘して、特化産業を活性化するために努力した。具体的には、グローバル知的財産のDBを分析しており、「7ヶ年IP総合支援ロードマップ」を策定した。また、鬱陵島・独島(IP-island)を含む3段階のIP総合支援を推進しており、オープンイノベーション型Buy R&D戦略²⁷³の導入を通じて、地域の中小・ベンチャー企業の技術事業化を強化した。

慶尚南道は、地域の主力産業のIP競争力を強化し、未来産業の成長環境を造成するために努力した。具体的にはロボットビジネスベルトの造成を通してプラントを構築し技術開発を支援した(23件、198億ウォン)。また、海洋造船産業関連企業の事業化R&Dを支援した(13件、2億ウォン)。さらに、未来産業である航空宇宙産業の成長のためにflying-car(PAV)競演大会(毎年1回)、カンファレンス(毎年1回)、ドローン・フェスティバル(毎年1回)などをそれぞれ開催した。

(3) 郷土・地域企業のIP強化支援(自治体)

済州特別自治道は、済州生物種多様性研究所の運営により生物資源のDBを構築しており、化粧品公証認証制度を活性化して済州特別自治道のブランド競争力を強化した。さらに、文化自然をテーマにデザイン公募展を開催し、優秀な出品作に対してIP権利化、事業化コンサルティングを支援した。今後、済州特別自治道地域の特色を考慮した観光、生物資源、伝統文化などを素材にしたデザイン・ブランド・ストーリーテリングなどを取り入れた事業を推進する計画である。

江原道は、地域市民、起業予備軍、中小企業などを対象に知的財産相談を実施してアイデアの権利化など70件を達成した。今後、伝統資源及び伝統知識が豊富な地域的な特色を活用して技術移転及び事業化戦略を策定する予定である。

忠清南道は、地域を代表するコンテンツの開発を4件支援しており、11社を対象に農食品の製品デザインを支援した。さらに、新品種の開発についても22件を支援した。

²⁷² 動画326編

²⁷³ Buy R&D: 技術実施権購買、又は企業M&Aにより技術を取得する方式

(4) IPプロボノ活動の拡大（自治体）

釜山広域市は、公共、民間の技術取引機関など技術仲介者間の協力ネットワークを構築した。技術移転及び技術事業化の支援を通して釜山地域の企業が保有する優秀技術が未活用、又は死蔵されることを防止し、技術中心の企業を育成して成長を促進した。

世宗特別自治市は、知識財産センターを設立して地域企業が地域内で便利にIP関連のコンサルティングを受けることができるように支援体系を構築した。これを受けて知識財産センター運営計画と軌を一にする世宗特別自治市の知的財産関連計画及び事業を、具体的に企画し履行する必要があるだろう。

(5) 地域IP協力ネットワーク構築（自治体）

釜山広域市は、年6回にわたって釜山IP経営者クラブの会員社間の交流を支援してIP経営優秀事例の共有、IP経営専門家教育、優秀なIP経営企業探訪などの集いを開催するなど会員会社のIP経営水準の向上のために努力した。また、地域内の大学産学協力団と持続的に協力して共同ワークショップを開催するとともに、地域のIP企業と大学（院）生の就職連係を支援した。さらに、地域の大学3校に知的財産の講座を開設して（各15単位）地域のIP人材の能力を強化した。

京畿道は、著作権、新知的財産権を含む知的財産全般に対して法律支援機能を担当できる組織を構築して、コンサルタントの身分の保障と安定した機関運営のための費用支援を実施した。

江原道は、「江原科学技術大祝典」の開催を通して道内の科学技術と知的財産の成果を共有する機会を提供した。今後、地域産業の活性化と雇用創出の連係に向けて企業訪問など需要者と供給者をつなげるための努力を拡大する計画である。

その他全羅南道は、地域知識財産委員会の開催（年1回）、全羅南道の公務員を対象にした知的財産ワークショップを開催（1回）しており、慶尚北道は、CEO IP経営者会議を年3回開催し、慶尚南道は、地域IP関連機関との懇談会を3回開催するなど、各自自治体は地域のIP協力ネットワークの構築を強化した。

第3節 今後の政策方向

1. IPを基盤にした良質な雇用創出への寄与

IPを基盤とする質の良い雇用創出への寄与と関連して、基本的に需要が供給をけん引する政策へと転換されなければならないだろう。すなわち、IP人材を育成してその人材が雇用を創り出すようにするという発想よりは、IP人材に対する需要をまず正確に予測して、予測された需要に基づいてIP人材を育成しなければならないだろう。したがってIP起業を活性化すればその企業に雇用される人材が必要となるため、自然に雇用が創出されるだろう。特にIPサービスの人材育成と関連して中小企業にはIPサービス人材を提供するよりは、技術者/起業家がIPの価値を理解してそれを活用しようとする認識を持つように誘導することがIP企業の発展につながるだろう。そのため、IPサービス人材に対する需要調査を行った上で、人材開発の範囲と水準を決めなければならない。

また、第四次産業革命に関わる新技術の知的財産権保護・活用政策の転換が必要である。すなわち、第四次産業革命に関わる新技術分野のAI、IoT、ブロックチェーンなどを活用した知的財産創出教育に重点を置かなければならない。また、AI、IoT、ブロックチェーン技術に対する保護方策を設けるべきであり、特にデータは知的財産として保護する方策を積極的に検討しなければならない。そして、第四次産業革命の新技術の知的財産権保護と規制サンドボックス制度との関係を図らなければならないだろう。一方、著作権専門人材の育成と関連しては産学協力のコンテンツ分野の専門人材の育成にとどまらず、創作者に対する著作権教育の実施こそが効果的な著作権保護方策になるだろう。また、映像産業、音楽産業、ゲーム産業、ウェブトゥーン産業などの従事者向けの著作権教育の実施を通して、その中で著作権専門人材を育成することが実質的な権利保護につながるだろう。

ヘルスケアIPの保護・活用と関連しては、保健産業スタートアップのIP管理能力の強化に限定されずに、ヘルスケア産業ならではの独自の知的財産保護方策を講じなければならない。また、医療機器、医療サービス、医薬など分野別の知的財産活用方策を策定しなければならない。

技術取引活性化と関連しては、まず、分野別に特化した民間のIP価値評価機関を支援しなければならない。金融機関付設のIP価値評価機関の設置を奨励して金融機関の独自の評価需要だけでなく、一般のIP取引におけるIP価値評価も行うように奨励することが必要である。また、民間IP・技術取引所の設立と運営を支援して、第四次産業革命に対応するデータ取引所、SW取引所などをはじめ、分野別に特化した取引所の設置を奨励しなければならない。特に、製品単位の特許ポートフォリオの構築能力だけでなく、IP・技術保有企業のM&Aを主導する能力のある取引所へと発展させていかなければならないだろう。これとともにIP・技術取引当事者の取引能力を支援しなければならない。すなわち、IP・技術の買い手（ライセンシー含む）の取引交渉の支援、買収したIP・技術の商業化のための追加R&Dなどを支援するほか、IP・技術の売り手（ライセンサー含む）のポートフォリオ構築能力及び技術マーケティング能力を向上するための教育を実施する必要がある。一方、IP・技術取引当事者を補助する技術取引士制度を補完・発展させて、分野別に技術取引に実質的な助けとなる専門家を育成する必要がある。

最後に、IP金融の活性化と関連して民間のIP専門金融機関を奨励し、技術評価能力を向上させて適切な金融を提供することができるようにしなければならない。また、民間中心のIP投資ファンドを育成するためにIP担保融資にとどまらず、IP企業に投資するエンジェル、ベンチャーキャピタル、投資ファンドなどを支援しなければならないだろう。さらに、特許庁が主導して直接、母胎組合の特許アカウントに出資して特許技術事業化などの主に政策的な投資対象に投資するIP投資ファンドの造成事業は控えて、民間ファンドの投資能力を向上させることに資金を活用することが望ましいだろう。

2. 第四次産業革命への対応及び新産業の創出に向けた強力なIPの確保

第四次産業革命は、今日の私たちの生活に根本的な変化をもたらしており、知的財産はこのような変化をもたらす核心的な要因である。そこで、核心技術IPを先取りして新しい環境に対応するIPインフラを構築することは国の未来に直結する問題であるため、知的財産基本戦略施行計画の全般において、個別イシューに対する単一、又は一部の部処レベルの対応戦略よりは、政府レベルの協業を通じた対応が台頭しなければならないだろう。

まず、IP - R&D戦略を通じた核心技術IP先取り課題と関連して、これまで個別研究者、又は研究機関に任せたIP創出プロセスが、課題発掘の段階から事後管理の段階までR&Dの全周期にわたって特許ビッグデータ分析を支援することによって、源泉、又は核心特許を確保することができる体系的な支援システムとして発展した点は肯定的と評価される。ただし、研究成果の量的な側面に比べて、活用価値が高いIPの成果が不十分だった公共研究機関のIP経営戦略の高度化が求められており、そのためには専門人材の補充が必要だろう。すなわち、特許専任担当官（CPO）制度を公共研究機関にも適用するなど、追加的な専門人材支援策が考慮されてこそ個別機関のIP経営能力の向上につながるだろう。

標準特許確保と関連しては、新技術分野の標準特許確保のために有望課題を発掘して関連する標準特許の戦略マップの構築を支援する方式（Top-down）と、中小・中堅企業の標準特許創出を支援する方式（Bottom-up）がバランスよく適用されているものと判断される。既にレッドオーシャン（Red Ocean）化になりつつある分野で標準特許を確保するために努力するよりは、ゲームチェンジャー（Game Changer）になれる新しい分野の知的財産を確保するための長期的な観点の標準特許確保戦略に対する構想が必要である。

また、第四次産業革命に関連する知的財産権の法的イシューは、主に著作権分野の二次的なイシューに限定されているが、第四次産業革命はそれよりはるかに広範囲な法体系に変化をもたらすものであるため、政府レベルのより抜本的な検討が必要であり、これと連係して知的財産権法の全般に対する見直しが推進されなければならないだろう。まず、SW知的財産保護体系を改善して、違法SW使用に対する取り締りを強化するなど、SW知的財産保護制度は過去と比較して有意義な変化があったと判断される。それに比べて、新しいSW知的財産権の創出に向けた裾野の拡大に対する工夫は十分ではないとみられる。

最後に、特許庁の審査組織・方式改編と人材・インフラの拡充により、主要先進国比高い特許無効率と低い審査品質は、次第に改善されるものとみられる。2018年の特許法改正に

より第四次産業革命に関わる7大技術分野の特許出願が優先審査対象に追加された点や、また、技術変化の周期が短い第四次産業革命関連技術の迅速な権利化に多いに役立つものと期待される。このような政策は短期間で効果を期待することは難しいため、改善に向けた持続的な努力が求められており、科学技術の急激な変化にも迅速に対応できる柔軟な制度に設計されなければならないだろう。

3. 起業と中小・ベンチャー企業の成長に必要なIP競争力の強化及び公正な秩序の確立

IPを基盤とする革新起業の活性化と関連して、スタートアップ特許バウチャー事業はスタートアップが特許バウチャーを活用してIPサービスと機関を自由に選択・利用することができるように支援することである。同事業はこれまで起業の活性化と関連して多様な支援事業があったにもかかわらず、企業の立場ではそれぞれの事業の支援対象と内容を熟知することが難しいという短所を画期的に解消できるとともに、スタートアップの需要に柔軟に対応できるという長所を持っている良い事業であると判断される。

IP礎（ティディムドル）プログラムは、初期アイデアを事業アイテム化することができるように支援するというものであるが、年末に支援する場合、教育を履修する機会が封鎖され自己負担率が高くなるという短所がある。したがって次年度に教育を履修する条件で、既に納付した自己負担金を払い戻し受けることができる制度が補完的に新設されれば企業側で感じる不公平が解消されるだろう。そして出願費用に関連して基本的に出願費用は依頼人と代理人との契約に任せることが望ましいと判断される。非正常的に低い出願費用は、結局、権利不健全化につながる可能性が高く、これは特許権の高品質化という政府の政策に相反すると判断される。

中小企業に対するIP - R&D支援拡大と関連して、IP保有の有無がスタートアップの存続にかかわる核心要因であり、源泉特許を確保するためにはIP戦略に基盤を置いたR&Dが必要ということは疑う余地がない。部処協業を通じた共同事業の推進などは非常に望ましいとみられるが、行政手続き、成果管理などにおいて企業に不要な負担を与えないように、一元化された管理が必要であるとみられる。

営業秘密保護強化及び不当な技術侵害根絶と関連して、複数の媒体を通じて報道された中小企業の技術奪取事例が、実際は中小企業の管理不足、又は現行法の下で権利として保護されることができない事例などがあったことも事実である。産業財産権法、著作権、営業秘密など現行法のシステムが一方的に中小企業に不利なものではなく、ただし、人材・資金力など会社の対応力に起因することもなくてはならないだろう。一方的に中小企業は被害を被るばかりであり、そこから、救済が必要な存在という認識から始まった諸制度と法律改正案は、法的安定性を害することもあるとみられる。また、当事者間の純粋な民事的紛争を政府の力で解決するための相談窓口に転落する憂慮もあると判断されるため、調査対象の選定に公正性を担保できる装置が必要といえるだろう。

中小企業技術流出に対する迅速な対応体系の整備と関連して、技術紛争はその性質が刑事的紛争というよりは、民事的紛争に該当する可能性が高いとみられる。民事的紛争に国が

過度に介入をすることは望ましくないため、実績と成果により不当な結果がもたらされないように公正性を担保できる装置が必須である。

4. デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築

文化体育観光部は、第2次国家知識財産施行計画としてデジタル環境に対応する著作権エコシステム基盤造成を選定して、創作者に対する公正な補償体系の構築及び定着とコンテンツ産業育成に向けた制度改善及び輸出多角化の拡大を計画した。

創作者に対する公正な補償体系の構築及び定着のために、著作物の中でもデジタルコンテンツの著作権保護体系整備を目標としており、その方策として第一に、権利者に正当な代価を還元する環境構築、第二に、デジタル著作権侵害対応体系の先進化、第三に、海外著作権の体系的保護支援政策を推進した。一方、コンテンツ産業育成に向けた制度改善及び輸出多角化の拡大のためには第一に、デジタルプラットフォームを活用した著作物利用の活性化、第二に、新技術トレンドに符合するコンテンツ創出エコシステムの造成、第三に、韓流コンテンツのグローバル進出支援政策を推進した。

このような政策は創作者を保護するために必要なものであるが、著作権政策は著作権者の保護及び著作物の公正な利用の観点を含めて考慮しなければならないため、著作物利用の奨励のための政策の補完が必要である。例えば、教科用図書に利用された著作物に対する補償金の引き上げの場合、該当の利用行為の公益性を考慮して利用者に請求する金額の引き上げよりは、既に相当規模で積み立てられている未分配補償金を優先的に活用する方策などを考慮する必要がある。

また、著作物の自由利用だけでなく公共データの場合にも、著作権やDB作者の権利が存在するかどうかを明確にして公共データの公開範囲を明確にするなど、行政安全部と協力して公共領域にある情報の利用活性化を最大化する必要がある。一方、書体など著作権法上の保護対象ではないが著作権者の侵害主張が頻繁に発生する分野の場合、積極的な法令解釈などを通じて不要な社会的費用を減らす方策を策定する必要があると考えられる。

デジタルコンテンツの保護及び侵害体系の先進化と関連して、デジタルコンテンツはオンラインプラットフォームを介して流通される場合が多い。オンラインプラットフォーム市場は多国籍企業が大きな収益を創出しており、海外企業は政府の統制が難しいという点を考慮すれば、迅速で強力な対応体系の構築が、かえって国内企業のサービスに逆差別として機能する恐れがあるという点を留意しなければならない。これと関連して放送通信委員会が推進している、有害サイトに対するhttpsの遮断政策の 이슈が整理されなければならない。ただし、特定ウェブサイトへのアクセス遮断は国民の私生活及び情報アクセス権侵害問題を引き起こすことがあるため、それよりは根本的な対策が求められており、まず、海外にサーバーを置く著作権侵害問題などの特定 이슈に集中してこれを解決するための国際的な協力体系の構築及び実行など効率性を向上する必要がある。

一方、実際の著作権法を解釈及び執行する裁判所の判決が国民に良く知られることが重要

であり、著作権法の誤認・誤解による無理な権利行使を防止するために関連判例を全文公開して、著作権政策の観点から判決の意味及び影響などを分析する研究支援の政策が必要であると考えられる。

デジタル環境に対応する著作権エコシステムの造成政策は、デジタル技術及びそこから発生する環境の変化を理解してそれを基に著作物の保護と公正な利用奨励を図らなければならないため、長期的な計画だけでなく持続的なモニタリング及び反映が求められる。そのためには著作権政策の成果を測定できるツールの開発及び適用により、関連部処・業界・学界・市民社会のフィードバック、次期政策の決定につながるという好循環を通じて実効性を向上する必要がある。

5. グローバルなIP対応力の強化

まず、グローバルヒット商品の創出のための知的財産総合支援に対し、実際の市場では特許よりもデザイン、ブランドがより重要なこともある現実を反映した具体的な支援策が必要である。ただし、実務上では全ての知的財産を複合的に支援する政策の場合、小企業のような規模が小さい事業体の場合、政府の該当サービスを受け入れられない場合が存在する。したがって知的財産の総合支援は企業の状況を考慮して段階別に推進するなど政策の柔軟性が必要である。

また、商標侵害・偽造品などに対する予防及び早期対応の強化と関連しては、オンラインモニタリングなどを、AIを活用して自動化する方策に対して特許庁が韓国電子通信研究所（ETRI）など、国策研究所、又は民間企業などを活用して開発する努力が必要だろう。すなわち、特許庁が偽造品流通規制をするためには必然的にオンライン流通プラットフォーム事業者と協力する、官民の政策協約が必要だろう。さらに、国境を越える偽造品侵害に対して国際的に協力できるシステム、又はソフトウェアなどの開発も必要である。

最後に、品種保護制度の運営効率化と関連して国家戦略品種の活用方策の策定と関連法の改正が必要である。新しい種子は品種保護権と特許権などの知的財産権によって保護されるが、立法例によっては品種保護権と特許権の重複保護を許容する例と禁止する例がある。韓国の場合、種子に関する品種保護権と特許権の重複的な保護が可能な知的財産権体系を構築しているため、品種保護権と特許権の利用・抵触関係²⁷⁴が発生する。一方、韓国では種子産業の国際競争力強化と民間の種子産業育成のための「ゴールデンシードプロジェクト（Golden Seed Project、GSP事業）」を推進しているため、GSP事業により育成された国家戦略品種の活用方策を模索する必要がある。すなわち、現行の植物新品種保護法と特許法では、利用及び抵触関係を規律する明示的な規定を定めていないため、同一、又は関連する品種に対する重複保護によって品種保護権と特許権間で利用及び抵触関係が発生する可能性が存在するため、これに対する法制度の改善に向けた議論が必要だろう。

²⁷⁴ 利用関係とは、後出願権利者が自らの特許発明などを実施すれば先出願発明を侵害することになるが、その逆の関係は成立しない一方的な衝突関係を意味しており、抵触関係とは、二つの権利が重複しており、どちらか一方を実施すれば他方の権利を侵害することになる双方向的衝突関係を意味する。

6. IP尊重文化の拡散及び基盤構築

IP尊重文化及び基盤造成は中長期的戦略が求められる分野である。2018年度国家知識財産施行計画（案）に提示された通り、青少年期からのIP教育、IP関連行事進行、IP協力ネットワーク構築など多様で持続的な努力が必要である。ただし、IPは人格的権利でもあるが経済的権利としての性質が大きいため、企業の成長・発展への寄与を企業家、研究員及び従業員などが直接経験することになるならば、IP文化の拡散などに最も大きく影響を及ぼすだろう。

既に大企業は、その重要性について認識し、自主的にIP戦略を構築して推進しているが、多くの中小企業はそう出来ていないのが現状である。中小企業は依然としてIP関連費用の支出を負担に感じるだけでなく、全国的にみても企業当たりのIP専門の担当人材が平均1人もならないという統計調査からでも分かるように、高度で専門化されたIP業務を遂行する人材確保が難しいのが現状である。ソウル及び京畿など一部地域を除いては地域IP専門人材及びインフラが非常に不足する。このような状況で地域知識財産センターは、IP人材及びインフラが不足している地域のほぼ唯一のIP支援機関である。2018年度国家知識財産施行計画（案）でもIP専門家の支援を受けにくい地域に所在する中小企業を対象に、地域知識財産センターのIP経営支援団が企業現場を直接訪問してIP関連のあい路を随時に発掘して問題点を直ちに解決するなど、地域知識財産センターが地域の中小企業育成支援を通して地域のIP競争力を強化していることが分かる。

現在、地域知識財産センター事業は次第に高度化されており、単なる出願支援、又は単純なコンサルティングから脱皮してIP基盤の経営体系を構築することによって企業の競争力確保に役立っている。ただし、企業のIP基盤経営が実効性を備えるにあたって単に一回性の、又は一時的なIP経営基盤の構築支援だけではその実現が難しいと判断される。前述した通り、一部地域を除いては企業が中長期的なIP戦略を持続的に策定して、また、随時に変化する環境に合わせて既存のIP戦略を見直すことができるIP専門人材を確保することは非常に難しいためである。

したがって企業の同意の下、地域知識財産センターのコンサルタントが、まるで企業のIP専門担当人材と同じ役割で、企業の研究及び製品開発の計画段階から参加することによって、IP分析から製品の競争力を確保し、IP紛争の可能性を事前に遮断するなど、地域知識財産センター業務を拡大する必要がある。この場合、当然、地域知識財産センターに秘密維持などの義務が付加されなければならないだろう。

また、自治体、地域内の多数のイノベーション機関、又は研究機関もIPに対する重要性を認識しているにもかかわらず、職務発明の管理などに専門的な知識を兼ね備えた担当者が不在するなどの理由により、全面的に特許法律事務所に一任せざるを得ないのが現状である。もちろん特許法律事務所の出願サービスが全般的に良好ではあるが、問題は特許法律事務所ができない職務発明の「管理」、すなわち提出された発明が特許事務所に委任される前、職務発明として出願が可能な程度なのかに対する検討、登録された職務発明特許が維持する必要性があるのかに対する検討及び技術移転の必要性などの検討を遂行する人材が皆無といえる。そこで、地域知識財産センターが職務発明管理業務を代行することで自

治体などの実質的なIP管理に協力し、確実なIP認識の拡散に寄与するだろう。

上記のような地域知識財産センターの役割の拡大とともに、IPが製品競争力の強化に一助となることができる正確な研究成果が提示されなければならない、製品競争力の強化にもう少し強力な効果を創出することができる、IP基盤方法論が提示されなければならないだろう。

第5章 2018年度知的財産に関わる主要統計・指標

第1節 産業財産権分野

1. 出願状況

1) 権利別の出願状況

2018年度の国内産業財産権における全体出願件数は48万245件であり、2017年に比べ4.9%増加した。このうち、特許出願件数は前年比2.5%増の20万9,992件、実用新案は前年比8.5%減の6,232件となった。また、デザイン出願件数は前年比0.4%増の6万3,680件、商標出願件数は前年比9.5%増の20万341件となった。

表90<産業財産権における権利別の出願状況>

(単位：件、%)

区分	2014	2015	2016	2017		2018 (暫定)	
特許	210,292	213,694	208,830	204,775	(△1.9)	209,992	(2.5)
実用新案	9,184	8,711	7,767	6,809	(△12.3)	6,232	(△8.5)
デザイン	64,345	67,954	65,659	63,453	(△3.4)	63,680	(0.4)
商標	150,226	185,443	181,606	182,918	(0.7)	200,341	(9.5)
計	434,047	475,802	463,862	457,955	(△1.3)	480,245	(4.9)

※出所：2017年知識財産統計年報、知識財産統計月報（2018年12月号）、韓国特許庁特許庁

※特許と実用新案はPCT出願（指定官庁）含む。デザインは国際デザイン出願（指定国官庁）含む。商標はマドリッド出願（指定国官庁）を含む件数である。

※2015年からの国際出願（PCT、マドリッド、ハーグ）を含む。2014年まではPCTのみ含む。

2) 主要国における産業財産権の出願状況

世界知的所有権機関（WIPO）の統計を見ると、韓国は2017年に、世界における特許と商標出願件数が5位圏内を記録した。特許出願件数が20万4,775件であり、中国（43.6%）、米国（19.2%）、日本（10.1%）に続き4位を記録し、世界における出願件数の6.5%の割合を占めた。

表91<主要国における産業財産権の出願シェア（2017年時点）>

(単位：千件、%)

区分	中国	米国	日本	韓国	欧州*
特許	1,381 (43.6)	607 (19.2)	318 (10.1)	205 (6.5)	167 (5.3)
商標**	5,740 (46.3)	614 (5.0)	560 (4.5)	230 (1.9)	372 (3.0)
デザイン	629 (50.6)	46 (3.7)	32 (2.6)	67 (5.4)	111 (8.9)

※出所：WIPO IP Facts and Figures 2018

※特許はEPO、商標及びデザインはEUIPO基準

※Application class counts

表92<主要国における特許及び実用新案の出願状況>

(単位：件)

区分	2014		2015		2016		2017	
	特許	実用新案	特許	実用新案	特許	実用新案	特許	実用新案
中国	928,177	868,511	1,101,864	1,127,577	1,338,503	1,475,977	1,381,594	1,687,593
米国	578,802	-	589,410	-	605,571	-	606,956	-
日本	325,989	7,095	318,721	6,860	318,381	6,480	318,479	6,105
韓国	210,292	9,184	213,694	8,711	208,830	7,767	204,775	6,811
ドイツ	65,965	14,741	66,893	14,274	67,899	14,030	67,712	13,301

※出所：WIPO statistics database (2018.12)

韓国の商標出願件数は18万312件で前年比0.9%減であったが、デザイン出願件数は6万3,385件で前年に比べ減少したにもかかわらず、中国、欧州に引き続き第3番目に高い件数を記録した。

GDP比韓国人による特許出願件数は8,601件²⁷⁵で、2位の中国、3位の日本と大きな格差で1位を記録した。GDP比韓国人によるデザイン出願件数も3,265件で1位を記録したが、商標出願件数は中国、トルコ、ニュージーランドに続き4位を占めた。

²⁷⁵ GDP1,000億ドル当たりの特許件数

表93<主要国における商標及びデザインの出願状況>

(単位：件)

区分	2014		2015		2016		2017	
	商標	デザイン	商標	デザイン	商標	デザイン	商標	デザイン
中国	2,285,358	564,555	2,876,048	569,059	3,691,365	650,344	5,748,175	628,658
米国	342,576	35,378	374,974	39,128	393,243	42,762	448,065	43,395
日本	124,618	29,738	144,862	29,864	163,007	29,865	188,806	31,302
韓国	160,310	64,574	183,000	68,086	181,888	65,635	180,312	63,385
ドイツ	70,880	7,392	72,807	7,301	73,415	7,384	76,615	6,560

※出所：WIPO statistics database (2018.12)、中国商標局（中国の商標出願件数）

図44<主要国における特許出願シェアの比較など>



<主要国における特許出願シェアの比較>

<GDP比韓国人の特許出願件数>

※GDP1,000億ドル当たりの特許件数

図45<主要国における商標出願シェアの比較など>

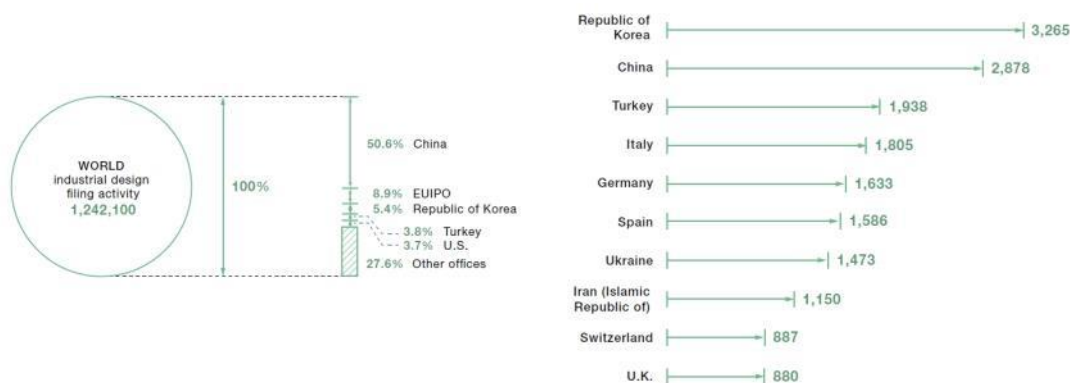


<主要国における商標出願シェアの比較>

<GDP比韓国人の商標出願件数>

※GDP1,000億ドル当たりの特許件数

図46<主要国におけるデザイン出願シェアの比較など>



<主要国におけるデザイン出願シェアの比較>

<GDP比韓国人のデザイン出願件数>

※出所：WIPO IP Facts and Figures 2018

※GDP1,000億ドル当たりの特許件数

3) 韓国企業による海外国別の出願件数

2017年における韓国企業による海外国別の特許出願は計67,252件であった。このうちIP5国に対する特許出願件数は59,935件で約89.1%の割合を占めた。海外の国のうち、米国に最も多く特許を出願し52.9%の割合を占めた。

2017年は、2016年に比べ、米国、中国、欧州、日本などIP5国に対する特許出願件数がすべて減少傾向であったのに対し、インド、ベトナム、インドネシアなど開発途上国に対する特許出願件数は増加傾向であった。

表94<韓国企業（韓国人）による海外国別の特許出願件数>

(単位：件、%)

区分	2013		2014		2015		2016		2017	
	件数	増減率	件数	増減率	件数	増減率	件数	増減率	件数	増減率
米国	33,499	13.6	36,744	9.7	38,205	4.0	37,341	△2.3	35,565	△4.8
中国	10,866	20.9	11,528	6.1	12,907	12.0	13,764	6.6	13,180	△4.2
欧州 (EPO)	6,342	10.9	6,162	△2.8	6,410	4.0	6,824	6.5	6,455	△5.4
日本	6,134	7.5	5,682	△7.4	5,222	△8.1	5,216	△0.1	4,735	△9.2

インド	819	5.9	860	5.0	1,664	93.5	1,533	△7.9	1,670	8.9
ドイツ	1,373	△9.5	1,384	0.8	1,423	2.8	1,204	△15.4	1,171	△2.7
ベトナム	269	11.2	336	24.9	527	56.8	576	9.3	697	21.0
オーストラリア	681	35.7	595	△12.6	657	10.4	468	△28.8	490	4.7
インドネシア	268	-	236	△11.9	432	83.1	367	△15.0	386	5.2
ロシア	428	6.7	472	10.3	551	16.7	394	△28.5	319	△19.0

※出所：WIPO statistics database (2018.12)

※2017年時点の上位10カ国

2017年の海外における国別の商標出願件数は23,964件であり、このうちTM5国に対する商標出願件数は7,407件で全体の30.9%を占めた。国別には米国に対する出願件数が最も多く、その次に日本、ベトナム、欧州の順であった。

また、前年に比べ欧州、香港、マレーシアに対する出願件数が減少したのに対し、米国、日本、ベトナム、インドネシア、シンガポール、オーストラリアに対する出願件数は増加した。

表95<韓国企業（韓国人）による海外国別の商標出願件数>

(単位：件、%)

区分	2013		2014		2015		2016		2017	
	件数	増加率	件数	増加率	件数	増加率	件数	増加率	件数	増加率
米国	1,929	15.2	2,030	5.2	2,965	46.1	2,91	△1.6	3,119	6.9
日本	1,510	△11.4	1,668	10.5	2,109	26.4	2,064	△2.1	2,231	8.1
ベトナム	787	12.8	868	10.3	1,125	29.6	1,349	19.9	1,555	15.3
欧州	1,161	38.0	1,180	1.6	2,040	72.9	1,641	△19.6	1,457	△11.2
タイ	678	△4.0	749	10.5	761	1.6	1,007	32.3	1,187	17.9
香港	655	32.1	820	25.2	1,343	63.8	1,205	△10.3	1,050	△12.9
マレーシア	492	△13.4	640	30.1	835	30.5	957	14.6	896	△6.4
インドネシア	641	-	467	△27.1	555	18.8	788	42.0	885	12.3
シンガポール	667	40.4	680	1.9	741	9.0	697	△5.9	841	20.7
オーストラリア	412	14.1	513	24.5	809	57.7	635	△21.5	682	7.4

※出所：WIPO statistics database (2018.12)

※ 2017年時点の上位10カ国

4) PCT国際出願動向

2018年の韓国におけるPCT国際出願は15,169件で、2017年の15,751件に比べ3.7%減であった。世界におけるPCT国際出願は、米国が51,192件で最も多い件数を記録し、韓国は日本、中国、ドイツに続き5位を記録した。

表96<主要国におけるPCT国際出願状況>

(単位：件、%)

区分	2014	2015	2016	2017		2018	
米国	61,484	57,131	56,591	56,675	(0.1)	51,192	(△9.7)
日本	25,544	29,838	43,091	48,905	(13.5)	46,253	(△5.4)
中国	42,381	44,053	45,209	48,205	(6.6)	45,288	(△6.1)
ドイツ	17,983	18,004	18,307	18,951	(3.5)	18,160	(△4.2)
韓国	13,119	14,564	15,555	15,751	(1.3)	15,169	(△3.7)
フランス	8,261	8,421	8,210	8,014	(△2.4)	6,822	(△14.9)
計	168,772	172,011	186,963	196,501	(5.1)	182,884	(△6.9)

※出所：WIPO statistics database (2019. 2)

※出願人の国籍基準、()は前年比の増減率

2018年において韓国を受理官庁としたPCT国際出願は計16,991件で、前年比7.6%増であった。指定官庁とした出願は38,340件で、2.7%増であった。

表97<韓国のPCT国際出願状況>

(単位：件、%)

区分	受理官庁					指定官庁		
	英語	日本語	韓国語	未分類	計	特許	実用	計
2013	2,209	3	10,227	-	12,439 (4.8%)	31,683	46	31,729 (2.3%)
2014	2,243	5	10,890	-	13,138 (5.6%)	33,357	48	33,405 (5.3%)
2015	2,070	2	12,522	-	14,594 (11.1%)	37,170	56	37,226 (11.4%)
2016	1,832	3	13,760	-	15,595 (6.9%)	37,093	65	37,158(△0.2%)
2017	1,659	-	14,131	-	15,790 (1.3%)	37,248	77	37,325 (0.4%)
2018 (暫定)	1,903	1	15,084	3	16,991 (7.6%)	38,239	101	38,340 (2.7%)

※出所：2017年知識財産統計年報、知識財産統計月報（2018年12月号）、韓国特許庁

※指定官庁の場合は、2015年から分割・変更の出願を含む。()は前年同期比の増減率

2. 登録状況

2018年度の韓国内における産業財産権の登録件数は前年比1.0%減の286,659件であった。権利別に登録件数を見ると、特許は前年比1.4%減の119,014件、実用新案は前年比9.3%減の2,715件であった。また、商標は前年比1.4%減の115,025件であったのに対し、デザインは前年比1.2%増の49,905件で、産業財産権のうち唯一増加した。

表98<産業財産権における権利別の登録状況>

(単位：件、%)

区分	2014	2015	2016	2017		2018 (暫定)	
特許	129,786	101,873	108,875	120,662	(10.8)	119,014	(△1.4)
実用新案	4,955	3,253	2,854	2,993	(4.9)	2,715	(△9.3)
デザイン	54,010	54,551	55,602	49,293	(△11.3)	49,905	(1.2)
商標	99,791	114,747	119,255	116,708	(△2.1)	115,025	(△1.4)
計	288,542	274,424	286,586	289,656	(1.1)	286,659	(△1.0)

※出所：2017年知識財産統計年報、知識財産統計月報（2018年12月号）、韓国特許庁

特許登録査定率は2017年時点で63.1%を記録し、2016年度の60.0%に比べて3.1ポイント増加した。

表99<韓国における特許登録査定率の推移>

(単位：%)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
特許登録査定率	68.8	68.6	63.0	60.0	63.1

※出所：2017年知識財産統計年報、韓国特許庁

*登録査定率=登録決定件数÷(登録査定+拒絶査定+FA以降取下げ・放棄)

3. 審査処理状況

2017年を基準に韓国における審査処理期間は、特許・実用新案10.4ヶ月、デザイン4.9ヶ月、商標5.0ヶ月であった。特許・実用新案については、2016年以外は毎年審査処理期間が減少傾向にあり、2017年度もやや減少したが、商標、デザインの審査処理期間は前年に比べて増加した。

表100<韓国における審査処理期間の推移>

(単位：ヶ月)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
特許・実用新案	13.2	11.0	10.0	10.6	10.4
デザイン	7.3	6.5	4.4	4.7	4.9
商標	7.7	6.4	4.7	4.8	5.0

※出所：2017年知識財産統計年報、韓国特許庁

主要国と韓国における産業財産権の審査処理状況を比べると、2017年を基準に韓国は米国、日本に比べて審査官数は少なく、審査官一人当たりの処理件数は比較的高かった。

特許の場合、韓国の審査官数は866人で、米国の7,961人と日本の1,696人に比べてかなり少ないが、審査官一人当たりの処理件数は205件で米国（79件）と日本（168件）に比べて多かった。審査処理期間は10.4ヶ月で、米国に比べては短いが日本と比べるともっと長かった。

商標においても韓国の審査官数は117人で、米国と日本に比べて少なく、審査官一人当たりの審査件数は1,749件で、米国に比べては多く、日本と比べると同様なレベルであった。また、審査処理期間は5.0ヶ月で、3カ国の中で最も長かった。

デザインにおける審査官数は37人、米国と日本に比べて少ないが、審査官一人当たりの処理件数は1,709件で、米国に比べて10倍以上も多い件数を処理している。また、審査期間は4.9ヶ月で、米国と日本に比べて短かった。

表101<主要国における特許・商標・デザインの審査処理状況>

(単位：件、人、ヶ月)

区分		韓国	米国	日本
特許	審査官一人当たりの 処理件数 (件/人)	205	79	168
	審査官数 (人)	866	7,961	1,696
	審査処理期間 (ヶ月)	10.4	16.3	9.3
商標	審査官一人当たりの 処理件数 (件/人)	1,749	1,087	1,735
	審査官数 (人)	117	549	136
	審査処理期間 (ヶ月)	5.0	2.7	4.9
デザイン	審査官一人当たりの 処理件数 (件/人)	1,709	132	702
	審査官数 (人)	37	183	45
	審査処理期間 (ヶ月)	4.9	13.3	6.1

※出所：韓国特許庁

2017年の韓国における優先審査申請件数は前年比3.9%増の30,270件であったのに対し、2018年度の優先審査申請件数は前年比9.2%増の33,047件であった。

表102<韓国における優先審査申請推移>

(単位：件、%)

区分	2015	2016	2017	2018
優先審査申請件数	28,574	29,124	30,270 (3.9)	33,047 (9.2)

※出所：韓国特許庁

※ () は前年比の増減率

4. 審判状況

2018年度の韓国における産業財産権の審判請求件数は10,151件であり、2017年に比べてやや減少した。特許の場合4,876件、実用新案の場合207件で前年に比べて減少したが、デザインは478件、商標は4,590件となり前年に比べて増加した。

表103<直近5年間の審判請求状況>

(単位：件)

区分	特許	実用新案	デザイン	商標	計
2014	7,335	251	572	3,823	11,981
2015	9,112	252	477	4,145	13,986
2016	6,796	306	512	4,346	11,960
2017	5,796	241	422	4,216	10,677
2018 (暫定)	4,876	207	478	4,590	10,151

※出所：2017年知識財産統計年報、知識財産統計月報（2018年12月号）、韓国特許庁

2018年度の産業財産権における審判処理件数は10,932件で、2017年に比べて増加した。権利別の審判処理件数がすべて増加しており、特許は5,708件、実用新案は251件、デザインは542件、商標は4,431件が処理された。

表104<直近5年間の審判処理状況>

(単位：件)

区分	特許	実用新案	デザイン	商標	計
2014	7,817	254	492	3,677	12,240
2015	7,398	225	476	3,706	11,805
2016	6,071	202	423	3,625	10,321
2017	5,273	213	537	4,285	10,308
2018 (暫定)	5,708	251	542	4,431	10,932

※出所：2017年知識財産統計年報、知識財産統計月報（2018年12月号）、韓国特許庁

韓国の産業財産権分野における審判官の定員は、2017年の基準によると95人で3年連続同じ人数であった。審判官数は特許・実用新案では71人、商標・デザインでは24人であり、2015年以降変わっていない。

審判処理期間は2017年の基準によると10.5ヶ月で、前年に比べて小幅ながら増加した。

表105<審判官の定員及び審判処理期間>

(単位：人、ヶ月)

区分		2013	2014	2015	2016	2017
審判官	特許・実用	65	66	71	71	71
	商標・デザイン	23	24	24	24	24
	合計	88	90	95	95	95
審判処理期間		8.5	7.9	6.9	9.5	10.5

※出所：2017年知識財産白書、韓国特許庁

韓国における特許無効審判の認容率は、2017年の基準によると34.6%であり、2016年に比べて2.2ポイント増加した。

表106<韓国における特許無効審判の認容率（＝無効認容審決件/審決件数）>

(単位：%)

区分	2014	2015	2016	2017
特許無効審判の認容率	31.7	33.2	32.4	34.6

※出所：2017年知識財産統計年報、韓国特許庁

5. 政府R&Dの成果

2018年度の政府研究開発予算は前年比1.1%増の19兆6,681億ウォンであった。予算のうち、研究開発予算は前年比1.6%増の17兆8,956億ウォンであったのに対し、基金は前年比4.1%減の1兆7,725億ウォンであった。

表107<政府R&Dの年度別予算推移>

(単位：億ウォン、%)

区分	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
政府研究 開発予算	148,902 (8.7)	160,244 (7.6)	168,777 (5.3)	177,428 (5.1)	189,231 (6.7)	190,942 (0.9)	194,615 (1.9)	196,681 (1.1)
研究開発 予算	130,456 (9.1)	141,218 (8.2)	150,044 (6.2)	158,602 (5.7)	168,983 (6.5)	172,905 (2.3)	176,136 (1.9)	178,956 (1.6)
基金	18,446 (5.8)	19,026 (3.1)	18,734 (△1.5)	18,826 (0.5)	20,248 (7.6)	18,037 (△10.9)	18,478 (2.4)	17,725 (△4.1)

※出所：2018年度政府研究開発予算の状況分析、韓国科学技術企画評価院（KISTEP）

※政府研究開発予算＝研究開発予算＋基金

※研究開発予算＝一般会計＋特別会計、※（ ）は増減率

政府におけるR&D段階別の研究開発費は、2017年度の基準によると、基礎分野が5兆4,252億ウォンで最も多い割合の40.0%を占めた。次いで開発分野が5兆1,222億ウォンで37.7%、応用分野は3兆229億ウォンで22.3%であった。

表108<政府におけるR&D段階別の研究開発費執行推移>

(単位：億ウォン、%)

区分	2014		2015		2016		2017	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
基礎	44,528	36.3	50,303	38.4	51,359	38.9	54,252	40.0
応用	27,357	22.3	26,785	20.4	27,697	21.0	30,229	22.3
開発	50,921	41.5	54,004	41.2	52,911	40.1	51,222	37.7
合計	122,807	100.0	131,092	100.0	131,967	100.0	135,703	100.0

※出所：2017年度国家研究開発事業の調査分析報告書（2018.08）、KISTEP

主要国の研究開発費と比較すると、米国が約5,111億ドルと最も多い研究開発費を投入し、中国が2,359億ドルと2位となった。次いで日本とドイツが3位と4位、韓国は約697億ドルと5位となった。

GDP比の研究開発費では韓国が4.55%で1位となった。民間財源の割合においても韓国は76.2%で、日本（78.1%）に続き比較的高い数値を記録した。

表109<主要国別研究開発費（R&D）の比較>

(単位：百万ドル、%)

区分	米国	中国	日本	ドイツ	韓国	フランス	イギリス	イスラエル
研究開発費	511,089	235,936	155,447	101,958	69,699	55,417	44,759	13,508
GDP比	2.74	2.11	3.14	2.93	4.55	2.25	1.69	4.25
民間財源の割合 (2016年)	62.3	76.1	78.1	65.2	76.2	-	49.0	-

※出所：2017年度研究開発活動調査（2018.11）、科学技術情報通信部

※韓国を除くOECD国の統計は2016年時点

6. 侵害及び紛争の状況

韓国知識財産保護院の調査によると、2017年度における韓国企業と外国企業の米国における特許訴訟件数は、大企業と中小・中堅企業とも前年に比べて増加した。大企業が提訴したのは2件、提訴されたのは138件で前年に比べてやや増加した。2018年第一四半期に提訴されたのは48件であった。

また、2017年度に中小・中堅企業が提訴したのは1件、提訴されたのは23件で前年に比べて減少した。2018年第一四半期に提訴したのは23件、提訴されたのは6件であった。

表110<直近5年間の韓国企業と外国企業の米国における特許訴訟の状況>

(単位：件)

企業形態	訴訟類型	2013	2014	2015	2016	2017	2018 第一 四半期	計
大企業	提訴する	4	12	4	2	2	0	24
	提訴される	277	256	245	111	138	48	1,075
小計		281	268	249	113	140	48	1,099
中小・中堅 企業	提訴する	4	8	4	6	19	23	64
	提訴される	57	24	6	25	23	6	141
小計		61	32	10	31	42	29	205
合計		342	300	259	144	182	77	1,304

※出所：2017年IP TREND年次報告書（2018.05）、韓国特許庁、韓国知識財産保護院

商標権の模倣品取締り件数は、2017年度の刑事立件件数は362件、押収物は691,630件で前年に比べて増加した。2018年7月までの刑事立件件数は179件、押収物は256,540件を記録した。

表111<商標権特別司法警察の取締り実績>

(単位：人、件、億ウォン)

区分	2013	2014	2015	2016	2017	小計	2018.7
刑事立件	376	430	378	351	362	1,897	179
押収量	822,370	1,114,192	1,197,662	584,094	691,630	4,409,948	256,540
正規価格	567.2	880.8	976.5	744.9	416.5	3,585.9	270.9

※出所：韓国特許庁

7. 特許技術の活用状況

2018年の技術移転・事業化実態調査報告書によると、2017年の基準で韓国における公共研究所の研究開発費は前年に比べて減少したが、技術移転による収入増加により、技術移転の効率性²⁷⁶が前年度の1.54%より小幅増加した1.67%であった。大学の研究開発費も前年に比べて減少したが、技術移転による収入が増加して技術移転の効率性が前年に比べて0.05ポイント高い1.29%となった。

表112<大学・公共(研)の技術移転の効率性>

(単位：百万ウォン、%)

区分		2013	2014	2015	2016	2017
全体	研究開発費	9,940,300	10,397,545	11,852,496	12,601,794	12,190,651
	技術移転による収入	135,353	140,332	204,170	177,113	182,718
	技術移転の効率性	1.36%	1.35%	1.72%	1.41%	1.50%
公共研究所	研究開発費	6,033,800	6,025,200	6,840,893	7,088,661	6,745,903
	技術移転による収入	98,461	89,797	142,378	108,822	112,683
	技術移転の効率性	1.63%	1.49%	2.08%	1.54%	1.67%
大学	研究開発費	3,906,500	4,372,346	5,011,603	5,513,133	5,444,748
	技術移転による収入	36,892	50,535	61,792	68,291	70,035
	技術移転の効率性	0.94%	1.16%	1.23%	1.24%	1.29%

※出所：2018年技術移転・事業化実態調査報告書、産業通商資源部、KIAT、韓国知識財産研究院、*公共研究所は国公立試験研究機関及び非営利法人を含む。

²⁷⁶ 技術移転の効率性 = (調査対象年度) 技術移転の収入 / (調査対象年度) 研究開発費の支出

2017年における大学及び公共（研）の技術移転率は37.9%で、前年に比べて小幅ながら減少した。特に、公共（研）の技術移転率は前年比9.3%減の51.0%であったのに対し、大学の場合は前年比2.4%増の27.4%であった。

表113<大学・公共（研）の技術移転率>

区分	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
大学	16.4	19.5	20.3	25.4	25.8	25.0	27.4
公共研	39.6	34.9	43.0	39.3	57.5	60.3	51.0
全体	26.0	27.1	31.2	31.7	38.6	38.0	37.9

※出所：2018年技術移転・事業化実態調査報告書、産業通商資源部、KIAT、韓国知識財産研究院

機関類型別に見ると、2017年度の事例件数と新規技術の確保件数は大学が最も多かったが、技術移転件数は公共研究所が最も多かった。技術移転率は国公立試験研究機関及び非営利法人が67.7%で最も高く、次いで公共研究所、大学の順であった。

表114<2017年度機関類型別の技術移転事例と技術移転件数及び技術移転率>

(単位：件、%)

区分	事例数	新規技術の確保	技術移転	技術移転率
公共研究所	54	13,133	6,426	48.9
国公立試験研究機関 及び非営利法人	75	1,606	1,088	67.7
大学	144	18,214	4,989	27.4
全体	273	32,953	12,503	37.9

※出所：2018年技術移転・事業化実態調査報告書（産業通商資源部、KIAT、韓国知識財産研究院）

8. 知的財産インフラ

2017年度の知的財産活動実態調査によると、知的財産権の出願・審査・維持などに必要とされる費用は、大企業の場合は4億5,685万ウォン、中堅企業は8,950万ウォン、中小企業は7,989万ウォンで、大企業と中堅・中小企業間の差が大きいことが分かった。海外出願件数が1件以上の割合は、大企業13.3%、中堅企業24.3%、中小企業が14.1%であり、海外登録件数が1件以上の割合は、大企業7.4%、中堅企業17.7%、中小企業が6.2%であった。

知的財産専門担当人材を保有する割合は、大企業50.4%、中堅企業28.6%、中小企業が22.7%で、大企業が中堅・中小企業より2倍も多いことが分かった。専門担当人材の平均人数は大企業1.0人、中堅企業0.5人、中小企業が0.3人であった。

表115<企業類型別の知的財産能力>

(単位：%、人)

区分	知的財産権費用 (出願・審査・ 維持)	海外出願の割合	海外登録の割合	専門担当 人材の 保有率	専門担当 人材の 平均人数
大企業	4億5,685万ウォン	13.3	7.4	50.4	1.0
中堅企業	8,950万ウォン	24.3	17.7	28.6	0.5
中小企業	7,989万ウォン	14.1	6.2	22.7	0.3

※出所：2017年度知識財産活動実態調査、韓国特許庁

職務発明の補償に関連し、企業で規定を作成し活用している割合は、大企業88.9%、中堅企業85.2%、中小企業56.0%であり、標準化された規定を作成し活用している割合は、大企業3.7%、中堅企業6.4%、中小企業4.1%であった。職務発明の補償に関する規定を保有していない、又は活用していない企業の割合が最も高いのは中小企業であった。

表116<企業類型別職務発明補償規定の保有及び活用状況>

(単位：%)

区分	企業の内部規定の作成・活用		標準化された規定の作成・活用	
	予約・承継規定 の保有	予約・承継規定 の未保有	予約・承継規定 の保有	予約・承継規定 の未保有
大企業	70.4	18.5	3.7	0.0
中堅企業	58.9	26.3	5.3	1.1
中小企業	31.3	24.7	2.6	1.5

※出所：2017年度知識財産活動実態調査、韓国特許庁

第2節 著作権分野

1. 著作権登録状況

著作権の場合、2018年に発表された統計資料によると、2017年の著作権登録件数は40,623件であり、登録制度が導入されてから60年目になって初めて年間4万件を突破した。直近5年間で年平均6.7%増であった。類型別には著作物が39,760件、著作隣接物が706件、データベースに関する著作権が157件登録された。

表117<著作登録状況>

(単位：件)

種類		年度					
		2012	2013	2014	2015	2016	2017
著作物	語文	3,742	3,658	5,867	4,192	4,616	4,155
	音楽	1,446	1,430	1,768	1,310	1,820	2,085
	演劇	24	58	35	127	48	126
	美術	7,092	7,938	8,195	10,519	11,344	11,325
	建築	57	131	61	52	91	74
	写真	507	447	373	335	508	1,114
	映像	505	626	2,266	1,859	1,089	1,159
	図形	528	545	407	472	450	484
	編集	1,823	1,981	3,734	2,703	3,045	3,566
	2次的	645	572	725	714	799	492
	コンピュータプログラム	14,101	13,690	12,411	14,477	14,502	15,180
著作隣接物	実演	30	1	2	7	7	6
	レコード	565	323	1,160	552	954	700
データベース		101	62	77	176	127	157
合計		31,166	31,462	37,081	37,495	39,400	40,623

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

著作物を種類別に見ると、コンピュータプログラム著作物（15,180件）が著作物の37.3%と最も多く、次いで美術著作物（11,325件）が27.8%、語文著作物（4,155件）が10.2%の割合を占めた。著作物の著作権登録のうち、前年に比べて登録件数が増加したのは、コンピュータプログラム（678件増）、写真著作物（606件増）、編集著作物（521件増）であり、前年に比べて登録件数が減少したのは、語文著作物（461件減）、2次的著作物（307件減）、美術著作物（19件減）であった。

2. 著作権の制作及び流通

著作権の制作及び流通分野において信託管理団体が管理する著作物の件数は、2017年時点で前年に比べて1,975,215件が増加した。直近5年間で持続的に増加した音楽及び語文分野の信託管理著作（隣接）物の件数は、2017年は前年に比べて減少したが、ニュース分野では2百万件以上増え、全体的には上昇傾向にある。

表118<信託管理団体における管理著作（隣接）物の件数>

(単位：件)

著作（隣接）物分野		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
音楽	新規	282,010	340,722	1,122,646	1,350,885	1,756,882	-276,301
	全体	4,126,477	4,531,427	5,620,645	6,981,864	9,097,436	8,663,575
語文	新規	31,800	45,680	34,248	383,917	474,068	532,309
	全体	2,442,639	2,639,580	1,591,743	3,402,400	4,650,602	4,340,141
放送	新規	2,179	3,516	4,503	2,811	2,554	3,189
	全体	2,179	3,516	4,503	1,032	2,554	3,189
映画	新規	60	39	61	33	36	0
	全体	1,049	707	756	781	810	4
ニュース	新規	1,940,000	2,200,000	2,100,000	2,200,000	2,740,000	2,719,644
	全体	15,930,000	18,040,000	20,140,000	22,340,000	25,080,000	27,799,643
公共	新規	133,801	4,173	6,594	89	21	65
	全体	186,501	4,173	10,767	1,040	1,061	1,126
合計	新規	2,389,850	2,594,130	3,268,052	3,937,735	4,973,561	2,978,906
	全体	22,688,845	25,219,403	27,368,414	32,727,117	38,832,463	40,807,678

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

著作権使用料の徴収合計額は2012年から順調に増加した。2017年にも前年比18.3%増の2,806億6,939万ウォンの使用料を徴収した。

2017年の著作（隣接）物における分野別の使用料徴収額は、音楽（76.7%）、放送（10.4%）、語文（8.2%）の順であり、音楽分野が圧倒的に高い割合を占めた。

表119<著作権使用料の徴収総額推移>

(単位：千ウォン)

分野	信託団体名	年度					
		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
音楽	韓国音楽著作権協会	110,301,033	118,843,618	124,400,355	141,692,101	146,734,156	176,366,349
	韓国音盤産業協会	4,563,529	4,172,954	6,177,478	7,278,813	8,002,649	8,074,209
	韓国音楽実演者連合会	1,083,404	9,707,265	13,826,552	17,148,731	21,547,039	27,183,281
	共にする音楽著作人協会	-	-	2,209	309,689	2,972,681	3,788,555
語文	韓国文芸学術著作権協会	2,009,919	1,808,831	1,907,367	1,688,529	1,766,657	1,777,039
	韓国複製伝送著作権協会	575,470	565,943	460,747	451,899	652,589	547,294
	韓国放送作家協会	13,562,430	15,518,055	15,056,546	21,309,195	17,259,027	20,700,991
	韓国シナリオ作家協会	4,376	60	4,696	1,683	314	4,034
映画	韓国映画配給協会	152,141	116,312	89,166	73,269	51,720	-
	韓国映画製作家協会	-	-	501,502	137,987	247,235	131,843
放送	韓国放送実演者協会	17,887,940	20,196,359	21,679,310	24,516,129	27,017,829	29,140,351
ニュース	韓国言論振興財団	6,064,671	6,874,977	8,032,463	9,963,740	11,052,311	12,946,455
公共	韓国文化情報院	8,972	2,460	4,870	3,400	5,202	8,985
合計		156,213,885	177,807,634	192,143,261	224,575,165	237,309,409	280,669,386

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

権利別に著作権使用料の徴収状況を見ると、2017年度時点で約2,806億ウォンの著作権使用料が徴収されており、そのうち最も高い割合を占める伝送権が約998億ウォンを徴収している。

表120<権利別の著作権使用料徴収額>

(単位：千ウォン)

権利類型	年度					
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
複製権/ 配布権	40,729,214	42,379,424	43,567,216	48,260,757	52,725,255	59,143,874
公演権	35,461,422	36,831,760	39,044,829	40,425,180	43,546,979	44,171,842
放送権	37,564,062	45,540,463	43,420,488	55,372,421	49,135,654	69,279,631
伝送権	29,742,527	42,757,240	57,147,863	72,078,182	82,125,703	99,322,147
その他*	12,716,660	10,298,747	8,962,865	8,483,821	9,775,817	8,751,891
合計	156,213,885	177,807,634	192,143,261	224,620,361	237,309,408	280,669,385

*その他は、団体別その他権利項目の使用料徴収額を合算したものである。

※出所：13の信託管理団体、2018年著作権統計、韓国著作権委員会

3. 著作権の侵害状況

著作権の侵害状況に関連し、2017年度における違法コピー品の市場規模は、2016年に比べて流通量と金額がともにやや減少した。調査によって把握された5分野（音楽、映画、放送、出版、ゲーム）の2017年度における違法コピー品の流通件数は約20億8千万件で、2016年（23億8千万件）に比べて12.5%減少した。違法コピー品の流通量は2015年まで減少していたが、2016年に増加し、2017年に再び減少に転じた。一方、違法コピー品の市場規模は約3,792億ウォンで、前年（4,229億ウォン）に比べて10.3%減少した。

表121<年度別違法コピー品の市場規模>

年度	流通量 (件数)	増減 (%)	金額 (百万ウォン)	増減 (%)
2013	2,407,419	16.6	372,806	22.0
2014	2,261,004	-6.1	362,869	-2.7
2015	2,088,568	-7.6	367,174	1.2
2016	2,380,944	14.0	422,875	15.2
2017	2,083,111	-12.5	379,234	-10.3
5年平均	2,244,209	-	380,992	-

※出所：2018年著作権保護年次報告書、韓国著作権保護院

流通量を基準にコンテンツ別違法コピー品の市場規模を見ると、音楽コンテンツは前年（15億2千万曲）比14.8%減の約13億曲で、映画コンテンツは前年（2億6千万本）比11.0%減の約2億3千万本で、放送コンテンツは前年（5億2千万本）比8.8%減の約4億7千万本で、出版コンテンツは前年（5千800万冊）比6.8%増の約6千100万冊で、ゲームコンテンツは前年（2,582万本）比10.8%減の2,303万本であった。

表122<コンテンツ別違法コピー品の流通量>

(単位：千件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017	5年平均
音楽	1,662,420	1,509,763	1,270,686	1,522,608	1,297,379	1,452,571
映画	237,474	234,349	245,908	257,580	229,281	240,918.40
放送	347,378	377,498	461,584	517,384	471,951	435,159
出版	134,661	112,586	81,443	57,555	61,473	89,544
ゲーム	25,486	26,807	28,946	25,818	23,026	26,017
合計	2,407,419	2,261,004	2,088,568	2,380,944	2,083,111	2,244,209

※出所：2018年著作権保護年次報告書、韓国著作権保護院

また、違法コピー品市場規模の割合についてコンテンツ別に流通量を基準に見ると、音楽が62.3%と最も多く、次いで放送22.7%、映画11.0%、出版3.0%、ゲーム1.1%の順であった。その理由としては、音楽は他のコンテンツに比べて幅広い年齢層からの需要がある

うえ、持続可能な消費時間と利用時間が短いため、一度に多数の著作物が違法で流通される場合が頻繁に行われることが挙げられる。

表123<コンテンツ別違法コピー品市場の割合（流通量）>

順位	コンテンツ	違法コピー品の流通量	割合
1	音楽	1,297,379千件	62.3%
2	放送	471,951千件	22.7%
3	映画	229,281千件	11.0%
4	出版	61,473千件	3.0%
5	ゲーム	23,026千件	1.1%
オンライン・オフライン全体		2,083,111千件	100%

※出所：2018年著作権保護年次報告書、韓国著作権保護院

金額基準で見ると、違法コピー品の流通規模は3,792億ウォンで2016年（4,229億ウォン）に比べて10.3%減少した。コンテンツ別には、映画は前年（488億ウォン）比18.5%減の398億ウォン、放送は前年（292億ウォン）比6.3%減の273億ウォン、出版は前年（1,726億ウォン）比18.3%減の1,410億ウォン、ゲームは前年（253億ウォン）比13.6%減の218億ウォン、音楽は前年（1,470億ウォン）比1.5%増の1,493億ウォンであった。

表124<コンテンツ別違法コピー品の市場規模>

（単位：百万ウォン）

区分	2013	2014	2015	2016	2017	年平均
音楽	174,972	141,882	125,603	147,007	149,253	147,743
映画	54,995	51,223	51,998	48,793	39,783	49,358
放送	35,507	23,167	25,185	29,163	27,333	27,071
出版	73,648	114,496	141,795	172,625	141,020	128,717
ゲーム	38,683	32,102	22,593	25,287	21,845	28,102
合計	372,806	362,869	367,174	422,875	379,234	380,992

※出所：2018年著作権保護年次報告書、韓国著作権保護院

オンライン・オフライン別に見ると、2017年1年間でオンラインでは18億7,674万件、オフラインでは2億637万件が流通され、全体で20億8,311万件が流通された。オンラインでの流通が90.1%となり、オフライン流通の9.9%より9.1倍も高いことが分かった。

一方、金額基準で見ると、オンラインは334億ウォン、オフラインは3,458億ウォンで全体で約3,972億ウォン規模の違法コピー品市場が形成されていることが分かる。割合で見ると、オンライン市場は8.8%、オフライン市場は91.2%で、オフラインがオンラインの割合より約10.3倍も高いことが分かる。その理由としては、オフラインで流通される違法コピー品の価格がオンラインでの価格よりはるかに高いことが挙げられる。

表125<流通経路別違法コピー品市場の割合>

流通経路	流通量基準	金額基準
オンライン	187,674万件 90.1%	334億ウォン 8.8%
オフライン	20,637万件 9.9%	3,458億ウォン 91.2%

※出所：2018年著作権保護年次報告書、韓国著作権保護院

米ソフトウェア連合（The Software Alliance）が発表²⁷⁷した報告書によると、2017年の世界における違法ソフトウェアによる被害額は46,302百万ドルであった。韓国の場合、ソフトウェア違法コピー率が減少しているが、2017年度のソフトウェア違法コピー率は32%に達している。韓国のソフトウェア違法コピー率は、2009年41%、2011年40%、2013年38%、2015年35%、2017年には32%と減少傾向にある。一方、2017年度の韓国におけるソフトウェア違法コピーによる被害額は598百万ドルと推算された。

表126<世界のソフトウェア市場の侵害規模>

区分		年度					
		2009	2010	2011	2013	2015	2017
違法 コピー率 (%)	韓国	41	40	40	38	35	32
	世界平均	43	42	42	43	39	37
	アジア太平洋 地域の平均	59	30	60	62	61	57
韓国の被害額 (百万ドル)		575	722	815	712	657	598

※出所：BSA Global Software Survey

²⁷⁷ 米国ソフトウェア連合は、2013年から隔年で侵害報告書を発行しており、同報告書は2018年6月に発表した報告書である（https://gss.bsa.org/wpcontent/uploads/2018/05/2018_BSA_GSS_Report_en.pdf）

4. 著作権産業

表127<著作権産業の名目売上高>

(単位：百万ウォン)

産業 (大分類)	年度				
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
核心著作権産業 ²⁷⁸	130,042,950	131,227,654	136,902,240	156,786,960	153,003,499
相互依存 著作権産業 ²⁷⁹	137,801,284	135,399,688	123,576,617	136,531,669	117,744,112
部分著作 ²⁸⁰	18,727,523	18,710,731	14,478,844	18,410,520	1,8630,551
著作権支援産業 ²⁸¹	26,749,839	23,090,088	26,414,570	30,998,244	28,006,100
全体著作権産業	313,321,596	308,428,161	301,372,271	342,727,393	317,384,262

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

表128<著作権産業の実質売上高>

(単位：百万ウォン)

産業 (大分類)	年度				
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
核心著作権産業	128,858,482	129,678,270	133,550,101	149,407,681	150,833,688
相互依存 著作権産業	141,979,014	145,686,055	134,824,424	153,908,073	134,766,871
部分著作	17,665,571	17,558,913	13,380,637	16,969,530	18,015,767
著作権支援産業	25,575,818	22,519,032	25,874,280	32,047,040	28,795,247
全体著作権産業	314,078,885	315,442,270	307,629,442	352,332,324	332,411,572

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

²⁷⁸ 作品及びその他保護対象物の創作、生産、製造、公演、放送、通信及び展示、若しくは流通及び販売に従事する産業

²⁷⁹ その機能が全的に、若しくは主に著作物の創造生産及び使用を可能にする機能の生産、製造、販売に従事する産業

²⁸⁰ 部分的に著作物の創造、生産、製造、遂行、放送、通信と展示及び流通販売に関与する産業

²⁸¹ 内部の部分的な活動が著作権及び関連物の放送、通信、販売及び流通に寄与し、その活動が核心著作権産業に該当しない産業

表129<著作権産業の名目付加価値>

(単位：百万ウォン)

産業 (大分類)	年度				
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
核心著作権産業	53,935,458	52,987,648	61,061,319	68,538,548	68,629,445
相互依存 著作権産業	52,199,460	51,579,361	49,043,390	36,933,098	45,485,111
部分著作	7,732,737	7,466,682	7,134,897	8,311,651	9,311,888
著作権支援産業	9,823,532	8,610,386	11,644,553	12,775,052	12,893,379
全体著作権産業	123,691,187	120,644,076	128,884,159	126,558,349	136,319,824

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

表130<著作権産業の実質付加価値>

(単位：百万ウォン)

産業 (大分類)	年度				
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
核心著作権産業	53,458,876	52,380,735	59,428,564	65,106,570	67,643,024
相互依存 著作権産業	53,915,908	55,691,741	53,639,058	41,032,334	52,092,811
部分著作	7,285,678	6,990,463	6,619,873	7,691,641	9,045,297
著作権支援産業	9,264,246	8,184,936	11,098,756	13,504,642	13,084,019
全体著作権産業	123,924,708	123,247,876	130,786,251	127,335,187	141,865,151

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

表131<著作権産業の全体雇用者数>

(単位：人)

産業 (大分類)	年度				
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
核心著作権産業	792,538	814,278	836,500	892,014	893,863
相互依存 著作権産業	385,642	378,155	371,539	382,997	371,062
部分著作	178,376	182,005	140,103	152,042	150,143
著作権支援産業	224,668	203,466	226,951	246,313	237,328
全体著作権産業	1,581,224	1,577,904	1,575,093	1,673,366	1,652,396

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

表132<著作権産業の経済的寄与度²⁸²（GDP割合）>

(単位：%)

区分		年度				
		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
名目GDPの割合	全体著作権産業	8.98	8.44	8.67	8.09	8.30
	核心著作権産業	3.92	3.71	4.11	4.38	4.18
実質GDPの割合	全体著作権産業	9.23	8.93	9.17	8.68	9.40
	核心著作権産業	3.98	3.79	4.16	4.44	4.48
全体産業 (兆ウォン)	名目GDP	1,377.4	1,429.4	1,486.0	1,564.1	1,641.7
	実質GDP	1,341.9	1,380.8	1,426.9	1,466.7	1,509.7

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

表133<著作権産業の経済的寄与度（雇用割合）>

(単位：%)

産業 (大分類)	年度				
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
核心著作権産業	3.21	3.25	3.27	3.44	3.38
相互依存著作権産業	1.56	1.51	1.45	1.48	1.41
部分著作権産業	0.72	0.73	0.55	0.59	0.57
著作権支援産業	0.91	0.81	0.89	0.95	0.90
全体著作権産業	6.41	6.29	6.15	6.45	6.26
全体産業就業者数 (千人)	24,681	25,066	25,599	25,936	26,409

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

²⁸² 国内の著作権産業を売上高、付加価値、雇用などの側面からその規模が算出される。国家経済における著作権産業の重要性と実態を定量的な観点から判断できる核心指標

表134<コンテンツ産業における輸出額の年度別状況>

(単位：千ドル)

区分	年度		
	2015年	2016年	2017年
出版	20,115	21,729	22,071
音楽	210,322	348,710	348,867
ゲーム	1,137,038	1,336,710	2,376,804
映画	61,763	40,603	42,641
アニメーション /キャラクター	110,813	115,562	118,169
放送	257,049	344,666	393,679
広告	-	-	-
知識情報	-	-	-
合計	1,797,099	2,207,981	3,302,232

※出所：2017年第四四半期及び年間コンテンツ産業の動向分析報告書、韓国コンテンツ振興院、*上場会社の輸出額を基準とする。

5. その他の著作権

1) 共有著作物のDB構築件数

表135<満了、自由利用、公共著作物>

(単位：件)

著作物の種類	年度						
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
語文	311	0	0	11,697	4,761	0	0
音楽	0	0	0	2,355	4	108	14
美術	0	50,229	40,012	26,615	14,105	508	642
写真	0	50,500	40,236	261,479	54,964	20,680	55,925
プログラム	0	0	4	0	0	0	2
映像	0	0	0	9	3	511	748
その他	0	0	0	0	0	1,003	0
合計	311	100,729	80,252	302,155	73,837	22,810	57,331

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

表136<寄贈著作物>

(単位：件)

著作物の種類	年度						
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
語文	0	10	0	0	11	0	0
音楽	0	0	0	0	0	20	264
美術	0	48	22	12	3	52	608
映像	1	0	1	0	4	112	102
写真	0	0	69	35	0	696	900
編集	0	1	0	0	0	0	0
2次的著作物	0	24	0	20	0	0	0
著作隣接物	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	83	92	67	18	880	1,874

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

表137<公共著作物の種類別登録件数>

(単位：件)

著作物の種類	年度				
	～2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
語文	312,196	2,295,600	3,359,154	5,454,340	7,824,069
音楽	0	0	2,230	2,303	2,303
美術	0	0	76,515	55,655	55,752
建築	0	0	4,219	4,219	4,219
写真	668,997	738,432	1,420,706	1,718,737	2,074,041
映像	23,839	12,944	186,962	200,634	224,974
図形	0	0	4,483	4,516	9,071
合計	1,005,032	3,046,976	5,054,269	7,440,404	10,194,429

※出所：韓国文化情報院、2018年著作権統計、韓国著作権委員会

表138<公共著作物の類型別登録件数²⁸³>

(単位：件)

著作物の類型	年度				
	～2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
第1類型	65,501	385,950	1,862,607	3,601,755	5469476
第2類型	87,471	112,027	125,712	169,151	246584
第3類型	5,151	5,653	19,510	25,620	304491
第4類型	331,021	2,543,346	3,046,440	3,643,878	4173878
合計	489,144	3,046,976	5,054,269	7,440,404	10,194,429

※出所：韓国文化情報院、2018年著作権統計、韓国著作権委員会

²⁸³ 公共ヌリ (www.kog1.or.kr) 類型基準に基づき、第1類型から第4類型に区分する。

表139<公共著作物の機関別登録件数>

(単位：件)

機関の分類	年度				
	～2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
国家機関	734,722	763,159	1,594,307	3,693,635	4,617,109
地方自治体	36,047	281,586	883,786	992,275	2,371,471
公共機関	228,921	1,993,903	2,552,559	2,742,751	3,148,867
その他の機関	5,342	8,328	23,617	11,743	56,982
合計	1,005,032	3,046,976	5,054,269	7,440,404	10,194,429

※出所：韓国文化情報院、2018年著作権統計、韓国著作権委員会

2) 共有著作物のDB利用件数²⁸⁴

表140<満了、自由利用、公共著作物の照会>

(単位：件)

著作物の種類	年度						
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
語文	651,009	710,526	1,005,727	1,322,159	1,535,085	1,875,073	912,827
音楽	31,139	61,047	278,319	269,367	193,983	155,637	153,747
美術	147,175	257,794	1,074,854	3,295,706	1,345,680	1,129,819	1,748,458
建築	22,471	19,800	10,946	35	1,945	0	0
写真	54,920	135,735	1,056,905	3,174,003	1,659,809	3,950,762	6,069,089
映像	0	0	9,597	165,936	181,957	208,832	147,438
コンピュータプログラム	0	0	0	1,142	843	6,106	19,852
その他	0	0	0	0	0	211,327	144,720
合計	906,714	1,184,902	3,436,348	8,228,348	4,919,302	7,537,556	9,196,131

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

²⁸⁴ 韓国著作権委員会が運営する「共有広場 (<http://gongu.copyright.or.kr>)」で共有著作物の照会、原文の確認、ダウンロードを利用した件数である。

表141<満了、自由利用、公共著作物の原本>

(単位：件)

著作物の種類	年度						
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
語文	137	30,148	357,596	138,142	196,522	232,845	71,644
音楽	2,599	24,195	112,526	16,811	4,099	5,894	2,302
美術	30,784	278,847	107,811	152,180	97,244	52,766	3,579
建築	8,893	18,797	707	0	0	0	0
写真	26,663	124,969	157,610	151,621	430,672	283,920	57,948
映像	0	0	3,424	47,624	69,723	58,780	13,068
コンピュータプログラム	0	0	0	0	0	0	213
その他	0	0	0	0	0	12,633	276
合計	69,076	476,956	739,674	506,378	798,260	646,838	149,030

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

表142<満了、自由利用、公共著作物のダウンロード>

(単位：件)

著作物の種類	年度						
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
語文	229,666	198,804	323,041	363,348	667,280	642,197	320,795
音楽	73,363	39,317	65,106	204,005	42,702	56,823	89,944
美術	141,780	176,736	509,649	1,371,284	556,967	257,178	557,657
建築	27,890	16,115	5,856	0	208	0	0
写真	47,374	87,480	369,282	435,539	661,537	1,765,797	2,800,524
映像	0	0	2,041	2,663	3,554	5,603	67,973
コンピュータプログラム	0	0	0	1,031	453	1,860	10,957
その他	0	0	0	0	0	64,959	331,244
合計	520,073	518,452	1,274,975	2,377,870	1,932,701	2,794,417	4,179,094

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

表143<寄贈著作物の照会>

(単位：件)

著作物の種類	年度						
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
語文	0	0	0	3,464	8,672	6,698	10569
音楽	4,125	472	332	1,916	13,305	8,882	42083
美術	3,285	519	13,994	20,935	25,520	25,439	113302
写真	6,532	1,570	5,011	102,894	23,122	78,659	177700
映像	5,886	1,406	9,109	11,075	15,673	19,198	19124
2次的著作物	18,878	5,008	0	0	0	0	0
合計	38,706	8,975	28,446	140,284	86,292	138,876	362,778

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

表144<寄贈著作物の原本²⁸⁵>

(単位：件)

著作物の種類	年度						
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
語文	0	0	0	0	0	0	0
音楽	3,296	411	162	0	0	0	0
美術	2,351	487	2,047	0	0	0	0
写真	3,732	1,434	8,518	3	0	0	0
映像	78	0	894	499	0	0	0
2次的著作物	3,916	1,589	0	0	0	0	0
合計	13,373	3,921	11,621	502	0	0	0

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

²⁸⁵ 寄贈著作物の原本確認件数のうち、2014年までの件数は他機関の寄贈著作物の連携サービス件数であり、2015年以降は委員会が保有する寄贈著作物のみサービスし、他機関と連携した原文確認サービスはない。

表145<寄贈著作物のダウンロード>

(単位：件)

著作物の 種類	年度						
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
語文	0	0	0	1,121	7,532	3,147	3235
音楽	531	31	195	361	1,959	2,216	16078
美術	1,233	8	6,384	5,320	2,818	4,2048	17002
写真	3,090	36	3,417	2,312	1,060	7,331	39648
映像	7,049	736	6,977	2,433	3,026	6,738	8801
2次的 著作物	20,420	2,222	0	0	0	0	0
合計	32,323	3,033	16,973	11,547	16,395	23,636	84,764

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

3) 著作権紛争調停

表146<著作物の紛争調停処理状況>

(単位：件)

処理 状況	年度						
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
成立	29	21	34	51	34	35	23
不成立	29	27	27	49	31	38	27
取下げ	28	27	26	50	11	18	31
その他	0	0	1	0	0	0	2

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

表147<著作（隣接）物の種類別調停件数>

(単位：件)

著作物の 種類	年度						
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
語文	26	17	23	19	12	28	66
音楽	1	13	4	1	6	9	7
演劇	0	0	1	0	0	0	0
美術	11	1	6	8	18	11	2
建築	0	0	0	0	0	0	0
写真	7	4	5	73	1	9	5
映像	5	0	5	0	3	1	0
図形	2	0	1	0	0	0	0
コンピュータ プログラム	20	33	33	21	30	19	9
2次的著作物	0	0	0	0	0	1	0
編集	0	0	1	1	2	2	2
著作隣接物	11	10	22	8	11	-	0
データベース	0	0	0	0	0	0	1
合計	83	78	101	131	83	80	92

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

第3節 その他の知的財産分野

1. 植物新品種

表148<品種名称の登録状況及び拒絶決定の件数>

2018. 12. 31時点

区分	合計		2014年 まで		2015年		2016年		2017年		2018年	
	登録	拒絶	登録	拒絶	登録	拒絶	登録	拒絶	登録	拒絶	登録	拒絶
食料 作物	1,638	5	1,308	4	94	0	56	1	104	0	64	0
野菜類	17,071	28	13,335	22	852	0	829	6	924	0	880	0
果樹類	1,469	3	1,045	3	110	0	110	0	114	0	100	0
花卉類	20,531	2	18,546	1	605	0	605	1	364	0	550	0
特用 作物	615	-	481	-	32	-	32	-	31	-	42	-
飼料 作物	474	3	337	2	85	0	85	1	16	0	23	0
椎茸類	376	-	325	-	14	-	14	-	12	-	12	-
その他類	4	-	4	-	0	-	0	-	0	-	0	-

※出所：国立種子院ウェブサイト

表149<植物新品種保護の出願及び登録状況（全体）>

2017. 12. 31時点

区分	合計		2012年まで		2013年		2014年		2015年		2016年		2017年	
	出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録
食料 作物	1,224	1,020	893	710	70	55	62	67	80	67	54	55	85	66
野菜類	2,127	1,325	1,217	675	157	88	157	159	196	148	184	112	216	143
果樹類	700	394	421	206	47	52	55	18	45	59	53	34	34	25
花卉類	4,986	3,749	2,458	2,458	300	231	336	222	407	292	288	296	296	250
特用 作物	393	275	150	150	33	28	20	18	28	43	24	18	18	18
飼料 作物	69	42	18/	18	3	8	3	6	11	5	5	5	5	-
椎茸類	255	157	78	78	23	14	18	7	25	33	18	19	19	6
山林 園景樹	34	18	6	6	4	5	6	3	1	1	2	3	3	-
水産 植物	27	10	-	-	2	-	4	5	6	4	2	1	1	-

山林 その他	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	9,837	6,992	4,301	4,301	639	483	661	505	799	652	630	543	543	508

※出所：国立種子院ウェブサイト

表150<機関別品種保護の出願及び登録状況>

2017.12.31時点

区分	合計	年度別の出願実績（件数）													
		2012年まで		2013年		2014年		2015年		2016年		2017年			
		出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録		
国立 種 子 院	小計	8,808	6,348	6,233	4,277	599	459	621	482	757	619	598	511	10	10
	食料 作物	1,244	1,020	893	710	70	55	62	67	80	66	54	56	85	66
	野菜類	2,117	1,320	1211	675	157	88	455	158	195	145	183	111	216	143
	果樹類	622	362	376	195	37	48	45	13	38	52	47	29	79	25
	花卉類	4,909	3,722	3,342	2,455	292	224	322	218	391	286	285	289	277	250
	特用 作物	349	261	244	149	25	23	20	15	25	41	14	15	21	18
	飼料 作物	69	42	45	18	3	8	3	6	11	6	5	4	2	-
	椎茸類	192	129	122	75	15	13	14	5	17	23	10	7	14	6
	小計	308	126	168	24	38	24	36	18	36	29	30	31	10	10
山林 品 集 管 理 セ ン タ ー	山果樹	85	32	45	11	10	4	10	5	7	7	6	5	7	-
	山林 園景樹	36	18	21	6	4	5	6	3	1	1	2	3	2	-
	山菜	11	5	6	-	10	10	2	1	1	3	1	1	1	-
	野生花	81	27	36	3	8	7	14	4	16	6	3	7	4	-
	特用 作物	45	14	23	1	8	5	-	3	3	2	10	3	1	-
	椎茸類	67	28	35	3	8	1	4	2	8	10	8	12	4	-
	その他の作物	2	2	2	-	-	2	-	-	10	10	-	-	-	-
水産 物 品 種 管 理 セ ン タ ー	小計	24	10	10	-	2	-	4	5	6	4	2	1	10	10
	水産 植物	28	10	10	-	2	-	4	5	6	4	2	1	4	-
合計	9,857	6,992	6,411	4,301	639	483	661	505	799	652	630	543	543	717	508

※出所：国立種子院ウェブサイト

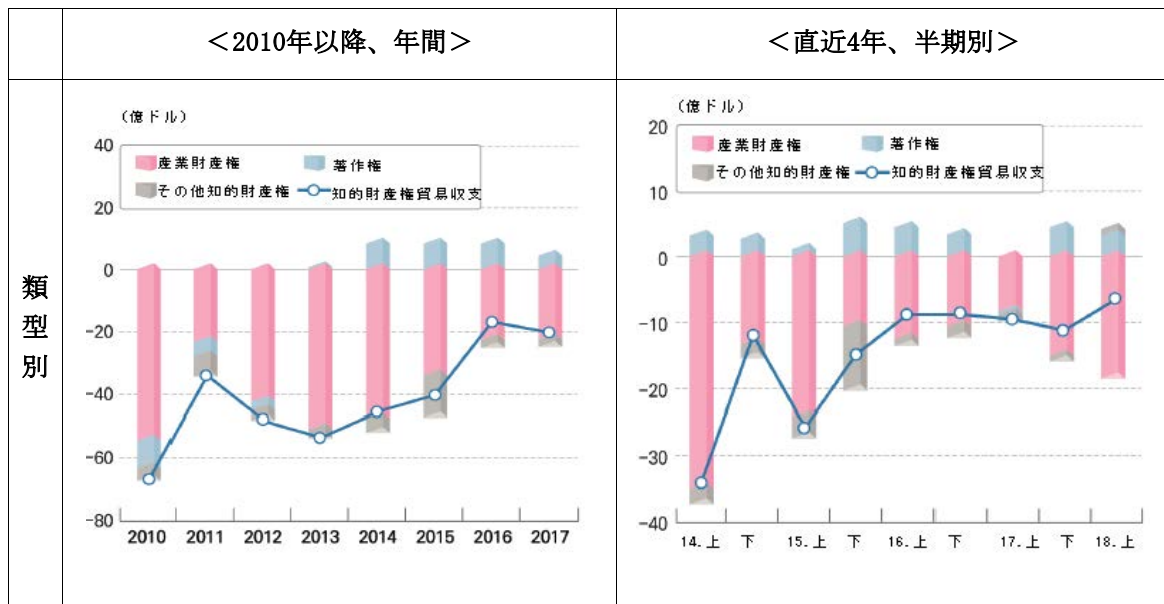
2. 知的財産権の貿易収支

1) 概観

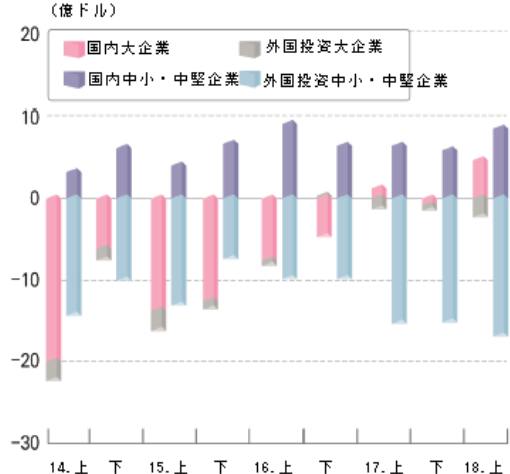
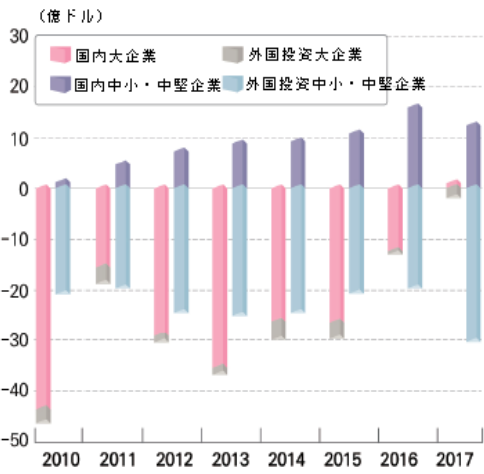
韓国銀行と韓国特許庁は、2014年5月に「知的財産権における貿易収支の新規開発に向けてMOUを締結した。同MOUの締結により2015年5月に、第1回目の韓国における知的財産権貿易収支新規開発の結果（2010年～2014年）を発表し、その以降、毎年上半期に暫定統計及び年間暫定統計を集計して公表している。同統計には、韓国における知的財産権国際取引状況を総合的に示し、産業財産権、著作権など全体類型の知的財産権売買と使用取引が含まれている。

2018年8月21日に韓国銀行が発表した2018年上半期の韓国における知的財産権貿易収支は、類型別には特許及び実用新案権（10.2億ドル減）、機関形態別には外国人投資の中小・中堅企業（16.9億ドル減）、産業別には電気電子製品の製造業（4.9億ドル減）、取引相手国別には米国（21.1億ドル減）などを中心に6.0億ドルの赤字を記録した。

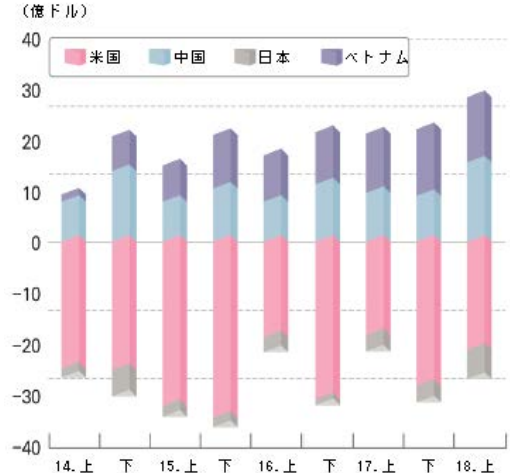
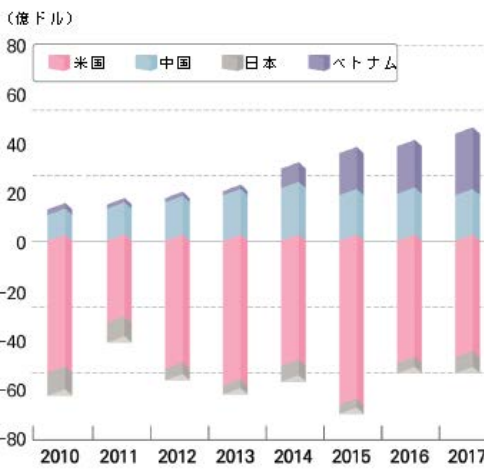
表151<知的財産権貿易収支の主な統計推移>



機
関
形
態
別



取
引
相
手
国
別



※出所：韓国銀行

2) 類型別

類型別に特許及び実用新案権（10.2億ドル減）を中心に赤字を記録し、研究開発及びソフトウェア著作権（5.4億ドル）は黒字を記録したのに対し、文化芸術著作権（1.7億ドル減）は赤字を記録した。

表152<類型別の知的財産権貿易収支>

	億ドル						
	2016	2017p	2016		2017p		2018p
	年間	年間	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
収支	-16.6	-19.9	-8.3	-8.2	-9.1	-10.9	-6.0
産業財産権	-22.8	-23.1	-12.2	-10.6	-8.2	-14.9	-10.5
特許及び実用新案権	-19.9	-13.8	-9.3	-10.5	-3.4	-10.4	-10.2
デザイン権	0.1	-1.5	0.1	0.0	-0.7	-0.8	-1.0
商標及びフランチャイズ権	-3.1	-7.8	-3.0	-0.1	-4.1	-3.7	0.7
著作権	8.4	4.5	4.8	3.6	-0.1	4.7	3.7
文化芸術著作権	-2.7	-4.2	-1.2	-1.6	-1.5	-2.7	-1.7
研究開発及びソフトウェア著作権	11.1	8.8	5.9	5.2	1.4	7.4	5.4
その他の知的財産権	-2.1	-1.4	-0.8	-1.3	-0.7	-0.6	0.8
輸出	108.9	120.7	52.3	56.6	54.5	66.2	66.7
産業財産権	62.0	63.3	29.3	32.7	28.8	34.5	33.2
特許及び実用新案権	41.5	45.6	20.9	20.5	20.4	25.2	21.8
デザイン権	3.4	1.1	1.8	1.6	0.5	0.6	0.5
商標及びフランチャイズ権	17.2	16.6	6.6	10.6	7.9	8.7	11.0
著作権	46.0	56.5	22.2	23.8	25.1	31.4	29.6
文化芸術著作権	11.9	12.0	6.1	5.8	6.1	5.9	6.3
研究開発及びソフトウェア著作権	34.1	44.5	16.1	17.9	19.0	25.6	23.2
その他の知的財産権	0.9	0.9	0.7	0.2	0.6	0.3	3.9

輸入	125.5	140.6	60.6	64.9	63.6	77.1	72.7
産業財産権	84.8	86.5	41.6	43.2	37.0	49.4	43.7
特許及び実用新案権	61.3	59.4	30.3	31.0	23.8	35.6	32.0
デザイン権	3.2	2.7	1.7	1.6	1.2	1.4	1.4
商標及びフランチャイズ権	20.3	24.4	9.6	10.6	12.0	12.4	10.3
著作権	37.6	52.0	17.5	20.1	25.2	26.8	25.8
文化芸術著作権	14.6	16.2	7.2	7.4	7.7	8.6	8.0
研究開発及びソフトウェア 著作権	23.0	35.7	10.2	12.7	17.5	18.2	17.8
その他の知的財産権	3.1	2.2	1.6	1.5	1.3	0.9	3.2

※出所：韓国銀行

3) 機関形態別

外国人投資の大企業（2.3億ドル減）及び外国人投資の中小・中堅企業（16.9億ドル減）を中心に赤字を記録したのに対し、韓国国内の大企業（4.8億ドル）及び中小・中堅企業（8.8億ドル）は黒字を記録した。

表153<機関形態別の知的財産権貿易収支の推移>

	2016		2017p		2018		億ドル
	年間	年間	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
収支	-16.6	-19.9	-8.3	-8.2	-9.1	-10.9	-6.0
企業	-16.4	-19.2	-8.6	-7.8	-8.9	-10.3	-5.6
大企業	-13.0	-1.5	-8.3	-4.8	-0.2	-1.4	2.5
国内大企業	-12.4	0.2	-7.6	-4.8	1.1	-0.9	4.8
外国投資大企業	-0.6	-1.7	-0.7	0.1	-1.3	-0.4	-2.3
中小・中堅企業	-3.3	-17.7	-0.3	-3.1	-8.7	-9.0	-8.1
国内中小・中堅企業	16.1	12.6	9.4	6.7	6.5	6.1	8.8
外国投資中小・中堅企業	-19.4	-30.3	-9.7	-9.8	-15.2	-15.1	-16.9
非営利法人及びその他	-0.2	-0.8	0.2	-0.4	-0.2	-0.5	-0.4
輸出	108.9	120.7	52.3	56.6	54.5	66.2	66.7
企業	107.4	119.5	51.4	56.1	53.8	65.6	66.0
大企業	59.6	73.2	27.3	32.4	30.4	42.9	44.0
国内大企業	57.6	71.7	26.5	31.1	29.9	41.9	43.7
外国投資大企業	2.1	1.5	0.7	1.3	0.5	1.0	0.3
中小・中堅企業	47.8	46.3	24.1	23.7	23.5	22.8	22.0
国内中小・中堅企業	29.1	28.7	15.7	13.4	14.3	14.4	17.2
外国投資中小・中堅企業	18.7	17.5	8.4	10.3	9.2	8.3	4.8
非営利法人及びその他	1.5	1.2	0.9	0.6	0.6	0.6	0.7
輸入	125.5	140.6	60.6	64.9	63.6	77.1	72.7
企業	123.8	138.7	59.9	63.9	62.7	76.0	71.6
大企業	72.6	74.7	35.5	37.1	30.5	44.2	41.5

国内大企業	70.0	71.5	34.1	35.9	28.7	42.8	38.9
外国投資大企業	2.7	3.2	1.4	1.3	1.8	1.4	2.6
中小・中堅企業	51.2	63.9	24.4	26.7	32.2	31.8	30.1
国内中小・中堅企業	13.0	16.1	6.3	6.7	7.7	8.4	8.4
外国投資中小・中堅企業	38.1	47.8	18.1	20.0	24.5	23.4	21.7
非営利法人及びその他	1.7	2.0	0.7	1.0	0.9	1.1	1.1

※出所：韓国銀行

4) 産業別

製造業（9.1億ドル減）は赤字を記録したのに対し、サービス業（3.4億ドル）は黒字を記録した。製造業のうち、電機電子製品（4.9億ドル減）、化学製品・医薬品（2.5億ドル減）、その他運送装備（1.5億ドル減）が赤字を記録し、自動車・トレーラ（2.6億ドル）は黒字を記録した。また、サービス業のうち、卸売及び小売業（2.9億ドル減）が赤字を記録し、出版・映像・放送通信・情報サービス業（8.5億ドル）は黒字を記録した。

表154<産業別の知的財産権貿易収支の推移（I）>

	億ドル						
	2016	2017p	2016		2017p		2018p
	年間	年間	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
収支	-16.6	-19.9	-8.3	-8.2	-9.1	-10.9	-6.0
農林漁業	-0.0	-0.0	-0.0	0.0	-0.0	-0.0	-0.0
鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
製造業	-19.0	-13.2	-8.3	-10.7	-4.9	-8.4	-9.1
(電機電子製品)	(-19.9)	(-10.6)	(-10.4)	(-9.5)	(-2.9)	(-7.7)	(-4.9)
(化学製品・医薬品)	(3.0)	(-2.0)	(3.5)	(-0.5)	(-0.9)	(-1.1)	(-2.5)
(その他運送装備)	(-2.8)	(-2.0)	(-1.3)	(-1.5)	(-1.0)	(-1.0)	(-1.5)
(自動車・トレーラ)	(6.6)	(7.8)	(2.7)	(3.9)	(2.5)	(5.2)	(2.6)
電気、ガス、水道	-0.3	-0.0	-0.1	-0.1	-0.0	-0.0	-0.0
環境産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.0
建設業	1.1	0.4	-0.2	1.3	0.0	0.3	-0.1
サービス業	0.7	-7.2	-0.3	1.0	-4.3	-2.9	3.4
(卸売及び小売業)	(-5.5)	(-6.7)	(-3.6)	(-2.0)	(-3.7)	(-3.0)	(-2.9)
(出版・映像・放送通信 ・情報)	(9.3)	(2.6)	(4.8)	(4.5)	(1.0)	(1.6)	(8.5)
その他	0.8	0.1	0.6	0.2	0.0	0.0	-0.3

※出所：韓国銀行

表155<産業別の知的財産権貿易収支の推移（Ⅱ）>

億ドル

	2016	2017p	2016		2017p		2018p
	年間	年間	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
輸出	108.9	120.7	52.3	56.6	54.5	66.2	66.7
農林漁業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
製造業	57.5	62.6	29.2	28.3	27.4	35.2	32.6
（電気電子製品）	(40.3)	(49.0)	(18.8)	(21.5)	(21.3)	(27.8)	(26.7)
（化学製品・医薬品）	(5.5)	(1.3)	(4.6)	(0.9)	(0.7)	(0.5)	(0.2)
（その他運送装備）	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
（自動車・トレーラ）	(9.6)	(10.6)	(4.7)	(5.0)	(4.3)	(6.2)	(4.1)
電気、ガス、水道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
環境産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	1.7	0.8	0.1	1.6	0.2	0.6	0.2
サービス業	48.5	56.6	22.2	26.3	26.5	30.1	33.4
（卸売及び小売業）	(3.3)	(2.3)	(1.2)	(2.1)	(1.2)	(1.1)	(1.1)
（出版・映像・放送通信・情報）	(39.5)	(48.2)	(18.1)	(21.3)	(22.3)	(25.9)	(30.0)
その他	1.2	0.7	0.8	0.5	0.3	0.4	0.5
輸入	125.5	140.6	60.6	64.9	63.6	77.1	72.7
農林漁業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
製造業	76.5	75.8	37.5	39.0	32.3	43.5	41.7
（電気電子製品）	(60.2)	(59.6)	(29.2)	(31.0)	(24.2)	(35.5)	(31.6)
（化学製品・医薬品）	(2.5)	(3.3)	(1.1)	(1.4)	(1.6)	(1.7)	(2.7)
（その他運送装備）	(2.8)	(2.1)	(1.3)	(1.5)	(1.0)	(1.0)	(1.5)
（自動車・トレーラ）	(3.0)	(2.8)	(1.9)	(1.1)	(1.8)	(1.0)	(1.5)

電気、ガス、水道	0.3	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
環境産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	0.6	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3
サービス業	47.7	63.7	22.5	25.3	30.7	33.0	30.0
(卸売及び小売業)	(8.8)	(9.0)	(4.7)	(4.1)	(4.9)	(4.1)	(4.0)
(出版・映像・放送通 信・情報)	(30.2)	(45.6)	(13.3)	(16.9)	(21.3)	(24.3)	(21.4)
その他	0.5	0.6	0.1	0.3	0.3	0.3	0.8

※出所：韓国銀行

5) 取引相手国別

対米国（21.1億ドル減）、日本（5.3億ドル減）、ドイツ（2.3億ドル減）などでは赤字を記録したのに対し、対中国（16.1億ドル）、ベトナム（12.4億ドル）などでは黒字を記録した。

表156<取引相手国別の知的財産権貿易収支の推移>

億ドル

	2016	2017p	2016		2017p		2018p
	年間	年間	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
収支	-16.6	-19.9	-8.3	-8.2	-9.1	-10.9	-6.0
米国	-49.4	-46.6	-18.6	-30.8	-18.3	-28.2	-21.1
中国	20.4	19.8	8.3	12.1	10.0	9.8	16.1
日本	-3.1	-5.2	-2.4	-0.7	-2.5	-2.7	-5.3
イギリス	5.1	1.8	1.3	3.8	2.2	-0.5	-0.6
ドイツ	-3.6	-4.2	-1.9	-1.7	-2.7	-1.6	-2.3
その他	14.0	14.5	4.9	9.1	2.2	12.3	7.1
(ベトナム)	(18.4)	(24.0)	(8.7)	(9.8)	(11.4)	(12.5)	(12.4)
輸出	108.9	120.7	52.3	56.6	54.5	66.2	66.7
米国	13.9	20.6	8.0	5.9	8.1	12.5	11.4
中国	22.7	22.3	9.7	13.0	11.5	10.8	17.2
日本	5.1	4.1	2.4	2.7	2.2	1.9	2.1
イギリス	12.0	13.2	4.7	7.2	6.4	6.8	4.8
ドイツ	1.0	1.4	0.6	0.4	0.5	0.9	0.4
その他	54.2	59.2	26.9	27.3	25.8	33.4	30.8
(ベトナム)	(18.5)	(24.0)	(8.7)	(9.8)	(11.5)	(12.6)	(12.5)
輸入	125.5	140.6	60.6	64.9	63.6	77.1	72.7
米国	63.3	67.1	26.6	36.7	26.4	40.7	32.5
中国	2.3	2.5	1.3	1.0	1.5	1.0	1.1
日本	8.2	9.3	4.8	3.4	4.7	4.6	7.4

イギリス	6.9	11.4	3.5	3.4	4.2	7.2	5.4
ドイツ	4.6	5.6	2.5	2.1	3.1	2.5	2.7
その他	40.1	44.7	21.9	18.2	23.6	21.1	23.7
(ベトナム)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.1)	(0.1)

※出所：韓国銀行

3. 国際知的財産権保護指標

1) スイス国際経営開発院 (IMD)

スイス国際経営開発院 (International Institute for Management Development、IMD) は、経済及び非経済的要素をすべて含む複合的な概念の国家競争力を評価し、1989年から毎年「世界競争力年鑑」 (World Competitiveness Year book) を発表している。この指標は韓国における科学技術競争力の世界的位置を点検し、韓国における科学技術及び知的財産に関する政策策定と評価の基礎資料として活用できるため、大きな意味があると言える。

科学インフラ (Scientific Infrastructure) は、発展インフラの下位部門であり、研究開発投資、研究開発の人材、科学的環境、知的財産権などに関連する25項目の指標 (定量19項目、アンケート6項目) で構成されており、2018年における韓国の科学インフラ項目順位は7位で、前年度に比べ1段階上昇した。

知的財産権の保護情報は、スイス1位 (9.04/10)、デンマーク2位 (8.99/10)、フィンランド3位 (8.90/10)、オランダ4位 (8.54/10)、ドイツ5位 (8.54/10) の順であり、韓国は39位 (6.00/10) であった。

表157< IMDの韓国知的財産権保護指標 >

項目	評価指標	項目別順位						
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
科学 インフラ	出願人の国別特許出件数	4	4	4	4	4	4	4
	出願人の国別登録件数	4	4	4	4	4	4	4
	知的財産権の保護程度	31	40	41	27	38	44	39
	人口10万人当たりの出願人国籍別 権利有効の特許件数	6	2	4	3	3	3	3
	人口10万人当たりの出願人国籍別 の特許出願件数	2	3	4	3	3	3	3
科学インフラ競争力の順位		5	7	6	6	8	8	7
国家競争力の総合順位 (順位/全体)		22/59	22/60	26/60	25/61	29/61	29/63	27/63

※出所：韓国科学技術企画評価院、IMD 2018年世界競争力年鑑分析を参考に作成

2) 世界経済フォーラム (WEF)

世界経済フォーラム (World Economic Forum、WEF) は、世界競争力報告書 (Global Competitiveness Report) を通じて巨視経済、公共制度、技術などの多様な項目に対する各種統計と企業家を対象にしたアンケート調査を行い、国別の競争力順位を発表している。2018年にも世界競争力報告書 (Global Competitiveness Report 2017-2018) を通じて137カ国を対象に国家競争力の総合順位を発表した。このうちの知的財産権の保護順位は、スイスが1位 (6.6/7)、フィンランドが2位 (6.5/7)、ルクセンブルクが3位 (6.3/7)、シンガポールが4位 (6.2/7)、ニュージーランドが5位 (6.2/7) の順で、韓国は54位 (4.4/7) であった。

表158<WEFの韓国知的財産権保護指標>

評価指標	項目別順位	
	2016-2017	2017-2018
知的財産権保護順位	49	54
国家競争力総合順位 (順位/全体)	26/138	26/137

※出所：The Global Competitiveness Report 2017-2018を参考に作成

3) 世界イノベーション政策センター (GIPC)

世界イノベーション政策センター (Global Innovation Policy Center、GIPC) は、国際知的財産指数 (International IP Index) を通じて世界50カ国の知的財産保護環境及び執行レベルについて比較・分析した結果を発表している。国際知的財産指数 (International IP Index) は、国別に知的財産の保護及び執行に関する能力を測定し評価する知的財産保護指数であり、各国において知的財産権保護に向けて法制度及び手続きを改善・発展できるように激励することを目標にしている。

本報告書における調査対象は、世界銀行 (World Bank) が提示した大陸別・所得水準別の国家分類を包括しており、世界GDPの90%以上を占める50カ国である。評価項目及び方法は8カテゴリーで構成され、全体で40指標について評価する²⁸⁶。

2018年における知的財産指数の順位は、米国が6年連続1位を占めた。次いでイギリス (2位)、スウェーデン (3位)、フランス (4位)、ドイツ (5位) の順であり、日本は8位、韓国は11位であった。

表159<GIPCの韓国国際知的財産指数>

評価 カテゴリー	2015年		2016年		2017年		2018年		順位
	点数/指標数		点数/指標数		点数/指標数		点数/指標数		
①特許、関連権利及び制限	5.6	6*	5.25	6*	6.25	7*	7.5	8	2
②著作権、関連権利及び制限	4.99	6	4.74	6	4.99	6	5.99	7	6
③商標、関連権利及び制限	4.75	5	4.75	5	6.55	7	5.55	6	3
④営業秘密及び関連権利	2.1	3*	1.85	3*	2.6	4*	1.35	2	13
⑤IP資産事業化							1.75	3	15
⑥執行	4.49	6	4.73	6	4.92	7	5.01	7	13
⑦システム効率性	-	-	-	-	-	-	3.0	3	1
⑧国際条約の加入及び批准	2.0	4	2.0	4	3.0	4	3.0	4	15
総合点数	23.33	30	23.32	30	28.31	35	33.15	40	11
換算点数 (100点満点)	77.77		77.73		80.89		82.87		

※出所：韓国知識財産研究院、米国の世界イノベーション政策センター (GIPC)、国際知的財産指数2018：韓国の調査結果分析及び示唆点、深層分析報告書第2018-2号 (2018. 4. 19)

²⁸⁶ 既存の6つの評価 (特許、著作権、商標、営業秘密、執行、国際条約) に2つの評価範囲 (IP資産事業化、システム効率性) を新設し、6つの指標を追加で開発した。

※韓国は2015年2月に発行したGIPCの国際知的財産指数から調査対象国に含まれた。

※既存の①特許指標であった「医薬品に関する資料保護期間」は、2018年以降、④の営業秘密指標に移動したため、韓国知識財産研究院でこれに合わせて2015年～2017年の細部指標及び結果を作成した。

国家知識財産委員会 年次報告書 2018

発刊登録番号 12-B5528783-000027-10

発行日 2019年3月

発行元：国家知識財産委員会 知識財産戦略企画団

京畿道果川市官門路47（中央洞）政府果川庁舎5棟720号

ウェブサイト <http://www.ipkorea.go.kr>

Tel. 02-2110-2197